

平成25年9月

指宿市議会会議録

第3回定例会

指宿市議会会議録目次

平成25年第3回市議会定例会

会期日程	1
9月2日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第59号～議案第78号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第59号（質疑，委員会付託省略，表決）	19
議案第60号～議案第67号（質疑，決算特別委員会付託）	19
議案第68号～議案第78号（質疑，委員会付託）	20
新たに受理した陳情1件上程（委員会付託）	20
散 会	20

9月18日

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定による出席者	21
職務のため出席した事務局職員	22
開議	23
会議録署名議員の指名	23
議案第76号訂正の件	23
一般質問	23
前 田 猛 議員	23
1. がんばる農業者起業支援事業について	
2. 鳥獣被害対策について	

3. 農畜産物の消費拡大と地産地消について	
4. 自然災害に対する対策について	
5. 観光の振興について	
前之園 正 和 議員	34
1. なんのはな館の問題について	
2. 乳幼児等医療費，ひとり親家庭等医療費，重度身障者医療費について	
3. 教育行政について	
新川床 金 春 議員	48
1. 定住促進条例について	
2. 市内循環バスの活用について	
3. 市道古賀線の冠水対策について	
4. 指宿市清掃センターについて	
中 村 洋 幸 議員	60
1. 市の花・木・魚・鳥・蝶の制定について	
2. 道の駅の運営状況について	
六反園 弘 議員	70
1. 山川高校存続問題について	
2. 夏休み中の教職員の研修と環境整備について	
3. 永田川流域の休耕地活用の運動広場について	
延 会	80

9月19日

議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定による出席者	81
職務のため出席した事務局職員	82
開議	83
会議録署名議員の指名	83
一般質問	83
前 原 六 則 議員	83
1. 開聞地域の振興について	
2. ヒヨドリ被害の対策について	
3. TPP対策について	
4. 学校教職員の労働環境について	
西 森 三 義 議員	93
1. 農産加工組合存続について	
2. 安心・安全対策について	

3. 雇用対策について	
4. 猫の飼育指導について	
下柳田 賢 次 議員	103
1. 改正耐震改修促進法について	
2. 指宿港海岸整備について	
3. 指宿ジオパーク構想について	
高 田 チヨ子 議員	116
1. 安心・安全な生活のために	
浜 田 藤 幸 議員	125
1. 地域活性化について	
延 会	136

9月20日

議事日程	138
本日の会議に付した事件	138
出席議員	138
欠席議員	138
地方自治法第121条の規定による出席者	138
職務のため出席した事務局職員	139
開議	140
会議録署名議員の指名	140
一般質問	140
新宮領 進 議員	140
1. 行財政改革について	
2. 国民健康保険について	
3. なのはな館について	
4. 防災について	
田 中 健 一 議員	153
1. 環境美化作業等の今後の対策について	
2. 指宿中央家畜市場統廃合による市内関係者への影響について	
議会活性化等調査特別委員会調査結果報告（委員長報告、質疑）	160
陳情の取下げについて	165
散 会	165

9月26日

議事日程	166
本日の会議に付した事件	167
出席議員	167
欠席議員	167

地方自治法第121条の規定による出席者	167
職務のため出席した事務局職員	168
開議	169
会議録署名議員の指名	169
議案第68号（委員長報告，質疑，討論，表決）	169
議案第69号～議案第71号（委員長報告，質疑，討論，表決）	170
議案第72号（委員長報告，質疑，討論，表決）	171
議案第78号（委員長報告，質疑，討論，表決）	178
議案第73号及び議案第74号（委員長報告，質疑，討論，表決）	179
議案第75号～議案第77号（委員長報告，質疑，討論，表決）	180
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	181
閉会中の継続審査について	181
報告第3号及び報告第4号一括上程	181
提案理由説明	181
報告第3号及び報告第4号（質疑）	182
議案第79号上程	184
提案理由説明	184
議案第79号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	184
意見書案第2号及び意見書案第3号一括上程	191
意見書案第2号及び意見書案第3号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	191
意見書案第4号上程	191
提案理由説明	191
意見書案第4号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	193
発言取消申出の件	196
閉議及び閉会	197

平成25年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 25日間（9月2日～9月26日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
9月2日	月	本会議	・会期の決定 ・議案第59号～議案第78号一括上程（議案説明） ・議案第59号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第60号～議案第67号 （質疑，決算特別委員会付託） ・議案第68号～議案第78号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託）
3日	火	休 会	一般質問の通告限（12時）
4日	水	〃	
5日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
6日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
7日	土	〃	
8日	日	〃	
9日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
10日	火	〃	
11日	水	〃	
12日	木	〃	
13日	金	〃	
14日	土	〃	
15日	日	〃	
16日	月	〃	
17日	火	〃	
18日	水	本会議	・議案第76号訂正の件 ・一般質問
19日	木	〃	・一般質問
20日	金	〃	・一般質問
21日	土	休 会	
22日	日	〃	
23日	月	〃	
24日	火	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）

25日	水	〃	
26日	木	本会議	・ 議案第68号（委員会報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第69号～議案第71号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第72号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第78号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第73号及び議案第74号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第75号～議案第77号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 閉会中の継続審査について ・ 報告第3号及び報告第4号一括上程（説明） ・ 報告第3号及び報告第4号（質疑） ・ 議案第79号上程（説明） ・ 議案第79号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・ 意見書案第2号及び意見書案第3号一括上程 ・ 意見書案第2号及び意見書案第3号 （説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・ 意見書案第4号上程（説明） ・ 意見書案第4号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・ 発言取消申出の件

第3回指宿市議会定例会

開議 平成25年9月2日午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

1. 議事日程

- | | | |
|--------|------------|--|
| ○日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| ○日程第2 | 会期の決定 | |
| ○日程第3 | 議案第59号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| ○日程第4 | 議案第60号 | 平成24年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| ○日程第5 | 議案第61号 | 平成24年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| ○日程第6 | 議案第62号 | 平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| ○日程第7 | 議案第63号 | 平成24年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| ○日程第8 | 議案第64号 | 平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| ○日程第9 | 議案第65号 | 平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| ○日程第10 | 議案第66号 | 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| ○日程第11 | 議案第67号 | 平成24年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について |
| ○日程第12 | 議案第68号 | 指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について |
| ○日程第13 | 議案第69号 | 指宿市介護保険条例の一部改正について |
| ○日程第14 | 議案第70号 | 指宿市重度心身障害者医療費助成条例及び指宿市障害認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について |
| ○日程第15 | 議案第71号 | 指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例等の一部改正について |
| ○日程第16 | 議案第72号 | 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について |
| ○日程第17 | 議案第73号 | 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予 |

		算（第2号）について
○日程第18	議案第74号	平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
○日程第19	議案第75号	平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
○日程第20	議案第76号	平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
○日程第21	議案第77号	平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
○日程第22	議案第78号	平成25年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
○日程第23		新たに受理した陳情の上程（陳情第5号）

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 ちヨ子	8 番議員	新宮領 進
9 番議員	下川床 泉	10 番議員	中 村 洋 幸
11 番議員	前之園 正 和	12 番議員	物 袋 昭 弘
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	福 永 徳 郎
15 番議員	新川床 金 春	16 番議員	六反園 弘
17 番議員	前 田 猛	18 番議員	大 保 三 郎
19 番議員	下柳田 賢 次	21 番議員	松 下 喜久雄
22 番議員	森 時 徳		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美
健康福祉部長	野 口 義 幸	産業振興部長	高 野 重 夫
農 政 部 長	池 増 広 行	建 設 部 長	三 窪 義 孝
教 育 部 長	濱 田 悟	山 川 支 所 長	森 健 一
開 聞 支 所 長	下 吉 耕 一	建 設 部 参 与	上 谷 修
総 務 課 長	廣 森 敏 幸	財 政 課 長	中 村 孝
長寿介護課長	大久保 成 人	商工水産課長	中 村 俊 治
水 道 課 長	永 吉 道 博		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	福 山 一 幸	次長兼議事係長	岩 下 勝 美
主幹兼調査管理係長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

△ 開会及び開議

開議 午前10時09分

- 議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成25年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

- 議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び新宮領進議員を指名いたします。

△ 会期の決定

- 議長（森時徳） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月26日までの25日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月26日までの25日間と決定いたしました。

△ 議案第59号～議案第78号一括上程

- 議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第59号、人権擁護委員候補者の推薦について、から、日程第22、議案第78号、平成25年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、までの20議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

- 市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第3回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、人事に関する案件1件、決算に関する案件8件、条例に関する案件4件、補正予算に関する案件7件の計20件であります。

まず、議案第59号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地区の現委員であります松田貴久子氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏には平成22年4月から消費生活相談推進員として、市民の生活相談に携わっていることから、地域の実情に精通しており当該委員として適任者であると思っております。な

にとぞ、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次は、議案第60号、平成24年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第66号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの7議案であります。

この7議案は、一般会計ほか各特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

なお、決算附属書類をお示ししてありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第67号、平成24年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、平成24年度未処分利益剰余金7,406万2,498円のうち、3,700万円を減債積立金へ、また、3,700万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第68号、指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、財団法人指宿温泉まちづくり公社が一般財団法人に移行したことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第69号、指宿市介護保険条例の一部改正について、であります。

本案は、介護保険料の延滞金の割合に係る特例措置を改めるため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第70号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例及び指宿市障害認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第71号、指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例等の一部改正について、であります。

本案は、償還金及び保険料の延滞金の割合に係る特例措置を改めるため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第72号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ1億8,287万7千円を追加し、予算の総額を203億8,919万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第73号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出からそれぞれ1,534万1千円を減額し、予算の総額を76億6,589万円にし

ようとするものであります。

次は、議案第74号、平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ2,625万4千円を追加し、予算の総額を43億9,220万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第75号、平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出からそれぞれ35万円を減額し、予算の総額を4,573万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第76号、平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第77号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出からそれぞれ76万4千円を減額し、予算の総額を15億5,149万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第78号、平成25年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案の主な内容は、収益的支出から551万2千円を減額し、収益的支出額を6億5,983万1千円に、職員給与費から551万2千円を減額し、職員給与費額を1億2,680万8千円にしようとするものであります。

なお、議案第67号から議案第78号までの12議案の詳細につきましては、関係部課長等に説明させますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**総務部長（邊見重英）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

まず、議案第68号、指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公益法人制度改革関連3法が平成20年12月1日から施行され、平成20年11月30日までの公益法人は、平成20年12月1日から5年以内に新制度に移行することになり、これに伴い、財団法人指宿温泉まちづくり公社が平成25年4月1日から一般財団法人に移行したため、この条例の改正をしようとするものであります。

次は、提出議案の19ページをお開きください。

議案第72号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

別冊の平成25年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ1億8,287万7千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を203億8,919万7千円にしようとするものであります。第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業及び起債額の変更を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて、ご説明させていただきますが、今回の補正予算の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、特別職の給料減額、職員の育児休業や4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費改定に伴う人件費の増減と、7月1日からの職員給料減額支給措置に伴う人件費の減であります。

なお、各目の人件費につきましては、29ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要10ページから13ページにも記載しておりますので、併せてご覧ください。

それでは、13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節25積立金2億3,537万8千円の補正につきましては、平成24年度一般会計決算剰余金の一部を基金に積み立てるもので、今後の公債費償還の財源として減債基金に1億5,037万8千円を、公共施設の老朽化等に伴う今後の施設整備の財源として、公共施設整備基金に8,500万円を積立金として計上するものであります。

目7企画費、節19負担金補助及び交付金71万2千円の補正につきましては、県立山川高等学校の活性化と振興を図るため、山川高等学校活性化対策協議会が行う活性化対策事業に係る補助金を計上するものであります。

目8交通安全対策費、次のページを開けていただき、節15工事請負費383万7千円の補正につきましては、市道の区画線塗替え等に係る工事請負費を計上するものであります。

目12諸費、節19負担金補助及び交付金215万円の補正につきましては、地区安全灯の蛍光灯からLED化への変更申請の増に伴う市補助金を増額計上するものであります。

同じく節23償還金・利子及び割引料520万円の補正につきましては、個人市県民税及び法人市民税の過年度分修正申告等に伴う市税還付金及び加算金を増額計上するものであります。

項2徴税费、目2賦課徴収費、節13委託料105万円の補正につきましては、市税の延滞金に係る条例改正に伴うプログラム改修委託料を計上するものであります。

次のページの款3民生費、項1社会福祉費、次のページを開けていただき、目3老人福祉費、節8報償費から節12役務費までの合計10万5千円の補正につきましては、認知症サポート医を活用した認知症支援体制づくりモデル事業費を計上するものであります。

目6国民健康保険総務費、節28繰出金1,534万1千円の減額補正につきましては、国民健康保険特別会計の繰上充用金額の確定に伴い、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰出金を減額するものであります。

次のページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節4共済費の説明欄の賃金に係る社会保険料から節14使用料及び賃借料までの合計78万円の補正につきましては、保育士等の処遇改

善に係る事業費を計上するものであります。

同じく節18備品購入費25万円の補正につきましては、児童虐待防止対策事業費補助金の交付内示があったことから、児童相談業務用パソコン等の備品購入費を計上するものであります。

目2児童措置費、節20扶助費2,256万8千円の補正につきましては、保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付内示に伴う保育士等の賃金改善に係る県補助金を計上するものであります。

18ページをお開きください。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、節1報酬と節4共済費の説明欄の報酬に係る社会保険料の合計74万6千円の補正につきましては、一般廃棄物指導員の雇用期間延長に伴う報酬等を増額計上するものであります。

目2塵芥処理費、節13委託料709万3千円の補正につきましては、清掃センターの昭和63年炉解体に伴うPCBを含む電気機器の処理委託料を計上するものであります。

同じく節15工事請負費4,337万6千円の補正につきましては、清掃センターの昭和63年炉解体に伴い、現在稼働中の平成10年炉と共有設備となっていた給水や燃料供給、電気設備等の仮設工事に係る工事請負費を計上するものであります。

次のページの款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節4共済費の説明欄の賃金に係る社会保険料から節19負担金補助及び交付金までの合計175万8千円の補正につきましては、耕作放棄地の状況や意向の調査を行い、農地集積を図るための耕作放棄地解消推進事業費を計上するものであります。

目3農業振興費、節4共済費から節12役務費までの合計46万3千円につきましては、人・農地プラン作成事業費に係る事務費の交付内示があったことから、筆耕賃金等の事業費を計上するものであります。

20ページをお開きください。

同じく節19負担金補助及び交付金2,873万8千円の補正につきましては、「かごしま園芸産地整備事業」として、いぶすき農業協同組合が申請していたソラマメ予冷库整備に対する県補助金1,495万5千円と、中心経営体等施設整備事業として9農家が申請していた農業用機械購入等に対する県補助金1,378万3千円を計上するものであります。

目6農地費、節13委託料218万9千円の補正につきましては、農道等の維持管理に係る委託料を増額計上するものであります。

項2林業費、目2林業振興費、節19負担金補助及び交付金123万4千円の補正につきましては、森林整備・林業木材産業活性化推進事業を活用した高性能林業機械等導入に係る事業費が確定したことから、県補助金を増額計上するものであります。

次のページの款6商工費、項1商工費、目3観光費、節19負担金補助及び交付金50万円の補正につきましては、「伊能図フロア展 in 指宿」開催事業に係る市負担金を計上するものであります。

目4温泉施設費、節11需用費72万8千円の補正につきましては、ヘルシーランドとレジャー

センターの設備機器の故障対応等により、施設維持費等の予算不足が見込まれることから、増額計上するものであります。

22ページをお開きください。

目5公園管理費、節11需用費187万5千円の補正につきましては、山川・開聞地域の市有地維持管理に使用している車両の修繕料と、池田湖遊園地等の老朽化している遊具及びフェンス等の改修に係る施設維持費等を計上するものであります。

款7土木費、項1土木管理費、目2建築指導費、節19負担金補助及び交付金580万9千円の補正につきましては、がけ地近接等危険住宅移転に伴う借入金利子補給に係る事業補助金を計上するものであります。

項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費175万円の補正につきましては、弥次ヶ湯通り線の事業見直しに伴う工事請負費を増額計上するものであります。

同じく節19負担金補助及び交付金170万円の補正につきましては、2地区からの申請のあった認定外道路整備事業に係る市補助金を計上するものであります。

目3道路新設改良費、次のページの節15工事請負費1,600万円の減額補正につきましては、二反田川筋線等の社会資本整備交付金事業の事業採択に伴う補助事業の増額1,600万円と、弥次ヶ湯通り線の事業見直しに伴う単独事業の減額3,200万円を計上するものであります。

項3河川費、目1河川総務費、節15工事請負費220万円の減額と節17公有財産購入費220万円の増額につきましては、秋元川の河川改修工事の事業用地の確保が必要となったことから、予算の組替えをするものであります。

同じく節19負担金補助及び交付金50万円の補正につきましては、小牧川の砂防施設整備について、県の事業採択があったことから、市の負担金を計上するものであります。

24ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金47万1千円の補正につきましては、指宿南九州消防組合が購入する自動心マッサージ器購入に伴う構成市負担金を計上するものであります。

款9教育費、項1教育総務費、次のページの目3教育振興費、節4共済費から節9旅費までの合計37万1千円の補正につきましては、子宮頸がんワクチン接種により健康被害を受けた生徒を支援するため、特別支援教育支援員配置事業費を増額計上するものであります。

項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料の説明欄の投資的委託料50万円と節15工事請負費196万円の補正につきましては、山川小学校給水配管改修工事に係る実施設計委託料と工事請負費を計上するものであります。

同じく節13委託料の説明欄のその他委託料139万9千円の補正につきましては、校務用パソコンのオペレーションシステムをウインドウズセブンへアップグレードするための委託料を計上するものであります。

目2教育振興費、節18備品購入費108万4千円の補正につきましては、理科教育設備整備費等補助金の交付決定があったことから、備品購入費を増額計上するものであります。

項3中学校費，目1学校管理費，節13委託料77万7千円の補正につきましては，校務用パソコンのオペレーションシステムをウィンドウズセブンへアップグレードするための委託料を計上するものであります。

26ページをお開きください。

目2教育振興費，節18備品購入費84万1千円の補正につきましては，理科教育設備整備費等補助金の交付決定があったことから，備品購入費を増額計上するものであります。

項4高等学校費，目1学校管理費，節11需用費52万8千円の補正につきましては，管理棟の防火扉改修等に伴う施設維持費を計上するものであります。

同じく節15工事請負費88万2千円の補正につきましては，武道館の照明設備改修に伴う工事請負費を計上するものであります。

目2教育振興費，節9旅費24万8千円の補正につきましては，ソフトテニス部等が九州大会，全国大会に出場し，今後予定されている大会への教師の引率旅費が不足する見込みであることから旅費を増額計上するものであります。

同じく節14使用料及び賃借料38万3千円の補正につきましては，第2情報処理室パソコン機器等の機器更新に係る賃借料を計上するものであります。

次のページの項7保健体育費，目2社会体育施設費，節11需用費と節19負担金補助及び交付金の合計143万7千円の増額と節15工事請負費の143万7千円の減額補正につきましては，体育施設の空調機等の緊急故障対応により，施設維持費が不足する見込みであること，また，建設中の指宿地域体育施設屋外トイレの水道口径の変更に伴い，給水負担金が不足する見込みであることから，工事請負費から予算を組替えるものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，11ページをお開きください。

款14国庫支出金1,443万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金を計上するものであります。

款15県支出金5,779万2千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する負担金，補助金及び委託金を計上するものであります。

款18繰入金9,932万6千円の減額補正につきましては，介護保険特別会計からの繰入金1,347万7千円を計上するとともに，今回の補正予算の財源調整として財政調整基金へ1億1,280万3千円を繰戻しするものであります。

款19繰越金2億3,537万7千円の補正につきましては，平成24年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴い，純繰越金を増額計上するものであります。

12ページをお開きください。

款20諸収入4千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しのその他雑入を計上するものであります。

款21市債2,540万円の減額補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，市債の減額と追加を計上するものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○**健康福祉部長（野口義幸）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の12ページをお開きください。

まず、議案第69号、指宿市介護保険条例の一部改正について、であります。

本案は、現在の低金利状況を踏まえ、市税等における延滞金の利率の見直しに合わせて、介護保険料の延滞金の割合に係る特例措置を改めるため、この条例の所要の改正をしようとするものです。

改正の主な内容につきましては、指宿市介護保険条例附則第8項に規定する、延滞金の割合の特例を当分の間、介護保険条例第9条第1項に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては、その年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とするものです。ただし、当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合とするものです。附則において、この条例の施行期日を平成26年1月1日としているところであります。また、経過措置において、改正後の指宿市介護保険条例附則第8項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日以前の期日に対応するものについては、なお従前の例によるとするものです。

次は、提出議案の14ページをお開きください。

議案第70号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例及び指宿市障害認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことにより、これらの条例中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次は提出議案の16ページをお開きください。

議案第71号、指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例等の一部改正について、であります。

本案は、指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例、指宿市国民健康保険出産費資金貸付基金条例及び指宿市後期高齢者医療に関する条例の延滞金の割合に係る特例措置を改めるため、この条例の所要の改正をしようとするものです。

改正内容については、議案第69号、指宿市介護保険条例の一部改正について、でご説明いたしました内容と同様でございます。

次は、提出議案の20ページをお開きください。

議案第73号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であ

ります。

別冊の平成25年度補正予算書の33ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ1,534万1千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を76億6,589万円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明申し上げますので、42ページをお開きください。

款3前期高齢者納付金、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金30万6千円、目2前期高齢者関係事務費拠出金1万円、款4後期高齢者支援金、項1後期高齢者支援金等、目2後期高齢者関係事務費拠出金8千円の合計32万4千円は、いずれも高齢者医療制度の事業支払通知に伴い予算不足が生じたため、款4後期高齢者支援金、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金から組替えをするものでございます。

款13前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金1,534万1千円の減額補正につきましては、平成24年度国民健康保険特別会計の決算に伴い、減額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、41ページをお開きください。

款9繰入金1,534万1千円の減額補正につきましては、前年度繰上充用金の確定に伴い、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次は、提出議案の21ページをお開きください。

議案第74号、平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

平成25年度補正予算書の43ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ2,625万4千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を43億9,220万5千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、52ページをお開きください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費から項6特定入所者介護サービス等費までは、平成24年度の介護給付費等が確定したことから、財源の組替えをするものであります。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金及び還付加算金1,277万7千円の補正につきましては、平成24年度介護給付費等の確定によります国、県、社会保険診療報酬支払基金への返納金であります。

款7繰出金、項1一般会計繰出金、目1一般会計繰出金1,347万7千円の補正につきましては、平成24年度介護給付費等の確定によります一般会計への返納金であります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、51ページをお開きください。

款3国庫支出金210万2千円に補正につきましては、平成24年度介護給付費の確定に伴う国庫負担金の追加交付金の計上であります。

款7繰入金3,546万円の減額補正につきましては、平成24年度介護給付費の確定に伴い国庫

支出金の追加交付や前年度繰越金が増額計上されることから、基金繰入れを減額するものがあります。

款8繰越金5,961万2千円につきましては、平成24年度の決算に伴う前年度繰越金であります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**産業振興部長（高野重夫）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の22ページをお開きください。

まず、議案第75号、平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成25年度補正予算書の55ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から35万円を減額し、歳入・歳出予算の総額を4,573万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、64ページをお開きください。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費、節2給料から節4共済費までの人件費の減額補正につきましては、4月1日に行いました人事異動に伴う増が28万4千円と、7月1日からの職員給料減額支給措置に伴う減が63万4千円であります。整理後の人件費につきましては、65ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、63ページをお開きください。

款5繰入金35万円の減額補正につきましては、人件費の減に伴い、財源調整としまして財政調整基金からの繰入れを減額するものでございます。

次は、提出議案の23ページをお開きください。

議案第76号、平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成25年度補正予算書の69ページをお開きください。

補正の内容は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするもので、予算総額2億2,693万7千円に変更はありません。

それでは、歳出予算についてご説明いたしますので、76ページをお開きください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節2給料から節4共済費までの人件費の減額補正につきましては、4月1日に行いました人事異動に伴う減が18万5千円と、7月1日からの職員給料減額支給措置に伴う減が115万円であります。整理後の人件費につきましては、補正予算書77ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。詳細についての説明は割愛させていただきます。

節25積立金133万5千円の増額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整といた

しまして、唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を133万5千円増額するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**建設部長（三窪義孝）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の24ページをお開きください。

議案第77号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊平成25年度補正予算書の81ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から、それぞれ76万4千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を15億5,149万7千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明いたしますので、90ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上いたしております。これにつきましては、4月1日に行われました人事異動に伴う増が45万4千円と、7月1日からの職員給料減額支給措置に伴う減が121万8千円であります。

なお、各目の人件費につきましては、91ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛をさせていただきます。

次は、歳入についてご説明いたしますので、89ページをお開きください。

款4繰入金76万4千円の減額補正は、今回の補正予算の財源であります一般会計からの繰入金を減額するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**水道課長（永吉道博）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の9ページをお開きください。

議案第67号、平成24年度指宿市水道事業決算の認定及び剰余金処分について、であります。

平成24年度指宿市水道事業会計決算書及び剰余金の処分計算書の7ページをお開きください。

水道事業報告書の総括事項のうち、業務量についてですが、年度末における給水人口は4万3,814人、給水件数は2万8,079件となりました。また、年間配水量は762万1,026^m³、給水量は665万6,623^m³で、有収率は87.35%となりました。

次に、建設改良事業ですが、新設工事については、原水及び浄水施設整備費により、小雁渡浄水場配水池基礎及び緩速ろ過池取壊し工事など10件1億2,838万9千円を、配水施設整備費により、森松鰻線配水管新設（1工区）工事など15件6,131万9千円を実施してまいりました。また、改良工事は、原水及び浄水施設整備費により、小雁渡浄水場内配管布設替工事

など2件1,489万円を、配水施設整備費により、浜児ヶ水長迫西線配水管布設替工事など8件8,412万7千円の計2億8,872万5千円を実施してまいりました。

次に、決算状況についてご説明いたしますので、1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益は、予算額7億5,110万2千円に対し、決算額は7億5,576万2,629円で、予算額に対し466万629円の増となりました。

なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり、3,584万150円の仮受消費税が含まれております。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額6億6,758万4千円に対し、決算額は6億6,728万462円で、不用額が30万3,538円となりました。不用額の主なものは、営業費用における修繕費、材料費、薬品費及び予備費であります。

なお、決算額には備考欄にお示しのとおり、628万8,879円の仮払消費税が含まれております。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入は、予算額2億1,526万5千円に対し、決算額は2億1,526万5,500円となりました。

なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり、8万500円の仮受消費税が含まれております。

支出の第1款資本的支出は、予算額4億4,871万7千円に対し、決算額は4億4,522万3,513円で、不用額が349万3,487円となりました。不用額の内訳は、建設改良事業における入札執行残及び予備費等でございます。

なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり、1,475万803円の仮払消費税が含まれております。

また、表外にお示しのとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2億2,995万8,013円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,461万5,018円、当年度分損益勘定留保資金2億1,534万2,995円で補てんいたしました。

次に、3ページの損益計算書をお開きください。

損益計算書は、1会計年度内における企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に発生したすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生経緯を表示した報告書でございます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きで表示することとなっておりますので、先ほどご説明いたしました決算報告書の数値とは異なってまいります。

まず、給水収益である水道料金や、その他の営業収益である手数料など、営業収益の計7億977万6,686円から、主たる事業活動のために生じる営業費用の計5億7,886万2,551円を控除した1億3,091万4,135円が営業利益となります。営業利益に事業の経常的活動以外の原因から生じる、営業外収益の計1,012万4,497円を加算した額から、企業債利息など営業外費用の計6,551万4,865円を控除した7,552万3,767円が経常利益となります。

次に、経常利益に期間外の水道料金調定額である特別利益2万1,428円を加算した額から、

過年度過誤納還付金や不納欠損金などの特別損失209万2,438円を控除した7,345万2,757円が当年度純利益となります。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金60万9,741円を加算した7,406万2,498円となりました。

次に、4ページをお開きください。

ページの下段の表になりますけれども、平成24年度指宿市水道事業剰余金処分計算書についてご説明いたします。

当年度未処分利益剰余金7,406万2,498円の処分でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て定める減債積立金に3,700万円、建設改良積立金に3,700万円を積み立て、残額6万2,498円を翌年度へ繰越ししようとするものであります。

次は、提出議案の25ページをお開きください。

議案第78号、平成25年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を551万2千円減額し、水道事業費用を6億5,983万1千円に、営業費用を5億8,340万6千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び7月1日からの職員給料減額支給措置に伴う人件費の減額であります。

次に、第3条におきまして、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を551万2千円減額し、1億2,680万8千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に説明書として、実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時38分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（邊見重英） 議案第76号、平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）の中に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

内容について申し上げます。補正予算書69ページ、本文中ですけれども、平成25年度指宿市の唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとしてございます。この（第2号）というのが誤りでございます。正しくは（第1号）でございます。おわびを申し上げ、訂正をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森時徳） ただいまの申し出を議長において許可いたします。

△ 議案第59号（質疑，委員会付託省略，表決）

○議長（森時徳） まず，議案第59号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号は，委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，議案第59号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，議案第59号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，議案第59号は，同意することに決定いたしました。

△ 議案第60号～議案第67号（質疑，決算特別委員会付託）

○議長（森時徳） 次は，議案第60号から議案第67号までの8議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第67号までの8議案については，委員会条例第6条の規定により9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し，これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，議案第60号から議案第67号までの8議案は，9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し，これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については，委員会条例第8条第1項の規定により，西森三義議員，浜田藤幸議員，新宮領進議員，下川床泉議員，中村洋幸議員，福永徳郎議員，新川床金春議員，六反園弘議員，松下喜久雄議員，以上9名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時54分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に中村洋幸議員，副委員長に西森三義議員がそれぞれ互選されましたので，報告いたします。

△ 議案第68号～議案第78号（質疑，委員会付託）

○議長（森時徳） 次に，議案第68号から議案第78号までの11議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号を除く10議案については，お手元に配布いたしております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第72号については，各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△ 新たに受理した陳情1件上程（委員会付託）

○議長（森時徳） 次は，日程第23，新たに受理した陳情1件を議題といたします。

陳情1件については，お手元に配布の陳情文書表のとおり文教厚生委員会に付託いたします。

休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（森時徳） 以上で，本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 高 田 チヨ子

議 員 新宮領 進

第3回指宿市議会定例会会議録

開議 平成25年9月18日午前10時00分

〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第76号訂正の件
- 日程第3 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井 元 伸 明	2番議員	西 森 三 義
3番議員	浜 田 藤 幸	4番議員	高 橋 三 樹
5番議員	田 中 健 一	6番議員	木 原 繁 昭
7番議員	高 田 チヨ子	8番議員	新宮領 進
9番議員	下川床 泉	10番議員	中 村 洋 幸
11番議員	前之園 正 和	12番議員	物 袋 昭 弘
13番議員	前 原 六 則	14番議員	福 永 徳 郎
15番議員	新川床 金 春	16番議員	六反園 弘
17番議員	前 田 猛	18番議員	大 保 三 郎
19番議員	下柳田 賢 次	21番議員	松 下 喜久雄
22番議員	森 時 徳		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美

健康福祉部長	野口義幸	産業振興部長	高野重夫
農政部長	池増広行	建設部長	三窪義孝
教育部長	濱田悟	山川支所長	森健一
開聞支所長	下吉耕一	建設部参与	上谷修
総務課長	廣森敏幸	市長公室長	川路潔
財政課長	中村孝	市民協働課長	馬場久生
環境政策課長	井出久成	長寿介護課長	大久保成人
地域福祉課長	今柳田浩一	商工水産課長	中村俊治
農政課長	宮崎英世	耕地林務課長	澤山重蔵
学校教育課長	瀬戸山稔		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼議事係長	岩下勝美
主幹兼調査管理係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

△ 開 議

開議 午前10時04分

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において下川床泉議員及び中村洋幸議員を指名いたします。

△ 議案第76号訂正の件

○議長（森時徳） 日程第2、議案第76号訂正の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9月2日の会議における議案第76号に関する予算説明書訂正の件については、別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号訂正の件は承認することに決定いたしました。

△ 一般質問

○議長（森時徳） 次は、日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前田猛議員。

○17番議員（前田猛） おはようございます。17番前田でございます。一般質問のトップでございます。どうかよろしくお願いします。

9月14日午後2時、新型固体燃料ロケットイプシロンが内之浦宇宙空間観測所から打ち上げられ成功しました。衛星は内之浦にある岬、火崎にちなみひらがなのひさきと命名されたそうです。日本の新型ロケットHⅡA以来、10年振りの打ち上げに、心からの拍手を送り、喜ぶたいものです。

それでは、先に通告いたしましたとおり、1. がんばる農業者・起業支援事業について、2. 鳥獣被害対策について、3. 農畜産物の消費拡大と地産地消について、4. 自然災害に対する対策について、5. 観光の振興についてということで5項目の質問をしたいと思います。

さて、指宿市行財政改革行動計画第2次集中改革プラン決定版によりますと、普通交付税の合併算定替終了による上乗せ措置額の段階的な削減、また、扶助費の社会保障関係費の増加など、財政状況を取り巻く厳しい環境は避けられない状況です。まちづくり事業や基金造成に活用した合併特例事業債及び過疎対策事業債など、公債費の償還ピークが重なり、平成28

年度からは、大きな財源不足が発生する見込みとなっております。このような状況を踏まえ、1. 歳入の確保の中で5項目、歳出の抑制で4項目、3. その他で4項目を重点的な取り組みとして位置づけ、持続可能な財政運営を目指すとしてあります。重点的な取組項目は今後、鋭意努力していかねばならないと思いますが、歳入の確保という面から、本市の産業を強力に発展させることが好影響を与える一つの要因になるのではないかと考えております。そこで、農業と観光産業を、今後更に大きく発展させることが重要であります。この基幹産業の本年度の取組状況とこれからの考え方、方向性について質問をしていきたいと思ひます。

まず、1. 頑張る農業者、起業支援事業について。頑張る農業者、起業支援事業については、本年度の新規事業であり、重点事業でもあるようですが、現在までの取組状況とその考え方を伺ひます。

次に、6次産業化を進める場合、機械や施設整備、新商品の開発、販路拡大等に多額の資金を要すると思ひますが、事業者への資金援助等、どのように考えているのですか。

2. 鳥獣被害対策について。鹿児島県内で平成24年度に発生した鳥獣被害額は約8億1,000万円で、前年度に比べて26%と大幅に増加したことが発表されました。本年度における鳥獣被害防止対策の取組方針はどのようになっていますか。

3. 農畜産物の消費拡大と地産地消について。国民1人当たりの野菜・果実の摂取量は厚生労働省等の目標より少ないと聞いていますし、特に、若年層において、野菜及び果実の摂取量が少ない状況のようです。国民に、もっと野菜・果実を食べるような売り込み、PR活動を行い、消費拡大に努めることはできないのか。また、本市は年間を通じて豊富な野菜・果実が生産されていますが、農畜産物のトップセールスによる取り組みを更に強化する必要があると思ひますが、この取組状況はどのようになっていますか。

4. 自然災害に対する対策について。近年、地球温暖化による自然災害で農業への影響が更に広がってきています。影響を軽減する対策、調査研究を進めることが必要であります。今年の夏も広い範囲で猛暑となり、局地的な豪雨、竜巻の発生があり、異常気象だったと位置付けているようです。このことは、国民生活をはじめ、農業にも大きな損害を与えております。地球温暖化による異常気象に対する県・国の農業における調査研究の方向性は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

最後に、5. 観光の振興について。指宿市観光戦略ビジョンが示されました。これを機に更なる観光指宿の発展を大いに期待したいと思ひます。観光の状況は、社会や経済情勢で大きく変動するようですが、本年度の前半における入込観光客数、宿泊客数はどのような状況ですか。

第1回目の質問をこれで終わります。

○市長（豊留悦男） まず、頑張る農業者への起業支援事業等についてご質問をいただきました。今年度の農政推進施策の一環といたしまして、がんばる農業者・起業支援事業を実施しているところですが、この事業の目的は農業を1次産業として終わらせるのではなく、2次産業としての加工活動や3次産業としての販売まで農業者自らが取り組む活動であります

とか、商工業や観光業と連携した取り組みを推進することによりまして、農家所得の向上と雇用機会の拡大を図ろうとするものであります。現在までの取組状況についてでございますが、広報・啓発活動といたしまして、本年8月28日にいぶすき農業支援センターにおきまして6次産業化に取り組もうとする意欲のある方々を対象に、6次産業化講演会を開催させていただきました。また、今後の予定といたしまして9月26日には、葉っぱビジネスの仕掛け人として全国的に有名でございます徳島県上勝町の横石知二氏をお招きし、講演会を開催する予定でございます。さらに、6次産業化に取り組む起業家グループの育成支援策といたしまして、6次産業化に関するサポートを株式会社鹿児島経済研究所に委託し、セミナー形式での専門家の指導・助言活動を今年度中に、4回程度実施しているところでございます。

次に、農畜産物の消費拡大の取組強化についてのご質問をいただきました。農畜産物の消費拡大を図るための取り組みといたしましては、市・県・JAの担当で構成します農産物三者連携PR会議を設置し、指宿の豆・マメ・まめ祭りの開催でありますとか、各種イベントの開催時に農産物や特産物をPRする活動を実施しているところでございます。また、指宿産農畜産物の食材シートを作成して、広報紙や公式ホームページで情報発信を図るなど、消費拡大の取り組みに努めているところでもございます。更に、都市圏におけるトップセールスによる地場産品のPRや売り込み活動も積極的に実施しているところでございますが、今年4月から商工水産課の中に特産品振興係を設置いたしまして、一層の機能強化を図ったところでございます。

なお、いぶすき農業協同組合におかれましても、首都圏や福岡市など大都市における野菜類を中心としたPR活動や、鹿児島市のおいどん市場における試食販売活動など、独自の販売促進の取り組みをいただいているところでございます。これらの消費拡大の取り組みにより、一定の成果は得られてきていると思いますけれども、今後とも行政・民間一体となって農林水産物の消費拡大に努めてまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

○**農政部長（池増広行）** がんばる農業者・起業支援につきまして、事業者への資金援助等についてのおたずねでございました。6次産業化に取り組む事業者への支援策についてでございますが、6次産業化を推進する上では、加工技術の習得やパッケージデザイン、販売価格の設定、販売方法など、様々な検討課題がございます。本年度はこれから6次産業化に取り組もうとする方々に、これらの課題を解決していただくための支援策といたしまして、指宿市ががんばる農業者起業支援事業補助金交付要綱を定め、加工研修や新たな販路を開拓するための研修等に要する交通費の一部を助成する制度を設けたところでございます。

なお、補助の内容といたしましては、研修に要した交通費の2分の1以内で、1人当たり3万円を上限としているところでございます。

次に、鳥獣被害対策について。本年度の鳥獣被害防止対策の取組方針についてお尋ねをいただきました。鳥獣被害防止対策については、平成25年度に鳥獣被害防止対策協議会を設立し、鳥獣被害防止に関する啓発・周知、鳥獣被害対策に関する集落研修会、鳥獣捕獲及び被

害防止の取り組みへの支援などを行っております。被害防止のための取り組みといたしましては、鳥獣捕獲のためのカラス用の箱わな、イノシシ用箱わな、小動物用箱わなを導入して、各地区猟友会へ捕獲を依頼する計画です。また、イノシシ用電気柵を導入し、農家自ら被害防止に取り組んでいただくことにしているところでございます。

次に、自然災害に対する対策ということでございます。地球温暖化等により、自然災害に対する調査研究の方向性についてというお話の中で、集中豪雨等のお尋ねもございました。農地の保全について、今、異常気象で集中豪雨等で農地の流出、また、法面の崩壊と、様々な状況も発生しているところでございます。それに対しまして、本市といたしましては、県にお願いしながら、県事業でありますシラス対策事業等を今進めているところでございます。また、農業生産に対する温暖化対策についてでございますが、県の調査研究によりますと、地球温暖化に伴う生産環境の変化により、生産が不安定となるなど、農業生産は様々な影響を受けてきているようでございます。現在、定着している生産技術などでは、今後、収量・品質が更に不安定となり、適期作業時期が変化するなど、影響の拡大が懸念されております。これらの影響の回避・軽減、適用作などを行うため、技術面での解決が必要と報告されているところでございます。これらに対しまして、県の調査研究の方向性としていたしましては、温暖化に対応した野菜・果樹の生産安定技術を確立すること、また、温暖化を利用した低コスト栽培技術の確立に向けて実験・実証などを行いながら、新たな技術の開発を行うことなどを打ち出して取り組んでいるところでございます。

○**産業振興部長（高野重夫）** 観光の振興について。本年度前半における入込観光客数、宿泊者数についてでございますが、現段階では6月までの把握となっております。4月から6月までの3か月間の入込客数については77万6,484人、宿泊客数は19万4,882人となっております。また、ゴールデンウィーク期間中の宿泊については、指宿市観光協会、ホテル・旅館等から聞き取りをしましたところでは、例年と同じようにほぼ満室であったと聞いております。

○**17番議員（前田猛）** ありがとうございます。それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

がんばる農業者・起業支援事業について、今、それぞれ説明がありましたけれども、6次産業については、流通、商品販売をいかに進めるかということが最も重要だと言われているようです。このことに支援、指導体制はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○**農政部長（池増広行）** 6次産業化において、マーケティングの部分は、経営の安定という観点から大切な要素になってまいります。現在、取り組んでおりますががんばる農業者・起業支援事業の一環といたしましては、委託業務によりセミナーや個別相談を実施することとしております。この中で、委託先の株式会社鹿児島経済研究所の専門家による販路に関する指導・助言業務も組まれているところでございます。また、市の支援体制といたしましては、今年4月の機構改革によりまして、商工水産課内に特産品振興係を設置いたしました。先日の新聞にも記事がありましたが、その目的はまさしく、農林水産物やそれらの加工品、更には工芸品につきましても、一元的に県内外にPRを行うとともに、各種商談会や物産展への参加によって販路拡大を図ろうとするものであります。これまで、東京のかごしま遊楽館、大阪の

京セラドーム、福岡天神での農産物加工品のPR販売等を実施してきております。今後も特産品振興係を中心にPR活動や販路開拓に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○17番議員（前田猛） 次に、6次産業を進める場合には、多くの事業者、例えばJAとか、食品業者、あるいは観光業者などとの連携が必要になると考えられますが、どのようになっているのか、どのような連携をやっているのかをお願いしたいと思います。

○農政部長（池増広行） 6次産業化の一つの手法といたしまして、自分たちの苦手な部分は、専門家に任せる、あるいは、連携して取り組むということは有効な手段であろうかと思っております。また、観光の部分と一体となって本市の農林水産物や特産品をPRしたり、農業や漁業の体験を通して1次産業に関する理解を深めていただいたりすることは、大切な要素であろうかと思っております。そこで、がんばる農業者・起業支援事業で開催する講演会やセミナー等では、参加対象者を農業者に限定せず、商工業者や観光関係者等、6次産業化やグリーン・ツーリズムに関心のある方など、多業種の方にご参加いただけるよう案内しているところでございます。

なお、JAとの連携でありますとか、農家の比較的苦手な部分である、加工品の商品化や販売方法に関する商工会議所等との連携策など、今後とも関係機関・団体と協力しながら、6次産業化を進めるための体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

○17番議員（前田猛） そういうことで、十分連携を取っていただければと思います。

それから、今、いろいろお話を聞いたわけですがけれども、県内における6次産業の動きはどのようになっているのか、先進事例があればお示し願いたいと思います。

○農政部長（池増広行） 一言で6次産業化と申しましても様々な形態がございます。例えば、本市の指宿市農産加工組合や小牧農産加工組合で実践されているオクラ漬けやビワ加工の取り組みも6次産業化の事例と言えるかと思っております。また、最近ではオクラ・スモモの加工やオリジナルの砂糖・塩の製造販売に取り組む方もあり、市内関係者の新たな動きも始まってきております。県内におきましても、様々な6次産業化の動きがございますが、平成24年度6次産業化の認定を受けたのは、現在の24年度から25年度の現在の状況では46団体がございますが、その中で、事例といたしましては、鹿屋市に株式会社オキスという農業生産法人がございまして、自社生産によるゴボウやショウガ、大根、人参等の乾燥野菜の加工に取り組まれているようでございます。そのほかに、南さつま市の清木場果樹園では、キンカンやデコボンの減農薬栽培に取り組み、また、ジュースやジャムなどの加工を行う際には、保存料を一切使用しない安心・安全な特産品づくりに努め、首都圏での販売や楽天市場等と連携したインターネットショッピングにより、販売戦略を展開して成功を収めているという事例がございます。これらの先進事例を参考にさせていただきながら、本市においても6次産業化の取り組みが活発化するよう、更に取り組んでまいりたいと思っております。

○17番議員（前田猛） どうもありがとうございます。他市における6次産業化の先進事業を聞きました。本市でもこれから、積極的な取り組みを期待したいと思います。TPP交渉など、

農業を取り巻く情勢は大きく変わりつつあります。このような中、6次産業化による競争力ある産地づくりが不可欠です。これから、是非この事業を強力に推進していくことを要望しておきます。

以上で、がんばる農業者・起業支援については終わりたいと思いますが、次に、鳥獣被害対策についてですけれども、私ども指宿地方では、ヒヨドリの被害が大きいわけですが、そのヒヨドリ対策についてです。防鳥ネットの設置も考えておりますけれども、費用と手間が掛かりまして、特に、キャベツ・グリーンボールにおいては、コスト高ということになるようでございます。一層進んだ研究に取り組むことはできないのか、その点、どのように考えているかお願いしたいと思います。

○**農政部長（池増広行）** ヒヨドリの被害を防ぐための方法は、幾つか挙げられます。例えば、被害発生を予想して、猟友会に捕獲の依頼をする方法、また、農家が行う方法として、色付きテープやテグスをほ場に張り巡らしたり、反射シートを吊り下げたり、大きな音を出す爆音機を設置したり、防鳥網を張るなどいろいろございます。現段階では、防止方法といたしましては、農作物を完全に覆う防鳥網が最も確実な被害防止策になり、効果的な方法だと認識しております。ただ、先ほどお尋ねの中でありましたが、手間等について、非常に労力が掛かるという部分もございます。その中で、更に有効な省力的な防止方法がないか、また、捕獲につきまして、もっと有効に捕獲できる方法はないか、県にも相談したり、また、県を通じて国にも相談しながら、今後、依頼を含めて、私どもも研究してまいりたいと思っていますところでございます。

○**17番議員（前田猛）** そのような方向で進めていただきたいと思います。

それでは、次に、早めの被害防止対策として予察捕獲を実施しているようですけれども、その実績等はどのような状況でしょうか。

○**農政部長（池増広行）** 予察捕獲につきましては、平成24年4月に有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領が改正されたことにより、被害発生を予想して捕獲指示が出せることになりました。ヒヨドリ被害の発生予想を受けて、平成24年度では、ヒヨドリで12月17日、明けて1月22日、2月26日に捕獲指示を出して、それぞれ30日間の3回実施しております。また、カラスにつきましては、平成24年9月12日、10月12日に捕獲指示を出して、それからそれぞれ30日間の2回実施しております。本年度につきましては、4月23日にヒヨドリで捕獲指示を出し、30日間の1回実施をしております。また、今月には豆類のは種が始まっておりますことから、カラスについて11日付けで期間30日ということで捕獲指示を出しているところでございます。

なお、捕獲の実績でございますが、平成24年度につきましては、予察捕獲で指宿・山川・開聞合わせまして464羽捕獲をしております。カラスにつきましては、同じく3地域で96羽、これと通常の捕獲指示により捕獲数といたしまして145羽、合計241羽捕獲しているところでございます。

○**17番議員（前田猛）** そういうことで予察捕獲ということで実績を上げているようでございます。今年も、早めの予察をしていただいて、被害が少しでも減るようにお願いをしたいと思

います。

それでは、3番の農畜産物の消費拡大と地産地消についての2回目の質問に入ります。食生活において、栄養の偏りや食生活の乱れが取りざたされております。健康上多くの問題が生じていることが報道されているようです。このようなことで、今後、食育の推進が重要になってくると思われます。その食育推進の現状はどのようになっているのかお願いしたいと思います。

○**農政部長（池増広行）** 近年では、様々な外食産業が増加する一方で、マスコミ報道によりますと、中には包丁のない家庭も存在するという一方で、食を大切にする意識が薄れてきているように感じられます。このような状況下において、本市は、食糧供給地域として関係機関が連携して健全な食生活と安心・安全な食に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するための指宿市食育推進計画を今年3月に策定したところでございます。その具体的な取り組みといたしまして、今年度は、まず、学校給食において、指宿「旬」野菜の日を設けまして、これを昨年度は3回いたしております。今年度につきましては、13回実施する予定であります。子供たちに、より多くの地元産の食材を食べてもらえるよう努めているところでございます。

○**17番議員（前田猛）** そのようなことで、食育推進が今後、最も重要になるようでございますので是非、食育推進を進めていただきたいと思います。

次に、ホテル・飲食店で地元食材を使った料理の紹介や提供がなされているようでございます。市内外の観光客等へのPR活動はどのような状況であるのかお願いしたいと思います。

○**農政部長（池増広行）** 本市におきましては、地元食材を使用した、そら豆スイーツや温玉らん井、勝武士ラーメン等に代表されるご当地料理を提供する飲食店の取り組みや、各旅館・ホテルの料理人で組織する指宿郷土料理開発研究会での郷土料理の勉強会など、民間レベルの食の研究・PR活動が盛んになってきつつあります。市といたしましては、これらの情報を観光情報、グルメ情報として市内外に積極的に情報発信を図っているところでございます。また、地産地消に積極的に取り組む飲食店につきましては、県が鹿児島県地産地消推進店として登録し、目印である緑色の提灯を掲げていただき、おいしい地元食材を提供していただくことで、地元住民や観光客の皆様にご喜ばれているようでございます。本市においては、これまで26店舗が登録されておりますが、今後、更に推進店の普及に努めるとともに、推進店と連携を図りながら、地産地消の取り組みを支援してまいりたいと思っております。

○**17番議員（前田猛）** 次に、地産地消の問題ですけれども、道の駅活お海道は、利用客数が伸びてきていると聞いておりますが、地産地消という観点から、やはり地元の野菜・果実等の販売を主に取り組んでいくことが重要だと考えていますが、その販売状況について、どうなのかお願いしたいと思います。

○**産業振興部長（池増広行）** 道の駅山川港活お海道は、平成23年8月に道の駅に登録された以降は、来場者数が徐々に増えております。また、平成24年4月からは、株式会社芙蓉商事が指定管理者となり運営をされております。来場者数は、平成23年度は、27万8千人でありましたが、

平成24年度は30万4千人となり、前年度より2万6千人ほど増えて、開業当初の来場者数とほぼ同じに戻っております。平成25年度の推移を見ますと、7月までは11万6千人で、前年同期より8千人ほど増えております。売上金額は、平成24年度は1億8,367万7千円で、436万2千円の黒字となっております。平成25年7月現在の売り上げは、6,890万3千円で前年同期より578万2千円増えております。活お海道の売れ筋商品は、平成24年度及び平成25年8月までの商品は、いずれも1位は山川コロッケ、2位はかつおのたたきとなっております。農産物物は、50位以内に平成24年度は切花、はちみつ、さつまいも、そらまめ、煎茶、いちご、トマトが入っております。平成25年の8月までの売り上げでは、花の苗、切花、はちみつ、パッションフルーツ、トマト、煎茶となっております。平成24年度の取扱商品数は1,611品でございました。平成25年8月までの取扱商品は1,272品目となっております。

○17番議員（前田猛） そういうようなことで、できるだけ、地元野菜・果実等の販売を主において取り組んでいただきたいと思います。

続いて、自然災害に対する対策についてですけれども、自然災害対策として、栽培技術や営農指導の徹底や温暖化に耐えうる新品種の開発などが上げられますが、どのように考えているのかお願いしたいと思います。

○農政部長（池増広行） 地球温暖化に伴い、鹿児島よりも緯度の低い地域で栽培されている品目が栽培できる可能性が高まることから、高温適応性の高い野菜の新品種・新規品目の導入・選定と栽培技術を確立する必要があるがございます。そのため、県の施設である農業総合開発センターで試験栽培を行っているところでございます。その中で、本市にとって有望な作物について、試験結果が出た内容をいち早く取り入れ、産地に適しているか試験栽培などを行い、生産農家への普及を図っていきたいと考えているところでございます。現在、農業開発センター等では、例といたしまして、そらまめの実証試験を行っております。これは温暖化に対応するよという考え方で、は種時期やかん水期間について試験を行っている状況でございます。また、インゲンマメにつきましては、冬場において、ハウス等で栽培されるものにつきまして、この温暖化を利用して簡易トンネルを利用することで、低コストの栽培の確立ができないか、研究を進めているところでございます。

○17番議員（前田猛） それでは、技術が進んでいくことを願いたいと思います。

次に、自然災害を減らすためには、時期に応じた、正確な気象情報をいち早く入手して、それを的確に農家に提供することが一番重要だと思います。その点についてどのように考えていますか。

○農政部長（池増広行） 気象情報などの農家への周知につきましては、現在、広報車による広報を行っているほか、防災行政無線と地区放送での周知を行っておりますので、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。また、県ではホームページを通して、より詳しく気象情報及び各品目への対処方法などを詳しく発信しておりますので、その活用方法についても農家等へ周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○17番議員（前田猛） それでは、本年度においては温暖化現象で3月には高温となりまして、そ

らまめは集中出荷され、価格低迷となりました。4月は低温により、カボチャの霜の害、病害の発生で収量減となったということでございます。一部ではございますけれども、農家経済は、極めて厳しい状況の中にあるようです。9月に入り秋冬野菜等の作付けも始まっていますが、農業者が将来に向けて意欲的に取り組み、活力ある農業経営ができるような施策を講じるべきであります。これからも、より一層の農業振興を図る必要があるのではないかと思います。その点、市長の見解を求めます。

市長（豊留悦男） 秋冬野菜についてのPR活動、私、毎年東京市場、名古屋市場等を訪問させて、指宿野菜の評判と申しますか、消費、量販店の意見等をお聞きしているところでございます。その中においては安心して買える、安定的に供給されるという、その点では指宿の秋冬野菜については、高い評価をいただいているところでもございます。しかし、農業は、農産物の輸入増加や産地間競争、気象変動、国内経済の不安定による消費の低迷など、取り巻く環境は厳しいものとなっております。これらに対応するため、本市におきましては、いぶすき農業支援センターを拠点に、関係機関・団体などの連携を強化し、恵まれた自然環境と土地資源を活用した生産性の高い経営の展開や、農業後継者や認定農業者の育成、ブランド産品を中心とした、多彩な農産物を安定的に供給できる産地づくりを目指しているところであります。また、新たな農業振興施策といたしまして、農産物の生産のみならず、起業などにより、自ら加工・流通・販売など、新たな分野にチャレンジしようとする農家への支援を行うとともに、その意欲を持って農業ができるような農業環境の整備を始めたところであります。今後も、国・県の施策を活用した農業施設の整備などを図りながら、より競争力のある足腰の強い農業経営の確立に努め、農業振興を図ってまいりたいと考えているところであります。

○**17番議員（前田猛）** 次に、観光についてでございます。先ほどの答弁におきまして入込客数77万6千かな、それと宿泊数19万4千人ということですが、この数字をどのように捉えて、また、感じておられるのかお願いしたいと思います。

○**産業振興部長（高野重夫）** 4月から6月までの3か月間について、昨年度と比較いたしますと、入込客数は昨年の75万7,085人に対し、1万9,399人の増の77万6,484人で、前年比102.56%となっております。宿泊客数につきましては、昨年の20万1,186人に対し6,304人減の19万4,882人で、前年比96.87%となっております。宿泊客数が減少しました要因としましては、平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業や観光特急指宿のたまため箱効果の一服感や、市内の宿泊施設の一部が改修工事に伴い休業したことなどが宿泊客の減少につながったものと考えております。また、富士山が世界文化遺産に登録されたことや東京スカイツリー、東北の復興キャンペーン、東京ディズニーランドの30周年等があったことで、東の方へ観光客が流れたことも要因の一つと考えております。このようなことから、市では日本百名山として名高い薩摩富士の別称を持ちます開聞岳を対象としました薩摩富士フォトコンテストや、伊能図フロア展等を実施し、更には近隣市町との広域観光による新たな観光素材を関係機関と連携しながら売り込み、誘客の促進につなげていきたいと考えております。

○**17番議員（前田猛）** ただいまいろいろありましたけれども、やはり何と言っても大都市圏の観

光客を指宿に呼び込むことが大事だろうと思います。そのことで、大都市圏のキャンペーンというものは、指宿の観光にどのように反映されて、それが効果的になっているものかどうか伺います。

○**産業振興部長（高野重夫）** 東京を中心とした首都圏での誘客キャンペーンの実施状況は、平成24年度が市観光協会を中心に官民で実施しました一足早い春を届ける菜の花キャンペーンや、鹿児島県主要観光地で連携し誘客を図る4地区キャンペーンなど、合計4回実施しております。平成25年度は、8月までに東京スカイツリーで実施した、指宿広域観光推進協議会構成市町の南九州市・南大隅町と指宿市の3首長によるトップセールスの実施と、新たな観光素材や重点観光ルートなどを、旅行エージェントに売り込む観光素材説明会に参加しており、今後実施する秋冬シーズンのキャンペーンと合わせて合計で7回を実施及び参加をする予定であります。また、首都圏でのキャンペーンにつきましては、砂むし温泉や本市の温暖な気候、豊かな自然とそこに育まれる食材・食文化など本市の魅力を伝えるため菜の花の配布や砂むし温泉の疑似体験、農産物等の特産品の紹介などを継続して実施しております。なお、首都圏からの入り込みは、篤姫ブームで沸きました平成20年以降減少傾向でありましたが、東日本大震災の影響が癒えた平成24年は16%の増加に転じております。これは、これまで継続して行ってきたキャンペーン等の成果であり、誘客キャンペーンが観光客の誘致に大きな効果があるものと考えております。

○**17番議員（前田猛）** それと大都市圏の関係でいけば、かごしま遊楽館、これとの連携も必要でございます。そういうようなことで、鹿児島県内の物産品、観光の情報発信基地でかごしま遊楽館はあるということでありますけれども、本市との観光事業での連携はどのような状況であるのか、どうですか。

○**産業振興部長（高野重夫）** 鹿児島県の物産館であるかごしま遊楽館には、鹿児島県の観光案内を行う常設の観光案内所があり、県内市町村の観光地や誘客イベントの紹介及び宿泊等の情報発信を行っております。本市の観光情報も、鹿児島市、霧島市と並び大きく取り扱っていただいております。観光パンフレットも定期的に送付するなど、観光情報の相互連携を図りながら、いち早く旬の観光情報を発信していただいております。

なお、今後にもかごしま遊楽館をベースに特産品と観光を合わせたPRを行いながら、現在実施している菜の花キャンペーン等の誘客事業にも、魅力ある特産品の要素を盛り込み、市の魅力を幅広く発信するように努めてまいりたいと考えております。

○**17番議員（前田猛）** 次にですね、内容が変わりますけれども、ただいま西大山駅で自転車を観光客に貸し出しをしているようでございますが、その状況はどのようなものですかね、お願いしたいと思います。

○**産業振興部長（高野重夫）** 西大山駅でのレンタサイクルいぶりの利用者数は、平成23年度は422人、平成24年度は656人となっております。

なお、平成25年度、今年の4月から8月までですけれども、241人となっておりますが、平成24年4月から8月までの実績は255人でしたので、ほぼ前年度並みという状況でございます。

○17番議員（前田猛） 順調な貸し出し状況であろうかと思っているところですが、西大山駅周辺から長崎鼻周辺までは、農道が多く、交通規制が不十分なところがあるわけですが、現況、サイクリングコースとか、九州オルレと菜の花マーチのコースになっておりますが、安全なサイクリングロード・ウオーキングロードとして整備する必要はないのか伺いたいと思います。

○産業振興部長（高野重夫） サイクリングコースにつきましては、西大山駅を出発点として徳光神社、前田利右衛門の墓、フラワーパーク、そして開聞のフラワーロード、川尻海岸、開聞温泉、更に長崎鼻などの観光スポットをスムーズに回っていただけるようサイクリングマップを作成するとともに、沿道の交差点には、案内看板を設置してきたところでございます。専用のサイクリングロードを新たに整備しましても、交差点自体は残りますし、大切なことは車や自転車、そして人も、それぞれ交通ルールを守って道路を利用していただくことではないかと考えております。また、ウオーキングロードについてでございますが、菜の花マーチは延べ1万人を超えるなど、大きなイベントに成長し、リピーターを飽きさせないために、毎年コース変更を行うとともに、黄色いじゅうたんの中を歩こうというコンセプトのもと、沿道には一杯の菜の花を植栽するなど、環境整備に努めているところでございます。オルレコースにつきましても、西大山駅をスタートして、開聞岳を眺めながら長崎鼻、岡児ケ水の松林、川尻海岸、開聞山麓香料園、鏡池、牧聞神社を經由して、開聞駅をゴール地点とする、全長19.4kmの風光明媚なコースとして、多くの方々に喜んでいただいているところでございます。また、オルレとは家に帰る細い道という意味で、基本は自然のままの道路を散策していただくことで、その地のありのままの風景や雰囲気を楽しんでもらうことを目的としたコース設定をしております。これらのことから、菜の花マーチやオルレのコース上につきましても、新たなウオーキングロードの整備は考えていないところでございます。しかしながら、今後も様々なコースの紹介及びコースの変更、コース上の草刈りや清掃、適切な看板設置などの方法により、観光客が安心・安全にサイクリングやウオーキングを楽しんでいただけるようコースの維持管理に努めてまいりたいと考えております。また、今後も、健康志向はますます高まっていくものと思われますので、ニーズを踏まえながら、観光客にこれまで以上に喜んでいただき、繰り返し指宿を訪問するリピーターの増大につながるよう、PRや交通安全対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○17番議員（前田猛） そういうようなことで、是非、サイクリング、あるいはウオーキングというのは、安全で、観光ができるようにしなければならないと思いますので、是非、安全面については、今後とも十分気を付けていただきたいと思います。

次に、変わりますけれども、徳光小学校近くの信号機から西大山駅周辺までの市道整備についてでございますが、現況では、観光バスとかマイカー、農業用トラック、あるいはトラクターなど、車両の往来が多いようです。そのことを考慮しますと、道幅が狭いということを感じております。道路拡張、歩行者道路の整備をする必要があると思いますがどのように考えておりますか。

○建設部参与（上谷修） 徳光小近くの信号機から西大山駅に通じる市道の整備についてのご質問でございます。当路線は、山川岡児ケ水地内から山川利永地内に通じる幹線市道で、地区民の生活道路であり、通勤・通学道路であるとともに畑かん区域内であることから、農耕車両の通行など、交通量の多い路線であります。また、近年は西大山駅への観光客への増加により観光バスの通行も見られるところであります。ご質問の区間の道路幅員につきましては、現在、6.6mから8mほどあり、大型バスや普通車、大型トラクターなどの農耕車両の通行については十分対応できる道路の幅員であると考えております。今後、サイクリング・ウォーキングロードの交通需要の状況を見極めながら、その必要性を総合的に判断し、対応してまいりたいと考えております。

○17番議員（前田猛） それから、ただいまの市道の現状においては、ところどころ亀裂もあるようです。凹凸もあります。観光バス、マイカー等の通行が多いことから、舗装の改修整備を実施すべきだと考えておりますけれども、どのような方向でしょうか。

○建設部参与（上谷修） 舗装の修繕等につきましては、現在、幹線道路を主として路面の状態を把握し、修繕の必要は候補箇所を抽出すること、並びに、安全で円滑な交通の確保及び舗装に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的に、今年度、路面性状調査を行うこととしております。この調査は、道路のひび割れ、わだち掘れなどを評価し、その結果に基づき舗装補修計画を策定することとしているところです。当区間につきましても調査を予定しておりますので、その中で検討していきたいと考えているところでございます。

○17番議員（前田猛） その舗装の点については、十分調査をしていただいて、整備すべきものは整備していただきたいと思います。

観光客から指宿を観光して良かったとか、また来てみたいと思われるような国際観光都市指宿になることであります。そのためには、観光地の環境整備を行うことが一番大事じゃなかりょうかと思しますので、どうか取り組みの強化をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時09分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） おはようございます。私は日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を守る立場から通告に基づき一般質問を行います。

なのはな館の問題について、まず伺います。なのはな館は2011年3月末で休館に入り、その後、約2年半が過ぎようとしております。体育館と芝生広場の暫定利用はなされているものの、全体として施設の有効利用にはほど遠く、当初の設置目的に沿うものでもありません。私はなのはな館の問題に関連して、これまでも質問をしてまいりました。今年の3月の時点で第2回目の公募をする見通しが立っていないということでした。また、市長はこのままずるずる

とならないように考えている。しかるべき時期にしかるべき決断をするとも答弁をしております。私の質問と関連付けてみれば、ずるずるとならないとは、遅くない時期と解釈され、また、しかるべき決断とは、土地の返還と建物の解体を求めることを含むものであります。その上で通告のとおり3点伺います。

まず、公募の見通しについてはどうなっているか。全く見通しが無いのか。期待としてではなく、具体的なものとして可能性の灯りぐらい見えているのか伺います。

次に、県に土地の返還と建物の解体を求めることについてですが、これまでの質問に対する答弁において、指宿市がその立場に立てば、土地の返還と建物の解体を求められることはお認めになっております。問題はその立場に立つかどうかであります。改めてどうするのか伺います。

また、ずるずるならないようにするとか、しかるべきときに決断と言う以上は、利用業者を公募し貸し付けという一本調子ではなくて、利用形態や土地の活用方法について、広く選択肢を持つべきです。その意味において、今後の利用について基本的な考え方はどうなっているのか伺います。

次に、乳幼児等医療費、ひとり親家庭等医療費、重度身障者医療費について伺います。現在、乳幼児等医療費助成は自動償還払いで、ひとり親家庭等医療費助成と重度身障者医療費助成は償還払いとなっております。また、乳幼児等医療費助成よりひとり親家庭等医療費助成が優先をされ、更に重度身障者医療費助成の方が優先をされます。乳幼児等医療費助成は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までで、ひとり親家庭等医療費助成については、原則18歳まで、重度身障者医療費助成は、身障者手帳の1・2級所持者となっております。償還払い方式より自動償還払い方式が市民にとって助かることは間違いありませんが、それでも償還払いである限りは、窓口で一度支払いをしなければなりません。窓口での支払いが生じることは所得が少ない、あるいはやりくりが大変な世帯にあつては、病院に行くことをためらう要因になりかねません。基本的に病院には必要なときに行けることが、あるいは初期のうちに行けることが重要であり、重篤化せず、全体としての医療費の抑制にもつながります。そこでまず伺いますが、3医療費助成を現物支給方式、窓口無料化することについて、県に求めるべきではないかと思いますが、その考えがあるかどうか伺います。

次に、指宿市独自でも検討できないかどうか伺います。乳幼児等医療費助成についてですが、今年の6月診療分から9歳に達する日以後の3月31日まで、つまり小学校3年生まで無料になりました。これは一つの前進であり、その努力はもちろん認めるものであります。しかしながら、県内の自治体を見ても既に中学校卒業までを対象にするところが増えてきております。傾向として、未就学児はよく病院にかかりますが、小学生になればその回数は減り、中学生になれば更に病院にかかる頻度は減ります。しかし、病院に行かなければならない人、あるいは家庭にとってはそれなりの負担であることに変わりはありません。このように考えれば、中学校卒業までを対象にすることは、市民は助かり、財政的には未就学児や小学生と比べてそんなに費用はかからないと思います。乳幼児等医療費助成を中学校卒業までを対象に

することについて、市として考えるべきだと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、重度身障者への医療費助成に関してです。対象になれば償還払いということはありませんが、医療費そのものは無料になります。ところが、場合によっては医療費以上に通院費がかかるのが実情です。障害の内容にもよりますが、重度身障者の場合、タクシーなどで行かざるを得ないケースも出てまいります。そこで、重度身障者が通院などに要する費用の一部として、一定額を補助できないかどうか伺います。

教育行政についてであります。学校は子供たちが安全で安心して学べる環境が必要です。環境という場合に、先生方の配置など人的な環境もあれば、立地条件など地理的環境もあります。今回は学校内の環境衛生に関連して伺います。学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき、学校環境衛生基準が定められており、教室などの環境に係る諸基準が定められております。その中には、換気、保温、採光、照明なども含まれており、測定の回数や方法まで定められています。いろいろな項目がある中で、子供たちが直接敏感に感じるのは、夏の暑さではないでしょうか。基準では気温は、10℃以上30℃以下であることが望ましいとなっています。そこでまず伺いますが、教育委員会は学校環境衛生基準を順守する責任と義務があると思いますが、確認のため伺います。そして、実際の対応はどうなっているか。必要な測定をして、基準に合っていないものがあればどのような対応をしているか伺います。

次に、就学援助制度についてです。クラブ活動費・PTA会費・生徒会費について、要保護の方は就学援助に含めるよう国からの財政措置がなされています。私は、クラブ活動費・PTA会費・生徒会費において、準要保護も含めて援助の対象にするよう求めた経緯がありますが、その後の検討はどのようになっているのか伺いまして、1回目といたします。

○**市長（豊留悦男）** なのはな館の問題についてでございます。公募について見通しがあるのかというようなご質問でございます。平成23年2月に実施いたしました1回目の公募におきましては、応募者がなく不調に終わったところでもございます。県としましては、2回目の公募に際しては、応募いただける事業者がいるかどうかを見極める必要があると考えていることから、1回目の公募後、市は県と協力し、2回目の公募実施に向けて県内外の事業者から意見等を伺い、希望があった場合には、併せて施設の案内も行ってきたところでございますが、現状においては、公募実施の見通しは立っていないところであります。

次に、乳幼児医療費等についてのご質問をいただきました。3医療費助成制度の窓口無料化を県に求めることについてのご質問もあったかと思います。国においては、医療費助成制度を現物給付にした場合、法定どおりの医療費自己負担分を徴収している市町村との間に不公平が生じるため、現物給付を行っている自治体に対して、国保会計の国庫負担金を減額調整することとしております。また、県もこのような状況にあることから、現物給付を行う市町村に対しては助成を行わないこととしており、県内においても現物給付を行っている市町村はない状況であります。しかしながら、乳幼児等医療費助成制度の現物給付方式の導入については、子育て支援等にもつながることから、県市長会において、県内全市が県へ要望しておりますので、引き続き要望をしてまいりたいと思っております。また、ひとり親家庭等医

療費助成制度並びに重度心身障害者医療費助成制度につきましては、現在、窓口での申請が必要な償還払い方式となっているため、まずは、乳幼児等医療費助成制度と同様の自動償還払い方式の導入について、国保連合会や医療機関等との調整を行い、県内の市町村が足並みを揃えて取り組んでいくことが望ましいと考えておりますので、今後も引き続き、県市長会を通じて県へ要望をしてまいりたいと思います。

以下、いただきました質問等につきましては、教育長並びに関係部長等に答弁をいただきます。

○**教育長（池田昭夫）** 学校環境衛生基準について、市町村教育委員会は、順守義務があるかどうかというお尋ねですが、学校において児童・生徒及び職員の健康を保持していくためには、適切な学習環境の確保をすることは大切であると思っております。平成20年に学校保健法が学校保健安全法に改正され、その際に学校環境衛生基準が明確に位置付けられました。学校保健安全法の第6条第2項に学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らして、その設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないとあります。市町村の教育委員会には適切な学習環境を維持するための努力義務があるということになります。

次に、実際にどのように対応しているのかということでございますが、各学校において、学校保健年間計画が作成され、学校環境衛生基準に基づいた定期検査、日常検査、臨時検査の三つの検査が行われております。定期検査においては、毎年市教育委員会が依頼した学校薬剤師等において、空気、照度、水質、ダニアレルゲンなどの検査を実施しております。また、日常検査においては、毎授業日に教職員が教室の空気や明るさ、騒音など、主として感覚的に点検・把握しております。さらに、感染症や食中毒などが発生した場合などは、定期検査に準じた方法で臨時検査が行われております。

○**総務部長（邊見重英）** 県に対してなのはな館の問題についてでございます。県に対して建物の解体と土地の返還を求めることについてのご質問がございました。2回目の公募の見通しが立たない状況におきまして、県は平成25年度中に関しまして、10月以降も暫定利用を継続するという方針を示しております。なのはな館につきましては、これまで「しかるべきときに決断をしたい」と答弁してきておりますが、なのはな館は、市政発展に大変寄与していただいた施設であると同時に、これまで市を代表する数多くのイベント等もなのはな館で開催されてきております。市としましては、県に対し建物の解体や土地の返還を求めるということではなく、施設を有効活用すべく「あらゆる可能性」について検討しているところでございます。しかしながら、なのはな館は数箇所雨漏りが発生するなど、その特異な形状ゆえに、今後におきまして多大な修繕費の支出が発生しないか懸念されているところでもございます。したがって、あらゆる可能性について検討する中において、後年度における市の大きな財政負担に対する懸念が解消されないようであれば、県に対し建物の解体や土地の返還を求めることにつきましても、選択肢の一つとしてあると考えているところでございます。

次に、今後の利用についての基本的な考え方についてでございます。2回目の公募の見通しが立っていない現状におきまして、平成23年2月に実施いたしました1回目の公募から、議員

からもございましたように、約2年半が経過しております。このようなことから、現在、あらゆる可能性について検討しているところでございます。市といたしましては、これまでの間継続して、市が施設の譲渡を受けた場合の市の後年度負担に対する県からの支援等について、県に対し要請をしてきておりますけれども、これらが担保されるならば、市民の方々の意向等も参考にしながら、市での活用を探っていくことも一つの方向であると考えているところでございます。現在、市の公共施設の在り方に関する内部検討委員会を立ち上げ、市の公共施設の整理・改修等に係る検討を進めていこうとしているところでございますので、その中で、市で使用する場合のなのはな館の建物及び土地に関する利活用方法についても、検討してまいりたいと思っているところでございます。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費、重度身体障害者医療費の3医療の窓口無料化を市独自でも検討できないかというご質問でございました。指宿市が独自で現物給付方式を導入する場合、各医療機関等が自己負担分の徴収や医療費の請求を指宿市分とそれ以外分に区分するなど、新たな事務処理が発生するため、各医療機関との協力が必要となってまいります。また、国保連合会等との契約などの事務処理が生じるほか、事務手数料の負担が約500万円増加し、県からの補助金約9,600万円が対象外になることが予想されます。したがって、市独自での導入は、財政面や事務量の面からも非常に厳しいと思っているところであります。

これら医療費助成制度は県の補助事業でありますので、県に現物給付方式を認めていただき、さらには国保連合会や医療機関等との調整を行い、県内の市町村が一斉に開始することが効率的で望ましいと考えております。

次に、乳幼児等医療費助成制度を中学校卒業まで対象にできないかということでございました。次代を担う子供たちを健やかに産み育てていくための環境整備につきましては、多様な対応が必要であると認識しております。このため、乳幼児等医療費助成制度につきましては、本年6月診療分から市町村民税非課税世帯以外の世帯に対する負担額を廃止し、小学校3年生までを完全無料化したところであります。中学校卒業までを対象にすることにつきましては、県の助成制度が小学校就学前までとなっており、それを超える分は全額市が負担することになりますので、今年度の小学校3年生までの完全無料化に伴い約3,000万円の財政負担増で、年額6,100万円を当初予算に計上したところであります。さらに、中学校卒業までとなりますと、約2,400万円の負担増が見込まれるところであります。したがって、乳幼児等医療費助成制度を中学校卒業まで対象を拡大することにつきましては、本年6月診療分から拡充したばかりでございますので、当面は現在の制度での運用にご理解をいただきたいと思います。

続きまして、重度身体障害者への交通費補助はできないかということでございました。本市におきましては、タクシー利用券等の助成制度を現在のところ行っていないところでありますが、重度心身障害者であって、一人で公共機関等を利用することが困難な方につきましては、通常のタクシー料金の半額程度の運賃で利用できる福祉有償運送という制度がござい

ます。また、公共交通機関を利用する場合には、身体障害者手帳等を提示することにより、ＪＲや路線バス、タクシー等の運賃割引が受けられる制度もございます。このように通院等に係る交通費につきましては、様々な機関での割引制度がございますので、これらの割引制度をご活用いただきたいと考えているところでございます。

○**教育部長（濱田悟）** クラブ活動費・ＰＴＡ会費・生徒会費も援助の対象にすることはできないかとのご質問でございます。要保護児童生徒援助費補助金制度におきまして、補助対象経費となっていることにつきましては、教育委員会としても認識しているところでございます。クラブ活動費・ＰＴＡ会費・生徒会費につきましては、各学校や部活動単位で徴収内容や徴収額で違いがあるので、今後、調査研究していきたいという答弁をさせていただいております。クラブ活動費等につきましては、本年度の校長研修会で説明し、クラブ活動費・ＰＴＡ会費・生徒会費について、基本的な負担額等の調査を7月から8月にかけて実施しております。特に、クラブ活動の調査については、クラブ活動ごとに部員数、1人当たりの部費負担額、ユニホーム・試合着の購入額及び部費対応の有無、部費の使途内容、食糧費の有無、部費追加徴収の有無について実施をしております。これまでの調査により、それぞれの項目におきまして、保護者の費用負担額にも差があり、かつ使徒範囲が多岐にわたっている状況が見受けられたことから、更に詳しい内容の調査が必要なものと考えております。今後、調査結果を参考にしながら、教育委員会内で慎重に協議してまいりたいと考えているところでございます。

○**11番議員（前之園正和）** まず、なのはな館のことについてですが、1回目の応募がなかったと、公募についてですね。2回目についても、見通しは立っていないということでありました。見通しは立っていないということですが、問い合わせなりというのは、あったのかなかったのか。その点はまずどうですか。簡単をお願いします。

○**総務部長（邊見重英）** 幾つかの問い合わせ等は、あったことはございます。しかしながら、応募ということにはなっていないようでございます。

○**11番議員（前之園正和）** 問い合わせ等があるということは、何らかですね、可能であればということを含んでいると思うんですが、それが応募してみようかというところに至らない主な原因というのは何だというふうに理解していますでしょうか。

○**総務部長（邊見重英）** やはり、これまで県においてもそうございましたけれども、今の施設をそのまま維持管理していくということになりますと、大変な経費が掛かるということから、民間においても今の施設を使って、採算性のある事業をするということがなかなか難しいと判断されているのではないかと思います。

○**11番議員（前之園正和）** 興味を示した業者が自分のところの、例えばやろうとしている仕事内容とか、そういったものに合致しないというのであれば、業者が変われば、また、ありうるかもしれない。ところが、維持費にお金が掛かるからということとは、どういう業者であれ共通する問題ですね。ですから、そこにネックがあるのであれば、見通しは立っていないというのは、今後、幾ら経っても、見通しが立たないということになるのではないかと思います。それから、先ほど、土地の返還と建物の解体を求めるべきではないかと問いましたのに

対して、そこ一本ではなくて、幅広く検討する中において、最後としては選択肢の一つには入れている、というような答弁でした。そこで、契約上のことを、まず確認したいと思うんですが、平成10年の7月1日に結んだ、土地の使用貸借契約というのがあります。これは、どちらかの意思表示がない限り、1年ごとの自動更新というふうになっております。また、貸借期間が終了したら、市長が指定する日までに、県は市に土地を返還することになっています。つまり、7月1日が一つの区切りにはなっておりますが、何もしないで自動更新という道もありますが、意思を示せば契約に基づき土地は市に返還されるという契約上の内容になっているということを、まず確認したいと思いますが間違いありませんね。

○総務部長（**邊見重英**） そのように理解しております。

○11番議員（**前之園正和**） 決意をしさえすれば、土地の返還は求めることができるという仕組みになっているということはそのとおり。それでは、その意思を示して自動更新ではなくて契約の解除ということに至った場合、土地の返還を求めると同時に民法第545条第1項によって、原状回復義務が生じます。つまり、市が求めれば、県は建物を解体しなければならないということです。そのことについて、手続き上そのようになっているということではよろしいですか。

○総務部長（**邊見重英**） 民法に基づいた貸付けの契約になっておりますので、そのように理解できると思います。

○11番議員（**前之園正和**） まとめますと、市が自動契約の道を選ぶのではなくて、返してくれと言え、一定の時期に解体をして返さなきゃならないというのが、法律的な立場で保障されているということです。無理難題を言っているわけではないんです。そこで、今の1回目の答弁を聞くと、選択肢の一つに入れているとは言え、随分先に聞こえるわけです。なのはな館は、休館から2年半、利用事業者の目処も立たない。建物はますます傷み、再利用の可能性も更に低くなる。今でさえ維持に金が掛かると言っているわけです。県と結んだ土地の使用貸借契約に基づいて契約の解除を申し出たとしても、建物の解体をすることになるとしても、一定の期間がかかります。そこで伺いますが、現在、自動更新によって土地の貸借契約は、平成26年6月30日までが有効ということになっているんじゃないかと思いますが、そういうことでよろしいですか。

○総務部長（**邊見重英**）

○11番議員（**前之園正和**）
.
.
.
.
.
.
.

・・・・・・これから一定期間と言っても、あまり期間はないわけですが、その間は、研究するとしても、少なくとも任期中には、その最終決断、市長としてのですね、をすべきだと思うんですが、市長、いかがですか。

○市長（豊留悦男）　なのはな館問題につきましては、各校区を対象にした、市長と語る会でも多くの意見をいただきましたし、手紙等もいただいております。その中で、やはり今日答弁したような内容で答えているところでもございます。健幸という、それを市政の核にするならば、プールその他、早く開いて市民の健幸づくりの核の施設として利用すべきだという意見もございました。そのたびに、私はここの運営に関しては、多額の市費を投入しないといけない、そういう現実には直面していること。例を申しますと、プールはこれまで200円で行っていました。2万人余りの市民がプールを利用していた実績があります。1人当たりに換算しますと、運営費と利用費でしますと、1人当たり2千円前後徴収しないと、1回当たり、この運営ができない計算になります。そうしますと、市民の思いは分かりますけれども、非常に厳しいと。今後、この施設の利用の仕方については、できるだけ早く結論は出したいたけれども、様々な県と市の思惑がある関係上、つまり相手がある以上、しばらく待っていただきたいというような答弁もいたしたところでございます。議員がなのはな館について、早く結論を出さなければというのは、私も同じ思いでございます。県と指宿市と様々な事業で連携をし、バランスを取りながらやっていかなければならない大きな事業もあるのが事実でございます。そういうことを考えますと、市の考え方で解体をして返せと、これまでも要求をしたのは事実でありますけれども、県としては解体する考えはないと、その理由として、わずか10数年しか経っていないこと、まだ、なのはな館に関する償還が終わっていないこと、その他、諸々の条件もありまして、それ以上、市としての考えを押し通すことがいいのかどうか。非常に政治的な厳しい判断に迫られたこともございます。そういうわけで、私もいろいろ企業を回ったりしてお願いをしてまいりました。先ほど部長が答えましたように、ここを利用したいという企業もあったわけでありまして。しかし、そこに、どうぞ利用してくださいとなりますと、いろいろと市の産業との調整が難しいものもございました。そういうわけで、その企業には丁重に社にお伺いし、お断りをした経緯もございます。いろいろな難しい観点で判断が迫られておりますので、なかなか来年2月、私の任期が切れますけれども、それまでにという、しかし、努力はいたします。やはり、私の任期中に起こったこういう事案でございますので、できたら任期中に解決を図るように努力をしたいと思っているところであります。

○11番議員（前之園正和）　いろいろなことから、県として解体する考えはないというのが、県の考えだと言われました。しかし、先ほど確認いたしましたように、使用貸借契約というのを平成10年7月1日に結んだ。その内容によって見てみますと、市の方が自動更新ではなくて、返してくれという立場を取れば、返さなければならぬし、そのときには、民法に基づく原状回復義務があるというわけですから、言ってみれば、県の解体しませんよという権利はないわけです。こちら側が土地を返せと、法に基づいて、手続きに基づいて、返してくれと言え、原状に復さなければならぬというのが保障されているわけで、県の方が、それは本

音は解体したくないという考えかもしれない、しかし、それをもって、市の意向を拘束するということがあってはならないと思うんです。その辺のことについては、どのように考えますか。

○**総務部長（邊見重英）** 先ほどの答弁の中でも少し申し上げましたけれども、高齢者交流センターとして、なのはな館は高齢者の生きがいづくりやふれあいづくりなどに寄与していただくなど、これまでなのはな館が果たしてきました貢献やなのはな館の建設によりまして、本市のあの地域一帯の周辺や道路が整備されたこと、それからまた、莫大な税金が投入された施設でもあると同時に、建設後14～5年という年月しか経っていないということなどを考慮いたしますと、最大限、あの施設を生かす方法というのを市としても検討する必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。そういったことなどから、先ほど、選択肢の一つとしては、その返還を求めるということもあろうかと思えますけれども、今申し上げた意味で、あらゆる可能性、活用の方法というのを探っているというのが現状でございます。

○**11番議員（前之園正和）** 最終的にあの土地をどうするのか、ということを考えることも連動してくると思うんですよね。ですから、土地をただで貸したということは、いわゆる当初は、高齢者交流施設ということでしたけれども、その目的であるならばという前提で無償にしたというふうに思うんですよ。今やその機能は果たしていないということになります。そしてまた、新たな利用業者が出たとしても、それはその当初の目的に合わないわけですから、そういう意味でも、使われていないのに、無償のままで続けるというのは、合理性がないと思うんです。そこで、当面の策をどうするかということと併せて、将来あの土地をどう使うかということについてですけども、跡地については、今、グラウンドゴルフで、その点でいえば有効に使われている、ということを考えればですね、グラウンドゴルフを含めて、各種スポーツのグラウンドやコートや、市民が気軽に利用できる芝生広場などに活用し、災害時の貯留機能も持たせるということなどが真っ先に考えつくのではないかなと思うんです。しかしながら、これはただ私がこういうことも考えられると言っただけで、やはりその辺は、市民の英知を集めて考えることが大事だと思うんです。その跡地利用のために、場合によっては市民組織を作っていくと。よく何々委員会とかありますけれども、名前はいろいろあるでしょうけれども、そういう跡地利用についての市民の英知を集める市民組織というのも、やはり考えていいんじゃないかなと思うんですが、そのことについては市長、どうですか。

○**総務部長（邊見重英）** 市民組織を作って検討したらどうか、というご意見だったと思います。先ほどの答弁の中で申し上げましたが、今現在、市役所の中で、市の公共施設の在り方を検討する内部検討委員会というのを立ち上げました。その中で、今後、検討していくと考えております。それで、跡地の利用ということでご意見がございましたけれども、私どもといたしましては、先ほども申し上げましたように、非常に多額の事業費、あるいはそういうものが投資されてできた施設で、何とか、県の支援等、負担等、いただくことを条件にしながらですけども、施設を何とか利用できないかということを含めて検討していきたいと考えて

いるところですよ。

○11番議員（前之園正和） 先ほどもありましたように、利用業者の目処が立たない、その要因の一つに維持費が掛かるということがありました。県の今の対応は、仮にその利用業者が現れれば、大々的というか、本格的な修理をして次に送るということを言っているわけですね。しかしながら、それでも毎年毎年、一定の修理費も掛かるというのがこれまでの実情のようです。そういう意味では、この維持費というふうに言われていますけれども、通常維持費と合わせて、その修理に建物上からくる修理も相当含まれているんじゃないか。そういうことを考えれば、建設してまだ14～5年だから、耐用年数が60年あることを考えれば、まだまだ使えるんだというふうに言われますけど、それは言ってみれば税法上の問題で、実際の建物が何十年も耐える、15年だとしても、あと45年ですよ。使える状態かと。誰もがそれは否定すると思うんです。その点はどうか。

○市長（豊留悦男） まさしく議員のご指摘のとおり、建物に問題がある、つまり構造上に瑕疵があり、その後、大規模な修理が必要な場合、または改修せざるを得ない、そういう事態が生じたときには、是非、県の責任でその修理を担保していただきたいという趣旨のお願いもいたしました。それを担保に、もし指宿市がそこを利用するとしたら、どんな利用法があるのかという検討も部内でやっているところであります。やはり、なのはな館については、市は何をしているのか、無策ではないかとか、様々な批判をいただいておりますけれども、市としてもこのままではいけないというのは、全く議員と同じでございます。そういう意味で、今後、いろいろな観点で、つまり、市民を含めた、庁舎内を含めた、そういう観点で、いよいよ、もうこれ以上、立ち行かなくならないような形での結論を出す時期であると、私は考えております。前回の答弁は、しかるべき時と申しましたけれども、先ほど申しましたように、4年間何をしていたのか、3年間、なのはな館はどうしたのかという市民のそのような声も謙虚に受け止めなければならない。そういう意味で、私がこのなのはな館について、県との相手があることから、十分、後年度に修理費等の大きな財政的負担が生じないことを前提にいろいろ検討し、決断をする時期だと、そう思っているところであります。

○11番議員（前之園正和） この問題では、最後にこれだけ伺いますけど、庁舎内に検討する機関があるかのようなことでしたが、先ほど私が提起した、先々どうなるにしろですね、現在の時点で跡地利用等についての市民組織等を作ることにについては、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 現段階では、先ほど申し上げましたように、現在のなのはな館の施設を何とか利用できないかということで検討していこうというように取り組んでおります。跡地の取り扱いということについて、議員のご意見ございましたように、検討委員会を市民と一緒に作られないのかということについては、現段階では考えておりません。

○11番議員（前之園正和） それでは次の項目にいきますが、いわゆる3医療費等について、窓口無料化を県に求めるべきではないかと、本当は国がすべきなんですが、県がしても国の圧力があると、厳しい言葉ではありませんでした。内容はそういうことですね、国の圧力があ

るということでした。しかしながら、そういう中にあっても、今47都道府県なんです、その中でも窓口無料化になっていない方が少数だと思うんです。なっていない県が少ないと思うんです。そのことはご承知でしょうか。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 鹿児島県は実施しておりませんが、全国的には、窓口無料化の県が多くなってきていることは承知しております。

○**11番議員（前之園正和）** 国の圧力があることについては、これは許せないことではありますけれども、そういう中にあっても、窓口無料化でやっている都道府県が多いという現状ですから、国の圧力があるからということをもって、できない理由にはならないというふうに思います。そういうことで県全体でやった方がいいということは、もうはっきりしているわけです、その点についてはですね。ですから、事あるごとに県へはそういう立場で要求していただきたいし、窓口無料化にならなくても、後段の二つについては自動償還払いにというだけでも一歩前進ということですので、それについては要望していただきたいと。それから、重度身障者については、現制度を活用していただきたいということだけですよ。ですから、言うように、重度身障者がなぜ、これはもう早くから無料だというふうに思うんです、医療費の方は。しかしながら、通院費にお金が掛かるということですね、重度身障者の医療費を無料にすること、その精神にも反するというふうに思うんですよね。そういう点では、これも全国的にはそういうタクシー券とかですね、それは使ったときに対しての補助ということですけども、そういうものもあるんです。このことについては、全国的にどういう補助制度があるのかということについては、少なくとも調査をしてみるということは、やってしかるべきじゃないかと思うんですが、次の策を考えるということについてはどうでしょうか。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 全国、それから鹿児島県内におきましても、数団体がタクシー等の割引の助成制度をやっているということですけども、実際、それがどのような利用のされ方をしているかなどにつきましては、まだ調査されていない状況ですので、今後はそれらを調査し、検討を進めていくことも必要と思っております。

○**11番議員（前之園正和）** それから、乳幼児等の医療費助成ですけども、これは6月の診療分から小学3年生までというふうに拡充をしていただいて、文字どおり完全無料ということになったわけですので、そのことについては大きく評価をしたいわけです。しかしながら、県下の状況を見ましても、今や中学校卒業までを対象にするとところが増えてきております。阿久根市、出水市、垂水市、薩摩川内市、南さつま市、曾於市、志布志市、南九州市、それから十島村、長島町、知名町、錦江町、大和村、さつま町、東串良町などがそうです。いわば、中学校までを対象にすると、今言ったのは対象ということですので、全額無料化とか、一定額とか、いろいろ含まれているんですけども、これについては中学校までを対象にすること、申し上げたんですが、いわば時代の趨勢だと思うんです、中学校までをとるのはですね。先ほど示されたものでも、中学まですると、あと2,400万円掛かるということでしたが、この数字から見ても、やはり小学校の低学年より高学年、高学年より中学の方が金

額的には掛からないということも、示しているんじゃないかと思うんですが、いわば中学校まで、卒業まで対象にということは、時代の趨勢と今ではなっているんじゃないかと思うんですが、このことをどう考えるかですので、市長、お願いします。

○**市長（豊留悦男）** できますならば、私といたしましても、中学生までの医療費無料化というのは実施したいという思いでございます。しかし、私がマニフェストに掲げました行財政改革の中で財政基盤を確立するという面で、財政的な裏付けがあればできる事業なのかもしれません。しかし、そういうことから医療費がおろそかになってはいけないという意味で言っているわけではありません。様々な事業を考えながら、財政の立て直しということも大きな要因でもございましたけれども、乳幼児医療費制度の助成は確かに、次代を担う子供たちを安心して産み育てる環境を整備するという観点からも、私も議員と同じように重要な制度であると認識はしております。そういう意味で、いろいろな問題、先ほど財政のことも申しましたけれども、できる可能性というのを探りながら、とりあえず本年度は小学3年生までを完全無料化に拡充をいたしました。今後の制度拡充については、先ほど申し上げましたように様々な状況を判断しながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○**11番議員（前之園正和）** それでは、次にいきますが、学校環境衛生基準の順守についてです。これについては、衛生基準があって、換気、温度、気温、採光、その他、一酸化炭素とか、二酸化窒素とか、そういうものも含まれますけれども、こういったものを検査しなさい、適正な値にしなさいなりませんよ、ということがありますが、それについては努力義務があるということでした。先ほどいろいろ検査を行っているということでしたが、その基準に示された全項目について、定められた方式で、定められた機材を使って調査しているということになるんですか。それともやっている部分、やっていない部分、あるんでしょうか。

○**教育長（池田昭夫）** 先ほど検査には定期検査、日常検査、そして臨時検査と申しましたが、定期検査におきましては、学校薬剤師等が実施しております、その結果を、基準に準じて報告がなされております。教育委員会はその結果に対しまして、その対策を講じて再検査をやっているということになります。その定期検査には、教室等の環境とか、飲料水の水質及び施設設備、学校の衛生とか、水泳のプールというようなことが、定期検査としてなされております。また、日常検査については、先ほど議員がありましたように、換気とか、温度とか、明るさとか、騒音、そういった点検項目において、担任等、または養護教諭等が行っているところでございます。

○**11番議員（前之園正和）** いろいろな項目があるわけで、例えば、子供たちが一番身近な問題として考えるのは、やはり夏の暑さだと思うんですね、温度だと思うんです。温度については、10℃以上30℃以下であることが望ましいとなっています。そしてまた、温度は、アスマン通風乾湿計を用いて測定するというふうに機材まで決まっていますが、それを含めて、そういう機材で図っているということになるのかどうか。それから、その記録というのは、温度だけでなく全体についてですが、残されているのかどうか、その点はどうか。

○**教育長（池田昭夫）** 今、測定の器具を言われましたが、この器具は学校自体には今ありませ

るので、その学校薬剤師等、またはそこに関連する業者等において、その温度が図られているということになります。そしてその記録はちゃんと報告をし、定期検査については5年間保存をするということになっております。

○11番議員（前之園正和） 先ほども言いましたように、子供たちに一番関わると言いましょうか、やっぱり夏の暑さへの対応だと思うんです。空調設備のないすべての普通教室に、おかげ様で扇風機がついて、随分助かっている、以前からすると、というのも事実です。しかしながら、やはり、その造りの向きといったものとか、鉄筋なのか、木造なのかということも関係するでしょうし、位置も関係するでしょうし、そういった関係、あるいは最近夏場には、外気が35℃を超えることも珍しくありません。扇風機がついて一定度は改善されたと思うんですが、それでも教室によっては耐え難い状況にあるということも聞きますが、その教室の温度が30℃を超えるような状況というのは、先ほどの記録の中には含まれているのかどうか、その点はどうか。

○教育長（池田昭夫） ある中学校で記録を取ったのを参考にしますと、特に今年は晴れの日が非常に多くて、7月期間中、7月の登校日の14日中12日間が30℃を超えるという状況にございました。したがって、その保健日誌に記録されているのを元にしながら、各学校ではその日の状況に応じて対策を取っているということになります。

○11番議員（前之園正和） 対策をということでしたが、30℃以上のものが現にあったのかなかったのか、そしてあったのであれば、対策というのはどういうことが考えられるのか、伺います。

○教育長（池田昭夫） 今年、非常に晴れの日が多くて、先ほど30℃以上が、7月で言いますと14日中12日間ありましたと言いましたが、本市では普通教室に扇風機を設置しておりますので、その扇風機を活用しながら、廊下の窓を外して換気を良くしたり、または休みごとのこまめな水分補給を児童・生徒に指示したりして、またタオルや着替えを持参させて、汗の管理をさせたりするなど、暑さへの対策を行っているところでございます。

○11番議員（前之園正和） 測るときは扇風機はつけて測るんですか、つけなくて測るんですか。それとも涼しくなる方を測るのか、その点はどうか。

○教育長（池田昭夫） 各教室において温度計がすべてあるとは限りませんので、その担当の教諭が感覚的に点検をするというところまでで止まっていますので、また時間帯によっても、違いますので、その扇風機をかけている、かけていないということについては把握できませんが、基本的にはやっぱり扇風機を回さない時期に、まず測ってみる。そして扇風機を回してみてもどのくらいになるのかと、測ってみるということも大事なことでないかなと思っております。

○11番議員（前之園正和） 外気が35℃以上が続くということになれば、扇風機を回しても30℃以上になるだろう。場合によっては、外気よりも高くなることが考えられるわけですし、暑いのを回してもある意味では同じ。感覚的にはいろいろ微妙な部分があると思うんですけど、そういう点では、やはり30℃を超える場合があるとすれば、何らかの対応をしなければいけな

い。先ほどの基準に照らしても、努力義務があるというわけですので、それについては、例えば、水を補給するというのは、それは別問題だと思うんですよ。その気温を30℃内に収めるかどうか。教室の温度については、30℃以下となっていますけれども、28℃までが望ましいということも併記されております。そういうことを考えれば、28℃を超えることというのは、よくあることだと思うんですね。そういう点では、この基準でいう教室というのは、普通教室、それから特別教室含めてのようですけれども、教室に必要であるならば、その基準に照らして30℃、あるいは28℃をクリアできないのであるならば、クーラーの設置というのも考えてみるべきではないかと思うんですが、教育長、どうですか。

○**教育長（池田昭夫）** 普通教室へのクーラー設置というお尋ねですが、普通教室へは、平成20年に全教室に扇風機を設置しております。また、小・中学校の施設整備につきましては、平成22年度から27年度までの6年間は、校舎や体育館の構造体の耐震化を優先的に実施しており、並行してグラウンド整備や図書室へのクーラー設置など、児童・生徒が安全で安心して授業が受けられるよう、施設の整備を年次的に、段階的に実施しているところであります。国や県からは建物の構造体の耐震化を進めると同時に、非構造部材の耐震化も併せて実施するよう指導されているところであります。これらのことから、本市では今後、校舎や体育館の構造体の耐震化と併せて、非構造部材の耐震化を優先的に進めるとともに、空調設備など、施設の環境整備につきましても、総合的に判断しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○**11番議員（前之園正和）** 市長、一言伺いたいんですが、教育委員会が今検討する、大雑把に言えば検討する段階にあって、検討の結論においてクーラー設置だという結論に至ったと仮にするならば、市長部局として当然、それを尊重する立場ということによろしいのでしょうか。

○**市長（豊留悦男）** この夏、大変暑いでした。私もある学校、また先生方の意向もお聞きしました。そういう意味で執務環境、子供の学習環境の整備というのは、喫緊の課題であろうと思います。先ほど申し上げましたように、入るを量りて出るを制すという予算、その枠組みの中で可能な限り、職員室を含めたところに設置できるかどうかというのは、財政的な裏付けのもとで判断をしたいと思っていますところであります。

○**11番議員（前之園正和）** 時間がありませんので、最後に就学援助のことで伺いますが、要保護については国からの財政措置がなされておる。それ以外に使われることがあってはならないと思います。要保護と準要保護で財政内訳に違いがあっても、援助を受ける側に違いが生じてはならないと思います。この二つを満たすには、クラブ活動費・PTA会費・生徒会費を援助対象にするのは当然だと思うんです。要保護については、国からの財政措置がなされているわけですから。そういうことで、先ほどPTA会費・クラブ活動費・生徒会費、三つについてはいろいろ違いもあるので、一概にいけないので、調査もしているということでした。ということは、調査をするということは、対象にするためにいくりにすればいいのかという額に決定についての調査というふうに理解をしいのかどうか。つまり、対象にすることを前提にした調査ということでもいいのかどうか、伺って終わります。

○議長（森時徳） 教育部長，簡潔にお願いします。

○教育部長（濱田悟） これまでの調査により，それぞれの項目において更に詳しい内容の調査が必要であると考えてはおります。また，合併当初，平成18年度と平成24年度を比較してみますと，人数で135名，決算額で808万円が増額をしております。認定者数も年々増加している状況でございます。このような状況の中で，内容の調査，財源的な部分などを総合的に教育委員会内で協議してまいりたいと考えているところでございます。

○11番議員（前之園正和） 議長，やることを前提かどうかということですので，そうなのか，違うのかで明確にお願いしたいんですけど。幅広くということやる前提でということではないかなというふうにも取れるんですけど，確認をお願いしたいと思います。

○議長（森時徳） 簡潔にできますか。

○教育部長（濱田悟） 現状では，やる方向ではない形で検討はしておりますけれども，ただ，現段階のことでありまして，これは今からまた，調査をしてまいりたいと思います。

○11番議員（前之園正和） すみません，何回も。やる方向ではないということは，やる方向という意味ではないという。これちょっと，やらないということにも聞こえるんです。答弁の仕方によっては。ですから，やる方向ではないということは，やるということではないという理解でよろしいんでしょうかね。

○議長（森時徳） もう時間が過ぎましたので。

○11番議員（前之園正和） いや，全く反対に取れるわけですよ。

○議長（森時徳） だから，それを取り方によっては，いいんじゃないでしょうかね。

○11番議員（前之園正和） 議長がおっしゃいますので，終わります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時11分

再 開 午後 1時08分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，新川床金春議員。

○15番議員（新川床金春） 15番，新川床。通告に従い，一般質問をさせていただきます。

1番目の定住促進条例について。指宿市の定住促進条例は，旧山川町の条例を採用し，合併後8年間の利用状況はどうなっているのか伺います。

助成対象地区について。指宿地域のうち池田・今和泉校区，山川地域，開聞地域が助成対象となっていますが，指宿地域には池田・今和泉校区以外にも高齢化率40%以上の地区が12地区あるが，助成対象地区の拡大の要望は出ていないのか伺います。

次に，定住促進条例の改定について。県内市町村で定住促進条例事業を行っています。指宿市は定住することを目的として転入した者で，当該世帯全員が本市の住民基本台帳に一度も記載されたことがない者となっていますが，県内でこのような条例を制定している市町村があるのかお伺いします。

2番目の市内循環バスについてお伺いします。中心市街地の活性化策として，今年視察に行

った八女市の予約型乗り合いタクシーの利用状況は、病院や福祉施設で乗降が5割を占め、次に商業施設2割となっています。日常生活を支える交通機関として利用されています。担当課では3年前から市内循環バスに乗り込み、アンケート調査を実施する計画を立てていると私は報告を受けました。平成25年6月時点で、まだ実施されていませんが、市内循環バス利用者アンケート調査はどうなっているのか伺います。

高齢者の健康づくりと交通事故防止対策についてお願いします。7月、南九州のひまわりバスについて調査してきました。生活路線バスは、地域内の通院や買い物、温泉施設等の日常生活に必要な行動を支援することを目的とし、拠点バスは、市役所の各支所、主要施設のある線を連絡するもので、1日4往復、8便2系列で運行していました。拠点バスは2台で、グリーンにペイントされ、車体全体にひまわりが描かれていました。ひまわりを描いたことで市民には認知されています。しかし、これまでひまわりバスや生活路線バスに乗ったことのない方も多いのではないかとということで、南九州市は市民にひまわりバスをもっと利用していただくために、平成25年6月号の広報紙、表面から5ページを使って、市民へバスの利用方法を周知するため、ご当地キャラクターのお茶むらいを活用し、乗り降り方法について大々的に市民に紹介しています。一般質問でこれまで何回も市内循環バスの乗車体験や利用の仕方についての説明会を、ふれあいデイなどを積極的に使い、高齢者の健康づくりに取り組んでいただきたいとお願いしてきました。豊留市政になって4年目が経過しますが、市内循環バスの利用促進と元気な高齢者の健康づくりのための施策としてどのようなことを実施したのかお伺いします。

市内循環バスの利用状況は、1便当たり平均10.4人で、年間2万6千人ほど利用していますが、高齢者の利用状況はどうなっているのか。

また、高齢者により交通事故が全国的に多発していますが、指宿市の65歳以上の交通事故件数などどうなっているのか。過去5年間の人身事故、物損事故の推移についてお伺いいたします。

3番目の市道古賀線の冠水対策についてお伺いします。児童・生徒の安全対策はどうかということでございますが、市道古賀線は、魚見小学校と北指宿中学校のスクールゾーンに指定されています。この市道は新田川の拡幅工事が完成することで、豪雨時の市道の道路冠水は改善されると10年前に報告を受けました。新田川から魚見小学校前まで約1kmあり、新田川拡幅工事後、道路冠水時間が早くなり、早いときには20分で魚見小学校校門前に雨水が溜まり、道路が冠水します。新田川周辺では、深いところで40cmほど冠水するところがあります。現状をどのように捉えているのかお伺いします。

魚見小学校では、豪雨時には下校時間を遅らせるなど、安全対策を取っているのですが、これまでこれといった問題は発生していないと校長から伺ってまいりました。しかし、登下校時に最近全国で発生している急激かつ長時間、ゲリラ的豪雨が発生した場合、児童・生徒の安全対策は確保できているのか心配です。市道古賀線の緊急時の安全対策はどうなっているのか、教育長に伺います。

市民の安全対策について。市道古賀線は、短時間で約1km が道路冠水します。これまで多くの車が浸水被害に遭っていますが、件数など把握していますか伺います。

昼間はどうか対応できるとしても、夜間の安全対策は未知数です。市民の生命と財産を守るための対策として、これまでどのような対策を講じてきたのか伺います。

4番目の指宿市清掃センターについて伺います。当初、不燃ごみの処理と定期点検、故障時の対応策について伺うつもりでしたが、今回の定例会に入ってから、若干清掃センターについて疑義がありましたので、その分も併せて伺います。新ごみ処理施設建設事業は、当初計画43億円掛け、指宿市清掃センターの敷地内に整備すると、平成24年9月26日に全員懇談会の中で報告を受けました。平成25年2月18日、第1回指宿広域市町村圏組合議会定例会の中で、本組合と指宿市は協議の結果、現在休止中の昭和63年建設された焼却炉の付近を中心に建設する方法が、今後の維持管理、運営上合理的で、かつ造成工事等の経費削減ができ適切であると判断し、廃焼却炉の解体工事として1億円計上しています。しかしながら、解体に掛かる費用については、すべて指宿市負担となります。現在、指宿市が解体に向け財産の処分の手続き等を行っている最中でありますと、平成25年2月の第1回定例会の議事録に記載されているが、財産の処分の手続きと解体費について幾らなのかを伺います。

不燃ごみの処理について伺います。これまで不燃ごみ、粗大ごみは旧炉内で解体し、有価物は破砕プレス加工し販売していました。旧炉解体後、新ごみ処理施設が完成するまでの3年間はどのような処理をする計画なのか伺います。

点検時、故障時などの対策について伺います。これまで、定期点検、炉の補修工事期間は旧炉のキットを活用し、約1週間分の可燃ごみを溜めていました。旧炉解体されることで、点検時、炉の補修工事の可燃ごみを一時溜めるごみピットがなくなりますが、どのような対策を計画しているのか伺います。

以上で1回目を終わります。

○市長（豊留悦男） 定住促進条例、その活用状況についてお尋ねでございます。本市における定住促進制度につきましては、本市における定住を促進し、もって人口の増加を図るとともに、豊かで活力あるふるさとづくりに寄与することを目的とし、旧山川町で実施していた制度を引き継ぎ、合併とともに制度化したもので、本市以外に居住していたIターン者が、旧山川町、旧開聞町、池田校区、今和泉校区に転入し、床面積50㎡以上の住宅を新築または購入することに対し、助成金を交付するものでございます。定住促進制度の利用実績等については、後ほど部長等に答弁をいたさせます。

次に、市内循環バスについてでございます。利用促進を図るためにどのような事業をやってきたか、利用方法等についてのお尋ねだったかと思います。ふれあいデイの中で、市内循環バスの乗降を体験させる取り組みについては、合併前に市内循環バスをふれあいデイ事業の砂むしふれあい講座で利用したことがございます。しかし、それ以降、市内循環バスを体験するふれあいデイの講座というのは、行っていないようでございます。これにつきましても、具体的な数値等については担当部長等が答弁をさせていただきます。

以下、いただきました質問等につきましては、教育長及び担当部長等が答弁をいたします。

○**教育長（池田昭夫）** 市道古賀線の冠水対策で、児童・生徒の安全対策についてお尋ねですが、魚見小学校の通学路であります市道古賀線が冠水したということは、報告を受けておりますし、実際も把握しております。市教育委員会としましては、交通事故防止や不審者対応などを含め、登下校における安全確保について、管理職研修会等で日頃から指導しているところであります。また、大雨等により危険性がある場合は、市教育委員会からメール等で各学校へ情報を提供し、適切な対応ができるように注意を喚起しております。しかし、校区によって状況が異なっているために、実際には管理職等が通学路の状況を確認し、判断しております。安全性の確保が難しい場合は、登校時間を遅らせたり、自宅待機をさせたり、また、下校においては学校で待機させ、安全確認後に下校させたり、保護者に迎えに来てもらったりするなどの対応を取るようにしております。場合によっては、職員が引率して集団下校も行っております。実際、魚見小学校においても昨年の大雨の際、通学路の安全を確認するまでは学校に待機させたということも聞いております。今後は、様々な災害を想定して、保護者の意見も取り入れながら、避難訓練や下校訓練、緊急連絡網の整備、または地域からの情報の収集等に取り組んでいくことも必要であると考えております。

○**総務部長（邊見重英）** 定住促進条例に関しまして、助成対象地区について、限界集落とか、高齢者の多い地域から定住促進対策の対象地にしてほしいというような要望はないのかというお尋ねでございました。限界集落につきましては、一般的には65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭を始めとする社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落といわれておりますが、本市におきましては、集落の高齢化率が50%を超えている集落を限界集落としております。市内の限界集落は、184集落のうち20集落となっております。今年度におきまして、みんなで語ろ会を各校区で実施してきたところでございますけれども、この中で少子化が進み、集落の担い手が少なくなった集落への支援策として定住促進事業を使えないかといったご意見や、空き家の活用についての要望等をいただいております。

次に、定住促進条例の改正に関しまして、指宿にこれまで住んだことのない人だけ対象にしていると、これ、Iターンのことだと思いますけれども、そのような対象としている自治体が他にあるかというご質問だったと思います。県内の定住促進制度の内容についてですけれども、県内で定住促進制度がある自治体は19市町村ございますが、Iターン者のみを対象とした制度は、本市のみでございます。

それから、定住制度の利用実績についてですけれども、合併後の平成18年1月から平成21年3月までは助成金交付実績はないところです。その後、平成20年度末に助成金の対象年齢を50歳以下から60歳以下に引き上げるなどの条例改正を実施しましたが、平成21年度に1件、平成23年度と平成24年度に各2件ずつの助成金交付実績があるところです。

それから、市内循環バスに関連しまして、高齢者の交通事故についてのご質問がございました。平成24年中についての高齢者の交通事故について申し上げますと、平成24年中に指宿警察署管内で発生した交通事故件数が262件でございました。そのうち高齢者が起こした交通

事故の発生件数は59件でございまして、内訳につきましては、65歳から69歳が12件、70歳から79歳が32件、80歳以上15件というような状況になっております。

○**産業振興部長（高野重夫）** 市内循環バスについて、幾つか質問をいただきました。市内循環バスにつきましては、高齢者をはじめとする交通弱者への交通手段確保及び路線バスなどが運行していない交通空白地の解消を主な目的として、現在、4路線を週3日、1日2往復運行しております。病院等の交通手段として診療時間等を考慮して、午前7時ごろ、池田や小牧、尾下、物袋などの始発のバス停を出発し、指宿駅を經由して病院や商店、温泉施設、また市役所等の公共施設などを經由しながら、約1時間から1時間半かけて、終点の指宿駅の近くのセントラルパークに到着するように設定をされております。平成23年度・24年度のバスの利用者数は、約2万6千人となっており、25年度におきましても、同程度の利用者数で推移し、循環バスは市民の交通手段の一つとして、また、中心市街地の活性化策として大きな役割を持っていると認識しております。その中で、アンケート調査はどうなったかということでございますけれども、8月中旬ごろから循環バスにアンケートをお願いする文書を貼り、各座席ごとにアンケート用紙を設置して、利用者に記入をお願いしております。また、近いうちに職員も実際に循環バスに乗り込んで、利用者の生の声を聞いて、調査を実施したいと考えております。さらにふれあいデイ時においても同様のアンケート調査を行い、循環バスの利用についての市民の意向の把握にも努めたいと考えているところでございます。このような利用者や住民の声を聞くとともに、じっくりと分析をし、今後、循環バスをより利用しやすい効率的な運行ができるよう、ルートの見直しや延長、時間設定などに生かしていきたいと思っております。

それから、南九州市では6月の広報紙に写真付きで特集を組んでいるようでございます。現在、指宿市の市内循環バスの時刻表は、市のホームページに掲載しておりますけれども、今後、南九州市をはじめ、県内各自治体での循環バスの利用促進のために取り組んでいる対策等を参考にしながら、循環バスの利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 南九州市の方で広報に力を入れていると、それから、指宿市の方は、ふれあいデイの中で体験乗車はどうなっているかというようなお話でした。平成15年10月、市内循環バスが運行を開始するというのに併せまして、ふれあいデイを利用しまして体験乗車を実施したことがございます。そのときには、老人福祉センターで健康チェックをいたし、その後、市役所から砂むし会館砂楽まで市内循環バスに乗車し、砂むし入浴後、ふれあいデイのマイクロバスで福祉センターに帰ってくるというような体験乗車をいたしました。そのときの利用が390名ございました。それ以降、市内循環バスを体験するふれあいデイの講座というものは、現在、行っておりません。

○**市民生活部長（谷口強美）** 市の清掃センター関係についての質疑でございました。4件ほどあったと思うんですが、一つずつ回答していきます。

昭和63年炉を指宿の広域組合に譲与するのかどうかという話でございますが、循環型社会形成推進交付金の対象とするためには、解体工事と新ごみ処理施設建設工事の事業主体が同

じでなければ、循環型社会形成推進交付金の対象とならないため、昭和63年炉を組合に譲与して、解体工事を実施してもらおうとするものであります。なお、この譲与につきましては、9月24日、あと4・5日ですが、指宿市公有財産価格評定委員会に諮り、価格の評定を決定していただくことにしております。

それから、解体炉の工事費はどのくらいかということでございました。解体工事につきましては、新ごみ処理施設建設事業の関連事業として実施することになりますが、解体に係る費用については、交付金対象以外の経費は、すべて指宿市負担となります。平成25年度指宿広域市町村圏組合の予算書では、解体事業費は総額1億5,000万円の計上をしております、25年度が1億円、26年度が5,000万円の負担行為を計上しております。

それから、不燃ごみ処理について、新ごみ処理施設ができるまでの処理についてですが、平成29年度に供用開始を目指す、新ごみ処理施設は、指宿市清掃センター敷地内に建設する計画で、指宿広域市町村圏組合の方で事務を進めております。この施設を建設するにあたり、指宿市清掃センター昭和63年炉、いわゆる旧炉を解体する必要があります、本年12月から工事が始まる予定です。この旧炉には、不燃ごみ等を破碎する粗大ごみ処理施設がありますが、解体工事で同時に取り壊すことになります。解体工事が始まり、新ごみ処理施設が供用開始するまでの3年半程度に搬入された不燃ごみは、資源ごみストックヤード等の中で、作業員の手作業による分別・処理を行うこととしております。また、粗大ごみについては、屋外でタイヤショベルや2軸破碎機で一次処理を行ってから手選別を行う予定であります。これに加えて、作業員の新たな業務として、焼却灰の搬出作業があります。現在は委託業者が宮崎県の小林市の管理型最終処分場に搬出しておりますが、頴娃ごみ処理施設に隣接する管理型最終処分場が今年の12月から一部供用開始できる予定であるため、焼却灰を毎日搬出することになります。不燃ごみの手選別による処理作業と焼却灰搬出作業の実績を見極めながら、作業員の増員、作業工程の見直しを検討していくことになると考えているところでございます。いずれにいたしましても、新ごみ処理施設が供用開始するまでの作業であることから、作業効率を高めながら、できるだけ経費を掛けない方法を検討してまいりたいと考えております。

それから、施設の定期点検、あるいは故障時の対応策はどう考えているかということでございます。指宿市清掃センターは、施設の適正な管理運営のため、年1回1か月程度焼却炉の稼働を停止して、各種設備の点検整備や経年劣化による耐火レンガ等の補修を実施しております。稼働停止中の可燃ごみにつきましては、現在、稼働していない旧炉のごみピットと粗大ごみ置き場に一時貯留し、補修が完了した後、平成10年炉で処理しておりますが、解体工事が始まりますと旧炉のごみピット等での一時貯留ができなくなります。このため、旧炉の解体工事から新ごみ処理施設の供用開始までの期間、定期補修及び不測の故障時においては、指宿地域から搬出される可燃ごみについては、頴娃ごみ処理施設で焼却処分させていただけるよう、南九州市頴娃町郡地区にご理解をいただいたところでございます。これを受けまして、近日中に一般廃棄物処理施設に係る環境保全協定に基づき、可燃ごみの搬入に係る協定を締結する予定であります。また、頴娃ごみ処理施設が故障することも想定しまして、南九

州市穎娃町地域及び山川・開聞地域から排出される可燃ごみにつきましても、指宿市清掃センターへの搬入に係る協定を成川区、それから丈六地区と締結する予定であります。

○**建設部長（三窪義孝）** 市道古賀線の道路冠水の状況についてのご質問ですが、当区間の配水施設については、歩道側に幅1m、高さ65cm から85cm のボックスカルバートと反対側に300型の側溝が布設されております。当路線への雨水の流入につきましては、流域面積が広いことや、畑地や宅地等の土地利用の変化で、雨水の流出率が増大していることから、集中豪雨が局地的に発生した場合、既存の道路排水施設では対応できず、道路冠水が発生している現状であります。

次に、市民の安全対策についてであります。道路冠水による被害報告を受けているか、また、その対策についてのご質問ですが、異常豪雨時には、道路等の法面崩壊、路肩決壊や冠水等の情報により現場調査を行い、片側通行や通行止め等の処置を行うなど、まず、一般通行に対して二次災害の発生防止に努めております。現在のところ、車両の進入等による被害の報告は受けておりませんが、道路冠水の状況に応じて車両等の被害が想定されますので、警察署、消防署等の各関係機関と連携を取りながら、被害の未然防止を図ってまいりたいと思っております。

○**15番議員（新川床金春）** 定住促進条例について伺います。8年間で利用者が5件と。そして平成20年に年齢を上げたことによって5件だったということです。この条例は人口減少を抑制するために制定されたと思います。制定されたときは、年何件ぐらいの利用者がいるのかということで、制定したのか伺います。

○**総務部長（邊見重英）** 制定時の人員の想定ということでございますけれども、今年度におきましては定住促進の助成金として100万円の予算を計上しておりますけれども、これは過去の実績に基づきまして、2世帯程度の転入に対応するために予算を計上しております。そういう予測の中で制度を運用しているところでございます。

○**15番議員（新川床金春）** それでは助成対象地区で5件の対象者が、地区に加入し、地区活動どのようにやっているのか、分かっていたらお願いします。

○**総務部長（邊見重英）** 転入して来た方々の活動状況ということです。転入して来た方々はまず地区で申し上げますと5名の方ですが、山川の成川に2件、岡児ケ水に1件、小川に1件、新西方に1件でございます。転入された方々は、それぞれ神奈川県、千葉県、長野県、熊本県、鹿児島市からおいでになっておられます。地区への加入状況でございますけれども、転入された5世帯のうち1世帯は、仕事の都合で既に転出されておりますけれども、ほかの4世帯の方々はいずれも地区に加入しているようでございます。また、清掃活動等の地区行事に積極的に参加される方や、郷土保存会等に参加された方、あるいは地区で班長などを務めていらっしゃる方もいらっしゃるようでございます。

○**15番議員（新川床金春）** では、40歳の夫婦で子供が3人の世帯が、土地を購入し新築するわけですね。10年間居住した場合の指宿市への経済効果はどのくらいあるかお伺いします。

○**総務部長（邊見重英）** まず、経済効果ということで、収入等につきましては、個々に異なると

思いますので、一括して申し上げることはできないんですけれども、例えば固定資産税の額について申し上げますと、おおむね約100坪の土地に、例えば37坪程度の住宅を新築したというような方でございますれば、10年間の土地建物の固定資産税額というのが家の新築の軽減措置を含めて、約93万円程度になるようでございます。ですので、こういう固定資産税という面からも貢献していただくということはあるかと思います。

○**15番議員（新川床金春）** 指宿市は企業立地の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する条例とか、メディポリス指宿奨励条例等がありますが、やっぱり雇用の場は増えるんですけど、定住はどうなのかなと思います。若い人たちを、どんどん指宿に招き入れるような事業をしないと、年間300人以上が、自然減しているんですよ。毎年300人自然減するということを考えた場合に、定住促進条例をどんどん進めて、先ほど部長答弁では93万ほどということですけど、購買もあります。いろんなことを考えたら、その方が指宿に住んでくださることによって経済効果はあると思いますが、指宿市の高齢化率40%以上の地域も、その中に入れられないのか伺います。

○**総務部長（邊見重英）** 高齢化率が40%を超えた集落というのが指宿市内の184集落のうち71集落で、高齢化率が40%を超えているようでございます。そのような地域をこの定住促進条例の対象にできないのかということでございました。現在の定住促進条例で定められている地区につきましては、議員からもございましたように、旧山川町、旧開聞町、それから旧指宿市内の池田校区、今和泉校区となっておりますが、対象地区の設定につきましては、地域の均衡ある活性化を図るために、市全体の人口減少率を上回っている、特に人口減少率が高い地域を選定して決定されてきたという経緯がございます。また、現行の条例に記載した助成対象要件では、3年ごとに見直しをかけるために、対象期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までということにいたしております。したがって、平成26年度末には条例の延長等を含めた改正を行うという時期になりますので、ご質問のありました対象地域等のことにも含めましても、併せて検討してまいりたいと考えております。

○**15番議員（新川床金春）** よろしく申し上げます。次に、市内循環バスについて伺います。商工会議所では、中心商店街活性化としていろんな事業を取り組んでいます。商業の活性化や観光振興を図るため、期間限定であります指宿のまちを食べ歩き、まち歩き事業を展開し、飲食店では、温たまらん丼や最近できた勝武士ラーメンを開発し、中心商店街の活性化に取り組んでおります。市内循環バスは1路線2往復しかないので、まちなかでゆっくり食事をする時間がないと、利用者から伺っています。中心商店街活性化のために高齢者の健康づくりのために1便増便した場合の効果を商店街に出向き、調査を行ったことがあるのか伺います。

○**産業振興部長（高野重夫）** 商店街に出向いての調査は、実施したことはございません。

○**15番議員（新川床金春）** 観光客の少ない平日、市内循環バスに乗って、元気な高齢者が中心商店街に降り立ち、元気よく散策し、食事や買い物をする姿を私は思い浮かべます。それは指宿市がスマート・ウェルネス・シティ構想で提唱していることであります。健康づくりの一番は、高齢になっても、地域で元気に暮らせることは、社会貢献であるということです。700

万の委託料増になるが、市内循環バスの増便をする考えはないのか、スマート・ウェルネス・シティ構想の担当者である上村副市長に聞きます。

○副市長（上村欣久） 予算を増額して循環バスの1便増便を図ることが、費用対効果の面から考えても最善策なのかどうか、これは十分に検証してみる必要があると、今は思っております。現在、ご承知のとおり民間会社に、いわゆる鹿児島交通株式会社から燃料費高騰による委託費の増額要請もなされており、更に各路線1便ずつ増便するとなりますと、各路線に運転手も一人ずつ増員しなければならないなど、そのような経費的な部分についてもしっかりと、増額要求のきている会社とも、協議が必要になってくると思っております。現在、実施しております循環バス利用者に関するアンケート、あるいはふれあいデイのときに実施しておりますアンケートなどの結果も尊重しながら、貴重な財源の中でいかに市民の生活に有効な事業ができるか。そして、市民が安心して利用できる、使い勝手がよくて、市民に親しまれる循環バスの路線体系が構築できるか、今後、研究してまいりたいと思っております。

○15番議員（新川床金春） 循環バスは高齢者だけじゃなくて、中心商店街も元気にしますので、高齢者だけが対象じゃありません、市内全体の活気を取り戻すためにも必要だと思いますのでよろしくお願いします。

高齢者の健康づくりと交通事故防止対策について。南九州市は、高齢者の交通事故が多発したということで、65歳以上の運転免許証を自主返納した方に対しては、利用料を無料にしております。今年7月、魚見校区内で高齢者による自損事故が2件発生し、1件は子供たちの目の前で事故が発生しました。校長は幸いけががなくて良かったね、ということでしたけども、スクールゾーンで交通事故が起きた件数が何件あるか把握していますか、お伺いします。

○総務部長（邊見重英） ただいま手元にその数値がございませんので、準備ができましたら、またお知らせいたします。

○15番議員（新川床金春） この問題は、7月22日、魚見校区公民館で市長と語る会が開催され、そのときに提起されたことだと思います。やっぱり地区内でこんなだったらいかんよねと、子供たちがけがをしたら大変だよねということで、話題になりました。そして、高齢者で自動車免許を返納したいが、免許証を返納した場合、後の足の確保ができていないから、いまだに運転しているんですよということを言われましたよね、ある地区の公民館長が。その後、2か月経ちましたが、何らか、そういう調査をしているかと思って聞いたんですけど、されていないということでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 自主返納をされた方の数というのは手元にございまして、24年度中には運転免許を自主返納した方が41件、23年には19件、22年中には33件というような数字になっております。議員のお話しがございましたように、スクールゾーン、あるいは通学路での事故というのは、当然、避けるよう努めなければならないこととございます。今回の市民と語る会の中でも、特に道路の停止線等の消えているものについて、是非、はっきりとしていただきたいという要望が各地区でございましたので、今回の9月の補正に400万円近く、補正を計上させていただいて、そういう道路での事故の防止のために、交通安全の停止線等の書き

直しに取り組んでいこうとしているところでございます。

○**15番議員（新川床金春）** よろしくをお願いします。

3番目の市道古賀線の冠水対策について伺います。15年以上前の市道古賀線は畑かん事業で農地整備され、農地や魚見岳からの雨水が短時間に集まり、新田川流域が道路冠水していました。新田地区はこれまでの魚見地区の遊水池となっていたが、新田開発事業の進捗とともに遊水池機能が低下し、魚見団地前まで道路冠水するようになりました。その後、新田川拡幅工事が完成し、きれいな橋ができたんですけども、その橋がダムの様相を兼ねているので、側溝の断面しか排水できなくなったんです。以前は道路全体で排出していました。高い橋が架かったために、貯水機能を市道自体が持つようになったんです。ですから、以前は子供たちが帰るときも膝ぐらいしか水がなかったのが、40cm以上溜まるようになったということですが、そのことを把握していますでしょうか。伺います。

○**建設部長（三窪義孝）** 新田川流域につきましての浸水対策ですが、確かに議員がおっしゃっており、新田川の拡幅が完了いたしました。ただ、道路、住宅地と土地利用計画が変わって、遊水池機能がなくなったというのも事実であります。そのために現在も古賀線につきましては、大雨時には冠水をしておりますが、雨水対策としては、その水を畑かんからの排水の水も多いですので、それを分水するか、その浸水対策を図っていかなければいけないとは思っております。

○**15番議員（新川床金春）** 耕地林務課で農地の水は、下吹越地区の方に流そうという計画を立ててもらっております。この事業が完成するまで5年から10年かかると思います。子供たちが危険な目に遭わないためにもですね、市道沿いに注意喚起するための対策はできないのか伺います。

○**総務部長（邊見重英）** 急激な豪雨で出水しまして、冠水の危険性の高い道路につきましては、先ほど建設部の方からもお話がございましたけれども、交通規制等に万全を期すとともに、また、今後の対策につきましても、関係機関と連携して冠水に対する喚起等を検討し図ってまいりたいと思います。

○**15番議員（新川床金春）** 子供は、帰る時間になれば早く帰りたいということで、まっすぐ家の方に向かって帰ると思います。水は、下流の方からどんどんせり上がってくるんですよ。本当、怖いんですね。一昨日の新聞やテレビを見ますと、急激な豪雨で、大変な惨事になっているんですよ。今、いろんな方が話すのは、30分あれば水が引かいね、という話で済んでいるんですけど、これが、1時間も2時間も豪雨が続きますと、今まで水が来なかった和田石油の周辺は、店の中まで入っていきそうになるというような話もあります。実際、この場所は、耕地林務事業が完成するまでは、危険はなくなるんです。ですから、ここに、子供たちや車に乗っている方に注意喚起するための回転灯や道路冠水危ないという掲示板なんかできないのか、伺います。

○**建設部長（三窪義孝）** 集中豪雨時には、道路冠水の速度が速まり、交通規制や住民への周知が遅れることも想定されます。議員がおっしゃる回転灯などの設置により、早めに住民に周

知することは大変効果を発揮する方策だと認識しております。しかしながら、市内全域の道路冠水箇所を設置するとなりますと、かなりの事業費が必要と考えられるところであります。したがって、現在、市道古賀線の雨水排水対策といたしましては、農政の方で畑かんからの流出を抑制する計画を検討しておりますので、道路管理者といたしましては、道路冠水時の事故を未然に防ぐため通行止め、片側通行の看板等を迅速に設置して、集中豪雨に対応していきたいと考えております。

○**15番議員（新川床金春）** 市道古賀線については、先ほども説明しましたが、15年前は道路の水は流れていたんですよ。それが指宿市のまちの開発のために遊水池がなくなったんです。そして、その対策として新田川の拡幅工事をしました。拡幅工事まで良かったんですけど、あの橋が悪いとは言いません。あの橋のところから雨水を処理する機能が、今までの能力を下回っているんですよ。ですから、昔の藤商のあの辺が4・50cm溜まるんですよ。自動車学校の方から来ますと、もうダイビングですよ。ですから、あそこを危ないと思うし、子供たちのスクールゾーンである豊留自動車の辺から新田川まで、何かの措置をしないと大変なことになると思います。市内のスクールゾーンで1km以上冠水するスクールゾーンがどこにありますか。教えてください。

○**総務部長（邊見重英）** 古賀道路以外にどこがあるかということでしたけれども、はっきりと今、申し上げることはできません。申し訳ありません。

○**15番議員（新川床金春）** 指宿市の開発工事によって、私はこのような状態になったと思います。開発によって住宅も張り付きました。そして農業で、ハウスを造ったり、いろいろすることによって雨水は増えたと思います。だけど、せき止められているというのは間違いないと、私は思います。ですから、子供たちの生命と財産を守るため、そして市民の安全を守るためにですね、回転灯や掲示板設置した場合、どのくらい掛かるかと、私は聞き取りをして、そのときどのくらいですかと投げかけておりますので、予算がどのくらいとなったのか、教えてください。

○**建設部長（三窪義孝）** 冠水の警報装置ですが、これにつきましては、冠水の警報用センサー、制御ボックス、ブザー付き回転灯を含めまして、1基当たり約150万円と伺っております。

○**15番議員（新川床金春）** 市長、1基150万円だそうです。子供や市民の命を考えたときに、3基か4基、この区間に付けられないものでしょうか。お伺いします。

○**総務部長（邊見重英）** 古賀道路が冠水して、非常に危険であるという実情といいますか、そこは十分理解をいたしております。また、今、質問がございました1基150万円程度の冠水警報装置などを3台ほど設置できないかということでございます。市民の生命・財産、あるいは児童の同じように生命・財産を守る、非常に大事なことだと思っております。先ほども申し上げましたように、私どもも交通安全、あるいは道路の維持管理というものについて努めてはいるところですが、様々な政策を実施するにあたりましては、総合的に判断していかないといけないところもございます。そういう意味で、また今後、検討させていただきたいと思っております。

○**15番議員（新川床金春）** 2日前の台風で全国で5名亡くなっているんですよ。もしも指宿でそのようなことが、この市道であった場合の責任は誰が取るんですか。お伺いします。

○**総務部長（邊見重英）** 市の施設の管理の不手際ということで、事故なりあった場合、それは当然市が取るものだと思います。ただ、個々の状況によりますので、一概に申し上げることはできません。

○**15番議員（新川床金春）** 先ほどから言っていますけど、新田川に架かった橋で水がせき止められているということは、私は建設部長は理解してもらっていると思います。ですから、このせき止めた水の関係で亡くなったときの、不幸があった場合の責任はどちらですかと聞いていますので、お願いします。

○**総務部長（邊見重英）** 今おっしゃったような理由ということが明らかであれば、市の責任になると思います。

○**15番議員（新川床金春）** 分かりました。ありがとうございます。なるべく災害が発生しないように対応していただきたいと。そして、私が先ほど述べたような事業が取り入れられるものだったら、いろんな事業を探してもらって、やっていただきたいと思います。

次に、4番目の清掃センターについてお伺いします。指宿市単独で旧焼却炉を解体すると1億6,000万円から7,000万円ということを12月定例会の委員会で担当課長が話していましたが、今回、広域で新ごみ処理施設建設した場合の指宿市の持ち出しは幾らになるのかお伺いします。

○**市民生活部長（谷口強美）** 解体工事請負分の指宿市の負担金は、1,033万4千円と一時借入金の利子分を予定しております。

○**15番議員（新川床金春）** 本当にすばらしいことを、担当課がやってくれたんですよ。単独であれば1億6,000万円・7,000万円、広域の新炉建設とともに解体すれば、1,300・400万円。本当にありがとうございますと言いたいです。だけど、このようなことを、広域議会は2月に終わっているんですよ。いまだに私たち議員には報告がないんですね。用地のときは、議員懇談会で説明がありました。その後の解体のための建屋の処分についても、いろいろ問題があって困っていらっしやると思いますけど、いろんな問題は議員に報告し、議員とともに、よりよい方向に進むような取り組みが必要じゃないかなと思って、今回、この部分を聞いたんですけど、なぜ6月までにですよ、もう9月定例会ですので、今日で7か月あります。なぜ今までできなかったのか、お伺いします。

○**市民生活部長（谷口強美）** 期間がたくさんあったんじゃないかということですが、旧炉の63年炉の解体に伴いまして、その63年炉の中に今の平成10年炉ですかね、今使用している焼却炉の施設を共有して使っていたということで、63年炉の一部を平成10年炉に使っているということで、その施設の仮設をしないといけないということで、そっちの方が作業がたくさんございまして、後、解体に伴う上屋の移設の譲渡につきましては、広域組合の幹事会の方でどういう処分を受けるか、その辺もありましたので、この時期になってしまいました。この9月議会の最終本会議の後に報告をする予定でございます。申し訳ありませんでした。

○15番議員（新川床金春） 本当に素晴らしいことを職員がやってくれたのに、私が昨日かな、知りました。それまでご苦労が見えなかったなというのが残念だったんですよ。やはり指宿の財政を1億5,000万円抑制できたということですので、いいことは説明してください。よろしくお願いします。今回の新ごみ処理施設建設事業は、経費を削減するために旧炉を解体することを選択していますので、新炉ができるまで市民に負担が掛からないように、万全な対策を講じていただきたいということをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森時徳） ちょっとお待ちください。先ほどの保留の分がありましたので。

○総務部長（邊見重英） スクールゾーン内の交通事故についてご質問がございましたけれども、担当の方に確認したんですけれども、スクールゾーン内に限った交通事故というのは把握できていないようでございます。申し訳ございません。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

再 開 午後 2時18分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、中村洋幸議員。

○10番議員（中村洋幸） どうも皆さん、こんにちは。10番中村洋幸でございます。お疲れのところ、皆さん、大変でしょうけれども、1時間は話は今日はしないつもりですので、そのつもりで目をぱっちり開けて聞いておってください。

2020年、平成32年の夏季オリンピック、パラリンピックの開催地を選ぶ国際オリンピック委員会が9月7日、ブエノスアイレスで開催され、イスタンブール、マドリードを大差で破り、東京で行われることが決定いたしました。昭和39年の第18回、夏季オリンピックから実に56年ということでございます。昭和39年の第18回大会開催時、私は中学校1年生でした。自分の人生の中で夏季オリンピックを2回観戦できるという可能性があることを、大変嬉しく、楽しみにしているところでございます。東京オリンピックまでの7年間の経済効果が150兆円になるとの報道もなされております。インフラ整備に55兆円、そして観光産業については、95兆円もの経済効果が見込まれるとの報道でありました。九州新幹線鹿児島ルートも平成23年3月に開業しており、指宿にも外国人を含め多くの観光客が訪れるものと思います。I O C委員の投票前のプレゼンテーションの中で、日本国民が持つおもてなしの心を紹介され、話題になりました。国際観光のまちを目指しておもてなしの心で迎える体制の整備、充実は本市の主要施策でもございます。一人でも多くの観光客が訪れ、地域振興につながることを期待して通告にしたがい、一般質問を行います。

それでは、皆さんがあまり関心のなかった指宿市の花・木・鳥・魚・蝶について質問をいたします。

まず1点目、合併前の指宿市・山川町・開聞町では、どういうものが制定されていたのかお伺いをいたします。

2点目に、新市においてどういう経緯・理由により決定されたかお伺いいたします。

3点目に、制定されたものが観光・地域産業にどう生かされているのかお伺いいたします。

4点目に、合併後、間もない時期であったことなどもあると思いますが、平成18年5月1日現在の住民基本台帳の世帯数は1万9,813世帯でございます。応募者は実に全世帯の1.2%にあたる240点ということでございますが、この240点の中からの選定はどうだったのかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

5点目、ツマベニチョウは山川駅周辺を自然分布の北限として、ここ数年前までは相当数が確認されていましたが、最近、ほとんど目にしなくなっております。原因は何だとお考えでしょうか、お伺いいたします。

続きまして、2問目の道の駅の運営状況についてでございます。今回は、山川港特産市場活お海道についてお伺いいたします。

まず、1問目の運営状況についてでございます。平成21年4月にオープンし5年目でございますが、平成23年度山川・根占航路の本格運行、そして道の駅登録と、好条件のもとで指定管理者は、漁協から株式会社芙蓉商事に交替したわけですが、運営状況はどうかお伺いをいたします。

次に、2問目の道の駅活お海道は地場産業の振興を図るとともに、市民と利用者の交流促進などを行うことにより農山漁村の活性化を推進し、地元の農海産物や特産品の販路拡大、そして農家・漁家の所得向上を図る目的で設置されているが、本当に地域の活性化、地場産業の活性化施設として活用が図られているのかお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 2020年のオリンピック開催が決まり、議員と同じように、私も大きく期待をしているところでもあり、観光地指宿として、また追い風になってくれるものだと思っております。そのための準備も着々と本市においてもやらなければならないと思っているところでもございます。

さて、ご質問をいただきました市の花・木・鳥・魚・蝶の制定についてでございます。旧指宿市、旧山川町、旧開聞町における市の花・木・鳥・魚・蝶の制定の状況についてでございます。旧指宿市におきましては、市の花といたしましてハイビスカスを、市の木としてホルトノキとツゲを、市の花木として山ツバキを、市の鳥としてメジロを、市の魚としましてはヒメチカダイを制定をしておりました。また、旧山川町におきましては、町の花として金魚草と山川豊歳、町の木としてギョボクとリュウガンを制定した経緯がございます。旧開聞町におきましては、町の花としてかいもんサツキを、町の木としてヤマモモを制定をしているところでございます。その経緯等につきましては、担当部長が回答をいたします。

次に、道の駅の運営状況についてでございます。道の駅山川港活お海道は、平成21年4月の開業から3年間は、山川町漁業協同組合が指定管理者として運営をしていただきました。昨年4月からは、株式会社芙蓉商事が、指定管理者として運営していただいております。これまでの来場者の推移でございますけれども、平成21年度の来場者数は開業効果もございまし

て、30万7千人でございました。平成22年度は25万8千人と落ち込みました。平成23年8月に活
お海道が道の駅に登録されてからは、来場者数も徐々に増え、平成23年度の来場者数は27万8
千人になっております。平成24年に株式会社芙蓉商事に替わってからは、芙蓉商事独自の自
主事業に力を入れられ、昨年の11月24日に開催をいたしました「いい節の日」イベントなど
の集客事業を行った結果、平成24年度の来場者数は30万4千人で、前年度より2万6千人ほど増
えており、開業当時の来場者数とほぼ同じに戻っております。平成25年7月までの来場者数は
11万6千人でございまして、前年度同期より8千人ほど増えております。売上金額は、平成23
年度は1億7,743万5千円で、平成24年度が1億8,367万7千円と624万2千円売り上げが伸びてき
ており、436万2千円の黒字となっているところでございます。平成25年7月現在の売り上げは
6,890万3千円で、昨年同期より578万2千円増えているようでございます。これも芙蓉商事の
自主事業としての創業祭や、毎月第4土・日の「朝市」、24日の「節の日」のイベント等を行
ってきた結果だと思っております。現時点では順調な運営を行っていると思っております。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長が回答いたします。

○**総務部長（邊見重英）** 新市における市の花・木・鳥・魚・蝶の制定の経緯についてでございま
すが、まず、これらを制定するにあたりましては、広く市民の意見を反映させるため、平成
18年5月に公募を行っているところです。公募期間は5月末までで、応募総数は先ほど議員の
方からもございましたが240点となっております。この集計結果をもとに、外部委員を含んだ
選考委員会で審議させていただき、現在指定のとおりとなったところでございます。

次に、現在の市の花・木・鳥・魚・蝶として制定されているものは、様々な形で市の観光
や産業へ活用されたり、指宿をイメージをさせるものとして活用されております。例えば市
の花でございます菜の花につきましては、菜の花マラソンや菜の花マーチ、菜の花キャンペ
ーンなどでメインの植栽として活用されており、市民に種を配り、春先には約800万本が指宿
を彩っております。また、菜の花とハイビスカスにつきましては、南国指宿をイメージさせ
るものとして、市のホームページや様々な観光パンフレット、庁舎窓口等でも数多く利用し
ているところです。それから、市の魚でございますカツオにつきましては、山川港に水揚げ
されるカツオから作られる鰹節が全国有数の産地でございますことや、腹皮やたたきなどの
加工品や料理等にも重宝されておりますし、カツオトイレでイメージアップにも利用されて
おります。市の木のうちツゲにつきましては、薩摩つげぐし等、市の伝統工芸品の一つでご
ざいます。それから、市の鳥でございますメジロにつきましては、見た目も鳴き声もよいこ
とから、以前は広く飼われておりましたけれども、現在は、捕獲・飼養は禁じられておりま
すが、春を告げる鳥として市にも多く飛来しております。春の雰囲気醸し出していると考え
ております。ツマベニチョウにつきましては、市章のモチーフにもなっており、橋のデザ
インにも使われております。また、葉が幼虫の餌になるギョボクは市の木となっているところ
です。

次に、今後の見直しの計画についてどう考えているかというようなことでございました。
現在、制定されております市の花・木・鳥・魚・蝶につきましては、指宿市において市民へ

の募集や選定委員会での決定を経て制定されたものでございます。応募数が少ないのではないかとのご指摘ですが、全世帯に募集のチラシを配り、お寄せいただいたものをもとに、市民や関係団体の代表者の方も含めた選考委員会で審議いただいたものでございます。このような経緯でございますので、市民の皆さんのご意見を反映させて決定されたものであると考えているところでございます。

次に、ツマベニチョウは幸せを呼ぶ蝶として、山川周辺を北限として周辺には相当数確認されていましたが、現在はほとんど目にしなくなっている。原因は何だと考えるかというようなご質問でございました。ツマベニチョウが減少した原因については、県立博物館に問い合わせをいたしました。一般論として寒波の影響によるサナギの減少、幼虫の餌であるギョボクの減少、成虫の餌であるハイビスカス等の花の減少、それから、天敵であるアシナガバチなどによる捕食などが原因として考えられるという見解でございました。また、成虫の乱獲につきましては、万一、市内全域で行えば別ですけれども、特定の場所で1日数十匹を捕獲したとしても、全体の個体数にはさほど影響ないのではないかという見解でございました。以前は、旧指宿、山川地域で地域をあげましてギョボクを育苗・配布したり、小学校のハウスでツマベニチョウを飼育して保護していたということもございましたので、その当時に比べますと蝶が減少しているという可能性はあるかと考えているところでございます。

○**産業振興部長（高野重夫）** 道の駅の運営状況について、活お海道の設置目的である地域の活性化、地場産業の振興は図られているのかというお尋ねでございました。平成21年4月にオープンした山川港活お海道の設置目的は、集客施設として地域の活性化や農林水産物などの展示販売及び観光情報などの提供を通して、地場産業の振興を図るとともに市民と来訪者との交流促進などにより農山漁村の活性化を促進するとなっております。このようなことから、活お海道では地元の新鮮で安心・安全な農水産物や山川地域特産の鰹節製品などをはじめとする多種多様な加工品などを販売し、市民をはじめ、多くのお客様に喜ばれているところでございます。市でも広報紙いぶすきを活用し、朝市直売ゾーンのテナント募集や出荷者の募集を行っているほか、4月の創業祭や11月24日の「いい節の日」に行われている山川鰹節祭り、12月の山川ふるさと歳の市などのイベントに積極的に参加し、活お海道の販売促進や地場産品などのPRに協力しております。活お海道はオープン以来、約126万人のお客様にご利用いただき、地域の活性化にもつながっていると考えておりますが、季節によっては野菜や果物が少なくなる時期もあります。市では運営を担っている指定管理者株式会社芙蓉商事と協力し、設置目的である地域の活性化や地場産業の振興を図るために、イベントの開催や出荷者募集などについても今後も連携してまいりたいと考えております。

また、山川・根占航路で結ばれている南大隅町の施設を芙蓉商事が指定管理者として運営しているメリットを生かし、大隅地域の農産物を活お海道で販売、あるいは指宿地域の農水産物を南大隅町のなんたん市場やネッピー館で販売するなど、薩摩・大隅の最南端にある物産館の魅力を活用して、山川地域の活性化に努めていきたいと考えております。

○**10番議員（中村洋幸）** まず、制定の経緯、理由についてお伺いをいたします。まず、新市誕生

後ですね、平成18年5月9日に市政事務嘱託員を通じて市内全世帯に募集チラシを配布したと。5月末までの受付で6月7日に選定委員会で決定をして、6月20日に制定をされたとなっているんですが、1か月もない募集期間で、早急にやる必要があったのかもしれませんが、2万世帯ぐらいのうちの240人と言ったらですね、今議場にいる人の、ここに50人ぐらいだと思うんですが、このうちの一人も応募してないという感じなんです。だから、こういう中で制定がされたということは、私も応募はしておりません。こんなことを言っているけど応募してないんですよ。こういう中で、応募してくれた人は、本当に指宿市のことを考えて応募してくれたんだろうなと思いますけども、この応募されたものの以外にですね、旧開聞町のやつは一つも入ってないんですよ。だから、開聞町の方は応募されなかったのかなというところもあるんですが、制定されたもののほかにどういう応募があったのかですね、お伺いいたします。

○**総務部長（邊見重英）** 現在制定されているもの以外で、応募がございました主なものを申し上げますと、花ではかいもんサツキ、金魚草、それから木ではヤシの木、あこうの木、リュウガン、魚ではキス、大うなぎ、ヒメチカダイ、鳥ではうぐいすなどでございました。

○**10番議員（中村洋幸）** はい、分かりました。ここにまず制定されたものについてですね、市としてはただ制定しただけなのか、その後においてですね、どういう政策でもって制定されたものを守ってきたのか。そこらについてお伺いをいたします。

○**総務部長（邊見重英）** めじろにつきましては保護法で保護されておりますので別とさせていただきます。そのほかについて、現在、市として特段何か手立てを取っているかという点、明確に申し上げることはできないところでございます。ツマベニチョウに関しましては、1979年ごろから旧指宿市と旧山川町でギョボクを各世帯に配布し、植栽してきた経緯があるようでございます。また、小学校のビニールハウスでツマベニチョウを飼育し、保護に取り組んでいたことがあったこともございます。本年度は市の提案公募型補助事業を活用しまして、市民団体がギョボクの育苗・配布やツマベニチョウのより良い生育環境づくりを進めることにしております。このようなことから、これらの活動の広報などを通して、団体の活動をサポートしていければと思っております。

○**10番議員（中村洋幸）** 今の答弁の中にですね、小学校で飼育ハウスを造ってという話もございましたが、教育委員会の方にちょっとお伺いしたいんですが、昭和54年ぐらいからなんですよ、指宿市では推進協議会が発足して、まず徳之島からギョボクの苗19本を取り寄せて、公園などに植えたという記事もあります。それと、山川町においても54年に、観光課がギョボクの植栽を始めて、町内全域に植栽をされたという記事も載っております。この段階で、平成元年ぐらいだと思うんですが、山川、指宿もハウスを建てられたのかどうか分かりませんが、山川においては各小学校、飼育ハウスを持って、盛んに飼育もされておったし、かえったやつは放蝶もやっておったという事実はございます。現在、小学校において飼育ハウスはどういう使われ方をしているのか、そこらについてお伺いいたします。

○**教育長（池田昭夫）** 今から30数年前かと思いますが、成川区で子供がツマベニチョウを捕獲

したということで、それから指宿市や旧山川町で、学校にも飼育ハウスを造ってやった方がいいということで、その当時のPTAの方々を中心に、旧山川町ではその飼育用のハウスを造っていったかと思っております。そのようにして取り組んできたわけですが、なかなかツマベニチョウを育てるのが難しいみたいで、現在、ハウスとして残っていますのは6校でありまして、実際、それを飼育しているのは、小学校でいきますと2校やっております。学校名は山川小学校と徳光小学校でございますが、なかなかこれも難しく、ある学校では、幼虫をハウスに移動させたらアリに食べられてしまったというような現状もありますが、現在残っているツマベニチョウ用のビニールを活用して、今、指宿市内にもツマベニチョウを増やそうという団体ができておりますので、その人たちの協力も得ながら、また、地域の方々の協力を得ながら、飼育できればいいなと考えているところです。

○10番議員（中村洋幸） 小学校のこういう飼育ハウスはですね、やはり子供たちの情操教育にもなると思うんですよ。だから、あるものは活用して、専門にというか、一生懸命やっておられた方々もいると思いますので、いろんな話を聞きながらですね、増殖に利用していただければと思います。

次に、数少ない応募者の中から選定されており、中には指宿市にとってどうなのかなというようなものもございます。合併10周年記念事業なども計画されるのではないかと思います。そういう時期にでも、再度、見直しの検討をする考えはないのか、お伺いをいたします。

○総務部長（邊見重英） 現在、制定されております市の花等につきましては、新市において市民の皆さんのご意見を反映させて決定された内容であると考えておりますので、見直しを行うということにつきましては、考えていないところでございます。制定後、新市の開市式での披露や市のホームページ、市勢要覧など、様々な方法や機会を捉えて周知を行ってまいりました。しかしながら、議員ご指摘のとおり、市民の方々へ十分浸透がされていない面もあるのではないかと思います。したがって、市といたしましてはこれまでも市章や市の花等について、小学校3・4年生を対象とした社会科の副読本に掲載し、小学校の授業等で活用してきていただいておりますが、今後も広報等を通して、広く市民の方々に知っていただく機会をつくるよう努力してまいりたいと考えております。

○10番議員（中村洋幸） 1.2%の市民に応募してもらって制定したものだと。それもいいと思うんですよ。ただですね、メジロとか、全国的にどこでもいる鳥なんですよ。指宿市だけに春を伝えている鳥じゃないと思うんですよ。結局、メジロは渡り鳥であって、10月ぐらいにこの指宿地域だったら渡って来ると思うんですけども、年によっては、全然来ないという年もございます。自然界の中で指宿市に生息していて、初春になったらまちに降りて来てというのなら、考えられんこともないかなと思うんですけども、全国的に日本の和鳥として、あちこちに鳥が、指宿市の鳥なのかなという思いもあるんですよ。だから、そこらについては、応募された方に本当は頭が下がる思いなんですけども、広く、もうちょっと時間を取って、これ、募集をしたときは1か月もないんですよ。だから、合併の10周年とすれば、まだ時間がありますので、再度、市民に考えていただいて、足元にある、何か指宿らしいものは

ないのかなと、私は思うところでございますが、再度、答弁をお願いします。

○**総務部長（邊見重英）** 今、メジロのお話で、例えでお話をいただきました。メジロにつきましては県の鳥でもございます。私どもも60歳前後の人間でございますけれども、小さいときからメジロについては家の近くに降りて来て、個人的には、私も非常に親しみのある鳥だと思っております。それと、当時の240人の中で数字的に申しますと114名の方がメジロということで、鳥については応募していただいております。また、その次の鳥が何かと申しますと、うぐいすでそれが20名という数字でございました。ですから、240名という数字というのは確かに世帯なり、人口からすると少ないのでございますけれども、全体的な市民の持っている思いというのは、結構大きなものがあるのではないかと、当然推測されております。したがって、先ほど見直しをというようなことがございましたけれども、現段階では考えていないところでございます。

○**10番議員（中村洋幸）** 次に行きます。5点目のツマベニチョウについてのところで2回目になりますが、平成元年に、山川・指宿は国のふるさと、生き物の里というのに選定されております。ツマベニチョウの舞うまちとして、ギョボクの植栽、そしてツマベニチョウの保護・増殖に取り組んだ経緯がございます。市の蝶として制定されているツマベニチョウの保護条例はできないのか。また、保護するための看板設置はできないのか、お伺いをいたします。

○**総務部長（邊見重英）** 市としましては、ツマベニチョウを保護する条例の制定ということについては予定はしておりませんが、先ほど申し上げましたが、今年度の提案公募型補助事業で、市民の皆様が主体となってツマベニチョウが生育しやすい環境づくりを進めていこうとされておりますので、その取り組みを支援してまいりたいと考えております。また、乱獲などのこともございましたけれども、それにつきましても看板等を設置することについて、成川公園などに現在も設置されているということですので、それ以外につきましても生育状況であるとか、捕獲の状況などの情報を収集した上で対処していければというふうに考えております。

○**10番議員（中村洋幸）** 条例は自然界のもんだからできないのか、そこら辺については私も勉強しておりませんので分かりませんが、看板等については、やはり担当課の方々もそうですが、外に出て状況確認を取ってもらおうと。何でもそうなんです。市の方は任せっきりの人が多いんですよね。何かを制定したらそのまま。指定管理者の制度についても、私はそんなに思っているんですよ。指定管理で任せてしまったらそのまま。行って、指導するところはすべきじゃないのかなと思います。賞味期限切れの商品が並んでいたりとか。これも私は直接確認をしますので、そういうところについても、指定管理を持っているところなど、特にそれをお願いしておきたいと思います。この看板については、山川の駅の近くなんですが、成川公園です。ここには、毎日と言っていいほど、老人クラブの方々がカントリー、グラウンドゴルフをやっているんですよ。そこにほとんど獲りに来ていたんですよ。イベントに出せば売れるんだとかですね。学術的なもので1匹2匹捕獲をするというのであれば、そんなにはないんですよ。1日中いて獲って帰るんですよ。だから、ゲートをする人も、その

獲る人に注意もできないと。何で獲ったらだめなんですかと言われるからということで、私は都市整備課にお願いをしまして、ここに看板を設置してもらいました。公園の入口2か所に、この公園のツマベニチョウは、指宿市の蝶として成川区の皆さんが大切に保護しています。乱獲行為撲滅にご協力ください、という内容の看板です。そう当たり障りはないんじゃないのかなと思います。自然界のものであっても市で制定をして、市の蝶にしているんですよ。それをみんなが、さっき言った小学校のハウスで育てたり、増殖にも取り組んでいる。ギョボクの植栽、また蜜源の植栽の管理も山川町時代だったら、完全にやっておりました。課長会の方々が、一生懸命取り組んでくれていたと思います。こういう中で、一生懸命増やしているものを横取りされていくというのが、私はどうなのかなと思うんですけども、看板設置ぐらいは、やはり山川駅、国道を含めて、魚見岳にも行くような話をしておりました。開聞岳、魚見岳とか、やはりああいう公園のところには、市の蝶で皆さんが保護しているんだというような意味合いの看板は、立てていいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○**総務部長（邊見重英）** ツマベニチョウの保護ということにつきましては、市の蝶でもございまして、重要なことであろうと思います。先ほども申し上げましたけれども、生育の状況や捕獲の状況などを、私どもも蝶の集まるところといいますか、そういうところの現場も確認しながら、どのような保護をしたらいいのかということをごすね、検討してまいりたいと思います。

○**10番議員（中村洋幸）** よろしく願いしておきます。

それでは道の駅活お海道の件について、2回目の質問をさせていただきます。まずですね、私、毎日というほどは行っておりません。ただ何かがあるときには顔を出しております。そして、必ずどうですかという話をするんですよ。お客さんどうですか、売れますかという話はします。造るときにはですね、あそこもホテル関係のおかみの会とかにもお願いして、バスも回ってもらうんだと。朝、出始めにはここに寄ってもらうんだという話もしておられましたけれども、それも最近はそうないみたいでございまして。それと、土日にかけてはお客さんもそれなりにあると思うんですが、平日の状態を見たら、かわいそうですよ。対面販売のところなどは、家賃も3万円払ってるんですよ。そういうことからみたら、これはどうなのかなという思いがします。当初入っておった対面の方々も、3軒ほどかな、出られたんですよ。退去して、後は新しく入ったという方はおられないんじゃないですかね。やはり問題があるからそんなになってくるんだろーと思います。指定管理者にしても、やはり漁協さんは、一般的な商売から言うと、ちょっとどうだったのかなというところもあると思いますけれども、やはりですね、地域のアンテナショップなんですよ。大事な拠点施設でございまして、まず、地域のもの、先ほどの質問の中でもありましたけれども、季節によっては、農産物もないものがあるというような話もございました。だけどですね、一つ二つですね、ちょっとどうしても許せないというか、地域の我々指宿市の施設でありながら、あそこは山川地域の振興をと言ったけど、指宿市の振興も含めてなんですよ、拠点施設です。焼酎にし

でも、地元の焼酎がそんな置かれてないですよ。ロゴ付きの活お海道と書いた焼酎を売っておりました。何ですかと、そこまでは私も言いませんけども、地域の蔵元でちゃんとしたものを作っているんですよ。ロゴ入りのやつですね、地元の焼酎工場、蔵元もちゃんとしたやつを作ってくれているんですよ。活お海道のロゴ入りで、ちゃんとしたやつを作っています。これ、960円ですよ、5号瓶で。ところがですね、今、芙蓉さんがやっている何とかという、その焼酎、ロゴ入りなんですけど、1,100幾らで売っています。地元にないうやつなら、私は言わないですよ。地元には6つの蔵があるんですよ。この蔵元のやつを主体的に売らなければならない、私は何も言いません。主体的に他の地域のやつを売るとというのが、指宿市の施設なのに、なんでやということになると思うんです。それと、カツオの腹皮を売っていました。私、行ったら大体見るんです。賞味期限とかですね、これ、どこのやつだろうというのを見ます。エプロンハウスでも見ました、そういうのを。賞味期限切れがあったのはエプロンハウスです。担当課の方にちゃんと言って、もう2・3年前のことですから、これをとやかく言う必要はないんですが、今度のこの活お海道の件についてはですね、腹皮においても枕崎産を売っているんですよ。何でやと言いたくなりますよ。山川にちゃんとあるのに、何で枕崎産を入れるのと。ここらについても、担当課は目を光らして、そこらのところは言ってほしいなと思います。対面式のところにしてもです。結局、最初の段階ではですね、JAさんが食肉なんかを売っていました。そこも結局売れなかったのかどうか分かりませんが、撤退した後は、通常言うお菓子類を並べているんですよ、2店舗分。だから、ここらもまず地域の産品をというか、観光課も含めてですね、やはり地域の物を、売れるものがあるのであれば、地域のものを主体的に。そこに行ってみてください、見に。地域のものが幾らあるのか。60%以上、他のものじゃないのかなと思います。だから、商売人は商売人でそれなりに売れるものがあると思うんですよ。だけど、やっぱり主体を地域のものに持って行ってもらいたいと思うんですが、そこらについてどうお考えなのか、伺います。

- 産業振興部長（高野重夫）** 指宿山川港特産品市場活お海道については、地域の活性化及び産業振興、漁家、農家所得の向上を図ることなどを目的に設定されております。出店者と来場者がコミュニケーションを楽しみながら買い物ができる対面販売ゾーンの朝市直売ゾーンや、出荷者協議会に加入する市民等が自ら生産加工した農水産物や加工品、工芸品などを持ち寄り販売を行う特産品販売ゾーン、それから購入した商品を食べたり休憩したりする休憩会議室ゾーン、山川ならではのカツオのたたきや新鮮なお刺身、地元の食材にこだわった料理を提供する市場食堂、地域食材提供ゾーンなどがございます。この活お海道の売りの一つである出店者と来場者がコミュニケーションを楽しみながら買い物ができる対面販売ゾーンの朝市直売ゾーンについては、一方では来場者、買い物をされる方からは常に見られているような気がして、買い物がしにくいという声や、出店者の立場では、人件費のコストがかさむというような声も聞かれておりました。そのようなことから、人件費などのコストがかさむ等のことから、朝市ゾーンへの出店をやめて、特産品販売ゾーンでの委託販売に切り替わってきているところもございます。活お海道全体としての来場者数や売上については、増加して

きていますので、当初の目的である地域の活性化及び産業振興、漁家・農家所得の向上にはつながっているものと考えております。あと、議員の方から言われました枕崎の腹皮についてでございます。枕崎の腹皮については、味付けがされ加工されており、袋から出してすぐに食べられる商品であるようでございます。芙蓉商事では来客者の購買意欲を高めるため、実施事業の中で指宿にない海産物を取り扱う業者へ、珍味等の納品も依頼しておりますが、その中に枕崎産の商品があったようでございます。活お海道では市外の新規出荷者の希望があれば、芙蓉商事が商品の確認を行い、地元特産品と競合しないということを条件にしておりまして、そういう競合するような商品であれば、出荷の辞退をお願いしております。そのようなことで、今回についてはそのような取り扱いをさせていただきました。また、焼酎につきましては、芙蓉商事が大隅のなんたん市場、ネッピー館、道の駅たるみずを運営している関係で、取り引きのある焼酎メーカーが活お海道のラベルを無料で作成するので販売しないかという提案があつて商品化に至ったようでございます。また、山川水産加工業協同組合の朝市ブースでは、加工組合が作成した活お海道のロゴ入りの鰹節の焼酎や利右衛門の焼酎も販売されており、鰹節とセットでおみやげとして購入されるお客様が多いようでございます。活お海道ではこの夏、夏登場の指宿ハイボールセットを販売するなど、地場産業の発展にも力を入れているところでございます。あと、特に昨年の夏においては、地元の農水産物が入手できない時期については、コーナーに空きスペースが発生したり、消費者の購買意欲も下がり、他の商品への影響があつたように感じておりましたけれども、最近では指定管理者が道の駅たるみずや根占のなんたん市場、ネッピー館なども運営しており、そちらでの売れ筋のみやげ品や海産物なども品揃えをし、今、買えるものが増えた効果で消費者も増え、相乗的に地元の産品や加工品も売れるようになり、朝市や出荷者の方々にも喜ばれるようになったと聞いております。農産物は、地元では夏の時期があまり品が揃いませんけれども、大隅地域の品も入手して提供をしていただいております。魚につきましても、かいぬい漁協にも協力をしていただいて、以前より魚種も豊富に、多量に販売できているようでありますが、8月から9月上旬にかけての豪雨の時期は、しけで漁獲が乏しく、いけすも空になったりした時期もあつたようですけれども、来場者についても、観光客も多く、そのような要望もあつたりして、品揃えも少し変えたりしたところもあるようでございますけれども、基本的には地元の農産物、特産品を優先して販売するように心がけているところでございます。

○10番議員（中村洋幸） 腹皮については、味付けをしてあると。海産物の業者が入れたんだということで、これは撤去してもらったんですね。

○産業振興部長（高野重夫） それについては、そのようにさせていただきました。

○10番議員（中村洋幸） それでは、この焼酎なんです、付き合いのある蔵元が無料でラベルを作ってくれたから置いているんだと。今、ラベルはもう蔵元で作っているんですよ。無料ですよ、これ。こういうラベルを貼った焼酎があるんですよ、活お海道に、今、置いているこの無料ラベルのやつは、価格転嫁されているんじゃないんですか。1,100幾らでしたよ。今、地元の蔵元が作っているのは960円ですよ。お客さんにもですね、高いものを売っているとい

うような感じになると思うんですよ。だから、さっそくその分については、私は撤去をお願いしたいと思うんですが、いかがお考えですか。

○**産業振興部長（高野重夫）** 活お海道で取り扱う焼酎の一覧については、市内の6醸造元をはじめ、県内の品を揃えておりまして、全部で41銘柄ほどを提供しているようでございます。これについては、やはり観光客なり、それらの方からの要望があって、揃えているということでございますけども、やはり地元の部分について、少しでも有利な形で販売できれば、できないかということについても検討をしてみたいと思います。

○**10番議員（中村洋幸）** 検討してみたいじゃ、私はないと思うんですよ。41銘柄あってもですね、あそこは指宿市の施設ですよ。芙蓉商事は指定管理者ですがね。何で地元のやつを優先。足りない分というかですね、やはり銘柄によってはあると思うんですよ。観光客がどう言うけど、やはり観光客が求めるのは地元だと思いますよ。地元の特産市場なんだから、地元のやつを優先していくのが私は当たり前だと思います。いかがですか。

○**市長（豊留悦男）** 議員の強い思いというのは、痛いほど分かります。あそこを利用される県外の方々も指宿の特産品、指宿の産品を買いに来るという方が圧倒的であろうと思います。そういう意味で、設置された趣旨等が生かされるように、ただいま議員の方からいろいろご指摘がございました。そういう面で、指定管理者にお願いをして、焼酎の件であり、いろんな売られている品物については、可能な限り指宿産を売っていただくようお願いをしてみたいと思っております。

あと一つ、商品の多様性というのもございますから、すべてが指宿産とは言わないまでも、やはり指宿の物をあそこで売っていただくというのは、道の駅の、または活お海道設立の趣旨に合うようなことでございますので、お願いはしてまいりたいと思います。

○**10番議員（中村洋幸）** 以上で終わります。今、市長が言われたとおりですね、やはり地元の施設というか、指宿市で造って指定管理をしているところ、えぷろんハウスも含めてです。すべてのところ、やはり地元の物産を優先して売っていただくと。もうメイドインいろいろです。中国産とかですね、いろんなものがあります。だから、ああいうものについては、いかなもんかなというものもありますので、やはり、担当課の皆さんはですね、業者とよく相談をして、できる限り地元の振興に役に立つようにお願いをしてもらいたいなと思います。

○**議長（森時徳）** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時14分

再 開 午後 3時23分

○**議長（森時徳）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、六反園弘議員。

○**16番議員（六反園弘）** こんにちは。16番六反園です。2020年のオリンピック、パラリンピックが東京で開催ということが決まって良かったと思います。しかしながら、東京電力福島第一原発の汚染水漏れに対して、総理は湾内で完全にブロックされていると断言しておりますが、実際はシルトフェンスを通り抜けて外海へも漏れているようです。また、集团的自衛権にも

積極的な総理ですが、安心・安全な社会を標榜している公明党が側についておりますので、きっとブレーキ役になっていただけるものと思っております。平和憲法のもとで70年近く戦争をしない平和国家として世界に認めさせてきた日本を、戦争のできる国にしてはなりません。東京オリンピックまでの7年間で東日本の復興に全力を尽くし、滝川クリステルさんじゃありませんが指宿が手本のおもてなしの心で、世界の人々を東京に、そして日本各地、この指宿にもお迎えしたいと思います。

それでは、世界の平和と強い日本よりも優しい社会をモットーにしている社会民主党の立場に立って、一般質問をしてまいります。

まず、山川高校存続問題ですが、先日9月14日に市民会館において、山川高校を断固守ろう、小規模高校の在り方を考える県民の集いが開催されました。来賓に豊留市長、そして県議の小園さんや柳誠子さんを迎えて、多くの市民、県民が参加されております。山川高校の存続に対する強い関心が示されたところです。そこでお尋ねします。山川高校支援活性化対策協議会が活性化策を県教委へ提出したと聞いておりますが、その期日はいつで、活性化策はどのようなものだったのか。山川高校の生徒の活動するものを中心に、その内容を幾つか紹介していただきたいと思います。

また、活性化策については、説明をして県教委に提出したと聞いておりますが、県教委側の反応がどうだったのか伺います。

次に、夏休み中の教職員の研修と環境整備について質問をいたします。子供がいない夏休みこそ、先生方がいろんな方面の研修に取り組む、とても良い時期にあると私は思いますが、現場の先生方からよく耳にするのは、研修が取りにくい状況にあるということです。教育長はそのことをどう捉えていらっしゃいますか、お聞きいたします。

3項目の永田川流域の休耕地活用の運動広場について質問をいたします。このことについては、3月議会で質問をした際に、農政部として地権者の意向アンケート調査を実施をして、その結果を踏まえて県の指導も仰ぎながら、公園整備を含めた当該地域の整備を検討するとの方針が示されました。そこでお尋ねしますが、運動広場設置の構想は決定しているのかどうか。また、どのくらいの広さの運動広場を想定されているのか伺って、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 山川高校存続問題について、活性化策を県教委に提出したのはいつか等の質問をいただきました。山川高校の活性化策につきましては、5月24日に開催しました山川高等学校支援活性化対策協議会で決定をし、6月7日に県教育長への要請の際に活性化策の概要をお示したところでございます。その後、7月17日に対策協議会を開催し、追加の活性化策などを含めて、活性化策の具体的な内容を改めて協議・決定し、翌日7月18日に県高校教育課に出向き、その内容について説明をいたしたところでございます。

次に、永田川流域の休耕地活用についてでございます。当地域は農振農用地区域でありますので、優良な農地の基盤整備を行いながら、広場の創出を行う方向で考えております。したがって、農業農村整備事業の中で、活性化施設の整備、交流施設基盤等の整備として

位置付けを行い整備できないか、県と現在協議をしているところであります。3月議会で申し上げましたが、アンケート調査につきましても、現在、その準備中であり、今年中に実施したいと考えております。やはり、地権者の方々の意向が重要であると思いますので、このアンケート調査により地権者の土地に対する考え、思いや、この地区の将来像について考えを把握し、今後の永田地区の基盤整備等について検討を加えてまいりたいと思っております。したがって、現在のところ、具体的な構想作成には至ってはいないところでございます。

以下、質問をいただきましたことについては教育長、担当部長等に回答させます。

○**教育長（池田昭夫）** 夏休み中に教職員が自宅での研修をとりにくい状況にあることをどう考えているかということについてお尋ねですが、地方公務員法には、職務に専念する義務がありますが、職務に専念する義務の特例として、教育公務員特例法第22条第2項において、「教員は授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と規定されております。しかし、かつて夏季休業中に一部の教員による、不適切な勤務の実態が新聞報道等にもありましたように、自宅での研修等の在り方が問題となりました。文部科学省は平成14年に、職専免研修を特に自宅で行う場合には、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないようにすること、また、事前の研修計画書及び研修後の報告書の提出等により、研修内容の把握・確認の徹底に努めるようにすること、自宅での研修を行う必要性の有無等について適正に判断すること等、適正な勤務に努めるよう、通知を出しております。研修については、学校長の承認を得る必要があり、特に自宅での研修についてはその研修が自宅でないといけないう必要性があるのか、自宅ですることにより効果が認められるのか、説明責任が果たせる内容であるのか等について、総合的に判断し、その可否を決定するようにしております。教員にとって、資質の向上は教育の根幹にかかわることですので、これからも全教職員が各種研修に努めるように指導してまいりたいと考えております。

○**総務部長（邊見重英）** 山川高校の存続問題に関連いたしまして、県教育委員会に提出した活性化の内容についてご質問をいただきました。生徒が活動する場面の多い事業など、主なものをということでした。この活性化策の内容につきましては、三つの方針に基づいたものでございます。一つ目は、関係団体機関との協働により、地域課題解決を図れる人材の育成。二つ目が、高齢者の生きがいづくりを担う役割の創出、三つ目が、農業振興・農業後継者育成の拠点としての役割の強化ということでございます。まず、一つ目の地域課題解決を図れる人材育成のための事業といたしまして、今年度新たに、JAなどと連携し、山川高校の実習畑に、実えんどうの新品種の実験ほ場を設置いたしまして、生徒たちが収量や生育、食味の比較調査を行うことにより、地元農家とともに技術向上を図る計画でございます。また、山川水産加工業協同組合と連携いたしまして、特産品の鰹節を生かして生徒が開発した料理が、山川港まつりの料理コンテストで優勝したほか、かつお味噌や山川漬けなどを使い、生徒たちが新たに開発した料理が、「ご当地絶品うまいもん甲子園」九州大会まで勝ち進むなど、地元特産品のPRに活躍してくれております。二つ目の高齢者の生きがいづくりのために、今年度から高校とOB、OG会が共同で運営する農産物直売所を開設するとともに、地元の

成川地区長寿会と生徒たちとの交流事業も始まりました。長寿会との交流会では生徒たちが踊りを披露したり、高校で作ったジャムを提供するなど、高齢者とのふれあいを通じ、高校への理解を深める場となったと思っております。三つ目の農業振興や農業後継者育成の拠点としての役割強化のため、9月補正予算で審議いただいております、就農する生徒を増やすための先進地研修や、生徒増加につながるように通学圏である鹿児島市南部の中学生を主な対象としたPR紙の発行などを計画しております。次に、提出した際の県教委の反応はどうだったかということでございました。提出は7月18日に行いまして、活性化策について、担当職員等が出向きまして説明を行いました。県教委からは高校がこれまで経営努力として行う必要があった活性化策を、地域として提案し、また、市が財政負担も計画していることへの感謝の言葉がございました。それと、活性化策の内容に対しましては、教育長に報告し、県教育委員会定例会においても説明するというところでございました。7月18日の時点では、7月10日基準日の進路希望調査結果はまだ出ておりませんでしたので、その場においては活性化策に対する評価に関して発言はありませんでした。その後、希望調査の結果が8月9日に発表されましたが、前年比で約2倍になったことなどから、県教委の記者会見では、高校が早めに体験入学を実施したことや、地元の協議会の取り組みもあつての結果ではないかという趣旨の発言もあり、県教育委員会からは活性化策やその効果について一定の評価をいただいているものと受け止めているところでございます。

○**農政部長（池増広行）** 永田川流域の休耕地活用の運動広場について、面積はどの程度と考えているかというご質問でございました。現在のところ具体的な構想作成に今、至ってないところでありますので、面積については、数値等につきましても申し上げられないところでございますが、以前、農村総合整備モデル事業で計画いたしましたとき、3千㎡ぐらいの公園としておりました。ちなみに各地区の市内にある17農村公園がございしますが、この公園の面積につきましても、大多数が1千㎡から3千㎡の面積となっているところでございます。1集落に対応するという規模となっているところでございます。本地域につきましては、仮に公園等を構想するとなりますと、周辺の集落に公共的な公園がないことから、複数集落での利用を考慮した規模の公園が必要となることが考えられるところでございます。

○**16番議員（六反園弘）** 山川高校の存続問題についてお尋ねをしていきます。県教委の反応から、活性化策としてかなりいい評価をしているんじゃないかと、そのような感触を受けたということですが、この活性化策でこれで十分と考えておられるのか、それともまだ改善や補充の余地があるということで、幾つか考えられることがあるのかお伺いします。

○**総務部長（邊見重英）** 活性化策につきましては、今回の議会にも補正予算の審議をお願いいたしております。また、これらを踏まえまして先ほども説明しました活性化策の推進というのを、今後もずっと取り組んでいくわけですが、特に9月の下旬にございます県教委の判断というものを見る必要があると、この活動を続けながらですね、思っているところでございます。

○**16番議員（六反園弘）** 今、9月下旬の県教委の来年度の募集要項についての発表が9月の下旬、

または10月初めに出て来るんじゃないかというのが、例年のことなんですが、県教委の公立高校の在り方としては、画一的な基準を設けないと、3分の2程度とかというのが出てきて、あれと思ったんですが、県教委のこれについては、あまり少ないと授業として成り立たないというような言い訳もあったみたいですけども、県議会の中でもですね。ただ、地域振興の視点も加えて、地域と協議をしながら検討すると、こういう文言が入っております。そこでお尋ねしますが、活性化協議会として県教委と、この協議をしたことがこれまでにあったのかどうかお伺いします。

○**総務部長（邊見重英）** 6月7日に、市長を含めまして、市長も当然、活性化協議会の会長でございますけれども、役員の方々と県教委の方に伺いました。それ以降、先ほど申し上げました7月18日に活性化策というものの具体的な内容を県教委にお伝えしておりますけれども、県教委の方と正式な協議を行ったということはございません、活性化協議会とですね。

○**16番議員（六反園弘）** 県教委として、6月7日の申し入れとか、あるいは7月18日のこの活性化策の説明をして提起をしたという、この辺を県教委としては、協議として捉えていないのかどうか。しかし、捉えたとしても4か月かそこらですね。過去ですね、県教委がこれまで他の学校と、この伊藤知事の県政下のもとで、協議期間というのを、短くても6か月、それから長いところでは1年6か月というのが何校かありますが、そういった形で、この4か月ぐらいでまさか結論を出して来るとは思いませんが、分かりません。これは山川高校にとって、とんでもない結果が出て来るかもしれませんので、今、総務部長の方から、正式に協議をした記憶はないということですので、是非ですね、協議をするという、これによって来年の募集について、又は、再来年の存続についてどうするかという、県教委の考えが出て来ると思います。今のところじゃ、全く分からないわけですので、やはり、こちらは協議をした覚えはない。ところが向こうは、いや、もう協議をしておりますというような形で持つて来る、そういう例が過去にあったわけですので、これは、県教委の協議要請連絡を待つつもりなんですか、どうなんですかね。

○**総務部長（邊見重英）** 現時点では県からは、市や協議会と協議の場を持ちたいというお話は来ておりません。それでは、市なり、協議会の方から協議を求めないのかということであろうかと思っておりますけれども、協議会といたしましては6月7日に、先ほども申し上げましたが、県に要請書を提出した際に、会長である市長だけではなく、県議、市議会議長、山川高校同窓会長、山川高校PTA会長も一緒に訪問していただき、県教育委員会に対して、地元の強い思いを伝えたところでございます。また、要請に対し、県教育委員会は、希望調査結果だけで判断することはない、市の支援策の状況なども併せて判断していくと回答をいただきました。希望調査の結果により、活性化策やこれまでの高校の取り組みについて評価を一定いただいていると考えております。したがって、協議会としましては、提出した活性化策の着実な取り組みを通して、県に対して活性化の成果と高校存続の必要性をアピールしていきたいと考えているところです。

○**16番議員（六反園弘）** 非常に不安になってくるんですが、何か、悠長に構えているような気が

してですね。ちょっと、甘く見ているんじゃないかという。昨年来、県教委は山川高校に再々来て、来年の募集は、どうのこうのというようなことを繰り返し言って来ているわけです。数字では判断をしないというようなことも言いながら、数字を出して来ている。こういった状態の中で、今、総務部長が言われました6月7日のこの段階で、この協議会の会長である市長や、そこ2・3人じゃなくて、大勢が詰めかけて県教委に要望したんだと。それをもって、県教委はあれだけたくさん来たんだから、それも協議の中に入れてしまって、指宿とは語りましたということにはならんのか。ここで結論を、とんでもないのが来ると、どうなるのかということを考えるわけです。したがって、9月の末、または10月の初めに、来年度の募集について県教委は発表するということを、例年どおりやってくるわけです。待っている暇はないわけですね。だから、県教委が協議の申し入れをするのを待つんじゃなくて、こちらから協議をしましょうよ、是非、こちらの今の気持ちを聞いてくださいと。指宿の市民会議から出された陳情書が、今、議会に出されていますが、あれに関わっての署名についても、9,571筆という膨大な署名が、積み上げると50cm 以上になるんじゃないですか。そのようなものが議会に上げられてきているんですが、その市民の気持ち、山川の地元の方々が一生懸命になって、署名にも走り回っていただいたと思います。もちろん、卒業生、同窓会の皆さん、それから農協や市内の自治公民館長さんたちも、たくさん協力があつたみたいです。その他、市内だけでなく、県下、いろんなところから寄せられたのが、当初7,000幾らだったのが2,000幾ら積み上がってきている。そういう、山川高校を残せという、この皆さんの気持ち、これが先日のこの県民の集いにも出てきたわけですので、やはり、この気持ちをもって、協議をやっていく。黙っていると、このままでいって、9月末、または10月初めに結論が出されてくるんじゃないかと思うんです。今まで一生懸命やられていますけれども、それで安心しておったら、どんでん返しというのがないとは限らないわけですので、きちんと行って、こちらの気持ちを伝え、県教委としてはどういう方向なのかというのを探って来るとするのは、今までの苦労を実にするために、このままでいくとどんでん返しで、水の泡になるかもしれない。いつやるか、今ですよ。今やらないといけないと思っているんですよ。もう9月ですからね。是非、住民の盛り上がった気持ちを強く伝えていくということをやってほしいと思うんですが、どうですか、市長。

○市長（豊留悦男） これまで、皆さんのお力をいただきながら、様々な活性化策の取り組みをしてまいりました。いろいろな形で新聞やテレビ等で報道もしていただき、確実に山川高校が変わりつつあるという認識は、市民はもとより、多くの県民がそういう認識を持っているだろうと思っていますところでございます。昨日もあるテレビで、体育祭の様子が紹介されておりました。あのような広報、いわゆるテレビや新聞報道を見る限り、支援策を見守りたいという県教委の思いはある程度、私どもの存続の熱として伝わったのではないかと考えているところでございます。地元紙の南風録等にも取り上げていただきました。これはまさに市民、高校、OB、すべての方が一体となった取り組みの成果であろうかと考えております。市の支援、地域の支援、学校の変容を見守りたいという県教委の言葉もございましたけれども、

やはり変わったという、それを示しながら、県教委等との交渉には臨まないといけなと考えております。タイミングの問題でもありましょうし、現在、県議会の会期中でもございます。いろんな場面で、確か9月の下旬だったと思いますけれども、そこを目途に、私たちがどう動くべきかというのは、ただいまいろいろご指摘をいただいているようなことを念頭に置きながら、今後の山川高校存続への取り組みを考えたいと思っているところでございます。

○16番議員（六反園弘） まだはっきり返事が聞けてないんですが、県教委は地元と協議をして決めていくんだということは、原則として持っているわけです。ところが今まで、地元と協議というのは、明らかな形でやっていないというのが実情です。したがって、ここで、こちらの気持ちをもう1回伝えていく。こういうことだから、是非とも山川高校を残してほしい、残すべきなんだと。先日の県民の集いの中でもありました。山川高校の先生が、山川高校はなくしてくれるなど。小規模校だからなくすという考えは、やはりおかしい。小規模校だから、中学校時代に1年間棒に振って閉じこもった子供が、山川高校に来て、生き生きと1日も休まずに勉強している、そういう小規模校の良さを認めてほしい。そういったいろんな、山川高校を残してほしい、残すべきだという意見をですね、もう1回、生の声で県教委に伝えていく。それが協議だと思うし、これまで積み上げてきたものを実にする行動だと思うんです。協議の場を作っていくための場の設定をしていくということをする気持ちがあるならあると、はっきりおっしゃっていただきたいと思います。

○市長（豊留悦男） 県教委の言葉として、数字的なものだけでは判断をしませんという、今後の支援の在り方とか、山川高校の変容を参考にしながら、山川高校の存続については判断をするという、そういう趣旨の言葉をいただきました。そういう意味から、私どもは、学校、地域、OB、OG等、一体となった活動をこれまでいたしました。その活動の成果というものについては、先ほど申し上げましたように評価していただいていると、確信をしております。今後、9月の下旬という、その期日の目途と私が申し上げましたけれども、それが明らかになれば、それ以前に県教委にその経緯等についての説明を求め、強い存続の意思を表明してまいりたいと思います。

○16番議員（六反園弘） 最後の最後に、非常に大事な時期です。今やらなければ、後で後悔するということが生まれないようにですね、是非、はっきりした形で協議を持って行って、山川高校を残してほしいという気持ちを、市民の声を大きく伝えていってほしいと思います。

それでは、次の夏休み中の教職員の研修についてです。先ほどの教育長の答弁では、以前の自宅研修の在り方で、どうも保護者や住民から非難されるような、そういった取り方があって、今はちょっと厳しくなっているというようなお話でしたが、厳しくというか、きちんとやるというのはいいことだと思うんですが、これが厳し過ぎて研修が取りたいんだけど取れないということでは、角を取って牛を殺すようなもんですから、その辺は改善をしていかなくはないんじゃないか。とにかく、現場の先生から聞くのは、計画も面倒くさいのよねと。校長のところは何度も何度も行かないかん、というようなことを聞いたりして、もう面倒だから、学校に出勤すれば暑いけど、家でやればクーラーもあって涼しいんだけど、

仕方がないというようなことで出て行くという、そういう声をよく聞きます。この辺で、どうなんですか。研修計画で、もう少し改善をする。また、せっかく自分のことだと思って研修をするんだけど、その報告に、研修をした日数ぐらい費やしてしまう。非常にそこが大変だというような声も聞いておりますが、改善の余地があるのかなのか、教育長、どうでしょうか。

○**教育長（池田昭夫）** 教職員は児童・生徒の模範となるべき知識や教養を身に付け、豊かな人間性を備えた教職員を目指し、研究と修養に努めなければなりません。そして、信頼される教職員であるためには、自分の研修に対しても説明責任を果たすことができればなりません。研修は、学校の正規の勤務時間に行われ、給与上の有給でありますので、研修のための計画書は、その目的や方法等が明確であることが求められます。また、研修後の報告書は、研修の内容が具体的に明記され、説明責任に耐えるものでなければなりません。これらは、第三者である誰が見ても納得のいくものであることが大切であり、現在、過度な量を求めているものではないと考えております。今後も、保護者や地域住民の信頼に応えられる教職員を目指し、充実した研修を行うことが大切であると考えております。

○**16番議員（六反園弘）** 先生方の声を聞く中では、ちょっと改善の余地があるのかな。もう少し、教師自身がきちんと研修をするということが大事なことですから、その手前のところで二の足を踏んでみたり、せっかくすばらしい研修をやったのに、報告でこれだけ費やさんないかんかというので、その辺での諦めたりという、そういったことの改善は、現場をもう少し見ていただいて、今後、改善をしていただきたいなと思っております。てげてげていいという意味で言っているのではありませんので、その辺はよろしく願いしたいと思います。時間もありませんので、次に入っていきます。夏休み中に、こうして先生たちが結構学校に行かれるんですが、結構職員全員の研修とか職員会というのがあるわけですが、私も夏休みによく学校巡りもするんですけども、回ってみて、今年はまた特別ですけども、回って池田小ぐらいでしょうかね、芝生から流れて来る風で、ここは涼しいですね。ところがほかの学校を回って、職員室は暑いですよ、という言葉しか出ないのが実情です。ほとんどの小・中学校職員室は、確かに夏休みに回ってみて、暑いというのが実感です。先生方に聞いてみると、職員研修なんか、職員室のあの暑い中でやるんですかと言ったら、いや、図書館でやることもあります。ただですね、しょっちゅうやれないんだと。なぜかと言うと、電話の応対や来客の応対、そういうことで、やっぱり職員室が便利なんだと。図書室でやっていると、電話がどうかなというので、教頭なんかしょっちゅう行ったり来たりしたりということのようで、職員室、暑い中ですが、その辺を考えて、職員室でやることが多いと。今日、子供たちの教室に扇風機はあるけど、クーラー設置はという話もありましたけれども、先生方の職員室にも、何とか、クーラーの設置はできないのか。この辺でどうお考えかお聞かせください。

○**教育長（池田昭夫）** 各学校において、夏期休業中には職員会議や校内研修は、職員室や図書室、またはパソコン室を、場所や時間を工夫して行っているようです。教育委員会といたし

ましても、夏期休業中は今ある施設を有効に活用して、充実した研修をしてほしいと考えております。全小・中学校の職員室の空調設備の環境整備につきましては、他の事業との兼ね合いも考えまして、総合的に判断して検討してまいりたいと考えております。

○**16番議員（六反園弘）** 財政的な問題が絡んでくると思いますが、是非、前向きに考えて、子供たちの教室、そしてこの職員室、この辺のクーラー設置について、何年か計画でやっていく方向で検討していただきたいと思います。それでは、永田川流域の休耕地活用の運動広場についてお尋ねをしてまいります。地権者へのアンケートを取ってと、これは今年中に計画しているということでしたが、農業委員会の方が主体になってやるのでしょうか。これはどこが主体になって、永田川流域の地権者のアンケートをやられるわけですか。

○**農政部長（池増広行）** 農業委員会の方の永田川流域、二反田川流域、約20haほどございますが、現在、休耕地となっている分の耕作放棄地対策のアンケートと併せまして、耕地林務課等で、同時にアンケートを行う予定でございます。

○**16番議員（六反園弘）** そのアンケートの内容等は、大体どういった内容になるわけですかね。

○**農政部長（池増広行）** まだ準備中でございますが、概要といたしましては、まず、地権者の方々の名義は当然登記簿であるんですが、どうしても名義変更等をされてない方もございますので、そういう農地情報、名義人と所有者との関係、また、耕作者等の調査、そして後は、現在、農地の利用状況について、耕作されているか、また、今後、耕作される考えがあるか、そういう情報等になろうかと思えます。また、それに併せまして、今後、どのような活用が個人でも、また、公共自治体の方にも、どういう要望等があるのかですね、その辺をアンケート等で調べていきたいと。併せてまた、農業委員会の方で農地集積の関係とも含めまして、併せてアンケートをしていきたいと思っているところでございます。

○**16番議員（六反園弘）** アンケートの結果が出てから、いろいろ出て来ると思うんですが、運動広場の広さをどのくらいに考えているかということで、先ほど3千㎡ぐらいかなというのがありましたが、2千㎡とか3千㎡とかということであれば、1集落で使用する、温湯地区だけでやるというなら、このくらいでも十分だと思うんですが、私が考えているのは、ここを起点にですね、柳田校区なら温湯、木之下、宮の方々の交流、それから指宿校区としては、田之畑、中福良、道上、道下、道下東まで入りますか。こういった七つか八つの集落が交流できるような、そういうのを、是非、この休耕地に持って来てほしいと思うんです。そうであれば、せめて4千㎡から5千㎡はほしいなという気はするんですが。そのくらいでないと、遠慮して、ああ、温湯だけのあれかということになると、あまり意味がないかなと。温湯自身としてはですね、地域の地権者から借りて、市の補助もいただきながら、何とか2千㎡位のグラウンドゴルフの常設広場を、今、造成していこうと、芝生広場を造っていこうということで、今日も来ていらっしゃる竹下館長が一生懸命になってやっているんですが、これと同じものをここに造ったって、あんまり意味がないなと、そういうふうに考えて、より多くの交流ができるように、それが健幸のまちづくりの基にもなるんじゃないか、そのように考えているんですが、どうですか。

○**農政部長（池増広行）** まだ想定の話になりますが、アンケート調査等の中でも、そういうご意見等もまた出てこようかと思えます。面積についてのお話でございますが、3千㎡程度というのは、平成7年にこの地区を、当時、田んぼでございまして、まだ耕作をしておりました。その基盤整備の中で皆さんから土地を供出していただいて、3千㎡程度の公園も併せて造るという計画でありましたが、あの当時、地権者の同意が30%程度しか得られなくて、その事業を廃止した経緯がございます。そういう経緯もあったことから、今回、事前にまた、世代もまた代っていらっしゃることもあろうかと思えますので、アンケートを行いながら、まずは土地所有者の意向、当然また、地域に住んでおられる方も所有者でいらっしゃると思えますので地域の意向、そういうのを踏まえながら造っていきたいと思えます。ただ、先ほどお話がありましたように、周辺に公共的公園がないということではいきますと、大体500m圏内を想定した公園ということになりますと、都市公園でいきますと近隣公園というような扱いになりまして、1ha から2ha ぐらいというのが、近隣都市区の中では位置付けられております。そういう公園等も視野に入れながら、今後、どうしていくのか、基本は農業の基盤整備ということになってくるかと思えますが、そこ辺りもまた、県ともいろいろお知恵を借りながらですね、今後、アンケート調査をもとに、どういう事業化を進めたらいいのか、方向性を探っていきたいと思っているところでございます。

○**16番議員（六反園弘）** 地権者の意向をアンケートによって調べた上での、いろんな作業が出て来ると思うんですが、アンケート調査は今年度中に終了するようなことなんですが、その後の計画というのは大体どういう見通しなんですか。

○**農政部長（池増広行）** 現在、まだ事業化へ向けての具体的なスケジュールは組まれていないところでございます。今年度アンケートを取りまして、それをもとに県とも協議をしながら、その中で、どういう事業があるのか、もしくはいつ頃スケジュールとして組めるのかということがございますが、まずは、やはり財源的な問題がございますので、当然、また、農業基盤整備等を行おうとした場合に、いろんなメニューがございますが、メニューの中では、どうしても受益者の負担ということも入ってまいりますので、それ等もよく考えながら、進めていきたいという思いでありますので、スケジュール等はしばらく、お待ちいただきたい。正確には申し上げられないところでございます。

○**16番議員（六反園弘）** 広場の完成をいつ頃に考えているかというのを言いたかったんですが、これも答えが出て来そうにありません。アンケート結果でいろいろ変わってくると思えますが、できるだけ、この健幸のまちづくりに早く寄与できるように取り組んでいていただきたいと思えます。市民の健康づくりのために、いい広場ができると、いろんな点で活用できていくんじゃないかと思っています。毎週、私は農政部のある合庁に上がって行くんですが、2階の階段を上った目の前に、休耕地の活性化やりますよ、というポスターが貼ってあります。あれを行くたびに見るんですが、永田川の広場がこの事業で早くできるといいなと思っております。是非、それが実現できるように、ご努力いただきたいと思います。終わります。

△ 延 会

○議長（森時徳） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延 会 午後 4時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 下川床 泉

議 員 中 村 洋 幸

第3回指宿市議会定例会会議録

開議 平成25年9月19日午前10時00分

〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井 元 伸 明	2番議員	西 森 三 義
3番議員	浜 田 藤 幸	4番議員	高 橋 三 樹
5番議員	田 中 健 一	6番議員	木 原 繁 昭
7番議員	高 田 ちヨ子	8番議員	新宮領 進
9番議員	下川床 泉	10番議員	中 村 洋 幸
11番議員	前之園 正 和	12番議員	物 袋 昭 弘
13番議員	前 原 六 則	14番議員	福 永 徳 郎
15番議員	新川床 金 春	16番議員	六反園 弘
17番議員	前 田 猛	18番議員	大 保 三 郎
19番議員	下柳田 賢 次	21番議員	松 下 喜久雄
22番議員	森 時 徳		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美

健康福祉部長	野口義幸
農政部長	池増広行
教育部長	濱田悟
開聞支所長	下吉耕一
総務課長	廣森敏幸
危機管理課長	森和美
市民協働課長	馬場久生
健康増進課長	新留幸一
観光課長	下敷領正
建築課長	大久保寛

産業振興部長
建設部長
山川支所長
建設部参与
市長公室長
財政課長
長寿介護課長
商工水産課長
農政課長

高野重夫
三窪義孝
森健一
上谷修
川路潔
中村孝
大久保成人
中村俊治
宮崎英世

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸
主幹兼調査管理係長	鮎川富男

次長兼議事係長
議事係主査

岩下勝美
濱上和也

△ 開 議

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において前之園正和議員及び物袋昭弘議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前原六則議員。

○13番議員（前原六則） おはようございます。先日の台風18号は、本州を縦断して太平洋に抜けて行きましたが、大雨と竜巻ではなかったかと言われている局所的に大きな被害の爪痕を残しました。被災地の皆様にお見舞いを申し上げます。比べて当市においては、今年の夏は台風と大雨の影響が少ない猛暑の夏でした。農家の方々においては、日照り続きですが、池田湖の水資源のおかげで、オクラの収穫の終盤、そして収穫の中盤に入ったサツマイモなど、更に、秋冬作物であるそらまめ、えんどうのは場植え付けもスムーズな作業ができています。

では、通告いたしました質問を順次質問してまいります。

1件目の開聞地域の振興であります。旧開聞観光案内所は一時期シャッターが閉まっていたときがありました。現状と今後の運営をどのように考えているかお聞きいたします。

2件目の鳥獣被害対策の中での、秋冬野菜に最も影響のあるヒヨドリ被害対策についてお聞きいたします。7月31日に、政務活動で同僚議員と参議院議員会館会議室での勉強会において、農水省と環境省の担当者から鳥獣被害対策の現状と課題及びそれぞれの防止方法について説明を受けたのち、質問・応答の中で、ヒヨドリ被害防止資材への助成制度があることが分かりました。このことについての本市の取り組みについてお聞きいたします。

3件目のT P P対策についてですが、最近のマスメディアによると、韓国がT P P交渉参加を考えていると伝えられているところです。現在、12か国目として参加した日本は、重要5品目農産物取り扱いに關しての交渉に全力を注いでいるところですが、本市は今後の農業産出額向上についてどのようにお考えなのか、お聞きします。

4件目の学校教職員の労働環境についてですが、8月7日の午後2時頃、ある中学校の職員室に用事で1時間ほど滞在しました。はっきり申しまして30度以上ある職員室の気温環境では、教職員の労働意欲には限界を感じるだろうなというのが実感でした。部活動の指導を含め、

休み時間も何とか、何やかんや忙しい時期を、時間を過ごされる教師には、せめて休み時間ぐらいは職員室で休養が取れる温度管理が必要ではないかと考えるところです。そこで、指宿市立の学校図書室につきましては、クーラー設置が終わりましたので、次の段階として職員室へのクーラー設置はできないかお聞きいたします。

これで1回目の質問といたします。

○**市長（豊留悦男）** 旧開聞観光案内所の現状と今後の運営についてのご質問をいただきました。

旧開聞観光案内所は地理的に、池田湖及び唐船峡の間に位置していることや、カーナビゲーションなどの普及もありまして、ナビゲート機能としての需要も少なくなっていたことなど、観光案内業務の必要性が低くなっていたことから、平成22年3月末をもって廃止をしたところでございます。廃止後につきましては、建物の有効活用を図るため、トイレ及び周辺の管理を条件とした公募を行いましたところ、数件の応募があったことから選定委員会を開催し、最上位の方に決定し管理をお願いしてまいりましたが、平成25年3月をもって終了したい旨の話があったことから、24年度に2度目の公募を行いました。応募がなかったところでございます。このような中、国の補助事業を活用し、地域資源活用による新たな特産品創出を展開したいとする業者が現れたことから、その事業者施設内にトイレの適正な管理を条件に、本年6月から無償で貸与を行っているところです。現在は、建物及び敷地内やトイレ等を管理していただきながら、観光パンフレット等を置き、丁寧な案内がなされているところでございます。

次に、T P P対策でございます。我が国はT P P交渉参加にあたり、いわゆる重要5品目を関税撤廃の例外とするよう交渉を進めるとしているところであります。しかしながら、T P P自体は高い水準の自由化を主眼としているため、今後も厳しい交渉となることが予想されるわけですが、今後とも粘り強い交渉が求められるところでございます。さて、T P Pの交渉内容が不透明な中で、農業の生産額向上をどのように考えているかのご質問をいただきましたが、これまで国や県の事業を活用した農業振興施策でありますとか、市内で生産される農林水産物のトップセールスやJ A等との連携による都市圏でのP R活動など、生産から流通、販売に至る取り組みを展開しているところでございます。更に、今年度は農林水産物の付加価値をより一層高めることや、新たな販路開拓の取り組みにより農業所得の向上を図る等を目的に、がんばる農業者・起業支援事業を推進しているところでございます。今後もこれらの農業振興施策に積極的に取り組むことによりまして、農業産出額の向上に努めてまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問等につきましては、教育長及び担当部長等に回答をさせます。

○**教育長（池田昭夫）** 職員室へのクーラー設置についてのお尋ねですが、小中学校の施設整備につきましては、平成22年度から平成27年度までの6年間は、校舎や体育館の構造体の耐震化を最優先に実施しており、並行してグラウンド整備や図書室へのクーラー設置など、児童・生徒が安全で安心して授業が受けられるよう、施設の整備を年次的、段階的に実施しているところでございます。このような中、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災において、

建物の構造体の被害のみならず、吊り天井や照明器具、バスケットゴールなどの非構造部材の落下による被害も多く発生しております。こうしたことから、国や県からは、建物の構造体の耐震化を進めると同時に、非構造部材の耐震化も併せて実施するよう指導されているところでもあります。これらのことから、本市では今後、校舎や体育館の構造体の耐震化と併せて、非構造部材の耐震化を優先的に進めるとともに、空調設備など施設の環境整備につきましても、総合的に判断しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○**農政部長（池増広行）** ヒヨドリ被害の対策について、被害防止資材への助成等についてお尋ねをいただきました。全国的な鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に関わる被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣被害防止特措法が成立され、鳥獣被害防止のための施策に取り組んでいるところです。その事業の中で、現在導入されている鳥獣被害防止対策では、イノシシ・カラス・シカ・サルなどが中心であり、それらの捕獲機材の導入や進入防止柵などの被害防止施設などは対象となっておりますが、ヒヨドリ対策の防鳥網については対象外になっていたところでもあります。しかしながら、ヒヨドリ対策の防鳥網も対象となるような方向で検討が進んでおりますので、今後も引き続き県とヒヨドリ対策の防鳥網が補助対象となるよう、条件面について協議をしてまいりたいと考えております。

○**13番議員（前原六則）** では、旧開聞観光案内所についてお聞きしてまいります。これにつきましては、先ほど、このシャッターが一時降りた理由などちょっとお聞きして、その後にまた管理される方が現れたということでございましたけれども、合併後においてですね、施設利用者、利用者からの要望等を把握していたら、教えていただきたいと思います。

○**産業振興部長（高野重夫）** 廃止前3年間の利用者数を申し上げますと、平成19年度2万205人、平成20年度2万2,699人、観光案内所を廃止する直前、1年間であります平成21年度の利用者数は1万6,996人となっております。利用者からの要望等については、現在のところ特に聞いておりませんが、今後、要望等が出てきましたら関係者と協議をしながら対処していきたいと考えております。

○**13番議員（前原六則）** 2万人ほど大体利用していると、概算、数字を上げていただきましたけれども、ちょうど開聞岳が2万から3万ですので、開聞岳登山者がですね、2万から3万ですので、結構、この道路ってのは使われているなというふうな感じを抱くわけです。それで、県道開聞から、それから、池田、そして今和泉の篤姫を結ぶ15km余りに点在するポイントの多くある中でですね、日本名山、薩摩富士の雄姿が広がる絶景ポイントの滞在場所ではないかと思います。今後、この施設の活用を図ることをどのように思っているのか、また、具体的な利用向上の対策が考えておればですね、そのことについてお聞きしたいと思います。

○**産業振興部長（高野重夫）** 施設の今現在の利用の多くは、トイレと自動販売機の利用と、それから、ドライブ中の休憩としての駐車場利用が主でございます。施設の管理も問題なく行われていることから、現在行っております貸し付け方法を今後も続けていきたいと考えております。利用向上につきましては、池田湖や長崎鼻への観光ルートにあり、開聞岳や菜の花な

ど、観光撮影のポイントとしても利用されていることから、今後も利用しやすい施設として提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

○**13番議員（前原六則）** 要望でございますけども、私は開聞地区において、スポーツ合宿や体験農水産業の振興で交流人口が増えると、開聞地域の飲食業や地域の方々が盛り上がるんじゃないかということを強く思っているものでございます。県道沿いの唐船峡手前にある観光案内施設の場所からの薩摩富士は、春・夏・秋、この時期は田んぼの稲穂とか、それから、サツマイモ畑ですね、これが広がってすごく雄大でございます。冬においては菜の花を前景に優雅な姿を見せてくれますし、その景色を活用するために、玉井の井戸から案内所までの電線のボックス化を九州電力に打診するとか、また、休憩場所に顔出し撮影パネルなどを置き撮影スポットにするとか、アイディアはいろいろあると思います。指宿市全体の観光振興のために開聞地域の活性化が必要だと確信していますので、今後、執行部の皆さんの取り組みに、この観光案内所付近のですね、活性化に是非、取り組んでいただきたい。また、そのことをご期待いたします。

ヒヨドリ被害対策についてお聞きします。先ほど特措法の中で、当初ないというようなことでございましたけども、今度それを、何と言いますか、やはりヒヨドリ被害が全国的に多いせいでしょうか、補助対象になるような方向で検討が進んでいるということでしたので、どのような状況かお聞きします。

○**農政部長（池増広行）** 鳥獣被害防止総合支援事業でのヒヨドリ対策の防鳥網に対する補助事業につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、現在、申請内容とかそういうのにつきましてですね、検討を協議を続けておるところであります。

○**13番議員（前原六則）** 現在、検討を重ねているところということでございますが、冒頭言いました農水省の担当者によれば、事業を利用していいですよと言ってましたし、県もその方向なので、今年中に間に合わないのであれば26年度に導入できるように取り組んでいただきたいと思います。また、これを早く実施するためには、具体的にどういう形のもの、どういう資材を使うとか、いろいろその辺りで困っているんじゃないかと、県とか、それから、指宿市においてもですね、その話し合いが難航しているんじゃないかと思うところあります。そういうことを解決するためには、農協グループの知恵をもらうとか、そのほか昨年やった農家の方々の体験を聞くとかいうようなことをですね、集めて被害防止補助事業の内容について考えて、早めに考えていただきたい。それから、被害防止補助事業の内容については、農家の皆さんにどのような周知方法を考えているのか、周知方法を教えていただきたいと思います。

○**農政部長（池増広行）** 現在、内容につきましては、県と協議を続けておりますので、予算も含めて内容が固まり次第、座談会、栽培講習会、また地区回覧、広報紙などでの情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○**13番議員（前原六則）** T P P対策についてお聞きします。県は大隅半島の農業経営を支える施策として、大隅加工センター設置に向けての補正予算を9月議会に提案し、その内容が明ら

かになりましたが、大隅半島の次に薩摩半島に対しての構想はないのかお聞きいたします。

○**農政部長（池増広行）** 県はこのほど大隅加工技術拠点施設を鹿屋市の県農業開発総合センター大隅市場内に整備することを決め、今年度中に着工し、平成26年度の完成を予定しているとのことでございます。詳細な施設内容は現段階では示されておりませんが、加工開発実験施設や加工ライン実験施設等が整備され、新たに1次加工業へ参入する農業法人等や加工品の開発を行う加工業者等が、県の技術指導を受けながら加工品の試作・研究・開発を行う施設となるよう計画されているとのことでございます。また、県では現段階では、薩摩半島に同様の施設を整備する予定はないとのことでありました。

○**13番議員（前原六則）** 国の方も次々とTPPに対しての対策を打ってくるかと思います。大隅は、大隅半島においてはやはり何と言いますか、根菜類と言いますか、大根の加工とか、サツマイモとか、里芋とか、そういう農業形態になってるかと思えますけども、当指宿の方にはですね、指宿を含め南薩地域は観光産業を絡めて、指宿市・南九州市・南さつま市を含めた園芸農産物や工業農産物の六次化に向け、県に支援を求めているための要望活動をどのように考えているかお聞きいたします。

○**農政部長（池増広行）** 県の加工研究施設といたしましては、現在、南さつま市の県農業開発総合センター内に農産加工研究指導センターが設置されているところでございます。今後、加工技術の拠点施設が大隅地域に整備されましても、本地域からは距離が遠くなりますので、農業開発総合センター内の加工研究施設のさらなる充実に向けて、地元の南さつま市等とも連携しながら県へ要望してまいりたいと考えております。

○**13番議員（前原六則）** この南さつま市の農産物加工研究指導センターっていうのは、もう古いやつかなと思ったりもするんですが、以前ちょっと10、20年ぐらい前ですかね、見に行ったことがございますけども、そういうセンターを稼働させるのもいいことでしょうけども、是非、この薩摩半島、欲を言えば指宿までですね、ひっぱってくるようなこともまた、要望を続けてやってもらいたいと思います。

これまで農政活動や私的滞在で上海・ソウル・香港の市場視察・研修を通じてですね、知ったのは、海外の富裕層は安全な食品に対して高い対価を払っても買っているという実態を目の当たりにしました。グローバル取引の中で、有機農業と減農薬、減農薬農産物が有利になることは、このTPP対策としては間違いないと確信するところであります。そこで本市の現状についてお聞きいたします。

○**農政部長（池増広行）** 有機農業と減農薬農業の推進についてということではなかろうかと思えます。本市におきましては、適正な農薬や適正な肥料の使用などにより、環境負荷に配慮した環境保全型農業の推進に努めております。環境保全型農業に有機農業や減農薬栽培も位置付けられておりますが、その中で、有機農業は化学的に合成された肥料・農薬を使用しない。また、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本に、環境への負荷を減らす生産方法で行われる農業として捉えられ、減農薬栽培は化学肥料や化学合成農薬の使用を低減し、環境に配慮した農業生産方式として考えられ、エコファーマー制度などがあります。このよう

な中、有機農業に取り組んでいる栽培者は鹿児島県内で304戸、このうち指宿市内は7戸登録されております。また、減農薬栽培を行うエコファーマーは、鹿児島県全体で4,661戸が登録され、指宿市内は94戸登録されている状況でございます。

○**13番議員（前原六則）** お聞きいたしますとこんなにも少ないもんかなあというふうに思っております。2010年度の農業センサスにおける本市の専業農家は1,034戸と知らされております。このことを考えると、エコファーマー数ですね、一番この有機より緩やかな減農薬のエコファーマー登録者数が94戸ということは、いかに低いかと。また、これに類するような方もいるんでしょうけども、その登録が行われていないのかなと思ったりもするんですけども、とにかくは登録者数がほんとに少ないもんですねと言いたいところでございます。今後、有機農業にしても減農薬栽培にしても、軌道に乗るまでコストが掛かりますが、支援策はどのように考えていらっしゃるかお聞きいたします。

○**農政部長（池増広行）** 有機農業、減農薬農業の推進につきましては、県におきましても有機農業につきましては有機農業振興計画が策定され、取り組まれているところでございます。具体的には消費者の有機農業への理解や関心の増進を図ること、有機農業に関する技術体系を確立することなどに取り組んでおります。本市におきましても有機農業、減農薬農業を推進するため、県や農協など関係機関団体と連携し、化学肥料や農薬の使用を低減した農業生産に取り組むエコファーマーの育成・確保に努めるなど、今後とも環境に優しい農業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。具体的に支援策といたしましては、国の制度資金でございますが、農業改良資金の特例措置が受けられるということにもなっておりますので、これらもまだ周知・啓発を図りながら推進してまいりたいと考えているところでございます。

○**13番議員（前原六則）** このエコファーマー、特にエコファーマーですね、この登録者数を増やすために、組織づくりとともにですね、補助事業の導入による推進も必要かと思いますが、このことについてはどのようにお考えかお聞きいたします。

○**農政部長（池増広行）** 先ほど農業改良資金の特例措置等に触れておきましたけども、国の支援制度といたしまして環境保全型農業直接支払交付金事業というのもございます。過去に有機農業者の方がこの事業を取り組みまして、有機農業を展開されているわけですが、こういう事業等も、今後、有機農業者、また、エコファーマーをされている方にも適応されると思いますので、そこ辺りを周知しながら推進を図っていきたいと考えているところでございます。

○**13番議員（前原六則）** 以前、フェロモントラップに対する薬剤の補助ですね、購入補助、これが結構農家の方にうけて、かなり普及したと、恐らくスナップえんどうとか、また、えんどうとかそらまめとか作る方々においてはですね、ほとんどの方がこれをハウスの中に設置したということを記憶しております。その後、この補助制度がなくなっているわけでございます。先日ある農家の方と温泉でですね、風呂に入りながらいろいろこのことについて話してみましたけども、もう家にはフェロモントラップがもうどけやったかわからんというようなですね、状態になっているみたいです。やはり今後、減農薬を目指すのであればですね、あの蛾の寄せる威力っていう、フェロモンの威力っていうのはかなりのものでございます。

それによって農薬散布も、私の記憶では以前はスナップえんどうを一作するのに6回ぐらい振っていたのが、それが2回ぐらいですね、済んだと。労力的にもすごいこの減でもございまずし、かといってその薬剤が、薬剤補助がそんなに高い補助かと言えば、予算額がて言えば、そうでもなかったように記憶しているわけでございます。その辺りのやはり考え方、今後、どのようなふうに、もう考えてみる気、取り組んでみる気があるかないか、そこをちょっと教えていただきたい。

○農政部長（池増広行） 減農薬を目指すフェロモントラップによる害虫の発生状況調査につきましては、以前は農家へフェロモン資材への補助を行い、それぞれの農家へ害虫発生状況を調査して対応しておりましたが、現在は農政普及課・JAいぶすき・市などで組織する県園芸振興協議会の指宿支部が中心となり、一括して発生状況の調査を行っているところでございます。6月上旬から10月下旬まで市内6か所にフェロモントラップを設置し、1週間に2回、害虫の発生状況調査をしており、その調査した内容を技連会・野菜部会等で報告し、農薬散布の適正時期を検討しております。検討した農薬散布時期などは市の広報車で広報を行うほか、JAいぶすきの支所・集荷所でお知らせし、また、栽培講習会や現地検討会でも農家への周知を行うなど、減農薬の推進に取り組んでいるところでございます。

○13番議員（前原六則） このフェロモントラップのですね、補助が打ち切られたのは、前市長の農業予算に対するですね、私直接聞いたことあるんですけども、もう農家が認知したからいいんじゃないのっていうことで、もう補助金は別なとこに回すからいいじゃないのというようなことを、回答を、回答と言いますか、話を聞いたことがあります。でもやはりこういうものはですね、継続だと思うんですよ。新規の方々も、新規就農者の方々も増えてきてですね、そしてまた、今まで使っていた年配の方々も、なんかこう買いに行くのを忘れてしまっているというような状況でございますので、今後はそういう活動するのは必要じゃないことかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それから、こういう栽培技術取得をですね、取得の実践を目指した仲間での情報交換が大きなポイントになると思うんですが、生産者組織づくりの支援、組織づくり支援への取組についてお聞きいたします。

○農政部長（池増広行） 有機農業者とかエコファーマー等の推進のための情報の場はないかというようなご質問かと思いますが、県に登録されている本市の有機農業者は7名に留まっており、無農薬による農業経営が容易でないことが伺えるところでございます。しかしながら、食の安心・安全という観点から、あるいはまた環境の保全という面からも将来に渡って環境保全型農業の取り組みは重要なものとして考えております。現在、鹿児島県にはNPO法人鹿児島県有機農業協会が有機農業の推進のため活動しており、その中で、有機農業の情報発信や連携のための場づくりがあり、また、エコファーマーに関しましては、鹿児島の農林水産物認証制度の中で位置付けられており、情報交換の場がありますので、連携しながら情報提供等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○13番議員（前原六則） やはりこの減農薬・有機農業、これは進めることでですね、市長がト

ップセールスでいろんな市場を回ったときに、指宿市の減農薬の取り組みを積極的にPRすることが、やはりほかの産地との差別化の一つにもなると思います。26年度に向けて、是非、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さて、今年は国内の地域によっては特に大雨の被害が発生しておりますが、本市は降水量0の日が長く続くパターンのございます。このようなときに池田湖が用水池としての威力を発揮し、かんがい用水が利用できる畑かん受益面積2,073.91haに限定され給水されているわけですが、南薩畑かん施設整備更新の現状についてお聞きいたします。

○**農政部長（池増広行）** 南薩畑かん事業は、当時の指宿市をはじめ、枕崎市・山川町・開聞町・頴娃町・知覧町の2市4町において、基幹水利施設の国営事業が昭和45年度から昭和59年度にかけて実施、また、区画整理・農地保全等の県営事業が昭和47年から平成6年度にかけて実施され、約6,000haの農地が整備されております。現在、指宿市においては約2,000haで畑かんの水を利用して農業が展開されているところのございます。しかしながら、この畑かん施設において建設後、古いもので40年を経過しており施設全体で老朽化が進行し、一部不具合の発生している施設もあることから、今年度から県営事業で給水管、また、給水栓等の更新事業が計画されており、現在、その更新を進めているところのございます。また、国営施設においても基幹水利施設の更新事業が計画されており、幹線水路や頭首工・揚水機場・加圧器場等の更新を行う予定となっているところのございます。

○**13番議員（前原六則）** 本市では園芸農家志向のですね、認定農家の土地集積意欲が高いわけですが、土地改良がなされていないかんがい用水整備のないほ場での農業経営は非常に難しいものがあります。それ故、今後、更新される畑地かんがい施設等、特に送水パイプの径の改善を行い、新たな土地改良とかんがい用水供給の要望に対応できないものかお聞きいたします。

○**農政部長（池増広行）** 国営の基幹水利施設更新事業の計画に際しまして、新規受益地区の検討もなされておりますが、施設の改修に莫大な費用が掛かることや、池田湖を調整池とした現在の畑かんシステムでは新たな水事業の増に対応できない等の理由により、今回の更新事業では新規受益は取り入れず、あくまで施設の更新を行うこととなっておりますところのございます。また併せまして、現在、池田湖を調整池としております畑かんシステムでは、年間に約3,000万tを利用するという計画になってございますが、能力としましては4,000万tぐらいの能力があるところではありますが、やはり気象の変更、変動とか、ことから3,000万tを確保するシステムとなっているところのございます。その中で、併せまして池田湖の水質環境計画、この中で、池田湖に馬渡川・高取川・集川から給水をしている関係もございまして、池田湖への環境負荷の問題、いわゆる窒素分が増えないように規制されておりますので、その中で、年間に800万tほど注入という注入目標もあるところのございますので、それらを勘案しますと新たな水事業に対応するには非常に難しいところがあるところでもございます。

○**13番議員（前原六則）** 頴娃の方の河川から800万tですか、注入しているということなんですけども、大半は向こうの頴娃・南九州・枕崎、向こうの方に結構流れていくわけなので、そ

ういう面ではですね、その辺りが、また、いろいろ畑かんにも、南薩は畑かん、改良の方にもですね、やはりこのその辺りもよく説明しながらできるだけ指宿は使えるようなふうにしていただきたいと思います。

園芸作物を栽培するにはですね、どうしても水が必要なことは、皆さん方誰しも分かっていることだと思います。水資源の関係で指宿市だけでなく、ほかの国内の地域でも水確保ができない耕地があるわけでございます。そこで提案ですが、水を防火用水、防火用水槽みたいな大きな水槽に蓄えることはどうでしょうか。40 t、容積で言うと40m³即ち4m掛ける5m掛ける2mあれば10 a の園芸作物の水管理は十分補えると思いますし、最近の集中豪雨のときの遊水施設として防災機能が果たせるのではないかと思うところでございます。これは全国的な問題として水槽設置について国・県に補助事業として取り上げていただくような要請はできないものかお聞きいたします。

○**農政部長（池増広行）** 今年も近年希に見る渇水となり、農作物への影響が懸念されましたが、幸いに指宿市の基盤整備地内におきましては畑地かんがい事業のおかげで影響もなく営農が行われているところでございます。しかし基盤整備の未整備地区におきましては、上水道を使って渇水対策を行っている状況であり、このような地区に雨水を一時貯留し、営農に利用できるように貯水槽の設置ができるようであれば、幾分なりとも渇水対策ができるのではないかと思います。また、近年の雨の降り方は、局地的に豪雨となるケースが非常に多く、畑地の浸食や農道の路肩決壊が発生している状況であります。この災害を少しでも減少させるためにも、有効な施設であるとの認識も持っているところであります。これに、これを解消するために、今、ご提案されました40 t程度の貯水槽の設置の事は補助事業等で考えられないのかということでございますが、県にも問い合わせてみましたところ、この貯水槽の設置に関し、現在の補助事業のメニューにはないということでありました。しかしながら、この利水と治水と両方できるのではないかという中で、利水につきましては40 tのタンクとなりますと、現在の防火水槽で道路等に作っておりますのが一基で700万程度掛かっております。農地等であれば空地用ということで幾らかは事業費は少なくはなると思いますが、相当な金額が予定されているところでございます。そう見ますと、利水場で費用対効果を考えますとなかなか厳しいものがあろうかなと思うところでございますが、ただ一方では治水ということがございますので、そういう観点からですね、今後また、県とも相談しながら、これに似たような事業は展開できないか、要望等はしていきたいと思っているところでございます。

○**13番議員（前原六則）** そうですね、最初は難しいと思います。補助の要請はですね。降灰対策も、火山活動周辺施設もそうだったというふうに聞いております。だからそういう意味では、今後、この声を上げていく必要もあるんじゃないかと、指宿市だけじゃなくてですね、県内あるいは全国的なですね、一つの共通な課題ということでやっていけばできないことはないんじゃないかということを考えますので、その辺りはよろしく願いいたします。

今回は意欲を持ち生産活動に積極的に取り組む農家を育て、農業経営の安定を支えるいろ

いゝな施策を考ゑる姿勢が必要ではないかと思ひ、おおまかな質問となりました。細部につきましては、また、お聞きする機会があるかと思ひますので、執行部におかれましては積極的なT P P対策を考ゑていただくようお願い申し上げます。

次に、学校教職員の労働環境についてお聞きいたします。昨年度は図書館にクーラーの設置が終わりましたが、クーラーの設置に係る市内学校全体の光熱費の実績についてお聞きいたします。

○**教育部長（濱田悟）** 光熱費の関係についてのご質問でございます。昨年度、今まで図書室にクーラーが設置されていなかった小中学校12校にクーラーを設置したところでございますが、クーラーを設置したことによる光熱費につきましては、今年の4月に電気料金が改定されたので単純に比較することはできませんが、クーラーを設置した12校の7月末時点での電気使用量で昨年と比較しますと、使用料が増えた学校もあれば減った学校もあります。全体的には電気使用量は減少しておるのが現状でございます。料金改定やクーラー設置による光熱費の増加を抑制するため、市校長会等において指宿市役所節電方針を参考に節電の取り組みをお願いし、各学校においては様々な取り組みを実施していただいているところでございます。

○**13番議員（前原六則）** 私が聞きたかったのはクーラーの消費電力量をですね、聞きたかったわけなんですけども、ちょっとその辺りがミスマッチだったみたいでございます。全体の節電とか、それによって減ったというような答弁でございますが、私の趣旨は先ほど申したようなことでございました。また、その辺りは追って教えていただきたいというふうに考えます。

文科省の補助事業の中に、太陽光発電の設置に対応できる事業はないのか。児童・生徒は太陽光発電の設置で、自然エネルギー利用を身近に体験できて生きた勉強にもなり、更に、光熱費対策にもなると思うが。

○**教育部長（濱田悟）** 太陽光発電の設置につきましては、これまで平成22年度に丹波小学校に、23年度に北指宿中学校に校舎・体育館の改築に併せて国の補助事業を活用して設置しております。C O 2の削減や地球温暖化の抑制に貢献するとともに、児童や生徒の環境教育にも活用しているところでございます。しかしながら、太陽光発電の設置費用につきましては丹波小・北指宿中学を参考にした場合、2分の1の補助事業を活用した場合でも1校当たり625万円、15校で9,375万円の市の負担が必要となります。太陽光発電の設置は環境教育の活用や光熱費の負担減に繋がるものの、設置に多額の費用を要することから、大規模な改築に併せて設置は検討していきたいと考えております。

○**13番議員（前原六則）** ということは、そういう改築がないとなかなか進まないということでございますでしょうか。

○**教育部長（濱田悟）** 大規模な改築でないと太陽光を設置する場合、校舎の耐震構造的な構造計算も必要となってくるものですから、なかなかそこは進まないということだと思っております。

○**13番議員（前原六則）** ありがとうございます。分かりました。

最後に、市長にお伺いいたします。市役所はじめ、この議場においてもですね、空調の効いた室内で能率の上がる執務ができるわけですが、学校現場の教師は出勤してから帰宅するまで、学校という職場において児童・生徒を中心に休み時間も生徒指導等、気の休まる時間が少ない職場環境だと思います。そういう中で、せめて一時ぐらいいですね、心と体の調整のため空調設備の整った場所が必要だと思いますので、職員室へクーラー設置を是非とも考えていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○**市長（豊留悦男）** 学校の先生方の健康状況のこと、仕事の効率的な推進のこと等、いろいろお気遣いをいただきまして、学校のいわゆる教育環境・執務環境についてご質問をいただきました。昨今の異常気象ということがいつの間にか、異常が続いていきますと異常が通常になり平常の気象になるという、そういうことも予想をされます。やはり学校の先生方が子供とともに教育に勤しむことができるような環境をつくるということは、極めて重要であります。ただし、様々な設備を整備した後のいろいろな電気料金等のランニングコスト、その他、多額になることも予想をされます。現実を直視しながら、やはり指宿市に赴任された先生方が子供の教育のために尽力できるような環境をつくるというのは、私も大切にしなければならぬと思っております。そういう意味で、今日いただきました質問・ご意見等を参考にさせていただき、今後、どのような形でこの教育環境の整備を図るかということを研究させていただきたいと思っております。

○**13番議員（前原六則）** ありがとうございます。前向きによりしくお願い申し上げます。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○**議長（森時徳）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

○**議長（森時徳）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

○**2番議員（西森三義）** 皆さん、おはようございます。2番、西森三義です。まだまだ残暑の厳しい日ではありますが、ここ2・3日前から朝晩が涼しくなりました。季節の変わり目ですので体調には十分気をつけていただきたいと思います。話は変わりますが、私は、この頃、広域農道を利用して市街地へ出かけますし、本日も通行してきましたが、要望していた幸屋の交差点前への看板は設置されていたもののインパクトに欠けるようです。対応ができるか分かりませんが、交通安全ののぼり旗を道路の側面へ数本立てることで、運転手もスピードを落とすと思われますので、前向きな取り組みを期待いたしますが、雑草も生い茂っておりますので、藪払い計画されているとのことですが、観光都市指宿市です。早めの対応をお願いいたします。

それでは、これから通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農産加工組合存続についてであります。私の住んでいる校区内には指宿市農産加工組合と小牧農産加工組合があり、それぞれもったいない精神の下に指宿市農産加工組合では

オクラを漬け物にして付加価値を高めることに成功し、小牧農産加工組合はビワのシロップやジュース、ジャム等を開発して、長年にわたり活動しておりますが、ここ最近、後継者探しで大変苦勞しているようです。これまで普及所や市の農政担当者にも相談し、いろいろアドバイスはいただいているようですが、後継者問題についてどのような指導をしているかお伺いいたします。

また、両加工組合の建物と機械設備を利用できる取り組みの一つとして、新たに加工組合を設立する組織との共存は指導できないかお伺いいたします。さらに、両グループとも女性だけで構成されている関係から、どうしても力仕事になったとき男性の力を必要としているようです。これまでは構成員の夫の理解と協力でやってこられていましたが、構成員の高齢化に伴い夫への力仕事も無理な状況になってきておりますので、関係機関との話し合いで野菜部会員との連携を相談できないかお伺いいたします。

二つ目は、市民の安心・安全対策についてであります。これまで日本国内において多くの地震が発生し、尊い人命が失われております。その教訓から、学校の建物については耐震補強を実施しておりますが、南海トラフ地震が発生したときに備え、市で管理する建物の耐震診断は万全なのかお伺いいたします。

それから、私は日々の議会活動の中で、市民との対話をしておりますが、その一つに市営住宅にも高齢者が住んでいることから、階段の昇り・下りに大変苦勞しているとの話がありました。そこで、市営住宅の階段に、取り外しのできる手摺りは設置できないかお伺いいたします。

次は、宮崎県で問題になっているワシントンヤシについてであります。なぜ問題になっているかということについては、以前、南日本新聞に掲載されていた内容では、枯れ枝が落下して車両に損傷を与える事故が発生していたとのことです。指宿市内にも、南国ムードを演出することからか、多くのワシントンヤシを目にしておりますが、市内の公共施設や、小・中・高校に植えられているワシントンヤシの枯れ枝の落下で負傷された事例はないかお伺いいたします。

三つ目は、雇用対策についてであります。指宿市で働く場所があれば、鹿児島市や県外へ就職しなくて自宅から通勤もできることから、人口も増え、市の活性化にも繋がると考えられます。指宿市は海に接していますので、船を利用する企業や南の食料基地としての資源を活かす企業などの誘致はできないものか、県内において積極的に企業を誘致している市もあるようですが、指宿市において企業誘致の取り組みはどのようにされてるかお伺いいたします。さらに、多くの人の知恵と人脈を活用して、企業が進出してこれる体制は取れないか。そこでお聞きいたしますが、企業誘致を成功された人に報奨金を支給する制度はあるのか、お伺いいたします。

四つ目は、猫の飼育指導についてであります。8月9日に、地域住民と語る会を実施し、35名の方々が参加してくれまして、いろいろな意見をいただいた中で、猫に関しての話題に時間を費やしてしまいました。そこでお聞きいたしますが、国内において、猫の飼育に関する

条例を制定している市町村があるかお伺いいたします。私も昔、猫を飼育していたことから、家の中にトイレ用の砂箱を準備し、かわいがっていたものの、大きくなるにつれ家から脱出して、猫の管理は難しいものと思っておりますが、猫の飼育管理を犬のように登録制度にできないか、お伺いいたしまして1回目の質問といたします。

○**市長（豊留悦男）** 農産加工組合存続後継者問題等についてご質問をいただきました。県内における農産加工を担う農村女性企業組織の数は、平成18年度をピークに減少しております。構成メンバーの年齢につきましても、本市と同じように60歳以上が7割にのぼり、今後の活動継続について後継者の問題等を抱える組織が少なくないところでございます。新西方の指宿市農産加工組合と、指宿市小牧農産加工組合が本市にはございますけれども、いずれも組合員の年齢、平均年齢が70歳を超え、高齢化による活動の継続が問題になっており、後継者の育成確保が急がれるところであります。このような中、本市におきましては現在、40代から50代の方の加工組合活動に対する考え方が発足当時と変わってきていることから、両加工組合に対し、従事時間や賃金等の雇用条件を明確にし、それを提示することにより後継者の確保に努めるよう助言をしているところであります。なお、小牧加工組合につきましては、これまで加入者を小牧地区の方に限定していたようでございますが、規約を改正し、小牧地区以外の方も受け入れることとして後継者の確保に取り組んでいるところでございます。

次に、雇用対策についてでございます。特に、本市の企業誘致の取り組みについてお尋ねのようでございますが、関東や関西、中京地域にある郷土会、ふるさと会等を訪問した際に、会員の方々に企業誘致について働きかけたり情報提供をお願いしたりするなど、企業誘致に繋がるよう、現在、働きかけを積極的に行っているところでございます。また、鹿児島県の東京事務所や大阪事務所などからも照会がありますので、優遇制度の説明や物件情報などをお知らせし、本市への進出をPRし、お願いをしているところです。さらに、個々に企業が問い合わせや相談に来庁された際には、本市の状況を説明したり、現場を案内するなど、進出を希望する企業においていただけるよう誘致活動に取り組んでいるところでもございます。

以下、質問をいただきました点につきましては、担当部長に答弁をいたさせます。

○**総務部長（邊見重英）** 企業誘致を成功された人に報奨金を支給する制度はないのかというご質問でございました。本市におきましては、企業誘致に成功した場合の功労者に報奨金を支給する制度というのは整備してはおりません。県内でそのような事例を見ますと、薩摩川内市が今年6月からこの取り組みを始めているようでございます。薩摩川内市の場合は、事前に登録していただいた企業誘致サポーターからの情報提供が企業立地に結びついた場合、その協力に報いるために報奨金を支給するようです。条件としましては、情報提供から2年以内に操業した場合、その時点で一律200万円を支給し、さらに、操業1年後に市内の雇用者数に応じて最高900万円まで支給するというような内容でございます。そのほかに、九州管内においては、日南市や長崎県の例があるようですけれども、このような制度を整備している自治体というのは数は少ないようでございます。整備しているいずれの自治体の要件にも共通しますことは、新規に進出する、進出を希望する企業の情報提供をすることが要件となっている

ようでございます。近年の経済状況により、企業撤退に苦しむ自治体が増え、さらに、国外への進出・移転が増える状況におきましては、新規の企業誘致にますます自治体間の誘致競争が激しくなっていると思います。そこで、少しでも早く情報を得て、その仲介にいる方に成功報酬を支給することで誘致を図っている自治体もあるところですので。以上でございます。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 猫の飼育指導についてでございますが、猫の飼育に関する条例を定めている市町村はあるかというご質問でした。平成24年4月1日現在の環境省の資料によりますと、全国で23の自治体が条例を定めているようでございます。鹿児島県におきましては、奄美大島5市町村で、アマミノクロウサギやその他の野生動物への被害防止のための条例を制定しております。また、全国では東京都小笠原村が自然環境保護を目的に条例を制定しております。長崎県対馬市では絶滅の恐れのあるツシマヤマネコに害を与えることを防止するというで条例を定めているようでございます。

次に、飼育管理を犬のように登録制度にできないかのご質問でございました。市民の方が快適に暮らせるためには、猫の餌やりなどに対する意識改革が必要と考えているところでございます。法律により、野良猫に対する餌やりが禁止されていないことから、餌やりにより、不妊去勢手術を行っていない猫が集まってしまうと無用な繁殖の原因になり、近隣の方に迷惑がかかってしまうことになります。都道府県では動物の愛護及び管理に関する法律により、動物愛護管理計画を定めなければならないとなっております。この法律に基づき、鹿児島県においても計画を策定しており、この計画の中で、所有者不明の猫の実態調査を行い適正管理の在り方を検討し、それについてルールづくりを行うとしております。登録制度については、地域猫につきましては飼い主がいないので登録されないことになりますので、まずは野良猫等に餌やりをしている市民を特定して、県と地域が連携し、市も一緒になって指導を行っていきたいと考えております。以上です。

○**農政部長（池増広行）** 農産加工組合存続につきまして、新たに加工組合を設立する組織との共存はできないか、そういうのを指導できないかというお尋ねでございました。加工組合では、新たな組合の確保・育成の意思はあるところではありますが、なかなか確保できない状況があります。今後は新たに加工組合を設立する組織等、地元でも新たに立ち上げる組織がある、動きがあるところでもございますが、こういう組織等との連携・提携等もですね、視野に入れることも必要ではないかと考えられますので、今後、加工組合等へ助言をしてまいりたいと思っているところでございます。

次に、野菜部会員等との連携はできないか、相談はできないかということでございますが、加工場における採用につきましては、重い道具等を運ぶ作業等がありますので男手が必要とのお話をお聞きしております。例えば、指宿市農産加工組合におきましては、お盆の時期に行われるオクラの漬け込み作業の際に、いぶすき農業協同組合の皆様を始め、関係機関の皆様が毎年ご尽力をいただいているところでございます。今後、通常の作業の中で、男手が必要な際は、地域の野菜部会員等を臨時的に雇用できるような経営体制に改善していくよう、両加工組合に対し助言もしてまいりたいと考えているところでございます。

○**建設部長（三窪義孝）** 市で管理する建物の耐震診断についてのご質問ですが、まず、学校につきましては、2階または200㎡以上の建物で、昭和56年以前に建築されたものが58棟あり、耐震診断及び耐震改修により、本年度施工中の学校も含めまして52棟の耐震性が確保されることになります。耐震改修の必要な残り6棟は、平成27年度までに耐震化を完了する計画となっております。学校以外の庁舎・公民館・体育館・公営住宅等の主な建物が237棟ありますが、耐震性が確保されているものが163棟で、残り74棟の耐震性が確認されておりません。これらについては総合的な検討を行いながら、計画的に耐震診断を実施し、耐震性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、市営住宅の階段施設への手摺り設置についてであります。全団地のうち2階建て以上の住宅が46棟あり、そのうち30棟の階段施設には手摺りを設置しておりますが、残りの16棟には設置されておりません。階段施設の手摺りについては、入居者の安心・安全の確保に必要な手摺りであると思いますので、今後の住宅改善の施策の一つとして、計画的な設置を検討してまいりたいと考えております。手摺りについては、安全性・耐久性・使いやすさ等を考慮して、折りたたみ式や固定式を比較・検討しながら設置していきたいと考えております。

次に、各公共施設におけるワシントンヤシの枝の落下事故についてのご質問ですが、指宿市においては、昭和10年代頃、鹿児島大学農学部指宿植物試験場で採取・育苗された苗が、指宿高等学校・北指宿中学校・国立病院・柳田小学校等で植栽されたのが始まりであるようです。その後、昭和30年代後半から、国道沿い等にも植栽されるようになり、訪れる観光客の目に触れ、南国ムードを高める観光資源の一つとなっているところであります。現在、市が管理する市道・公園・各小・中学校などの施設に約730本のワシントンヤシが植栽されており、植栽後数十年が経過していることから、高いもので約20m前後に成長し、強風による枯れ枝の落下が見受けられるところであります。現在のところ枯れ枝の落下による負傷など、事故の報告は受けておりません。以上です。

○**2番議員（西森三義）** それでは、2回目以降の質問に入らせていただきます。市長の方で、農産加工については、いろいろこれまでも取り組んだ経緯も聞きました。また、時代が違う、今の年代では、以前の考え方とも違うということも聞きましたし、賃金を明確にしてこれからの雇用に役立てていきたいということも聞いておりますが、一つはですね、後継者を捜すことができない理由の一つとして、販路拡大に問題があるのではと、私は思っていたんです。ところが、9月16日付けの新聞に掲載されていましたようにですね、特産品振興係が指宿名産の売り込み隊として頑張っているということが分かりました。そこでお聞きいたしますが、オクラ漬け物やピワ製品の売り上げはどうなっているかお尋ねをいたします。

○**農政部長（池増広行）** 両組合に確認いたしましたところ、まず、指宿市農産加工組合の販売実績でございますが、平成18年度から平成24年度の7年間でいきますと、平成22年度が約700万円と販売が減っていますが、ほかは年額約900万円前後でほぼ横ばいの状況で、オクラ等の販売をいたしておるところでございます。また、小牧農産加工組合は、平成18年から平成21年

までは年額約1,100万程度でありましたが、それ以降は約700万円ぐらいということの実績で、ビワ加工品等を販売している状況でございます。

○**2番議員（西森三義）** 先ほども答弁で言われましたように、両加工組合も高齢者なんですよ。確かに販売については、自分たちで売ることが困難だろうと思うんですが、市としてもこういう形で、特産品振興係の方が積極的に売り込みをしてもらっていると、本当に有り難く思っております。そこでですね、作物の違う組織との共存は、先ほども聞きましたが非常に難しいかもしれません。ただ、9月11日付けの新聞にはですね、南薩の食、女子力でPRとの見出しで、産地生産者が情報を交換した旨の記事が掲載されていました。このような若くてパワーのある女性もおりますが、共存を推進できないかお尋ねをいたします。

○**農政部長（池増広行）** ほかのグループ等の連携についてとのお尋ねであろうかと思います。新しく発足した女性グループ等との交流や、また、本市では六次産業化を目指す農業者等への支援事業を、今、行っておりますので、今後、セミナーの開催等も予定されていますので、これに加工組合も参加していただき、起業を目指す方々と交流をされることも大事なことでなかろうかと思っておりますので、両加工組合ともそのように助言をしまいたいと考えているところでございます。

○**2番議員（西森三義）** 今、部長が言われたようにですね、いろんなセミナーが開催されると、そういうときには是非、両組合の代表者、あるいは関係何人かでですね、参加してもらって、前向きな取り組みができるように指導していただきたい。それからですね、一つ皆さん方にもちょっと知ってもらいたいんですが、指宿にはスナップえんどうをたくさん植えております。スナップえんどうはおいしいんですけど、霜にやられることが多いんです。ただですね、霜にやられても湯がけば緑色になるんです。これは皆さんも知っていると思うんですが、そういう形ですね、この指宿では多くの農家の方がスナップえんどうを植え付けて、生計の一端を担っておりますが、この霜の被害だけでなく、スリップスの被害や強い寒波で単価が安くなったりする、これ霜で廃棄するときもあるので、これらを生かした加工製品の取り組みを、両農産加工組合で実施できるよう関係機関と協議する考えはないかお尋ねをいたします。

○**農政部長（池増広行）** 生産をした農産物が一応市場へ出せない部分も多くあるところでございます。それにまた付加価値を付けて、加工して販売していくということも大事なことでなかろうかと思っております。今、そういう情報、話もお聞きしましたので、両加工組合の後にはまた、ご判断にもなろうかと思いますが、そのような方法等も考えていけないか、助言をしまいたいと考えておるところでございます。

○**2番議員（西森三義）** 今、指宿市においては、がんばる農業者ということで、昨日からも市長の答弁なりでいろいろ言われております。6次産業化の支援をやっているんだと。私は指宿市農産加工組合あるいは小牧農産加工組合は、最初からの6次産業化だと思っております。ただですね、この農産加工組合の存続には、どうしても男性の力を必要としますので、これから関係機関との協議を進めていってもらいたいと思っております。

次に、市で管理する建物の耐震補強については、9月5日の総務水道委員会で説明をされた公共施設設備基金積立金約3億円があるそうですが、活用して耐震補修工事等を計画的にされているかお尋ねをいたします。

○**総務部長（邊見重英）** 公共施設整備基金の使途等についてのご質問だろうと思います。この公共整備基金につきましては、その目的が公共、または公共施設の整備施設の整備費用に充てることを目的とした積立金でございます。本市の公共施設は建設から相当年数が経過し、老朽化が進んでいるものがほとんどでございます。今後、公共施設の建て替えや大規模補修等を行うとした場合、多額の費用が必要となることから、これまでその財源を確保するため、同基金への増額・積立を行ってきているところでございます。したがって、公共施設の耐震診断の費用というのは、公共施設の整備とはちょっと性格が違うものですから、その耐震診断の費用に基金を活用するということは考えていないところでございますけれども、その診断結果を踏まえまして、耐震補修等のための公共施設の整備を行う場合には、その費用に対して公共施設整備基金を活用することは可能であると考えておりますし、そのように活用していきたいと思っているところでございます。

○**2番議員（西森三義）** 先ほど建設部長の方で答弁があった市の管理する中で237棟のうち163棟は耐震は大丈夫だろうと、あと74棟については確認がされていないという答弁をいただきましたが、今和泉校区公民館にてですね、8月19日市長と語る会が開催された席上で、建設部長の答弁の中で、791棟の市営住宅のバリアフリー化も検討しているとありましたが、どのような内容で、いつから工事に着工される計画なのか、お尋ねをいたします。

○**建設部長（三窪義孝）** 市営住宅のバリアフリー化についてであります。完全にバリアフリー化された団地は、弥次ヶ湯団地・新田ふれあい団地・高野原団地の3団地であります。本市におきましても、市営住宅入居者の高齢化が進んでおり、手摺り以外でも入口へのスロープ設置、その他の住宅内部改修等を公営住宅等長寿命化計画に沿って実施しながら、可能な限り高齢者に配慮したバリアフリー化を進めていきたいと考えております。

○**2番議員（西森三義）** 先ほども手摺り等については、折りたたみ式もあるということで、その旨も今後計画をしてみたいという答弁をいただきましたが、いろいろですね、新聞の報道等を見ると、想定外であったため対応できなかったとかというのがよく載っております。指宿市では、想定を超える対応をしてもらいたいと、よろしくお願いをしております。

次に、これまでにワシントンヤシの枯れ枝で事故がなかったと聞きましたが、常日頃からの管理が徹底されてのことだと思いますが、20m以上の高さの枯れ枝等の伐採はどのようにされているのか、また、費用は発生していないのか、併せてお尋ねをいたします。

○**建設部長（三窪義孝）** ワシントンヤシの維持管理につきましては、それぞれの管理課で日常の点検を行いながら、事故の未然防止に努めており、市道及び公園につきましては公園等管理業務委託を締結しております指宿温泉まちづくり公社において、年に1回高所作業車を使用し枝切り作業を行い、庁舎敷地内につきましては、九電工指宿営業所がボランティア活動として毎年枯れ枝の剪定作業を行っております。また、各小学校におきましては、必要に応じて

ほかの高木の剪定作業と併せて行い、各施設の安全管理に努めているところであります。管理費用につきましては、各管理業務委託の範囲内で行っているところであります。

○**2番議員（西森三義）** このワシントンヤシについてはですね、意外と長く生きるというのか、120年ぐらい載ってましたかね、そして高さも最高で36mぐらいなるといふようになっておりますが、この今後の管理については、病虫害予防も含めてどのようにされていくのかお尋ねをいたします。

○**建設部長（三窪義孝）** ワシントンヤシにつきましては、乾燥や潮風に強く、南国ムードを高めるため、各公共施設や街路樹として植栽されております。現時点においては高所作業車を利用した剪定作業が可能ですので、現在の管理体制で行っていきたいと思っております。ただし、ワシントンヤシの成長によりまして、高所作業車等による維持管理作業も困難となってくる可能性もありますので、将来的には伐採や植え替えを含め、管理の在り方を検討していかなければならないと考えております。

○**2番議員（西森三義）** 確かにですね、このヤシについては南国ムードをとということで植えられたと思います。で、これが高くなって、全然被害、その負傷された事例がないということですからいいことなんです、ますます高くなるにつれて管理も大変だろうと思っておりますので、今、部長が言われたように、時期を見てですね、植え替えなりの方法も検討にさせていただきたいと、よろしくお願いいたします。

次に雇用対策の中でですね、答弁をいただきましたけど、指宿にもですね、大型電気店が進出してきたり、セブンイレブンが多くのお店を建設されておりますので、企業進出が全然ないとは言えませんが、同業種の店舗だけでなく、製造業みたいな工場が進出してくる話はないかお尋ねをいたします。

○**総務部長（邊見重英）** 近年製造業につきましては、鹿児島県内からも撤退する企業等があり、むしろ海外に進出する企業が多い状況でございます。そのような状況の中で、最近本市内において立地相談があった例といたしましては、水産加工物製造業や新エネルギー産業、コールセンターなどについて相談があり、現地見学や各種の資料提供などを行っております。いずれの企業も社会情勢や経済状況などの総合的な視点で立地するかどうかを判断されるようでございますので、本市といたしましては状況に応じ企業の相談に乗っていきたいと考えております。

○**2番議員（西森三義）** できればですね、いろいろそういう問い合わせがあるときには、実際担当が一生懸命現地を案内してくれます。私も同行したことがあります、まだ海外に出るよりもこちらの方がいいですよという具合に積極的にですね、指宿に留まってもらえるように、また、今後ともしてもらいたい。その中で、一点ですね、報奨金のことでなんですが、今、太平洋のクロマグロの過剰な漁獲によりクロマグロの保護を言われていおりますが、私が連絡を取り合っている豊田通商は人工種苗を使った完全養殖をしている会社で、将来的にも資金面においても問題ないものと思われそうですが、指宿市で豊田通商の進出を漁協が前向きに取り組めるよう、報奨金を支給することはできないかお尋ねをいたします。

○**総務部長（邊見重英）** 本市におきましては、進出企業に支給する奨励金や税の優遇性というのは敷いてございますけれども、先ほど申し上げましたように、進出に際しまして協力いただいた方々に対する報償制度というのはございません。企業誘致につきましては、いち早く進出企業の情報をいただき、企業が立地しやすい環境を整備しまして、創業後も安定して地元から雇用を続けていただけるよう配慮するのがポイントであると考えております。また、企業誘致を仲介する方々の労に報いるような取り組みを導入できるのかどうかについては、他自治体の動向も参考にしながら、今後、調査研究していきたいと考えているところです。

○**2番議員（西森三義）** 進出してくる企業についてはですね、税面等で優遇措置はしてあると、ただ紹介した人、あるいは組織については、そういう報奨金をすることは制定してないということで聞きましたが、どっちにしてもいろんな人の意見を聞いて、すばらしい企業があると思うんですが、今後ですね、こういう報奨金を考えることはないのか、お尋ねをいたします。

○**総務部長（邊見重英）** 先ほども答弁させていただきましたが、薩摩川内市の企業誘致サポーターは郷土会員の方々などがボランティアなどで登録されており、情報提供が実際に立地に繋がった場合に報奨金を支給していると聞いております。本市におきましては、このような制度は現在設けておりませんが、本市にとって有効なのかを含め、他市の事例を研究していきたいと思っております。

○**2番議員（西森三義）** 先ほど答弁もありましたが、郷土会等ですね、市長は一生懸命働きかけをして、そういう企業が来ていただけるように呼びかけはしてもらっているということでございますので、まだまだそれ以上にですね、さらに、宣伝をしてもらって、このすばらしい指宿に来てくれる企業があるようにですね、取り計らいをお願いをしたいと思います。

それでは、猫の関係ですが、ちょっと待ってくださいね。先ほど部長は猫の条例が全国で23の自治体でしていると、奄美の方でも条例がされているということであつたんですが、ちょっと分からなかったんですけれども、奄美は何の条例をしているんですしたっけ、もう一回すいませんが、お願いいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 奄美大島5市町村ありますけれども、ここではアミノクロウサギを保護するために条例を定めているということです。

○**2番議員（西森三義）** 分かりました。猫もウサギを食べるんですね。そこでですね、猫の進入防止策として、ペットボトルに水を入れて入口に置いてあるところを見たことがあるんですが、この効果はあるのかお尋ねをいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 猫避けにペットボトルに水をいれて、ペットボトルはきらきら光るということで置いているということですが、最初はちょっとは効果がありますけれども、猫も段々慣れてきて余り効果はないというふうにいわれているようです。猫避けの対策といたしましては、猫が嫌う、猫が近寄らない成分の、レモングラスとかコーヒーのかすなどが猫が臭いを嫌うということで、効果が少しあるといわれております。それからまた、物理的にということになりますと、もうシートや網を張ると、やって進入防止をするというの

が、猫には進入防止策としては効果があるというふうにいわれているようです。

○**2番議員（西森三義）** コーヒーかすがですね、効果があれば、また、そういうふうにも知り合いの人には通知したいと思います。猫の管理は本当に難しいと思われませんが、飼育に関するマニュアルを作成して指導することはできないか、お尋ねをいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 猫の飼育のマニュアルでございますけれども、鹿児島県が県動物愛護管理推進計画というのを策定いたしております。これには動物愛護思想の定着の推進、それから、飼い主責任の徹底、動物取扱者の社会的責任の徹底、関係者間の協働関係の構築、施策の実行を支える基盤の整備を基本的な方針として定めております。また、県のホームページでは猫の飼い方ガイドというのも公表されておりますので、市が独自に猫の飼育マニュアルということを作るということは考えておりませんが、今後とも、県とも連携をしながら猫の対策については指導していきたいと思っております。

○**2番議員（西森三義）** 確かにこれについては、猫については難しいと。それであるならばですね、9月14日の南日本新聞に、県動物愛護センターが霧島市に開設されるとありましたが、こういう愛護センターをですね、指宿市の方にも建設を要請する考えはないかお尋ねをいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 今、議員が言われましたように、県の方で動物愛護センターを開設するという新聞記事が出ておりました。動物愛護センターは地域における人と動物の触れ合い、共生活動を支援する拠点施設という位置付けで県は設置するようでございます。本年10月16日、動物愛護団体や県獣医師会と連携して、捨て犬や猫の新たな飼い主が見つけられるように、健康管理やしつけを行う目的で、霧島市に開設するという事になっているようです。動物愛護センターを開設するには、自治体で犬や猫の捕獲と引き取り業務を実施しているところとなっております。本件におきましては、現在のところ鹿児島市に1か所設置されており、今回県がもう1か所設置するという事になります。本市においては、犬や猫の引き取り業務や、捕獲業務は、都道府県指定都市中核都市に限られている関係もありまして、動物愛護センターの開設はできないということになっております。

○**2番議員（西森三義）** 部長が今、この動物愛護センターはできないということでしたが、指宿市は市民から、例えばですよ、猫が悪さをする、犬が悪さをする、そういう捕獲をしてくださいという依頼があった場合には、対応はしていないんですか。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 犬などが野良犬としているから捕獲ということになりますと、捕獲してそれを加世田の県の畜犬センターの方に送ります。県の業務として畜犬センターの方である程度期間をおいて処分する、若しくは引き取り手を探すなどのことをやります。そして市の方といたしましては、どこどこでこの犬を捕まえましたということで、公告を写真付きで出して、飼い主がいたら飼い主に告知するという事になっております。

○**2番議員（西森三義）** 私もですね、現在も大きな犬を飼っております。本当に動物はかわいいものです。ただ責任を持ってですね、やっぱり飼っていただかないとだめだろうと思うんですが、指宿市においても、犬が欲しい猫が欲しいという人もおられると思うんですよ。今、

部長が言われたように、その情報を流すと言いましたけど、どっかの施設があればですね、市民に周知してここにこういう猫がおりますよ、犬がおりますよということが考えられるんですけど、そういう施設等も建設するという考えはできないんでしょうか、お尋ねをいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 捕獲した犬等は、県の方に引き渡しをして、県の畜犬センターの方に行きます。そして、そこで引き取り手を探し、引き取る方に飼い方の講習会などをやり、そしてその上で犬を譲渡するということになっておりまして、市の方でその、市独自でその、犬を捕らえたものを管理する施設を造るということは考えておりません。

○**2番議員（西森三義）** 分かりました。確かに大きくなった猫・犬のしつけはですね、簡単にはできることじゃないと思いますんで、よく分かっております。私はですね、朝のNHK放送で、台湾・ポルトガルの猫歩きの放送があり、それを見ておりました。世界各国、猫を愛する人は多いと感じました。本日も集落内に、地域外の女性が餌をやっている姿を見ると、猫好きだなと思いますが、その餌場には猫だけでなく、カラス・トンビも飛来してきている。子猫は側にいて食べられずにいる光景を見ると、責任ある飼育をしてもらえるよう、指導に取り組んでもらいたい。よろしく願いいたしますして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（森時徳）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時59分

○**議長（森時徳）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下柳田賢次議員。

○**19番議員（下柳田賢次）** 通告してあります件について、順次質問をしたいと思います。

まず、改正耐震改修促進法についてであります。昭和56年以前の耐震基準で建てられた大規模な建物に、耐震診断を義務付けるいわゆる改正耐震改修促進法が5月に成立し、11月25日に施行予定ということであります。対象となるのは延べ床面積5,000㎡以上の不特定多数が出入りする3階以上の施設ということで、平成27年末までに耐震診断を行うことが義務化されました。建物の所有者は診断結果を県へ報告し、県はこれを公表することになっており、診断拒否や虚偽報告には罰則が科せられることになります。しかしながら、この法律、様々な問題を含んでおりまして、対象事業者にとって事業経営・事業存続に大きな影響を与えるものと懸念するところであります。本市においては、ホテル・旅館・病院・公共施設などが対象建物と考えられるわけですが、まず始めに、対象事業者数、建物棟数がどのぐらいあるのかお伺いいたします。

そして、宿泊業界からは、耐震化の必要性は重く認めながらも、法案の説明・交布・施行までの期間があまりにも性急すぎることで、診断結果の公表による経営への影響など困惑の声が上がっており、対応についても自助努力の必要性は認識しつつも、補助制度の創設や施行期限の延長、公表の猶予など、本議会へも要望や関係機関へ意見書提出のお願いが出されて

いるところでございます。特に懸念されるのは、耐震調査・改修工事ともに多額の費用を要する中で、国・県・市の補助体制の在り方次第で、事業者の負担に大きな違いが出るということであります。国は耐震対策緊急促進事業として、耐震診断の3分の1、改修工事の11.5%を交付金で出すということですが、地方自治体に補助制度があると、国の上乗せ補助を加え、事業者の負担が大きく緩和されるのであります。しかも、地方公共団体が、ここでは市と県ということになりますが、国並みの支援を行えば、耐震診断の全額、改修工事の3分の2を公費負担することができるとなっております。つまり、地方公共団体の補助体制・補助率によって、事業所の負担が大きく左右されるのであります。本市の基幹産業でありリーディング産業である観光業、特に雇用・固定資産税・入湯税など、本市への貢献の大きい大規模ホテル・旅館の問題であります。市としてどのように考え、取り組んでいくのかお伺いいたします。

それから、対象建物にはホテル・旅館以外にもあるわけですが、どのような業種で何棟あるのか、それらの対応についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、指宿港海岸整備についてであります。この問題につきましては、平成10年、市議会初当選以来、これまでライフワークとして取り組んできたつもりであります。今回の質問を加え、詳しくは数えておりませんが20回近くに及ぶ質問では、これまで防災・防護の観点からだけで整備され、親水性が全く無視された市内中心部の海岸は、護岸も老朽化し砂浜部分もほとんどが消滅している中、台風襲来時など海岸線沿線の方々に大きな被害が出ており、早急な整備の必要性を訴えてまいりました。そして、旧建設省の渚リフレッシュ事業、あるいは国土交通省に変わってからは、コースタルコミュニティゾーン事業、いわゆるCCZ事業など、国直轄事業あるいは県の海岸環境整備事業など紹介しながら、何とかこの指宿港海岸の整備に導入できないか取り組んできたところであります。また、1999年、平成11年に改正された法律、改正海岸法では、これまでの海岸法の目的であった海岸の防護に、新たに海岸環境の整備と保全、海岸の適正な利用の確保が加わったことで、指宿の観光振興に資する海岸整備・景観、様々な生物を育む自然環境、あるいは子供たちの教育自然体験の場として、その整備の必要性・重要性を訴えてきたところでもあります。その後、市民の中に、白い砂浜をつくる会が立ち上がり、市民の自発的な活動として評価され、国交省の都市再生プロジェクト推進調査費が付き、一気に海岸整備の機運が高まったものと思っております。そして2009年、平成21年のシンポジウムを始め、指宿港海岸推進協議会の発足、毎年恒例の国への陳情活動、ワークショップ、そして先だって行われました指宿港海岸整備について考える市民の集いなど、官民一体の取り組みになったところであります。そして平成23年、この指宿港海岸に初めて国の直轄事業としての調査費が計上され3年目を迎えているわけで、主立った調査も大まか終え、いよいよ事業が本格的に始まるのではとの期待も高まっている中で、この件に対する国の来年度へ向けての予算編成の考え、気になるところであります。そこでお伺いいたしますが、来年度の概算要求の状況はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

そして、防災・防護の件については、専門家で構成されている浸食対策検討委員会の方々

に技術面・専門的な部分はお任せするとして、環境・利用の部分については市民の英知を結集し、50年先、100年先に残すべく海岸を整備しなければならないと思います。そこでお伺いいたしますが、指宿市として、この海岸の利用・環境の面ではどのようなアイデアがあるのか、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、指宿ジオパーク構想についてであります。前回の6月議会で初めて質問させていただきました。ジオパークとしての指宿の可能性・潜在能力を考えたときに、前向きに取り組むべきではないかとの趣旨で質問をしたわけですが、答弁として、可能性の認識については私の考えとほぼ同じであったと思います。しかしながら、メリットについては教育事業の充実とか、観光の基盤整備を明確な基準の下に取り組めるなど、一般論的な答弁に終始しているように感じました。そして、すぐにできない理由として、費用が掛かる、人員の確保が必要であるなどの理由を述べておりましたが、市長の答弁として、三島村・鹿児島市より誇れる指宿まるごと博物館構想は、ジオパーク構想に基づいて計画されたものであると認識している。鹿児島・指宿・三島を含めた錦江湾沿岸で一体となったジオパーク構想はできないか提案もしている。ジオパーク構想の優位性は認めていて、予算的なもの、広域的なものをどう進めるかということを含めて、今、検討しているとの答弁でありました。これらのことについて6月の時点で既に検討がなされているということでもありますのでお伺いいたしますが、その検討結果はどうであったかお伺いいたします。

そして、今後の調査研究については、まず日本ジオパークの準会員になって進めてみてはどうか、費用も年間費が10万ぐらいとお聞きしておりますが、これぐらいであれば準会員、つまり中に入ってやれば会員である自治体の方々からの情報、あるいは専門家の方々からのアドバイスなど、調査・研究の成果が上がるものと思いますが、いかがお考えかお尋ねして、1回目の質問とさせていただきます。

○市長（豊留悦男） 改正耐震改修促進法についてのご質問でございますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年5月29日に交付され、11月末に施行予定となっておりますところであります。ホテル・旅館等の不特定多数が利用する建物のうち大規模なものについて、耐震診断の義務化及び耐震診断結果の報告期限が定められ、その旨を公表することとなりました。本市においても、観光業における旅館・ホテル等の重要性を鑑み、県と連携しながら対象となる建物に対して事業者の立ち会いのもと立ち入り検査等を進めてまいりました。現時点で確認されている対象建築物につきましては、旅館・ホテル等のうち5,000㎡以上の大規模建物は4事業者で7棟が対象となる見込みでございます。

次に、指宿港海岸整備の平成26年度概算要求の状況についてのご質問ですが、国土交通省港湾局は経済・財政運営と改革の基本方針、日本再生戦略の実現に向け、復興・防災対策・成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の三つの分野に重点を図り、経済成長や生活の向上の大前提であります安全・安心の確保とともに、産業の立地・投資環境の向上を通じ、雇用と所得の維持・創出に貢献するために、平成25年8月27日に、平成26年度予算概算要求が公表されたところであります。今回、国土交通省港湾局より公表された概算要求につき

ましては、例年と比較して概算要求基準にかかる閣議了解が遅れたことや、今秋に消費税の増税の見極めがなされるため、歳出上限が設けられていないことから、個別の新規着工は記載がなされていないと伺っているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が回答いたします。

○**総務部長（邊見重英）** 指宿ジオパーク構想についてのご質問をいただきました。6月議会で調査等について答弁があったけれども、その調査・研究の結果はということでございました。まず、調査・研究についてのお尋ねですけど、6月議会でご質問いただいた後、本市に所在する歴史・文化産業に関連する様々な実物の資源を利活用するための指宿ジオパーク構想というよりも、それ以前から取り組んでおります指宿まるごと博物館構想の観点からの普及活動というのを行ってきております。例えば、いぶすき検定の講習会等を通しての指宿市のジオパーク的な資源を含めた学びの機会を市民に提供しております。また、7月に鹿児島市で開催されました国際火山学会の際に、指宿でも現地調査が実施され、ヨーロッパ・アジア・南北アメリカなどから訪問された約200人の研究者の方々が、時遊館COCOはしむれや市内のジオサイトを見学されました。この際に、事前から日本火山学会と連絡を取り合う等連携を深めるとともに、おいでいただいた専門家の方々には、本市の情報を発信させていただくとともに、情報収集などの調査・研究などを行ったところです。

次に、日本ジオパークの準会員になって調査・研究を進めてみてはどうかということでございました。本市では指宿まるごと博物館構想に基づき、社会教育課や観光課等を中心に市民の方々と一緒になって様々な取組を行ってきております。この構想に合わせて立ち上がったガイド会員の方々からは、活躍したいんだけどその機会がもう少し足りない、というようなご意見も伺っているところです。したがって、これまでの積み重ねを大切にしながら、指宿まるごと博物館構想に基づく取り組みを更に進め、併せましてジオパークについても調査・研究を進めていきたいと考えています。そのようなことから、現段階では日本ジオパークへの登録ということについては、考えていないところでございます。

○**建設部長（三窪義孝）** 改正耐震改修促進法に係る補助制度についての本市の取組のご質問でございますが、今回の耐震改修促進法の改正に伴いまして、民間建物の耐震診断及び耐震改修に対して、国では従来の社会資本総合交付金に加え、耐震対策緊急促進事業補助金を上乗せするという助成制度を設けております。この助成制度は地方自治体の補助制度がある場合に適応され、民間事業者の負担を低減できる制度となっております。今後、県や他市との連携に努めながら、耐震診断の補助制度についてなるべく早く制度化を図るとともに、耐震改修に対する補助についても耐震診断の結果等を考慮し、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ホテル・旅館以外の建物について、どのような業種で何棟あるのかというご質問でございますが、本市における不特定多数が利用する建築物のうち、大規模なものについて、ホテル・旅館以外の建物としましては、市役所の指宿庁舎及び病院1棟があります。指宿庁舎につきましては、現時点では耐震性能が確認されておりませんので、来年度に耐震診断を実施

したいと考えております。また、病院につきましては耐震改修済みになっております。以上です。

○**建設部参与（上谷修）** 指宿港海岸整備の環境利用の在り方についてのご質問でございますが、近年の海岸は様々な海洋性レクリエーションによる利用や、潤いのある豊かな自然環境の保全など、その果たすべき役割も多様化してきているところでございます。指宿港海岸におきましても、本市の観光の目玉であります天然砂むし温泉や、最近では僅かに残された砂浜を利用したビーチバレー大会、朝フラ、タフラの開催など、環境利用面においても様々な形で砂浜の利用が活発化してきているところでございます。指宿港海岸におきましても、防災対策を基本としつつも、環境利用面へ配慮することも重要と思いますので、防災面と環境利用面が調和する海岸づくりが今後の目指すべき方向性であると考えております。そのためには、現在、指宿港海岸保全推進協議会で取り組んでおられますワークショップなどで、防災・環境・利用などの多方面から見た市民の皆様からのご意見を幅広く取り入れながら、市民と行政が一体となって海岸づくりに当たっていく必要があると考えております。以上です。

○**19番議員（下柳田賢次）** 時間の関係がありますので、ちょっと順番変更させて海岸整備からさせていただきます。今、推進協議会の方で幅広く意見を聴取しながら進めていきたいということでございますが、これまでも進めているわけです。私もその一員として、ほとんどの会に参加しておりますが、結局、今回の質問でなぜこういう質問したかということは、この海岸整備、来年の概算請求まだ予算計上されていないということでございますので、そちらの方は非常に心配な部分でもあります。これまでのここ数年の動きを見たときに、この事業を本格的事業化するには、防災・防護の観点が大事なんだと、これは終始一貫言ってきたわけでございます。これはもちろんのことございまして、ところが1999年、海岸法改正があって、この防災・防護に加えて環境利用、環境というのが増えたわけでございますので、この利用の部分も堂々と議論していいですし、どんどんその方向で入るべきだと思うわけでございます。そういう中で、これまでいろいろと推進協議会、あの海岸沿線の方々を中心とした方々にいろいろ意見聴取したり、ワークショップ等で聞いているわけですが、やはりこれからですね、50年先、100年先に残す海岸の利用に関する部分をイメージしろと言っても、なかなかですね、これはそう簡単にアイディア提起にタイムリーにアイディアが出るとは思いません。ですから、今回、指宿市側としてそのメニューをどう考えているのかということを知っているんでありまして、市民任せっていうことではございません、最終的には市民が決めればいいんですが、そのメニューの持ち寄りということに関して行政側としてどういうメニューを持っているかということを知っているんです。

○**建設部参与（上谷修）** 指宿港海岸整備に関しますワークショップにつきましては、昨年の8月から3回開催されておりますけれども、これまで主に防災対策としての必要な整備手法が検討されてまいりました。本年7月、指宿港海岸浸食対策検討委員会より、砂の流出を防ぐ堤防などの対策施設配置案が示され、この配置案をもとに、今後、防災対策を基本としつつも、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用について、ワークショップにおいて協議し

てまいりたいと考えております。50年後、100年後を見据えた指宿らしい海岸整備を実現するためには、海辺づくりの主役は自分たちなんだというふうに思っただき、市民の皆様に参加していただくとともに、市職員自らも積極的に情報の収集に努め、調査・研究し、情報の共有化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○**19番議員（下柳田賢次）** 聞いておりますと、まだ、今の現時点では、これといったアイデアはないというふうに聞こえます。この要望活動とかですね、国への事業化決定に向けての動きというのは、これ当然これがないことには次が進まないわけですので、これは当然これからやっていかなければいけないし、積極的な取り組みが大事なわけですが、やはり、どのようにこれを活用していくかということについて、やっぱり考える必要があると思うんですよね。利用についての目標・計画などは、現実的な絵が描けるならばですね、市民の夢はもっともっと膨らむと思うんです。そのことで即ち事業化決定へ向けての市民の盛り上がり、これに繋がっていくのではないかなと思うところがございます。沿岸沿線の皆様も、防災・防護については直接関わる問題ですから、真剣に注文をつけますが、利用についてはなかなかアイデアが出せてない状況だというのを感じます。予算的にも推進協議会にも予算あるわけですが、やっぱり専門的にあらゆる面を調査できるということから言えばですね、行政の担当課ではないかと思います。国内だけでなく、海外、適地があればですね、調査をし、指宿港のこの開発に生かすべきだと思います。そのような積極的な姿勢があるかないかをお伺いしているところがございます。いかがですか。

○**建設部参与（上谷修）** 今、議員がおっしゃいましたように、市役所が主体となってですね、いろいろな情報収集に努めながら、今後やっていきたいというふうに思っております。

○**19番議員（下柳田賢次）** 是非ですね、担当課は遠慮なしに、遠慮することなく積極的に調査・研究やっていただきたいというエールを送っているわけですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ジオパーク構想に入ります。今、答弁ありましたように、まるごと博物館構想を進めていくから、ジオパーク構想はいいんだというように聞こえたわけですが、前回の質問でですね、市長の答弁で、このまるごと博物館構想はジオパーク構想に基づいて計画されたものであると認識しているとおっしゃっているわけですよ。そして、鹿児島・指宿・三島を含めた錦江湾沿岸で一体となったジオパーク構想はできないか、提案もしていると言っているんですよ。そこで問題なのが予算的なものと広域的なものをどうするかということで検討をしているっていう、この6月時点の答弁で出ているんですよ、総務部長。ところが今、その検討の結果をお聞きしたわけですが、全く答えが出てこない。まるごと博物館構想を進めていますという答弁ですが、ここの整合性についてはいかがですか。

○**総務部長（邊見重英）** まず、そのジオパーク構想とまるごと博物館構想の関係のことですが、前回の市長の答弁の中で、今のまるごと博物館構想ということではなくてジオパーク構想の下にまるごと博物館構想があるのではないかなというような答弁だったのではないかなというお話でございました。確かに答弁としてはそのような答弁になっていたと思います。

ただ、現実的にと言いますか、世界ジオパークのネットワークが提唱するジオパークにつきましては、まるごと博物館構想とも大変共通いたしているところが、当然でございますけれども多うございます。まるごと博物館構想に先行している世界ジオパーク構想にある意味敬意を表しまして、そのような発言になったものと考えております。それから、関係市との連携についても、その段階でお話があったのではないかと、言ってですね、市長の方も、市長として個別に関係市の市長さん方とお会いした段階ではそういうことを話をしたことがあるということから、そのような発言になったものと思っております。基本的には、このジオパーク構想というのには、当然文化庁などの補助金をいただきまして、毎年、大きく取り組んでおります。例えば、今年につきましても、990万ほどの、これはまだ要望の段階、申請の段階でございますが、そういう事業内容を計画しております。当然、議員もよくご存じだと思いますけれども、いろいろなガイドブックの作成、それからガイド会の活性化、情報発信、あるいはふるさととの伝承とか、そういうことに関わる事業をやるわけですが、当然この基本となっておりますのは、指宿の代表的なジオと言いますか、火山が作る自然の恵みと言いますか、そういうものが基本となった開聞岳であるとか、池田湖であるとか、鰻池であるとか、伏目であるとか、そういう指宿市が一番誇っております、そういう資源と関連したものであることに間違いはございません。そういう意味からこのまるごと博物館構想を推進するということは、私どもにとりましては当然、ジオパーク構想とほぼ同じの内容と思っておりますので、先ほど申し上げたような発言になったところでございます。

○19番議員（下柳田賢次） 中身がまるごと博物館、指宿のジオパーク、中身が似ているのでそっちをやっているからいいんじゃないかということだと思うんですけど、やはりですね、この世界スタンダードでこのジオパークというものを捉えて、その利用価値あるいはその希少価値を考えるのと、指宿まるごと博物館、この指宿だけのこの発想でこの中を生かそうとする、これは自ずと全然違うんですよ、やはり。先だって9月14日に、鹿児島大学の大木公彦教授の講演がありました。この指宿の、私どものこの指宿、ここに関するその貴重なお話をいただきました。皆さんお越しになっていたから分かると思うんですけども、世界的に見て凄いところだって言っているわけですよ。日本に九つのカルデラがあって、北海道に三つ、屈斜路・洞爺・摩周、そして青森の十和田に一つあって、後の五つは全部九州にある。しかも阿蘇を除いた四つが鹿児島県にある。加久藤カルデラ・始良カルデラ・阿多カルデラ・喜界カルデラ、この錦江湾のここに四つ、日本に九つしかないものがこの錦江湾の中、錦江湾を挟んだここに四つあるという、この貴重なこのカルデラ群、しかもその中心にある阿多カルデラ、指宿です。ここの重要性をしきりに訴えていたわけです。これを連携を取って生かさなないかという話をしているんですけど、ここは市長にお伺いしますが、市長は以前、連携を、近隣のそういうところと連携を組んでやるべきだということの答弁をいただいておりますが、やはり、この方向で進めるのが、このジオパークについては、やはり、指宿の観光振興あるいは様々な振興策として、進めるべきだと私は思うんですけど、市長はいかがお考えですか。

○**総務部長（邊見重英）** 私どもも、このまると博物館構想の推進とジオパークとの関係というのは非常に重要だと思っております。指宿にもジオパーク研究会というのがございまして、当然議員もご存じだと思いますけれども、私ども市といたしましても、このまると博物館構想を推進していく上で重要だという認識の下、これまでこの指宿ジオパーク研究会が実施してきました事業に対しましても、提案公募型補助制度を利用いただき、財政的な支援もいたしてまいっております。指宿ジオパーク研究会では、この補助制度を活用していただいて、平成23年度には会員の勉強会やジオガイドの研修を行っていただいております。また、平成24年度には会員の勉強会や市民向けのツアー、子供の体験講座、マップ・DVD作成等の事業を行っていただいているところです。したがって、今後、指宿まると博物館構想の取組を推進するにあたりましては、当然、この指宿ジオパークの構想といいますか、これと関連を持ちながら、また、研究会の方々、あるいはその他ご理解をいただいている方々ともですね、情報の共有や連携を図りながら、各種施策を推進していきたいと思っていますところ。

○**19番議員（下柳田賢次）** このジオパーク構想というのは、今、研究会の市民のボランティアの皆様がやっておりますが、これは最終的に日本ジオパーク、あるいは世界ジオパークという流れに行くには、これ行政が関わらなければですね、登録できないわけですよ。ですから、研究会の方々に補助金を出して頑張ってくれて言ったってですね、そこはその頑張っただけで止まってしまうわけですよ。その成果を日本ジオパーク、あるいは世界ジオパークという形で生かしていくならば、これ行政が入らなければだめなわけですよ。それ分かってますよね、総務部長。これからも、その研究会の方々に補助を出しながら、ジオパークで頑張ってください、行政はまると博物館でやりますから、あなた方はジオパークで頑張ってください。この方向でいくんですか、どうですか。

○**総務部長（邊見重英）** 私が申し上げたかったことは、一緒になってやっていきたいということで申し上げたつもりです。ジオパーク構想を実現して維持していくためには、行政としてはそれなりの財政的な部分、予算といいますか、組織・職員等が必要になります。これはあの6月議会でも申し上げさせていただきました。したがって、私どもといたしましては、霧島市や鹿児島市などの先行している自治体の取組内容や目的、あるいは成果・課題等について勉強していきたいと考えております。確かに議員、6月議会ですういような同じような調査・研究していきますということで申し上げておりますので、議員からいたしますとまだ、まだしてないのかというようなご意見もあろうかと思っておりますけれども、そのような調査というのをしていきたいと思います。併せまして、議員からもございましたように、行政が行うべきことや民間が担うべきこと、それらについても先行のところでどのようなふうになっているのかというようなことも調べてみたいと思っております。さらには、南大隅町など錦江湾に面した自治体のジオパークに対する考え方などを、また意向についてもですね、調査していきたいと、そういう意味で現在の答弁といいますか、をさせていただいているところです。

○**19番議員（下柳田賢次）** 分かりました。ですからね、その調査の手法として、調査・研究を

やるって言ってるんですから、今、総務部長が言ったように。調査の手法として準会員になったらどうですかと言っているんですよ。準会員になってね、調査をした結果、指宿のいろんな振興策に繋がらないと思ったら辞めればいいじゃないですか。どうせ調査をやるって言ってるんですから。準会員っていうのはそういう位置ですよ。そこはどうか。そこでやってみればいいじゃないですか。だめだったら辞めればいいですよ。どうせ調査をやるって言ってるんですから。

○**総務部長（邊見重英）** 調査の進め方のお話だろうと思います。そのことにつきましては、私も先ほど答弁させていただきましたように、私どもといたしましては現段階では指宿まるごと博物館の構想に基づいて取り組んでいきたいと。現段階では、調査・研究したのちにですね、当然今の取り組みを続けながら、その後にジオパークの会員というようなことの検討というのがくるのではないかと考えているところです。

○**19番議員（下柳田賢次）** どうしてもまるごと博物館から離れられない。しかし、その先にジオパークへの検討というの、今、答弁で含んでいるような答弁でございました。是非、もっと積極的にですね、やっていただければと思うんですけども、時間の関係がありますので、次にまいります。

この改正耐震改修促進法の件でございますが、これはまず、4事業所7棟が今回のこの法律の対象、ホテル・旅館ではですね、それと、病院・庁舎ということでございましたが、このホテル・旅館に関してですね、先ほど1回目の質問でも出しましたが、この法律自体が非常にいろんな問題を含んでいると言わざるを得ないんです。ですからこの法律自体をですね、少し議論しなければならないわけですが、時間がありませんので、このホテル・旅館への説明があったのが、これ全旅連の理事会というところでですね、国交省の担当官の若い方が、若い方でも優秀でしょうが、来て、2月に説明をしてですよ、今年の2月に説明をして、その説明をした後の、意見等は聞いていないんですよ、パブリックコメントとか一切やってなくて、3月に閣議決定をし、5月に法案成立しているんですね。そして、この11月25日に施行と。これはね、あまりにもね、この法律の性急さ、新聞にも出ておりましたが、性急すぎるんじゃないかというふうに思うんです。そして、平成27年、今から2年後ですね、平成27年末には、その診断の結果について公表するっていう法律になっているわけですよ。市長、この法律について、市長、どのようにご見解をお持ちですか。2年間で調査をし、改修工事を終え、それで公表されたときに公表に耐えうる建物として公表される。こういう非常に性急な法律になっているわけですが、いかがですか。

○**市長（豊留悦男）** 議員ご承知のとおり、この法律は平成25年5月29日に公布され11月末に施行予定となっており、準備期間が非常に短いと感じているのは、恐らく関係者を含め多くの自治体の思いであろうと思っております。この法律では、ホテル・旅館等のうち5,000㎡以上の建物について、耐震診断の義務化及び耐震診断結果の報告期限が平成27年12月末と決められております。本市においても観光業における旅館・ホテル等の重要性を十分に考慮し、民間事業者の経営の影響を最小限にできるよう、県やほかの市と連携しながら、対応を現在、検

討をしております。今後もさらに、県や他市と連携を密にしながら、国への助成制度の拡充などの要望を行っていかねばならないと思っております。

○**19番議員（下柳田賢次）** ちょっとマイクの調子がですね、入ったり入らなかったりするんでお聞き苦しいかもしれませんが、今、市長の方から、市としても、この法律に基づく助成制度も含めて努力するということですが、これはですね、ただ努力するだけではちょっと困るんですよ。その努力の度合いで、事業者負担、あるいは指宿の観光振興、あるいは観光のそういう意味合いが大きく変わってくるものを含んでいるんですね。例えば今、国がこの法律に基づく新しい制度として、この調査に関する補助としては、今、3分の1を用意していると言っているわけですね。例えば、1,000万、調査費が掛かるとすると、330万は国が用意しますよとなっているわけです。これで指宿市にその補助の制度がなければ、残りの3分の2を事業者が負担になるわけですよ。ところが、指宿市に制度があると、国はそれに上乗せの補助を行い、この交付金と上乗せ補助を含めて最大で2分の1まで出すって言うてらるんですね。ですから、今のこの調査に関する補助に関しては、指宿市あるいは鹿児島県、連携をしてですね、国並み補助、2分の1ですよ、2分の1の補助を出せば国も2分の1を出すと、そうすると事業者の負担は公費、全額公費になりますので、調査に関しては0なんですね。ここが一番、事業者にとっての最もお願いしている部分です。ここで、指宿市がそこまで出せないというところで、その補助の額を減らしていけば、その割合で事業所の負担が増えると、こうなってるんですけども、市長、どの辺まで覚悟をお決めて、この補助体制を作っていただけますか。

○**建設部長（三窪義孝）** 耐震診断の助成についてでございますが、確かに今、議員がおっしゃるとおり、市町村が助成をすると国も上乗せすると、国が2分の1、あと県と市、今、我々が考えてますのは、県と市で6分の2、市が6分の1、県が6分の1、事業者の方にも6分の1を負担をしてもらいたいという案をもっております。ただ先日、国土交通省の大臣官房の副審議官の方がお見えになって、そういう話もしたんですけども、また、さらなる国費の上乗せをしてもらいたいということをお願いをしたところです。でまた、どうしても県の助成もありますので、それとあと、他市、鹿児島市とか霧島市とも、その連携を図っていかねばならないと思っております。

○**19番議員（下柳田賢次）** 今、6分の1までは、答弁いただきましたので、私は最低6分の1だというふうに思いますが、市としてですね、市として6分の1を、今、お約束いただいたと思います。今、部長の答弁でいきますと、国もさらなる上乗せを考えているやも、ということであれば、この6分の1がゼロに近づく方向に進むというふうに、理解したわけでございます。市としてもですね、これについては、この交付金対応に対しては地方負担の50%が特別交付税措置される、あるいは元気臨時交付金を充てられるとかですね、国もその市の負担分についてのいろいろな助成策もあるわけでございますので、ここについてはですね、観光をリーディング産業としている指宿市ですよ。ほかの他自治体がじゃなくて、指宿市として、もう6分の1は今、お約束いただいたけど、それを市と県で6分の3、要するに2分の1、国2分の1、市2分の1で、調査に関してはとにかく早くやってもらおうと、そして安心・安全な観光地とし

てPRした方が、それは指宿市にとっていいんじゃないかと思うんですよね。そこのところはいかが、踏み込んでそういう答弁できないですか。例えば、指宿市について言えば、入湯税、これはホテル・旅館の方々の頑張りもありますし、当然これは税金として市に入ってくるわけですけど、地方税として入ってくるわけですけど、それに一番かかわって、それを、そういう、税客体と言いますか、その、直接の関わっている方々でございます。いち早くこれをね、ピンチをチャンスにとらえるならば、指宿市が積極的に調査に対する補助を作って、そしてなるべく早く調査を終わってもらって、そして次の段階の改修工事を終えて、指宿の建物は安全だというPRをした方がですね、私は絶対に指宿の観光振興については、このピンチをチャンスにとらえるとするならば、その方向が正しいと思うんですけど、いかがですか。

○**建設部長（三窪義孝）** 先ほど国の補助の上乗せの話をしましたけれども、あくまでも私どもが国交省の方に要望をしたということでありますので、国の方はやはり2分の1ということをおっしゃっておりました。この事業者負担の6分の1、診断が6分の1の負担になるんですけども、これにつきましても、何と言いますか、事業者の方々にもその、自分の旅館・ホテルの建物のそういう地震に対する耐震化ということで、ある程度責務を持ってもらおうと、そういう点で今のところ我々の案としては6分の1で考えているところです。

○**19番議員（下柳田賢次）** 6分の1ということは、かなりな確立でお約束いただいたと思います。できるだけですね、これを限りなく縮めていく努力は是非お願いをしたいと思うんですけども、次に、これが改修工事についてでございます。調査をして、調査をするまでは今の6分の1で仮にやったとしてもですね、その結果が公表されるわけですよ。これはどういうことかと言いますと、調査をして、大丈夫な建物と大丈夫でない建物というのが、聞くとところによるとIS値によってランク付けされるわけですね。ここはIS値2であるとか3であるとか4であるとか。そういう、最終的にはそういう公表の仕方になるのかどうかは分かりませんが、今の段階ではそのように聞いております。そうしたときに、27年度までに調査をしろというのがこの法律の基本でございます。そして公表するとなっているわけです。今になって国交省はその公表の時期は、あるいは県はですね、公表の時期はいつということは決めてないからと言うんですが、法律に診断を27年末までにやんなさい、これは義務化しました、で公表しますと、ここまで、公表するまで書いてあるわけですよ。そうするとですね、そんなに時間置かないで公表されると思うんですよね。そうすると、診断をただけではこの事業所は、今までどおりに事業ができるかというところじゃないわけですよ。まさに市場原理にさらけ出されるわけですね。大丈夫な建物と、診断はやったけどその大丈夫じゃない、要するに丸適マークですか、そういうマークが付く付かないで、付かない建物と付いた建物の両方にさらされるわけですよ。そうすると公的旅行、修学旅行なんかはですね、間違いなく丸のついたところにしか送らなくなる。そうするとこの方々何を言いたいかと言いますとね、この方々2年後までに、診断を終え、改修工事もやらなきゃいけないということになってくるわけですよ。そして安全な建物として商売しなきゃいけないってことになるわけですよ。この2年間の

中で、診断をやり、ここにもお金を投入し改修工事もやらなきゃいけない。ですから、この法律では診断までが法律だけど、この改修工事までも含んだ法律だと思わざるを得ないんですね。ですから、この工事に対する補助についてはどのように考えているのか、これ市長、どうですか。

○**建設部長（三窪義孝）** 改修についての補助のご質問ですけども、今現在、我々が考えておりますのは、国・県が示しております、国が約3分の1、33.3%。

○**議長（森時徳）** ちょっとマイクに近づけて。

○**建設部長（三窪義孝）** 県が5.75%，市が5.75%，よって事業者は55.2%となります。

○**19番議員（下柳田賢次）** その数字はですね、私も把握はしているんですが、これに地方がですね、3分の1、これは国・県、あの市・県ですよ、3分の1まで頑張ればですね、国は3分の1まで出すわけですね、そうすると事業者負担が3分の1で済むわけですね。やはりね、これはね、指宿としては、様々な知恵を巡らしてですね、やはりこれ、この補助までを早く2年以内までにやってもらうというふうに舵を切った方がいいと思うんですよ。その後の、いろんな観光地間の競争が行われた場合に、指宿のホテル・旅館は安心ですよで売るのが、調査だけは2年後までに終わりましたが、これから予算の関係もありますので、順次耐震の改修工事に入りますという温泉地とですよ、早めに終わった温泉地、これは大きな差が出てきますよ。私はやっぱりここはね、市長、やはり市長も観光振興についていろんな部分で頑張っておられます。ここで市長の覚悟、頑張りの覚悟をお聞きしたいんですけどもいかがですか、市長。

○**市長（豊留悦男）** まさしく議員がご指摘のとおり、国としても、県としても、市としても、また温泉都市の首長会というのがありますけれども、その中でも、今日ご質問をいただいていることが議論されているところでございます。直接、国交省の住宅局の審議官が指宿にまいりました。その中で、私を含めて関係者と協議をしたところでございます。具体的に6分の1を考えているという部長の答弁がありましたけれども、それは約束されたという捉え方をしてもらっちゃ困るわけでありまして。今後、県と協議をしながら、私どもとしてはできるだけ事業者には負担がないような努力を今、しているところであります。ただ、先日まいった審議官の話では、霧島市に行き、そして鹿児島市に行き、指宿においでくださり、次に県に行くということでございました。単なる指宿市としての考え方も強く訴えましたけれども、やはりこれは県の補助も関わってまいりますので、今の段階で6分の1、例えば3分の1ということは申し上げられないわけでありまして。私としても、基幹産業が観光産業であるという認識がありますので、できるだけオーナー会、その他関係者の話をお伺いしながら、やはり地域に貢献していただいている産業でもございますので、今、いろいろとご質問いただいたことを参考に、今後、いろんな場面で思いは伝えてまいりたいと思っているところであります。

○**19番議員（下柳田賢次）** 冒頭言いましたようにね、時間があんまりないですね、でしたら市長、いろんなところで国へ要望するのであれば、この公表の時期の猶予も入れた方がいいですよ。2年、2年以内に公表する、2年後に公表されるということであればですよ。この法律ができるのも性急すぎたし、そのえんどうもですね、2年後の27年というのもですね、これも性

急すぎるんですよ。例えば、30年とかですね、後2年・3年の猶予で公表とかですね、いろいろとですね、そこは温泉所在都市のですね、首長間でやはり議論していただきたい部分だと思いますよ。これを2年以内に調査を終え、改修まで終わるっていったらこれ大変なことですよ。それと、今、市長は6分の1って、これは調査の、診断、耐震調査の方の補助の部分でございますよ。私は市長にお聞きしたのは、その改修も急ぐんで、改修の補助についての、その市長の覚悟をお伺いしたんですよ。耐震調査と同じぐらいの覚悟ということによろしいんですか。

○市長（豊留悦男） 先ほど申し上げましたように、例えば数的なものを私ども、または部長の方でお答えしますけれども、現時点での考え方でありましてということでありまして。私は先日、係の審議官がまいったときに、やはり南海・東南海地震等で確かに耐震、その他安全性の確保が必要であるということは理解をしていると。しかし地域によっては、特に指宿は津波も、何mだったのでしょうか、7mぐらいだったのでしょうか、そういう地域においては、やはりこの耐震診断、改修においては、時期を地域によって変えるという一つの方法もあるので考慮していただきたいという旨も話をしました。その他、やはり指宿においては、例えば、宮崎の日向灘に面したところのホテルと指宿とは、それなりに安全確保、または危機管理という面では温度差があってもいいのではないかと、そういうこと等を含めて、いろんな機会を通じて、この期限を含めてでございますけれども、お願いはしてございます。そういう意味で、やはり鹿児島県内だけ、3市でございますけれども、霧島・鹿児島・指宿は足並みを揃えようということで、今、話はしているところであります。しかし、恐らく県もこの件について、県の負担をどうするのかということが、近々議会等に出されるかと思えます。あと一つ、私が申し上げましたのは、耐震診断の比率と、改修の比率を変えてもらえないかという話もしてございます。そうすることによって、事業者負担が軽減されるからであります。幾つかの方法を担当部署と協議をして、指宿市はこうしてほしいという、そういう考え方をまとめたいと思っております。

○19番議員（下柳田賢次） 鹿児島・霧島・指宿で足並みを揃えたい。県も今、恐らくそういうことであろうということでございますけど、鹿児島市は若干違うんですよ。鹿児島市はですね、中核都市という感覚からなんでしょうけど、公表をするのは鹿児島市は鹿児島市がするんですよ。それ以外は鹿児島県がするんですね。だからその公表についての考え方というのは、鹿児島市は独自で決められるわけですよ。ですから、そういったところもありますので、今回、なんでこういう話をしたかっていうのは、とにかく指宿市の体制が確実なもので、しっかりしたものでないと、すなわちそれがすぐ、国・県へ影響が出て、ひいては事業者にはですね、やりたくてもできない、そういう状況が出てきては、この観光指宿の将来はないわけです。ですから、今回是非ですね、市長の本当のこの件に対する覚悟をお聞きしたわけでございます。それともう一つ、国は緊急避難所という位置付けがあれば、さらに、上乘せが、補助があって、この工事の方ですよ、診断の方じゃなくて工事の方について、避難所的な位置付けがあれば、非常にですね、15分の4から5分の1まで、事業所の負担が。だから5

分の1ということは20%で済むわけですよ。先ほど部長は55%が、今、工事の方では事業所の負担だと言いましたけども、避難所指定にされて、地方が最大の補助体制を作れば、事業所負担が20%で済むわけですよ。この避難所指定というのは、阪神、東日本大震災でもそうですけど、400万人から500万人の避難民をホテル・旅館が受けたわけですね、長期にわたり。そういった意味からも、指宿の各ホテル、大手のホテルはですね、すべて避難所になりうる要素は持っているわけです。ある一部の方は海側に面しているので、津波が来たら避難所にならないじゃないかというような発想もありますけども、地震があつて必ず津波が来るっていうものでもありません。地震があつて指宿の建物がほとんどが倒れた場合に、ホテル・旅館が避難所になりうることは十分にあるわけですし、川内原発辺りが、万が一のときに、鹿児島県のたくさんの人が避難して来なきゃいけないときに、指宿のこの大規模ホテル群というのは、避難所として十分に機能されるわけでありまして。ですから、これは県が避難所指定はするわけですが、市長、是非ですね、指宿の大手建物の避難所としての認定についてはですね、これは市長頑張ってくださいと思います。もちろん、この業界の方々もそれなりの努力はすると思いますが、是非、そこところは頑張ってくださいと思うんです。

そして、時間がありませんので、最大の補助が確立されてもですね、それでも取引銀行の、銀行から借りられない、あるいは今、もう目一杯、担保も出して目一杯借りて、最大限市も県も国も出してくれても、あとの分でできないというところだってあると思うんです。通常の自分の取引銀行ではもう目一杯、今がもう目一杯だというところがですね。そうしたときに、やはり今回の、この法律を推進していくならばですね、やはり政府系の金融機関、これの融資制度。ここをですね、やはり、先ほどの温泉所在都市の首長会もあるわけですので、是非ですね、この国の融資制度、そこらもう頑張ってくださいと思うんですよ。いかがですか、市長。この避難所と誘致制度について。

○市長（豊留悦男） ただいまご質問いただきました件につきましても、先日、国交の担当者とも話をさせていただきます。私の基本的な、改正耐震法に対する対応の仕方というのは、特に、ホテル関係者にとって、指宿という観光地指宿を売れるように、そこが安心・安全で魅力のある観光地だという、そういうことが言えるような対応をしたいというのは変わりません。

○議長（森時徳） 簡潔にお願いします。

○市長（豊留悦男） そして、この、確かに厳しい経営状況があらうかと思うので、やはり、この経営者のお考えを十分お聞きしながら、今後、様々な対応を取ってまいりたいと思います。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時13分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

次は、高田チヨ子議員。

○7番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。2020年、オリ

ンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決まり、本当によかったと思っています。あとは、残された問題を解決に全力で取り組み、安心して開催できるよう願っています。それでは、通告に従い一般質問を行います。

指宿市民が毎日安心して安全な生活を送ることができるようにするために質問をさせていただきます。まず、高齢者対策、特に独居老人の入院・介護・住宅等に対する本市の対応について。次に、胃がん撲滅のために、市としての対応について。3点目に、若者の雇用支援制度はどうなっているのかの3点について伺います。

まず始めに、高齢者対策についてであります。高齢化社会が進む中、私のもとにはいろいろな相談が飛び込んでまいります。毎日のようにその方々との対応で忙しい日を過ごしていますが、悩みはとても深刻です。今後、ますます増加していくことと思いますので、よろしく願いいたします。高齢者の中でも、独居老人の方の相談は深刻です。その中で、特に病気になり、入院しなければならなくなったとき、また、介護を必要とするようになった、また、住宅を借りなければならないなど、すべてにおいて連帯保証人や身元引受人が必要となってきます。これをクリアしないと解決できないのが現状となっています。そこでお尋ねいたします。本市の独居老人は、何名いるのかお示してください。

2点目に、胃がん撲滅のための、本市としての対応についてお伺いいたします。このことは3月議会でも質問いたしました、本市は健幸のまちを目指していることもあり、市民が健康で安心して長生きできるようにすることが一番であると思います。そこで、再度質問させていただきます。日本での死亡原因の1位はがんであります。日本は今や世界一のがん大国とも言われ、日本人の3人に1人はがんでなくなっておられます。がんになる原因として、喫煙や過度の飲食・飲酒・肥満などが指摘されていますが、がんを防ぐ決定的な方法は、まだ見つかっていないのが現状です。だからこそ、がん検診で早期発見することが、極めて重要です。しかし、日本でのがん検診の受診率は、欧米の7・8割に比べて2割程度と極端に低く、がん大国でありながら、がん検診では欧米に大きく後れを取っている有様です。がんになれば、手術や抗ガン剤など、高額治療費による家族の負担が極めて重くのしかかってまいります。その上、働き手そのものの人材を失う日本社会の損失は図りしれません。そこで、本市のがん検診受診率はどうなっているのか伺います。また、受診率は向上してきていますか。他市との比較も併せてお伺いいたします。

3点目に、若者の雇用支援制度についてお伺いいたします。日本の社会保障制度は雇用と密接に連携した仕組みになっております。例えば、年金については、被用者の場合、基礎年金の上に報酬比例部分が積み上げられ、また、年金・健康保険いずれも被用者の納める保険料は、雇用主が半分を負担するようになっています。社会保障制度は、正規雇用者を手厚く支援する仕組みになっていると言えます。そのため、社会保障を強化するには、確固たる雇用の存在が大前提となります。現在の雇用情勢は大変深刻ですが、将来の社会保障を支えるためには、次代を担う若者の雇用を守っていくことが重要ではないでしょうか。若者の雇用に係がる人材育成と、雇用を創出する景気対策は、喫緊の課題です。若者のために力を注ぐこ

とは、持続可能な社会保障への先行投資に繋がるはずです。本市にもニートやフリーターの方々が多くいるように見受けられます。そこで、この若者たちをトライアル雇用する。これは企業が3か月お試し雇用し、適正を見極めた上で正社員にする、また、有期実習型訓練をする、これは企業が一定期間、3か月から6か月、実践的な職業訓練を行うことで、若者を雇用していく制度です。この制度に対しては、それぞれ企業に対して助成金が支払われることになっています。このことは若者にとっては仕事が見つかり、かつ、企業は助成金を受け取りながら、働き手を得ることができるという制度であります。どちらの制度も併用していけばいいと思いますが、このことはどうお考えでしょうか、お伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

○**市長（豊留悦男）** 独居老人の人数等についてお尋ねをいただきました。本市の65歳以上の高齢者数は、平成25年3月末現在、1万4,259名の方がいらっしゃいます。地域別では、指宿地域が8,433名、山川地域が3,551名、開聞地域が2,275名となっております。このうち在宅の一人暮らしの高齢者数は3,082名となっており、男女別では男性が698人、女性が2,384人となっております。このような状況がありますので、地域の方々や民生委員、在宅福祉アドバイザーの方々による訪問や声かけ、見守り隊の活動等を行っていただいているところでございます。

次に、若者の雇用支援制度等についてのご質問をいただきました。現下の経済状況、若者の就労状況等を鑑みたとき、若者の雇用支援は極めて大切であろうと思っております。トライアル雇用とは、職業経験の不足などから、就職が困難な休職者を原則3か月の試行雇用、いわゆるトライアル雇用により、その適正や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとすることを目的とした事業でございます。有期実習型訓練とは、企業現場における実習と企業ニーズに即した座学を組み合わせた実践的な職業訓練を実施したのち、正規雇用として雇い入れる訓練のことで、実施事業主に助成金等を支給する制度であります。この二つの制度を併用して利用すれば、若者の雇用支援に有効な手段となるのではとのことでございます。昨年度までは、この二つの事業を併用して利用することができましたが、今年度から有期実習型訓練がキャリアアップ助成金事業へ移行された関係で、現在は雇用開始時に併用しての利用ができなくなっているところでございます。

以下、いただきました質問については、担当部長に回答させます。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 本市のがんの検診率はどうなっているか、また向上しているのかというお話でございました。他市との比較はどうなっているかということでもございました。本市におけるがん検診の受診率につきましては、胃がんの検診が平成23年度6.1%、平成24年度6.1%、大腸がん検診は平成23年度7.6%、平成24年度10.4%、肺がん検診は平成23年度35%、平成24年度34.9%、子宮がん検診は平成23年度14.7%、平成24年度14.1%、肺がん検診では、乳がん検診では平成23年度25.3%、平成24年度で25.9%となっているところです。各種がん検診の受診率についての他市との比較でございますが、平成23年度で申し上げますと、胃がんと大腸がん検診が43市中42位、肺がん検診が15位、子宮がん検診が34位、乳がん検診が27位となっている状況でございます。

○**7番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目の質問に移ります。高齢者対策についてからお伺いいたします。

もし、この高齢者が入院するとしても、住宅を借りるとしても、どちらも連帯保証人が必要となってくるわけですが。いいですか。どうしても連帯保証人が見つからなかった場合、そういう場合はどうすればよいのでしょうか。また、私は平成23年度12月に成年後見人制度の質問もさせていただきました。この成年後継人制度というのがあるのですけれども、これをこの高齢者が利用するということもなかなか難しいようでございます。今後、ますますこのような方は増加していく傾向にあると思われます。市として今後の課題となっていくと思いますけれども、このことについてのお考えをお示してください。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 施設入所などで、これまで包括支援センターに保証人になってくれる人がいないなどの相談があったケースでは、これまで高齢者福祉台帳の緊急連絡先やその方の戸籍などを調査いたします。その結果、ご兄弟やその子供さんたち、あるいは親族の方がいらっしゃいましたので、これまではその親族の方々へ連絡を取り、保証人または身元引受人になっていただいているところです。また、その調査の結果、身寄りのない高齢者につきましては、今、議員のご質問のありました成年後見人制度などを利用するということで、これまでほぼ支援を図っているところでございます。

○**7番議員（高田チヨ子）** どうしてもいなかった場合のことをお尋ねしているんですけども、そういうときにはどうすればいいのでしょうか。

○**健康福祉部長（野口義幸）** どうしてもいないということになりますと、やはり、成年後見人制度を活用する、若しくは、市の方では家族が誰もいなくて現実的に、経済的・環境的、そういう場合にも一人では暮らせないという方がいらっしゃれば、老人福祉法第11条によりまして措置をするということになります。措置というのは、65歳以上の方が、環境的・経済的理由によって居宅において擁護を受けることが困難、擁護者が誰もいないというときに、養護老人ホームに入所させるということになります。

○**7番議員（高田チヨ子）** 実はですね、先日、知人が、5月なんですけれども、心臓の手術をしました。そしてリハビリをしていたんですけれども、もう大分よくなったからということで、退院を言われました。退院の3日前になって、目が見えなくなりました。完全に目が見えないわけではないんですけれども、ほとんど一人では歩けない、そういう状況になってしまって、一人で生活するのが困難になりました。そこでどうしていいのか困ってしまったので、地域包括支援センターの方にご相談をいたしました。そこで、小規模多機能ホーム伝のことを教えていただき、伝の方と、包括支援センターの方と、ご本人と、私と、4人でお話をさせていただいたんです。そこで分かったんですけれども、この小規模多機能ホームでは、毎日在宅訪問をしてくださることが分かりました。それで、目が見えなくなったそのご本人も安心をされました。毎日、今、朝・昼・晩、見守りに来てくださっています。そして、給食も、昼と夜、給食サービスを受けていることができております。そして、更にいいことには、もし具合が悪くなったときには、そこに、伝に泊まることもできますよというこ

とで、実際にこの前脳梗塞、ちょっとした頭が痛いということで、脳外科へ行って、そこから伝に緊急搬送されて、そこで一晩泊めていただいたということがありました。そういうことがあって、本当に、この小規模多機能ホームっていうのも、とってもすばらしい施設だなと思ったんですけれども、指宿市にはこういう小規模多機能ホームのような施設が幾つあるのでしょうか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** ただいま、お話のありました小規模多機能型居宅介護についてですが、これは平成18年4月の地域密着型サービスとして誕生いたしました。小規模多機能型介護サービスは通いを中心に、利用者の容体や希望に応じて随時訪問や施設への泊まりができるサービスとなっております。このため、自宅で継続して生活するための必要な支援を提供できるということになっております。本市の整備状況でございますが、現在、指宿地域に2か所開設いたしております。それから、現在、山川地域に1か所を整備中でございます。開設している2か所の利用状況でございますが、現在、登録定員50人に対しまして、8月末現在でございますが45人の方が登録しておられます。介護が必要になっても、地域で安心して暮らせる小規模多機能居宅介護や地域包括ケアの仕組みを支える24時間定期巡回・随時対応型サービスというのも、1か所で実施しております。現在の居宅、第5期計画で現在整備をいたしているところでございます。

○**7番議員（高田チヨ子）** 今のお話で指宿に2件、そして山川に1件、今、造っているところだというお話ですけれども、こういう高齢者、特に低所得者の高齢者の方々がとっても喜ばれる施設だと思いますので、こういう施設をまだまだこれから必要だと思うんですが、増やしていくお考えはありますでしょうか。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 現在、介護保険の方では、地域の中で暮らせるサービスということを中心にやっております。現在、5期の介護保険計画の中では、事業は終了いたしておりますけれども、次期の第6期計画の中で、これらの整備につきましても、また、やっていかなければならないというふうに考えております。

○**7番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。高齢者の方がとっても喜ばれる事業だと思いますので、どうかよろしく願いいたします。そしてですね、この高齢者の貧困問題が深刻化する中で、低所得者でも安心して入居できる高齢者向けの賃貸住宅、それがですね、日置市の医療法人・誠心会グループのふきあげタウンというのができております。そして、今、その取り組みが話題を呼んでいるところです。そこの方たちは、本当にここに入ったことで、寂しくなくなった、とっても楽しくなったという声を聞いております。私も、去年ですけれども、見学をさせていただきました。とってもすばらしい施設でございました。こういう病気ではないけれども、一人で生活するのが怖い、不安だという低所得者のための、こういう賃貸住宅、ふきあげタウンのような施設を指宿市でも造っていただけたら、もっともって安心して生活できるんじゃないかなと思うんです。このことは市長にお伺いしたいと思います。このふきあげタウンのような施設をどうお考えでしょうか、よろしく願いいたします。

○**市長（豊留悦男）** ある報道記事で、吹上の誠心会、ふきあげタウンだったのでしょうか、その話題がございました。設置目的・趣旨、そこに勤務する方々、そして入所される人、家族、三者一体となって、すばらしい施設として三者が協力し安心して暮らせる施設として、いわゆるみんなで作り上げている施設だとお伺いしております。この施設を利用する人の声もありました。本当にこの施設があつてよかったと、安心して私も働けるという介護する人の声もありました。こういうことを鑑みますと、やはり、理想的な施設として、指宿市でもこのふきあげタウンのような施設ができないか、私も非常に関心を持ってその報道に接しました。先ほど、部長が申し上げましたように、第6次の介護計画、作成するときには、やはり、こういうすばらしい施設等を参考にしながら、高齢者が安心して指宿で暮らせる、そして指宿で暮らせることをその子供たちも安心して見守り自慢できるような、そういう地域にしないといけないと思ったところでございます。

○**7番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、胃がん撲滅のためにということでお伺いいたします。2007年に総合的にがん対策を進めるための法律であるがん対策推進基本法が策定されました。日本では外科手術でがんを取り除く技術は発達していますが、放射線療法や抗がん剤による治療である化学療法、また、痛みを抑える緩和ケアなどが十分普及しておりません。併せて、2011年度末までに、がん検診受診率50%以上を目指すと言われていましたが、目標にはほど遠い状況のようです。2009年6月からは、子宮頸がんや乳がんには無料クーポンが導入になりました。このことで、これは受診率向上に効果があったものと思います。そこで、国のがん検診受診率の目標値50%に向け、どう向上させていくのかお伺いいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 受診率向上につきましては、これまで土曜・日曜・祝日を活用した受診機会の拡大や子宮がんの夜間検診を実施するとともに、健康推進委員の活用や各種検診時及び健康運動教室などでの周知を図っているところでございます。また、女性特有のがん検診推進事業無料クーポン等も取り入れております。なお、大腸がん検診につきましては、特定検診との同時受診により2.8ポイント増加いたしております。本市の統計における胃がん等の受診率は県内で最も低いところでございますが、原因の一つとして、職場検診や個人受診等での受診が数値に反映されていない状況があると考えているところでございます。そのため、本年度から個別受診等を健康マイレージ制度の受診検診ポイントに導入し、健康づくりのきっかけづくりや、健康意識の向上と受診率の改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○**7番議員（高田チヨ子）** 日本では胃がんにより、年間5万人がなくなっております。がんによる死因では、胃がんは肺がんについて2位となっております。でも、患者数としては一番多くなっています。死因は二番ですけども、患者数は一番多いということになっております。本市においては、胃がんで死亡される方は何名ぐらいいるのでしょうか。また、胃がんで死亡される割合はどのくらいになっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 本市における平成24年度中の死亡者は666人となっております。こ

のうち、がんによる死亡者が167人で、全体の25.1%になっております。そのうち、胃がんによる死亡者につきましては20人となっており、死亡者全体の3%となっているところでございます。

○**7番議員（高田チヨ子）** 3%ということで、ちょっと安心したんですけれども、胃がんになる人は非常に多いんですよね。次にいきたいと思うんですけれども、皆様方、前回はピロリ菌ということ話をしたんですが、このピロリ菌、50歳以上の方に非常に多いということでお話をしまして、みんな笑いましたけれども、私たちは50歳以上、その年齢になっております。実はですね、日本で上水道が発達していなかった戦前生まれの方の感染は100%、そして60歳では80%、50歳では50%以上が感染していると言われております。本市でピロリ菌と胃がんとか胃潰瘍、十二指腸潰瘍などとの関係をどう認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** ピロリ菌と胃がんや胃潰瘍、十二指腸潰瘍、それから、胃炎等との関連性をどう認識されているかということでございますが、平成12年11月から胃潰瘍、十二指腸潰瘍、平成22年6月から胃MALTリンパ腫、それから、即発性血小板減少性紫斑病、早期胃がんに対する内視鏡的治療、加えて平成25年2月から胃炎も含まれ、治療の一環としてピロリ菌除菌治療を診療報酬の中に認めております。ピロリ菌と胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎には一定の関連性があると認識しております。

○**7番議員（高田チヨ子）** それでは、そのピロリ菌の有無を調べて、自分の胃の状態を知ることができる検診は、市民にとっても大変有益なものと考えます。そこで、本市としてのご見解をお伺いいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** ピロリ菌検査として、ABC検査があります。この検査は血液検査により、胃がんになりやすいかどうかを判定する検査法です。検査結果に応じて内視鏡による精密検査を受けることで、胃がんを早期に発見できるとされています。このようなことから、ABC検診は胃がん検診を補完するものとして有益な検査であると認識いたしているところです。

○**7番議員（高田チヨ子）** 近年、胃がんリスクABC検診を導入しているという自治体が非常に増えてきていると聞いております。どのような状況になっているかお伺いいたします。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 胃がんリスクABC検診につきましては、県内では平成24年度において、大島の和泊町が特定検診時に希望者を対象に実施しております。また、全国では高崎市を始め、桐生市・伊賀市・市川市・品川区などが取り組んでいる状況にございます。

○**7番議員（高田チヨ子）** 今、高崎市というのが出ましたけれども、高崎市ではその検診料も何か助成をしているようなことが書かれてありました。指宿でもそういうことができたらいいなと思います。市民の健康のため、健康寿命延伸のため、また、医療費抑制のためにも、胃がんリスクABC検診を導入するべきだと考えるんですけれども、市としてはどうお考えでしょうか。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 胃がんリスク検診、ABC検診ですが、これはピロリ菌感染の有無

と胃粘膜萎縮の程度を測定し、胃がんになりやすい状態かどうかを血液による簡易な検体検査で確認できる検査法でございます。検診の導入にあたりましては、特定検診等と同時実施する方法などが考えられます。しかしながら、ＡＢＣ検診は直接胃がんを発見する検査ではなく、不特定多数の対象者の中から、胃がんになる危険性の高い人を見つける検査であります。したがって、本市においては胃がん検診率が低いことや、保険適応が拡充されたことにより、ＡＢＣ検診の導入については、今後、医師会や関係機関等と協議・検討をしてみたいと思っております。

○**7番議員（高田チヨ子）** 他市の動向も見てということですが、胃がんの原因はピロリ菌だということが分かっているわけですね。その分かっているピロリ菌を調べるためには、このＡＢＣ検診が一番の早道だということなんです。そのＡＢＣ検診をすることによって、この方はピロリ菌がいる、いないというのを判定するわけですから、やっぱり市民の皆様の健康を思うなら、このＡＢＣ検診、そしてピロリ菌を除菌することが大事なのではないかと思うんです。そこで、市長にお願いします。市長、どうか、今こそ、胃がん撲滅に向けて、ピロリ菌に負けない健康長寿の指宿市を作るべきではないかと思うんですけれども、市長はどうお考えでしょうか。

○**市長（豊留悦男）** 私も今年の間検診でピロリ菌がいるのでということで一週間ほど薬を飲みました。その後、1か月後に検診をいたしましたら、見事に消えていたということで安心をしたところでございますけれども、やはり、人間ドック等で医者の方の所見、その中でピロリ菌については詳しく説明がございました。医療費削減に繋がる施策でもありますし、このピロリ菌の件については、先ほど部長が申し上げましたように、どのような形でした方がいいのか、またはどのような検診、つまり指宿においては胃がん検診が極めて低い状況でありますので、胃がんを撲滅するためにどうしたらいいのか等を含めて、今後、検討させていただければありがたいと思います。

○**7番議員（高田チヨ子）** よろしく願いいたします。

それでは、最後の若者の雇用支援制度について伺います。本市では、去年から併用していないというご返事でしたが、本当に、まだまだニートとか、フリーターとか、正規雇用につかずアルバイトで生計を立てている、そういう若者が非常に多いようです。この前も都会から帰ってきた若者がいましたので、どうしたのって言ったら、帰ってきた。今何しているのって言ったら、アルバイトだって言うんですね。都会にいたときはどうしてたのって言ったら、向こうではずっと働いてましたって、でも、正規雇用ではなかったですっていうお話でした。それで職安には行っているのって聞いたら、職安には行っているんだけど、なかなか自分が思う職種に見当たらない、職種に就けないって嘆いていました。そこで、今、提案している、このトライアル雇用とか、有期実習型訓練を取り入れた企業の推進を図っていくことが大事ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○**産業振興部長（高野重夫）** 雇用支援制度の導入につきましては、雇用する事業主側にも様々な条件が設定をされております。例えば、トライアル雇用につきましては、トライアル雇用労

働者の雇用保険の被保険者資格取得を行う、過去6か月前からトライアル雇用終了までの間に特定受給資格者となる離職理由により、被保険者を3人を超え、かつ当該雇入れ日における被保険者全体の数の6%の数を超えていない、過去3年において対象労働者を雇用したことがない、代表者または取締役の3親等以内の親族以外の対象労働者も雇い入れているなどの事業主要件があり、有期実習訓練につきましても、対象労働者に対し職業訓練計画を作成し、管轄労働局長の受給資格認定を受けた事業主であること、受給資格認定にかかる職業訓練計画に基づき訓練を実施した事業主であること、訓練時間内の対象労働者に対する賃金を支払う事業主であることなどの事業主要件もあります。制度としてはよい制度でありますので、ハローワークと連携しながら広報紙や商工会及び商工会議所などを通じて事業所へも周知を図っていきたいと考えております。それと、ハローワーク管内、指宿管内における月別の求職者、求職の状況を見ますと、今年の7月分では有効求人790人に対し、有効求職者数は1,175人で、有効求人倍率は0.67となっております。これは前年の同じ7月で見た場合は0.59であったことから、大分改善はされてきております。建設業や病院関係、介護、製造業・サービス産業などからの求人も増えてきております。ハローワーク指宿管内の求人情報については、ハローワークと連携しながら、市のホームページに掲載するとともに、市役所の指宿庁舎・山川庁舎・開聞庁舎のほか、ヘルシーランド・レジャーセンターかいもん、JR指宿駅、商工会議所、商工会、市立図書館などの窓口でも配布しております。その中で、若者の早期就職のためのビジネスパソコン基礎コースや、OA総合化コースなどの職業訓練の案内なども行っております。市といたしましても、雇用情勢改善のためにこのような情報を、ハローワークと連携しながら積極的に市民に対しても周知してまいりたいと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） 若者が指宿市に住んでよかったな、また、都会に行っていた人がUターンして指宿で住んでみたいな、そう思えるようなまちになるように、本当に頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

9月16日は、敬老の日でしたね。私も参加させていただきました。この前、新聞の中に、現役最高齢のピアニストの方のコメントが載っていました。室井摩耶子さん、92歳だそうです。この92歳の方が、今も、年に5・6回リサイタルを開いている。そして、そのリサイタルの直前には、1日8時間ほどピアノに向かっている。そういうことが載っておりました。その方に、何でそんなにピアノを弾き続けるんですかって聞いたところ、今でも楽譜の中に発見があるんですって言われたそうです。歳を重ねるにつれて、驚きとか発見とか、徐々に減っていくものではないでしょうか。でも、自ら求めていけば、初めて得るものがたくさんある。その新しい何かを求めて歩み続けていくという人生が、喜びに繋がり、そして輝き続けていくんだろう、そういうふうに乗っていました。私は、指宿市民の方々が、みんなこういう人生を歩んでいけたらいいな、そういうふうに思います。市長、どうでしょうか。そういうふうに思いませんか。

○市長（豊留悦男） 私も各地域の高齢者を祝う会等に参加をさせていただきました。やはり、指宿の発展のために、これまで誠心誠意尽くされたお年を召した方々でございます。感謝の念

とともに、本当に幸せな生活を送ってほしいという思いを強くしたところでございます。そういう意味からも、いつまでも現役で、そして健康寿命を延ばすための施策もうたなければならないと思ったところでございます。今、ご紹介いただきましたピアニストのような素晴らしい人生が送れるようなまちをつくる努力をしてまいりたいと思います。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時07分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

○3番議員（浜田藤幸） 皆さん、こんにちは。3番、浜田藤幸でございます。平成25年度第3回指宿市議会におきまして、議長の許可を得ましたので、通告に基づき1点の項目、地域活性化について一般質問をいたします。

その1、国民宿舎かいもん荘跡地の有効活用につきまして。この質問に対しましては、過去2回ほど質問を行っております。平成22年第4回定例会、そして平成23年第3回定例会。また、空き家対策につきましても、過去、昨日も同僚議員が質問をしております。その前も、空き家設置条例の件で、同僚議員が説明をしております。また、私の方も平成22年第1回定例会におきまして、定住促進空き家事業の中でこの空き家対策の質問をしておりますので、前置きは省きます。早速質問に入ります。

その2の1、適正な管理については、まず、最初に空き家の戸数を伺います。以上で1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 私の方からは市内の空き家の現状等について、お答えをさせていただきます。

平成22年10月1日の第2回指宿市消防団幹部会議で、各分団長に対し、管轄区域内の住宅用火災警報器の設置状況調査に併せて、空き家調査も行うよう依頼し実施したところでございます。調査は特に周辺に被害を与えるような、あるいは台風時等において屋根瓦など飛散の恐れがあるような家屋等は、危険空き家というような形で区分して調査をしたところでございます。その結果、市内の空き家の数は1,241棟、指宿地域が649棟、山川地域が344棟、開聞地域が248棟で、うち危険空き家は108棟、指宿地域39棟、山川地域55棟、開聞地域14棟でありました。

○3番議員（浜田藤幸） 今、お聞きしました1,241棟。全国では757万棟、鹿児島県では12万9,900棟とお伺いしております。危険家屋の数も、今、お伺いをしたのですが、まず最初にですね、ちょっとこれ見ていただきたいと思います。これは。

○議長（森時徳） マイク、マイクに、マイクに、すいません、近づいて。

○3番議員（浜田藤幸） これをまず見ていただきたいと思います。これは危険家屋……

○議長（森時徳） マイクのそばに行かないと聞こえないです。

○3番議員（浜田藤幸） 見えますか。これは公園の森ではありません。家に蔓が巻いているところなんです。こういった空き家の事例の場合、景観条例で縛っているところもあるんです。他の

自治体でですね。2枚の写真ですけども、これはですね、まず、下の方は袋小路の家になります。この下の方ですね。これはもう倒壊ですね、滑落しているんですよ、中で。外から見ますと奥の方の窓が見えます。瓦もいつ飛んでもおかしくない状況です。この上の方ですね、これは県道沿いにあります。屋根がですね、滑落しております。県道沿いです。それから、先日、台風18号が来ましたね。運良く当指宿市には被害はありませんでしたけれども、もしこれが、指宿市に直撃しとけばこの瓦、確実に飛んでいくんです。こういった危険家屋が今の報告で108棟あるということでした。まだほかにもあるんですよ。時間の関係でこの4枚しか撮っておりません。それで、最近の事案として、池田湖の前の池富士の前で倒壊家屋がありました。2か月、3か月放置されたままです。私も、開聞地域から鹿児島に行くときには、必ずあそこを通るんです、近いですから。5分、往復で10分止まらせます。それ以外で観光バス、あるいは地域住民の方、あの1件の家屋のおかげで多大な迷惑を被ってるんですよ。私も、ちょっと法律を勉強したことがあったもんですから、これは代執行法でできないのかと、いう概念は持ってましたけど、当時の市の執行の方では、所有権の問題、あと建築基準法の問題、もろもろ言われまして、地元の議員さんも一生懸命動いている姿を見て、様子を見てたんですけども、今回この空き家に対する法律を調べていく中で、道路法というのが出てきて、この中で第44条、これはですね、代執行ができるんですよ、すぐ。しかも、緊急な場合は事務手続きもいりません。すぐ代執行ができるんです。これを分かったものですから、県の道路維持課の方に行ってまいりました。担当課長補佐にこの話を言いました。諸々説明を受けたんですけども、危機管理課の方に、もう指宿市さんの方にお任せしていると。今後ですね、こういうふうな事案が出た場合に、先ほど見た写真のとも県道沿いです。倒壊する恐れが十分あるんですよ。今後、こういうことがないようにということで、対応をお願いしてまいりました。すぐ対処するという答えをもらっております。あそこは県道ですので、指宿市の方には聞きません。適切な管理全般についてどのような対策を講じられる予定か、方針を示していただきたいと思います。

- 総務部長（邊見重英）** 空き家対策につきましてはですね、私どもの執行部の方も条例等制定できないかということで、以前の議会の中でもご質問があった段階で検討させていただきたい、調査・研究させていただきたいということで、回答させていただいております。これに基づきまして、本市といたしましては、例えば、土地寄贈等による撤去であるとか、助成制度による撤去、固定資産税の軽減措置の解除による撤去などの組み合わせたような条例等が制定できないかということで、検討してきているところでございます。全国的、この地方自体での空き家条例等の制定の取り組みの代表的な事例としましては、行政代執行による撤去ですね、それから助成制度による撤去、土地寄贈等による撤去、固定資産税の軽減措置の解除による撤去などがあるようでございます。このような状況の中で、先日、8月17日ですか、南日本新聞だったと思いますけれども、報道によりますと、管理の不十分な空き家の増加を受けて、防災や治安確保の徹底を図る新たな対策法案提出へ中間報告をまとめ、早ければ秋の臨時国会へ議員立法で提出される見通しであるというような報道がされました。今後、空き

家、国会では空き家対策推進議員連盟という皆様方が議員立法を検討されておりまして、国会で提出されるのではないかとという情報でございますので、私どもも基本的な法律というのがまずあって、その下に、私どもの条例なり規則なり要綱というものを考える方が、より効果的であろうと思っております、その法の制定についての動向を注視していきながら検討していきたいと思えます。

なお、今回のこの空き家対策に関連しましてですね、浜田議員の方からも私どもの方に、執行部として勉強してほしいということで、いろいろな資料をいただきました。その中に、今、申し上げました空き家対策の推進に対する特別措置法案の骨子というのもいただいております、大変参考にさせていただきながら、今後の在り方というのを、当然法も制定されると思いますが、今後の在り方というのを検討していきたいと思っております。

○**3番議員（浜田藤幸）** 一番重要なのは、空き家の把握だろうと思うんですよ。今回のこの骨子案の中でも、こう出ております。また固定資産税、200㎡以下の住宅支援措置ですね。これがあの、軽減措置を猶予期間等が細かく組み込まれると思うんですけども、今日の情報では、東京都が5年間延長するということももらっております。東京都が5年間ですから、それと同等かそれ以上になるんだろうかなと思っております。実態の把握なんですけども、もうちょっと具体的に説明をいただきたいんですけど、今、消防団等を使って、使つてというよりも動いてもらって調べているっていうことを聞いているんですけども、それも一つの方法、あと地域の区長さんの方をお願いして、集落長さんもいらっしゃいます、いろんな方法があります。あと、国土地理院が持っているGISというのがあります。それを使ってやる方法。あと、水道栓が止まっているようなデータもあるはずですよ。いろんな方法があるんですけども、この実態把握というのはすごく重要だと私は思っているんです。調査カードを作って、築何年か、あと、所有者の特定、行方不明等もいらっしゃると思います。その辺、具体的に所管課として、計画策定なりあれば、ご答弁願いたいんですが。

○**総務部長（邊見重英）** 先ほど、市長の方からも空き家の数あるいは危険空き家の数について答弁をさせていただきましたけれども、これにつきましては、平成22年の調査結果でございます。前回の調査からもう2年ほど過ぎておりまして、私どもとしましては、できれば、今度の秋の火災予防運動期間に併せて消防団の方々に協力をいただいて、調査をしようということで、今、検討を進めているんですけども、議員がおっしゃいましたように、調査の内容といたしますか、それというのが重要になってくる可能性が非常にあります。と申しますのも、先ほどの法案のいただいた骨子の中でも、空き家対策をどのように推進していくのかということについてですね、国が定めた基本方針を基に、市が計画を作るというようなことになっております。当然、その計画を作るということになりますと、現実の空き家の状況というのを調査する必要があると思うのは当然でございます。そういうことから、計画を作るために求められるその調査内容というのもあるかと思っておりますので、国の動向等踏まえた上でですね、私どももその調査の内容というのも一定整理した上で、先ほど申し上げました消防団の方をお願いするのか、あるいは公民館長さんであるのか、また別の手法を考えるのかは、ま

た検討しなければなりませんけれども、調査の内容というものを一定検討した上で、そのことについてまた考えていきたいと思っております。

○3番議員（浜田藤幸） 今回の骨子の中には、指導助言、あと勧告命令、代執行法、そこまで規定されております。実際、この危険家屋等108件あるということなんですけども、私の方も今まで3件ほど苦情の電話が入って、あと森課長の方に現地まで来ていただいて真摯に対応していただいております。その後、所有者を特定して、そちらの方に文書を送付していただいております。よく真摯に動いていただいているんですけれども、私ちょっと疑問に思ったのが、これ市長名で行っているんですけど、空き家の管理についてのお願いっていう形で行っているんです。私はお願いに当たるのかなと、ちょっと疑問がありました。あと、その中央部に、指宿南九州消防組合火災予防条例第24条の2項で空き家の所有者等に、周囲の延焼の恐れがある場合、云々って載ってるんです。そこで、必要な措置を講じなければならない。これはもう、命令に当たるんですよ。だから、今後ですよ、法律がちゃんとできると思います。これは私はお願いじゃないんだろと思ってます。先ほど言いましたように、助言ってなっておりますんで、助言とお願いはですね、全く言葉の意味が違ってくるだろうと思っております。助言というのは、その人を助ける意味で意見をはっきり言うという意味になっておりますから、その辺、今、私はそう思っております。もう答弁は結構です。

あと、空き家ですね、有効活用の方に入っていくんですが、関連するこの支援制度は、社会資本整備総合交付金、これを主体とするものが12種類あるんです。あと、民間向けのものが二つ、あとその他の施策として、二つほどあります。これは国土地理院がやっているポータルサイトの分も含まれております。その中で、主なものというのは、空き家再生等推進事業、これは活用事業と除却タイプ事業のもの二つあるんですけども、空き家となっている民家を宿泊施設や資料館等に改修したり、廃校舎などを交流施設に改修して活用するもの、地域の要望に応じるものがあります。もう一つの分がですね、これは老朽化して危険な空き家等を除却して、ポケットパークを作ったり狭い道路にすれ違いのスペースを確保したりできるもの、これは国土交通省の所管の分になります。これだけたくさんあるんですよ、空き家に対する事業はですね。この全く別枠として、総務省が持っている分、これを私は平成22年の第1回定例会のときに提案しているんです。時間の関係で中途半端に終わってるんですけども、これは借り受けた空き家の内装・外装を改修してですね、結局市の移住、移住です、あくまでも移住です、希望者に貸し付ける。市内に住んでいる方でも結構だと思うんですけども、これは賃貸借が10年間の分です。1戸辺り350万これ出ます。これは国の交付金が50%、市の持ち出し分はですね、12.5%しかないんです。これは有利なものになっております。ただし、1県2億円の予算しかありませんので、これは早い者勝ちじゃなかろうかという気もしています。ただ、鹿児島県に行ってみると、採用は申請もなかったと、使っている自治体もないと、ゼロとのことでした。こういうものですね、私は絶対使わない手はないという考え方を持ってるんです。それから、あと、このほかにもですね、これ九州納税局が窓口になっている市を通さない分があります。これは都市農村共生・対流総合対策交付金、これ

は新規事業、今年から始まっている分になっています。平成25年から29年度ですね、約19億5,000万ついております。これは成果償還になっております。資料もちょっとお渡ししているんですけども、これは最終的には市町村が主体となって計画策定をするようになっております。事業団体は、いろいろその地域の方、あともろもろあるんですけども、これに対して、農水の関係で、この計画をですね、策定していくお考えがあるのか、お尋ねをします。また幹旋ですね、そういった事業団体等に。

○**総務部長（邊見重英）** 今、議員の方からご質問がありました。農政サイドの補助事業の活用、あるいは当初お話がありました、総務省関連の空き家対策の活用、それと国土交通省の空き家再生等推進事業の活用、お話がございました。いずれの事業につきましても、一定の計画を立てて、その活用計画に基づいて承認をいただいた上でやっていくというようなことになろうかと思います。これらの事業につきましても、現段階では市では活用いたしておりませんので、今後ですね、それぞれの制度の内容をもう少し勉強させていただいて、どのような形で活用ができるのか、その辺のことも踏まえまして、研究をさせていただきたいと思っております。

○**3番議員（浜田藤幸）** 今回の骨子の中には、罰則規定まで入ってるんです。これは立ち入り調査に対する罰則規定です。ですから徹底的に調べなさいという国の法律なんだろうと思うんです。ということは、空き家がですね、はっきり、明白に分かってくると思うんですよ。所有者まで分かります。その時点で、意向調査をして、この家を今後どうするのか、今は二地域住宅っちゅう言葉もあるみたいなんですけど、いろんなその所有者に対しても意向調査も必要だと思います。あと、農政の方。農政の方、お願いします。

○**農政部長（池増広行）** 農林水産省関係での事業を活用して空き家の有効活用ができないかということのお尋ねかと思います。農政関連の国の事業では、都市と農村の共生・交流対策として、交流施設やグリーンツーリズムを行う場合に、空き家や廃校を活用する事業に対して交付金を支給する制度が設けられているところでございます。先ほどありました、都市農村共生・対流総合対策交付金の事業が今年度から新設されておるようでございます。これらの事業を活用する場合には、事業を行おうとする地元住民や観光関係者などで組織する事業実施を行う地域協議会を設立する必要性や、市町村で幅広い関係者の意見を取り入れた活性化計画を作成することが前提であるなど、国の採択を受けるには幾つかの条件があるところであります。また、これらの事業は、市町村が加わった事業実施ではございますが、中心になって事業に取り組む運営母体等が必要となることや、事業に取り組む目的を明確にしておく必要があります。以上のことから、空き家対策を目的として、農政関連の事業に取り組むことは、ハードルの高いところもございますが、今後、グリーンツーリズムや都市・農村交流関連などの施設を推進する上で、空き家の活用を視野に入れていくことは大切であろうかと思っているところでございます。

○**3番議員（浜田藤幸）** 観光協会とか、いろいろな事業者団体がありますんで、そういうところに幹旋の方をよろしく願いをします。

次にですね、こういった空き家が把握できたとき、今、空き家というのは資源という考え方をしております、地域資源ですね。それから、この資源、除却した方がいいのか。あと、それを活用できるのか。でまた、今現在、田舎の方、田舎の方って言いますと開聞・山川の方も含むと思うんですけども、荷物がそのままなっている、あと古い、水洗になってないとか、そういった状況になっております。今ですね、都市部の方に団塊の世代の方が多くなっております、地方に行きたい、1シーズンだけでも田舎で住みたい、交流を望んでいる方、あと移住を望む方もいらっしゃいます。それに対応するために、今、平成17年度から増えているんですけども、空き家バンク、空き家情報バンクとか、地方自治体で名前はいろいろあるんですけども、これは私はやった方がいいのではないかなと、私個人的に思っております。執行部の方はどのようなお考えを持っておりますか。

○**総務部長（邊見重英）** 市で空き家バンクを設けることについてご質問をいただきました。定住促進制度の運用の中で、市内外から電話やメール等で物件の斡旋等の問い合わせがあるところですけども、その際は市内の不動産業者を紹介するなどの対応をしてきているところですよ。自治体によっては、市内にある空き家の物件情報を登録し、ホームページを通じて売買・賃貸を希望する方に紹介する空き家バンク制度を取り組んでいるところもあるところです。この制度は、空き家に他の地域から呼び込むための受け皿として有効な手段と考えられますが、また一方で、地元の不動産業者等との兼ね合い、あるいは連携ということもございまして、今後、それらの課題について整理する必要があるのではないかと、思っているところです。

○**3番議員（浜田藤幸）** 私は22年度の第1回のこの定例会の一般質問でですね、この住宅の関係、あとこの定住も含む関係、指宿市は意欲がないなと私は思っておりました。今回、意欲を見せてくださっていると私は信じておりますけれども、今ですね、建設部長にお尋ねしたいんですけども、公営住宅の方に最長で何年待っている方がいらっしゃるのか、あと今現在、空くのを待っていらっしゃる方、何名ぐらいいらっしゃるのか、分かっていたらお願いします。

○**建設部長（三窪義孝）** まず、待機者の数ですけども、政策空き家などにより募集を停止している92戸を除く入居可能な699戸に対しまして、9月18日現在で380名となっております。それから一番古い申し込みと言いますか、の方は弥次ヶ湯団地の平成17年1月が申し込みとなっております。

○**3番議員（浜田藤幸）** ということはですよ、7年待っているっちゃうことなんですよ。それでよろしいですか。

○**建設部長（三窪義孝）** はい、そのとおりでございます。

○**3番議員（浜田藤幸）** 私はですね、私のちょっと耳の聞き間違いだったのかどうか分かりませんが、私は最長で2年かなと思っていたんですよ、今まで。その事実が分かったのが、もう数か月前です。えっ、7年も待ってる。以前聞いたときは、今からもう3年過ぎてますけども、今の数字が出ましたけど、70名ぐらい待機者が増えているわけです。1か所に集中をしているってことも聞いております。ただそんだけ公営住宅の需要はあるのかなと。本来であれ

ば、今日も同僚議員が質問されてましたけれども、高齢者のこの賃貸住宅、やっぱり指宿市はですね、人口を増やさにゃいかんと。そのためには、こういった助成制度をですね、やっぱり使っていった方がいいんじゃないか。まだ、ほかにもたくさんあると思いますよ。私もまだ、今回調べただけでこんだけ出てきます、出てきてますけども、本来であれば公営住宅の話をするのが私は目的だったんです。しかし、今まだ、汲み取りのトイレがまだ残っていると。それを何年かかってするのかといったときに、現実的にこの空き家を利用するしか、今、方法がないじゃないですか。公営住宅は建てられない。これは2分の1の国の補助で建てられると聞いておりますけども、今、現実空き家が足らないとなったら、市が借り上げて改修して貸すか、あと今の空き家で所有者の意向もよりますけども、こういったバンク制度を作って貸してあげるか。それしか私はないんじゃないかなと、今の時点では思っているところです。実際汲み取りの、水洗でない建て壊しの分を含まない数は、建設部長、大体どれぐらい残ってますか。

○**建設部長（三窪義孝）** 政策空き家などにより募集を停止している空き家住宅39戸を除きまして、汲み取りのトイレが162戸残っております。

○**3番議員（浜田藤幸）** 今ですね、鹿児島県内でこの空き家バンクしているところが、今の情報では12件、いや12か所あると聞いております。隣の南九州市、あと南大隅町もやっております。成約件数がですね、20件を超えております。大体40件代で成功と言われているところです、この空き家バンク制度の場合ですね。実際も、再度ちょっと確認したいですけども、この空き家バンク制度の導入に関しては、今後、検討をする予定ですか、それとも調査・検討して、実施の方向で向く、その辺答弁ができればお願いします。

○**総務部長（邊見重英）** 空き家バンクに関しては、今、議員の方からございましたように、近隣の南九州市や南さつま市でもこの空き家バンク制度を運用しておりますので、制度の内容やその成果・課題等について十分お話をお聞きするとともに、他市の事例についても調査・研究してまいりたいと思います。それと、先ほど申し上げました、空き家対策推進の議員連盟の方で、特別措置法の骨子の試案というのを作っていらっしゃるんですけども、その中に、空き家とその跡地の活用等ということで、市町村は地域社会の活性化に資するため、空き家及びその跡地の利用の斡旋、情報の提供、その他のこれらの活用のために必要な施策を講ずるよう努めるものとするというような、努力条項ではございますけれども、そういうものが計画されているようでございます。したがって、私どももそのような状況を踏まえまして、先ほど申し上げました調査というのをやっていきたいと考えているところです。

○**3番議員（浜田藤幸）** 今、ここに、112ページに上るものなんですけども、これがですね、財団法人地域活性化センターがもう、全部調べ尽くしてます。課題等も全部網羅しております。取り組み等、こういったものが課題なのか、こうすればいいっていう、民間の方がやっぱり成功してます。はい。やっぱりきめ細かなですね、サービスをしているところは全部成功しているんですよ。ですから、職員がですね、曜日を決めて物件も案内しているようです。成功している自治体はですね。そういった細かなことがすべて載ってますので、これは差し上

げたいと思いますので、是非、判断材料にしてください。するかしないかですね。よろしくをお願いします。

時間の関係で次の質問に移ります。国民宿舎のかいもん荘跡地の有効活用についてなんですけども、今まで3回公募をした。今回4回目の公募をしていただこうと思っております。その課程の中で、応募して1か所もなかった、それに対しての認識はどのように思っておりますか。

○**産業振興部長（高野重夫）** かいもん荘跡地の有効活用についてのご質問でございますけれども、市としては民間にできることは民間にという方針の下、平成24年6月から10月にかけて3回目の公募を実施しましたが、応募者はなかったところであります。開聞地域のさらなる振興や活性化を図っていく上で、かいもん荘跡地の有効利用を図ることは大変重要なことと認識しており、応募者がなかったことは極めて残念なことで考えているところでございます。したがって、民間が参入する以上、黒字経営が見込めることが前提条件であり、そのために何らかの手だてを講じていく必要があるのではないかと認識しているところでございます。

○**3番議員（浜田藤幸）** 私は感情的なことを聞いたわけではないんですが、なぜ、応募者がいなかったのか、率直にその理由だけ聞いているところです。答弁できればよろしくお願いします。

○**産業振興部長（高野重夫）** 昨年、平成24年6月から10月にかけて3回目の公募を実施いたしました。応募者がなかったことについて、幾つか考えられますけれども、まず、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業により、鹿児島県の観光が大きく飛躍する中ではありましたが、震災の影響などから経済への先行き不安感があつたことから、新たな宿泊施設を建設することに莫大な費用がかかることへの戸惑いがあつたことも考えられます。また、これまで跡地を視察に来られた業者の中には、大型バスの通行に支障があり、使い勝手に少し問題があることや、海岸の近くにあることでロケーション的には素晴らしい一方、塩害や自然災害を受けやすいというリスクを抱えている箇所であるということを述べられて方もございました。しかしながら、当地は秀麗な開聞岳の裾野に広がり、東シナ海を眺める景勝地にあり、また、温泉を新たに掘削しなくても、当地には3本の泉源があるという大きなメリットもございます。

○**3番議員（浜田藤幸）** 私は率直に言って、経費の関係じゃないかと、ただそれだけじゃないかと思つてます。先ほどの答弁の中で、何らかの手だてを講じていくということが出たんですけども、何らかの手だてというのは、何か具体的に検討されているのか、お伺いいたします。

○**産業振興部長（高野重夫）** 今現在、次の公募に向けて、いろいろ検討をしているところでございます。これまで3回の公募の結果を踏まえ、やはり、民間としても魅力がある部分がないと進出しにくいというところもありますので、それらを踏まえていろいろ現在検討をしているところでございます。

○**3番議員（浜田藤幸）** 今、答弁があつたその魅力についての中身は、今から検討していくという認識でいいですか。

○**産業振興部長（高野重夫）** はい、これから検討していくことになるかと思います。

○**3番議員（浜田藤幸）** 今度の質問はちょっと市長にお伺いしたいんですけども、同僚議員が、今、21名います。一議員は執行権がないんです。市長は執行部の中でトップの方です。ある企業に営業、トップセールスをかけるときに、やはり信頼関係というのはどちらが多いかという、やっぱ市長の方なんです。もし差し支えなければですね、今まで、いろんな企業との接触もあっただろうと思います。動かれたこともあっただろうと思います。具体的にその動いて感触があったとか、その辺なことを差し支えなければ、答弁できるのであれば、答弁をお願いします。

○**市長（豊留悦男）** ご心配をおかけしておりますけれども、このかいもん荘跡地につきましては、複数の企業を含めて、ここでも何らかの形で旧かいもん荘が行っていたような事業をやりたいという業者も現れました。なぜそれができなかったか。一口で言いますと儲からないからであります。リスクを抱えるからであります。そのリスクについては、いろいろ、業者についてはそれぞれの立場で違うかもしれません。やはり、そういう意味でこのかいもん荘については、公募をしてもなかなかここで事業をという方が現れなかった。とすれば、いろいろな条件を緩和しながら、改めて公募をし、この地で事業を行っていただくような、そういう対策をしなければならないと思います。やはり事業収支というものについては、経営する民間の方々というのは非常に敏感でもありますし、もちろんそのために市がどういう手だてを講じるかということも含めて、今後、公募をするのかどうかを含めて、考えていかなければならないと思っております。

○**3番議員（浜田藤幸）** 私は2回目のこの質問のところで、PFIの結果等も、私は私なりの分析をしました。その中で平成9年度に、客室稼働率が70%以上を超えていたこと、収支がよかったこと、説明しております。今日はですね、また別な角度から、私お話をしたいと思うんですけども、その前に有効利用の方策として、修繕料や工事費など、特別な支出を除くですね、国民宿舎が営業していた平成元年度からの収支を報告願います。あと、人件費比率もです。よろしくお願いします。

○**産業振興部長（高野重夫）** 収支でございますけれども、まず平成元年度から平成18年度までの営業損益について、宿泊・休憩利用料や施設利用料・食事・飲食・飲物料などの営業収入から給与等の人件費及び原材料費・光熱費などの営業支出を差し引いた営業損益につきまして、施設の老朽化等に伴う修繕料及び工事費を営業支出の中に加えない形でご報告申し上げます。平成元年度から平成10年度につきましては毎年黒字となっており、その額は元年度約1,000万円で、平成2年度から平成9年度は約1,200万円から約2,700万円の黒字となっております。しかしその後、平成10年度は約630万円と黒字額がそれまでに比べて大きく減少し、平成11年度以降はほぼ毎年度赤字で、平成11年度は約250万円、そして平成12年度は約1,900万円の赤字となっております。平成13年度に一旦、約270万円の黒字となりましたが、平成14年度以降は再び赤字に転落し、平成14年度は約100万円、平成15年度は約500万円、平成16年度は約750万円、平成17年度は約900万円、そして平成18年度は約1,400万円の赤字となっております。

ころでございます。

次に、人件費比率、すなわち営業収入に占める人件費の割合を示した率につきましては、平成元年度は約44%であります。平成2年度は約37%、平成3年度も約37%、平成4年度は約34%と順調な比率となってきております。その後、平成5年度から平成9年度にかけて、概ね40%近くで推移していましたが、平成10年度は約45%、平成11年度は約49%、そして平成12年度は53%と営業収入の半分近くを人件費が占めることとなったため、平成13年度にさらなる人件費の見直しを行ってきたところでございます。その結果、平成13年度は約47%、平成14年度は約46%となりましたが、平成15年度以降再び50%を超え、平成15年度は約50%、平成16年度は約55%、平成17年度も55%、そして平成18年度には約59%と6割に迫る比率となってきたところでございます。人件費比率がこのように変動し、また高くなってきた原因は、営業収益の増減にあります。NHKで飛ぶが如くが放映されました平成2年度は、営業利益は営業収益が1億5,300万円ございましたけれども、その後、年々増加し平成8年度には、売り上げですけど2億1,500万円を超えるまでになりました。この平成8年度をピークに、その後年々減り続け、平成18年度には営業収益が1億1,200万円ほどとなったことから、営業収益に占める人件費比率も6割近くになったものでございます。

○**3番議員（浜田藤幸）** 今の話を聞いて、私も売り上げだけ聞いたら黒字だった、赤字だったという判断ができるんですけども、ただ、私もちょっと飲食店を手伝った経緯があって損益関係は見れます。3割が人件費です。これもう3割超えるとですね、赤字が通常出るんですよ。先ほどの答弁の中で、平成18年度59%、これは民間だったら笑いますよ。とんでもない数字ですよ。40%でも、40%超えるだけでもすごいですよ。だから、唐船峡もですね、50%超えてたと思います。ですから、いかに人件費で食われているか。だから、あの物件はですね、エレベーターがない、風呂もない、そんなところで、平成の間でも、最高2,700万の黒字を作っている。しかも人件費が40%代だったと思います。逆にですよ、平成に入ってから、人件費比率を30%にした場合、どんだけの黒字になっているのか、トータルでもし出せる、大体で結構です。出せなかったら結構ですので、平均で大体どれぐらい黒字なのか。

○**産業振興部長（高野重夫）** 平成11年度以降の営業損益については、営業収入、すなわち売り上げが減少してきたことから、概ね赤字となっていることは、先ほど答弁したとおりでございます。議員の言われるとおりに、平成12年度からの人件費を30%と仮に置き換えて試算した場合、平成12年度は約1,200万円、平成13年度は約2,700万円、平成14年度は約1,600万円、平成15年度は約1,900万円の黒字となりますが、平成16年度以降は赤字に転落し、その額は平成16年度約1,100万円、平成17年度約1,700万円、平成18年度約1,600万円の赤字という結果となります。

○**3番議員（浜田藤幸）** 私はですね、前回の答弁の中に、市長の答弁の中で、あそこは経営してもあまりよくないんだと、そういったネガティブな答弁を私は覚えているんですけども、あのときも私は言っています。決してですね、あそこは悪くないですよ。私はほんと思ってます。実際、数字でも出てるんですよ、こうやって。それでですね、今現在、国民宿舎がで

すね、151あります。これは公営です。場所もそんないいところじゃないんですよ。民営がですね、多分50代、56ぐらいあったと思いますよ。約200ぐらいあるんですよ。残っているんですよ。あそこは最南端です。海があります。山があります。温泉があります。温泉がありますから、もしあそこで砂むしをしようと思ったら、砂むしまでできます。あの場所ですすね、できないというのはですね、私は、ほかのところがやっていてあそこができない。私は自然に考えても、おかしいなと。私は手法を間違っているだけだと思っております。過去の公募に関しましても。私はPFIもいまだにできると考えてますよ。PFIの中でもPPPもあるわけです、いまだに私はできると考えてます。ただ、そういった方針を出してますから、公募をかけたいということで民間募集を今している、しているというだけの話ですすね。ですから、あそこは、宿舎があったときに、あれ壊して初めてまた募集をかけてますが、いろんな要因があつて、募集に載ってない、今回の第3回の場合は私は景気の低迷だと、私は理由は分かっております。今後、景気がこうよくなっていく中で、規模を縮小してですね、内容を変えれば、私はあそこはいいのかなと、私個人的に本当に思っているところです。それで事業条件、先ほど、私ちょっとげんげんな答弁聞いたんですけど、公募も含めて検討を行う、市長の答弁です。市長としてはどういうふうにお考えなっておりますか。条件付き売却で考えていらっしゃるんですか。その辺、市長の方にお伺いします。

○**産業振興部長（高野重夫）** 次の部分については、我々としては公募が望ましいというふうには考えております。開聞地域の振興と活性化を図るためにという目的を尊重しながら、民間がより参入しやすい条件の構築について再検討した上で実施していく必要があると考えております。我々も、あの開聞岳の雄大な裾野に広がるロケーションの場所はすばらしいものと思っておりますし、また、意外と知られておりませんが、川尻海岸については、オリビン、カンラン石が国民宿舎跡地の前の海岸で採取することができます。世界では、ハワイのオリビンサンドがよく知られておりますけれども、日本では川尻海岸と福井県の小浜湾が有名でございます。オリビンは宝石名をペリベットと呼ばれ、8月の誕生石にもなっておりますし、石言葉は幸福・友愛・夫婦の愛ということでございます。開聞岳の麓の雄大なロケーションと川尻海岸、それから夕方または翌朝、目の前の海岸でオリビン採取ができるということは一つの大きな売りにもなると思いますので、かいもん荘跡地を売り込む上で我々も努力してまいりたいと考えております。

○**3番議員（浜田藤幸）** ちょっと市長の答弁とちょっと食い違ったんですけども、一応公募をするということでよろしいですか。

○**産業振興部長（高野重夫）** そのような形で検討を進めたいというふうに考えたいと、これが今後、検討をして、なるべくいい形で活用したいということでございます。

○**3番議員（浜田藤幸）** 公募していただけるのであれば、その日程と期間、あと周知の方法と、今分かればお願いします。

○**産業振興部長（高野重夫）** 今後、検討して、経済情勢等見ながら、我々としたら、なるべく早いときにとということも考えておりますし、次に、もし公募をしたら、これまでのよ

うにある程度期間を定めるのではなくて、公募をして現れるまで待つという、待ちの姿勢も一つの手かなというふうに考えております。公募をかけた場合、その期間だけは情報が発信されますけども、公募がもし仮に不調に終わった場合は、それで情報発信が途絶えてしまいますので、我々としたら常に、そういうような、開聞岳の麓にすばらしいそういうロケーションの土地がありますよということで、情報発信を続けてまいりたいというふうに考えております。

○**3番議員（浜田藤幸）** 抽象的にしか出なかったんですが、日程に対してなんですけども、年内なのか、来年の初旬なのか、中旬なのか、その辺ぐらいまで、もし具体的に分かっていたら答弁をお願いします。

○**産業振興部長（高野重夫）** それらについては、まだ詳細には詰めておりません。

○**3番議員（浜田藤幸）** 最後の質問にします。かいもん荘跡地、あそこはですね、ほんと当時の、再三言ってますけども、合併時の井上町長がですね、合併の条件としてあそこに建てるんだということで、今まで付いてきているもの、事案です。形はどうであれですね、ほんと協力をいただきたいと思います。あその対象地に対する執行部の方の認識ですね、この対象に対する、市長の方、答弁をよろしくお願いします。

○**市長（豊留悦男）** やはり、最終的な国民宿舎かいもん荘跡地の利用につきましては、開聞地域の振興を図る、活性化を図るという大きな目的もございます。かいもん荘跡地の有効利用を図っていかなければならないと思うのは、先ほど部長も答弁したとおりでございます。したがって、国民宿舎かいもん荘の跡地利用につきましては、開聞地域の振興や活性化のための有効活用を図ることを前提に、そして開聞岳周道路の進ちょく状況、今年行われますシニアゴルフトーナメントが実施されるようでございますけれども、今後、いろいろな事業等が始まることが予想されます。かいもん荘跡地を巡る今後の展望を踏まえながら、多様な事業ができるように検討しなければならないと認識しているところでございます。

○**3番議員（浜田藤幸）** すいません、あと1分で終わります。今、ふと思い出したものですから。内容なんですけれども、無償貸与イコール条件付き売却、両方でですね、公募をかけていくのがいいのではないかと。また、ある程度期間を設けてですね、無償譲渡っちゅう方法もあるかと思います。これは地域の活性化にとっては、計り知れない重要な拠点なんです。長い目で見ていけばですね、ある程度の奮発をしても私は決して指宿にとってマイナスにはならないと思っております。これは私の提案です。よろしくお願いします。以上で終わります。ありがとうございました。

△ 延 会

○**議長（森時徳）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（森時徳）** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日はこれにて、延会いたします。

延会 午後4時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 前之園 正 和

議 員 物 袋 昭 弘

第3回指宿市議会定例会会議録

開議 平成25年9月20日午前10時00分

〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議会活性化等調査特別委員会調査結果報告
- 日程第4 陳情の取下げについて（陳情第4号）

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井 元 伸 明	2番議員	西 森 三 義
3番議員	浜 田 藤 幸	4番議員	高 橋 三 樹
5番議員	田 中 健 一	6番議員	木 原 繁 昭
7番議員	高 田 チヨ子	8番議員	新宮領 進
9番議員	下川床 泉	10番議員	中 村 洋 幸
11番議員	前之園 正 和	12番議員	物 袋 昭 弘
13番議員	前 原 六 則	14番議員	福 永 徳 郎
15番議員	新川床 金 春	16番議員	六反園 弘
17番議員	前 田 猛	18番議員	大 保 三 郎
19番議員	下柳田 賢 次	21番議員	松 下 喜久雄
22番議員	森 時 徳		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美

健康福祉部長	野口義幸
農政部長	池増広行
教育部長	濱田悟
開聞支所長	下吉耕一
総務課長	廣森敏幸
財政課長	中村孝人
長寿介護課長	大久保成
農政課長	宮崎英世
水道課長	永吉道博

産業振興部長	高野重夫
建設部長	三窪義孝
山川支所長	森健一
建設部参与	上谷修
危機管理課長	森和久
市民協働課長	馬場久生
健康増進課長	新留幸一
学校教育課長	瀬戸山稔

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸
主幹兼調査管理係長	鮎川富男

次長兼議事係長	岩下勝美
議事係主査	濱上和也

開議 午前10時08分

△ 開 議

○議長（森時徳） ただいま、ご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において前原六則議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、新宮領進議員。

○8番議員（新宮領進） 皆さん、おはようございます。通告をしてありますので、質問いたします。

まず、行財政改革で財政のことですが、厳しいと言われる財政運営は、今後、どのように考えられるのか。それから、歳入の確保についてはどのように考えているのか。また、歳出の抑制についてはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

国民健康保険についても、破綻状態という大変厳しい財政運営が続いておりますが、今後の国保財政をどのように考えていらっしゃるのか。それから、国保の赤字解消はもはや、地方自治体の対応だけでは無理ではないかと思いますが、全国市長会・県市長会からの国保制度の構造的な問題に関して、国への陳情要望はどのようになっておられるのか。陳情要望しているのであれば、その回答はどのようなものがあるのか、お示してください。

なのはな館のことですが、市民も大きな関心を持っておられます。公募か譲渡なのか、あるいはほかに活用の進展はあるのか、お尋ねをいたします。

南海トラフ巨大地震について、政府は想定外の甚大の被害に見舞われた東日本大震災を教訓として、東海沖から九州沖の南海トラフ巨大地震が発生した場合、激しい揺れや大津波により、経済的な被害額は最悪で220兆3,000億円に上ると発表されております。国家予算の2年分を上回り、被災地は40都府県に及び、発生1週間後の避難者数は950万人と分析され、死者数は最大で32万3,000人と公表しております。国難とも言える深刻な被害の全体像が明らかにされました。鹿児島県においても、地震の揺れ震度6、死者数1,200名、家屋の倒壊は5,900棟と予想され、津波は高いところで屋久島13m、肝付町で10mとされております。本市といたしましては、南海トラフ巨大地震をどのように認識をしているのか、お尋ねをいたしまして1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 今後の財政運営はどのように考えられるのかとのお尋ねであります。本市の財政状況は、これまで行政改革大綱や集中改革プランに基づき、積極的な行財政改革に取り組んできたことから、財政指標である健全化判断比率や経常収支比率も徐々に改善しているところでございます。しかしながら、今後の財政見通しは市税等の収入は伸び悩み、少子高齢化の急速な進行により、社会保障関係費に係る地方負担や、老朽化した公共施設の維持補修費等は年々増大し、抑制してきた市債借入も、学校施設耐震化の前倒しや防災行政無線の整備等、また、地方交付税の財源不足を補填する臨時財政対策債の借り入れ等によって、市債残高は徐々に増えることが見込まれております。さらに、合併に伴う普通交付税の合併算定替終了による約13億円の上乗せ措置の段階的削減や、危機的な財政運営となっている国民健康保険特別会計への多額の法定外の財政支援等、財源不足に対する対応が喫緊の課題となっているところでございます。このような厳しい財政見通しを踏まえ、今後の財政運営については、財源不足を生じることのないように、歳入に見合った歳出構造を着実に維持し、持続可能な財政運営を目指していく必要があると考えているところでございます。なお、今後の行財政運営の基本的な考え方や、取り組みを示すため、本年4月に指宿市行財政改革行動計画を策定したところでございます。

次に、今後の国保財政についてでございます。本市の国保財政状況につきましては、平成22年度から平成24年度決算まで、歳入が歳出に不足したため、翌年度編成予算から繰上充用をし、歳入不足分の補填として一般会計から法定外繰入をしているところであります。今後の財政状況につきましても、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、医療給付費が伸びるなど、国保財政の事業運営は非常に厳しくなっていくものと予想されます。市といたしましては、指宿市国民健康保険事業財政健全化計画に基づき、徹底した保険税の収納対策や、特定検診・特定保健指導の実施率の向上、医療費適正化対策事業、さらにはSWC構想事業に基づき、各地区での健康運動教室を開催するなど、積極的に取り組み、国保財政の改善を図り、健全な国保運営ができるよう努めてまいりたいと思っております。

なのはな館につきましては、公募か譲渡か、その他の活用の進展はあるのかとのご質問をいただきました。平成23年2月に実施いたしました第1回目の公募におきましては、残念ながら応募者がなく不調に終わったところでございます。市といたしましては、なのはな館が市政発展に大変寄与した施設であり、さらに、県及び市から多額の経費がつけ込まれた施設でありますことから、何とか施設を有効に活用したいと考え、県に対し2回目の公募実施を申し入れているところでございますが、現状において、2回目の公募の見通しは立っていないところでございます。このような中で、1回目の公募から約2年半が経過しておりますことから、2回目の公募だけでなく、市での活用も一つの方法として、あらゆる可能性について、現在、検討しているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が回答をいたします。

○総務部長（邊見重英） 行財政改革に関連しまして、歳入の確保対策をどのように考えているのかということでございました。今後の財政の見通しは、厳しい状況が予測されていること

から、第2次集中改革プランの改訂版として、指宿市行財政改革行動計画を本年4月に策定したところです。この計画において、歳入の重点的な確保策としまして、具体的に5項目を掲げております。一つ目に、市税・水道料・住宅使用料及び道路占用料等の収納率の向上に取り組むこととしております。特に、国民健康保険税を含む市税につきましては、市民負担の公平性確保の観点から、毎年収納率向上のための目標を設定し、課税客体の把握について一層適正化に努めるとともに、納税者の利便性を向上させる方策や、滞納者への行政サービスの制限等の取り組みを検討し、前年度を上回る収納率の向上に取り組むことといたしております。二つ目に、受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づいた使用料・手数料等の定期的な見直しを実施することとしております。三つ目に、市有財産の利活用に係る取扱基本方針に基づき、未利用財産の貸し付けや売却処分等を促進することとしております。四つ目に、財源調整に活用可能な基金の更なる増額確保に努めることとしております。五つ目に、広報媒体や開聞岳登山及び知林ヶ島渡島証明等、市が所有する様々な資産や地域特性を生かした新たな財源を確保するということにいたしております。以上のように、歳入の確保策を強力に進め、持続可能な財政運営を目指してまいります。

次に、歳出の抑制をどのように考えているのかということでございました。指宿市行財政改革行動計画に基づいた歳出の抑制策といたしまして、人件費・交際費等の計画的運用による平準化及び物件費・補助費等の縮減を図ることを基本といたしまして、具体的に4項目を掲げております。一つ目には、民間委託等の推進に関する指針及び指定管理者制度導入に係る指針に基づき、専門的な技術や経営手法を持つ民間企業への委託を始めとして、指定管理者制度の活用を更に充実・促進するとともに、行政事務の民間委託を拡大し、全体での行政経費の削減に努めるということにいたしております。二つ目に、指宿市組織機構再編計画に掲げる具体的な取り組みを進め、新たな行政需要に迅速かつ的確に対処できる組織を構築し、併せて再任用職員や臨時職員等を有効的に配置し、効率的な職員配置に努めることとしております。三つ目に、後年度の公債費を抑制するため、原則地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を除きます起債借入額を償還元金内の範囲内に抑制するように努めることとしております。四つ目に、施策別事業優先度評価制度に基づきまして、行政評価委員会による外部評価制度も活用しながら、施設及び事務事業の客観的な評価見直しを実施するということにいたしております。以上のように、歳出の抑制策を強力に進め、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと考えております。

次に、防災に関連いたしまして、南海トラフ巨大地震をどのように認識しているのかというご質問でございました。南海トラフ巨大地震に関しましては、東日本大震災を大きく上回る被害が予想され、広域で強い揺れと巨大な津波の発生が想定されております。市といたしましても、内閣府作業部会の最終報告等を基に、命を守ることを最優先に対策を図ってまいりたいと思っております。まず、南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえ、災害対策の基本計画でございまして指宿市地域防災計画の見直しを行ってまいります。また、市による公助はもちろんのことでございますが、大規模災害が発生した場合は、行政による対応には限界が

ございますから、市民の防災意識を高め、自分たちの命は自分たちで守るという自助・共助の意識の浸透、さらには自主防災組織の育成や活動支援に力を入れるとともに、津波避難ビルの指定や災害協定の締結など、民間の方々の活力も協力いただきながら導入していきたいと思っております。今回の報告を踏まえ、国では法的枠組みの整備や財政上、あるいは税制上の措置の検討などが進んでいくものと思われませんが、市といたしましても情報収集を行い、これまでの対策に加え、必要なものにつきましてはいろいろな施策に反映できるように努めてまいりたいと考えております。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 全国市長会などを通じて国保制度の構造的な問題に関して、国への働きかけはどうしているのか、陳情を出しているのであればその回答はどうなっているのかとのご質問でございました。平成23年度に厚生労働省が公表した国民健康保険の財政状況によりますと、単年度収支で見た赤字保険者の全体に占める割合は46.6%で、全国でも約半数の保険者が厳しい財政状況となっております。また、一般会計からの法定外繰入金の内訳も、決算補填等の目的分が89.9%となっており、他の市町村保険者も厳しい状況が伺えるところであります。県内においては、平成23年度国民健康保険事業状況によりますと、単年度収支赤字保険者は43市町村保険者のうち、31保険者となっており、一般会計からの法定外繰入や財政調整基金の取り崩しなどで補填をしている状況となっております。国等への働きかけについては、全国市長会を通じて、国保制度の安定的かつ持続的運営ができるよう、財政基盤の拡充・強化について要望をいたしております。また、全国知事会・全国町村会などからも、同じく要望・提言をしているところでございます。要望・提言についての回答は、全国市長会を含め個々に対しては来ておりませんが、社会保障制度改革国民会議の中で十分審議され、反映されていくものと考えております。

○**8番議員（新宮領進）** それでは、財政の方から質問をさせていただきます。財政不足に対する対応が、今後、喫緊の課題であるというご答弁をいただきました。当然のことながら、大変厳しい状況であるということは毎回変わりはないようでございますけれども、正常な財政は行政にとって基本中の基本、そういうことを思っ、これまでも何回となくこの財政について質問をさせていただいております。特に、この9月議会は監査委員により、前年の決算審査資料並びに意見書等も提出をさせていただいております。そのことを参考にしながら、質問をさせていただいてきたところでございますけれども、やはり、大変厳しい、そういうことであります。いつもこう感じるんでありますけれども、これまで職員の皆様方は一生懸命になって、この財政の取り組みは健全化に向けてやってきている。しかしながら、これが目に見えるような改善ができていない。そういうことであろうかと思っておりますけれども、そもそも、健全な財政、そういう状態というのは、どのような状態を考えられるのか、お答えいただきたいと思っております。

○**総務部長（邊見重英）** 本市が目指す健全な財政、あるいは持続可能な財政についてでございますけれども、先ほど今後の財政見通しをご説明申し上げましたけれども、今後の財政運営を取り巻く環境は年々厳しさを増し、大きな財源不足が生じることが予測されております。

したがいまして、県内他市の財政状況と比較して、中位以下となっております基金残高や、各種財政指標の数値をいずれも上位に持っていくということが、まずは本市の目指すべき健全な財政状況ではないかと考えております。また、財政不足を生じることのない歳入に見合った歳出構造、つまり基金繰入に頼らない財政運営を着実に維持し続けることが、持続可能な財政運営に繋がると考えているところでございます。

○**8番議員（新宮領進）** 基金繰入に頼らない財政運営を持続することが健全な財政ということでもございましたけれども、少し違うのかなと思うんですが、当然のことながらことあれば基金の繰入はするわけでございまして、そのために財調やら減債基金なんかの積立もしているわけで、それからするとそういうことがないことが財政の正常だということには、ちょっと違うのかなというふうに私自身は思うところでございますけれども、答弁の中で、経常収支比率、公債費負担比率、これも徐々に改善をされて、健全化が図られているというようなご答弁でもございましたけれども、監査委員からの財政分析では、財政力指数、これは3か年平均でありますけれども0.38%、それから経常収支比率89.5%、公債費負担比率が19%となっておりますけれども、この数値をどのように捉えていらっしゃるのか、どうですか。

○**財政課長（中村孝）** 財政分析の指数といたしまして、財政の豊かさを示す財政力指数、財政構造の弾力性を示す経常収支比率、公債費による財政運営の硬直性の高まりを示す公債費負担比率がありますが、その指数はいずれも本市の用途を特定しない、自由に使える一般財源の総額が幾らあるかが影響することから、できるだけ多く確保することにより指数は改善するところであります。しかしながら、本市の一般財源は市独自で確保できる市税等の自主財源は約3割しかなく、国等から交付される地方交付税や譲与税及び交付金等の依存財源が約7割を占めているところであり、その交付額も年々減額されていることから、依然として依存財源に頼った、極めて脆弱な財政構造にあると考えております。

○**8番議員（新宮領進）** 監査委員の報告で意見書でもありますように、財政は硬直状態にあるという意見も述べられているところでございますけど、私はこの三つの数値が正常な数字であることが、財政が健全であるということではないかというふうに思っております。経常収支比率、やはり経常的経費を抑えていく、身を削る思いで当たらないと改善はされないのかなというふうに思いますし、また公債費負担比率、警戒ラインが15%なんです、危険ラインは20%です。当市は19%です。こういう認識をしっかり持つことが、極めて重要だろうというふうに思っております。それから、市長にお尋ねをいたしますけれども、市長もこれまで財政の再建は私の一番の課題であるというようなご答弁をいただいたことはありますけれども、3年半、担当をして、これまでその財政の取り組みでありますけれども、その成果等は市長なりにどういう評価をしていらっしゃるのか、あるいはまた、これから財政再建に向けて、どういうお考えを持っていらっしゃるのか、お示しをいただきたいと思います。

○**市長（豊留悦男）** 確かに、私はマニフェストの中に、行財政改革というのをその重点に置いたところでございます。かねてから職員には、特に財政調整基金等については年間予算の1

割程度は、どんなことがあっても積み立てたいという強い思いがございました。私が就任した当時の財政調整基金は6億程度でございました。今年は、21億5,000万程度の調整基金が積み立てられました。この調整基金の中から国保会計等への繰り出しも行いましたので、それがなかったら恐らく25, 6億だっただろうという予想はつきます。しかし、減債基金その他の基金を含めて、やはり、本市はこれから大きな事業が予想をされます。中期的・長期的な財政見通しを、今、立てておかないと、いろいろな事業に支障が出てまいります。そういう意味で、事業については様々な工夫を行い、支出の抑制に努めたところでございます。やはり、厳しい財政事情を踏まえ、これまで行財政改革や集中改革プランに基づき、自主財源のさらなる確保や事業見通しによる歳出抑制等、積極的な行財政に取り組んできたと思っております。合併直後の数値に比べましても、先ほどお示しいたしましたけれども、確実に改善されてきていると思っております。しかしながら、今後、一般財源の根幹をなしている普通交付税の合併算定替や終了による約13億円という上乗せ措置が平成28年度から段階的に削減されることや、社会保障関係費が年々増大すること等を踏まえますと、更に一層歳入に見合った歳出構造を着実に図っていく必要があると思っておりますのでございます。

○**8番議員（新宮領進）** 確かに、基金は今の皆さん方のご努力によって、大分依然と比べたら増えておりますけれども、ありがたいことに21年、22年度辺りに、緊急対策交付金とか、あるいはきめ細やかなとか、そういう交付金があるというのがあって、その分がある程度こういうところに積み立てていかれたのかなというふうに、私は思っておりますけれども、これまで本当に様々な取り組みが長年されてきております。そういう中で、今なお厳しいというふうに言われているこの財政なんですけれども、これまでの取り組みを振り返ってみて、その成果が上がらない原因というのはあるんでしょうか、お分かりでしたらお答えをいただきたいと思います。

○**総務部長（邊見重英）** 成果が上がらないと言いますのは、将来的な面で先ほど交付税等の減少と言いますか、合併算定替の部分が出てくるという意味で申し上げました。また、数値的なもの、過去と言いますか、合併後これまでの取り組みの中では、市としましても行財政改革の方に一生懸命取り組んでまいりましたので、先ほど申し上げました経常収支比率であるとか、それから基金の残高というものについては、一定の改善をしてきております。しかしながら、今後を考えたときに、やはり、厳しい状況があるということで説明をさせていただいたところでございます。

○**8番議員（新宮領進）** 本当にですね、いろんな計画を立てて、いろんなことを言って、これまで努力をしてきたと思えますけれども、やはり10の計画よりも100の言葉よりも一つの結果なんです。こういうことをしっかりと心して、この財政の部分については取り組んでいっていただかなければならない。私はこう思います。それから、歳入のことですけれども、歳入予算の主要項目、構成比で分かりますように依存財源が73%、自主財源が27ということで、先ほども課長の方からありましたように、非常に脆弱な財政構造の形になっているというようなことでございましたけれども、今後、国の地方財政計画に伴う制度改革次第では、

歳入が大きく左右されることもありますと、この集中改革プランに記されております。交付税が減額される可能性もあるというんです。交付税は、この依存財源の中で50%を占めているんです。大変重要な部分です。この交付税が、今後、予定通り歳入に見込まれるのかということ、ご答弁をいただきたいと思います。

○**総務部長（邊見重英）** 地方交付税につきましては、毎年度国の地方財政計画に基づきまして総額が示されております。平成26年度の概算要求では、入口ベースでは1.7%の増でございますけれども、実際に地方自治体に交付する出口ベースでは、これまで先送りしておりました交付税特別会計の償還金精算等もございまして、1.8%の減となっているところでございます。平成26年度以降もこのような状態は続くものと予想されます。それと、先ほど申し上げましたように、普通交付税の合併算定替と、これが終了するというに伴いまして、約13億円の上乗せ措置、この現在行われております上乗せ措置も、平成28年度から5年間にかけて段階的に削減されるということになっておりますので、現在、算定方法の見直しによる新たな財政支援措置を講じていただけるよう、全国市長会等でも要望いたしております。しかし、その先行きというのは現段階では非常に不透明でございます。

○**8番議員（新宮領進）** 歳入においてはこの自主財源という部分、極めて重要であろうと思えますけれども、本市においては自主財源の確保というのは、正直言って、知林ヶ島の渡島証明とか、開聞岳の登山の証明とか、ここまで記さなければならないという、非常にこの、脆弱な状態になっているのかなと思いますけれども、やはり手っ取り早いのは、未利用地の活用ということになるのではないですかね。ここらをしっかりとやっていく、どこの土地は、今後、どこに、どういったところに貸し付けをするのだと、あるいはこの部分は売却をしていくんだと、年間にどのくらいの売却をするんだとかいうような、具体的な計画というのがなければいけません。これまで、促進はしますよということをしょっちゅう言ってます。何回も聞いてますけれども、全く進んでおりません。実感できるような結果が出ていないということなんです。ここをしっかりと具体的な計画を立てて進めていただきたいと思えますけれども、その辺については、どうなのでしょう。

○**総務部長（邊見重英）** 公有財産資産の売却を計画的に進められないのかというお話でございました。公有財産につきましては、財産の有効活用や市民サービス向上のため、積極的な活用を図り、また管理経費の最小化を図るため、真に必要な財産のみを所有するということが基本的なことと考えながら取り組んでいるところです。そのようなことから、必要な財産は利用財産として、民間活力の活用、管理経費の削減、市民サービスの向上、あるいは財産確保の観点を重視した管理運営に努め、また一方、活用が見込めない未利用財産につきましては、本年4月に策定いたしました指宿市行財政改革行動計画の取り組みにもございますけれども、市有財産の利活用に係る取扱基本方針に基づき、活用または処分の検討を行い、随時貸し付けや売却を行うなど、積極的な有効活用の促進を、図ってまいりたいと考えているところです。

○**8番議員（新宮領進）** 是非、強力に進めていただきたいと思えますし、この歳出の抑制につい

てでございますけれども、これまで行政改革行動計画により、平成19年から24年度までに、補助金やら事務事業の評価を662件やってきていると聞いております。うち、304件の改善・統合、縮小・廃止と、そういう見直しがされたというふうになっておりますけれども、成果は上がったように思いますけれども、一方で市民だけに負担を押しつけているような感じもいたします。これはもう事実であります。先ほどの答弁でもありましたように、その使用料や手数料、受益者の適正な負担を今後も定期的にとこのようなお話があったんじゃないんですかね。これも明らかに市民に対する負担でありますけれども、合併時にサービスは高く、負担は低くという約束をされているんです。こういうことに逆行をしているんじゃないかというふうに、私は感じるところでございますけれども、そこはしっかりと胸に留めていただきたいというふうに思います。時間もないので答弁はよろしいです。

市長に申し上げますけれども、もう、いっそのことすべての報酬や給与・手当・退職金・補助金などは、市民の協力もいただきながらオール10%、削減をしていくという、これも将来的には大変重要なことであろうと、そういったことで、昨日も同僚議員の中からいろいろと、クーラーの設置の問題とか、医療費助成の問題、あるいは農業支援の問題、耐震化の補助の問題、いろいろありますけれども、そういうものが叶えられるんじゃないかなと私は思います。だから、いずれはこういう状態になってくるんじゃないかと。よく近隣市の市町村と併せてという言葉聞きますけれども、やはり、指宿独自の政策というのを、しっかりと持って取りかからないと、財政の改善はできないんじゃないかと思えますけど、どう思いますか。

○市長（豊留悦男） 全く仰せのとおりでございますして、大胆な歳出の削減を図るためには、人件費やいろんな手当、そういうもの等にも踏み込まざるを得ないのかなという、思いもございます。しかし、様々な条件と申しますか、それに至るまでにはいろいろな手続き、その他ございますので、ここでは言えませんが、ご案内のように、耐震を含めた大きな事業が目白押しであります。昨日も役所の水道が止まりました。やはり、耐震を含めて大規模な改修をするのか、建て替えるのか、市民会館はどうするのか、ホテル関係の耐震についてどのような支援を行うのか、莫大なお金がかかります。そういう意味で私は中期的・長期的な見通しを持った財政運営をしないと、財政は破綻すると、私は思っております。ただいま、貴重なご意見等いただきましたので、今後、どのように財政見通しをもって財政基盤の確立を図っていくのかということについては、私自身も、職員もそうですけれども、議員の皆様方のご意見もいただきながら、また、市民の声もいただきながら、大胆な財政運営を計画しなければならない、そう思っているところであります。

○8番議員（新宮領進） 市長の決断は市民に大きな影響を与えるわけでございますので、是非、今後、慎重にその辺も考えていかざるを得ないと思っておりますけれども、頑張っていただきたいと思っております。

それから、国保のことでございますが、本当に、国保の皆さんからいただいた資料等を見ますと、今後、私たちでできることは何なのかということを考えていかなければならないと

いうことも記されておりますし、レセプト点検を行っております方々にも、本当に一生懸命頑張って、大きな財源を抑制をさせていただいているわけでございます。国保も、本当にいつどうなるか分からないような状況であります。そのことで、歳入不足の予測はできないんですかと。これまで法定外の繰入や税率の改正で何とかやりくりしてきておりますけれども、この予測ができなければ財源の計画もできないし、税率もそれは受益者負担だからというようなことを即言われて、何か月後に引き上げますよというのは、これは大変な負担です。その辺も考えますと、その予測はできないものか、あるいは予測ができるとしたら、今後、最大でどのくらいの収支差が生じるのか、お分かりになればお答えいただきたいと思います。手短に、時間ちょっとないんです。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 今、ご質問がありました、市民の方々には非常にご迷惑をかけているところでございます。現行の国保制度では保険給付金について、国保税と国庫負担金の療養給付費負担金32%、国の調整給付金9%、県支出金の調整交付金9%で賄うことになっております。しかしながら、高齢化や低所得者の増加など、構造的な問題を抱えていますことから、現行の制度では厳しい財政運営状況になっているところでございます。このような状況の下で、国・県から国保税の軽減制度や低所得者階層の支援のための保険基盤安定化事業の導入や、一般会計からの法定内の繰入としての財政安定化支援事業など、様々な支援を導入して国民健康保険税の負担が大きくならないような配慮がなされているところでございますが、国・県からの負担金・補助金は療養給付負担金及び国・県調整交付金ともに療養給付費から前期高齢者交付金や保険基盤安定化負担金を減額した給付額にそれぞれの負担額を乗じた額とされておりまして、歳入割合の22%以上を占める前期高齢者交付金が増額すれば、一方で療養給付費負担金や調整交付金が減額されるというような仕組みになっているため、国保の歳入を見込むということは非常に困難な状況になっておりまして、今後につきましても非常に見込みが厳しいところになっております。

○**8番議員（新宮領進）** 基金は枯渇をしています。今後、予想もできないような大きな収支差が生じた場合の対処法というのは、どのようにお考えなのか。

○**健康福祉部長（野口義幸）** このような状況の中で、収支差が生じた場合にはどうなるかということでございますが、現在の状況では県の国民健康保険広域化等支援基金を活用するのか、これまでどおり一般会計から法定外繰入をお願いするのか、その時点で歳入不足などの額などを判断材料にして、総合的に検討させていただきたいと思っております。また、歳入不足が大きくならないように、今後も引き続き収納率向上対策や医療費適正化対策をしっかりと実施して、国保の健全化運営を図ってまいりたいと考えております。

○**8番議員（新宮領進）** 県内31の自治体で赤字財政だと、国保は。大変厳しい状態ではあろうという、各自治体も一生懸命なんだろうと思いますけれども、私も昨年、厚生労働省の保険局で国保についてお話を聞いてまいりましたけれども、国の方針としては平成30年、ちょうど5年後でありますけれども、全年齢を対象に都道府県単位の財政運営にするため、平成25年からその環境整備を進めるというようなお答えを聞いてまいりましたけれども、これは実現す

るのかということと、都道府県単位ということであれば、現行制度の見直しも含めて、鹿児島県に対して県市長会での働きかけが極めて重要だと、そういうふうに感じるんですけれども、制度改正をしなければ、都道府県に移管されても、何も変わらないんです。その辺については、県市長会でどのようなその働きかけをしていくのかということ、これはもう市長にお答えいただきます。

○**市長（豊留悦男）** ただいまご質問のあった件につきましては、県市長会の大きな議論の一つになっております。やはり、国保の県への移管というのは、市長会としては是非そうしていただきたいと、全国市長会もそうでございます。一方都道府県では、なかなか移管するための様々な手続きや市町村との調整、つまり不公平感も生じる可能性があるというようなことを県は言っております。それは、国保特会が市によって大きなばらつきがあるからでございます。様々な課題を解決しないと県への移管は難しいだろうというのが、いわゆる県の見解であります。そうするためにどのようにして県への移管を図っていくのかということ等については、市長会の特別部会を含めてただいま検討中であります。私としても、できれば国保は県へ移管し、そして、県全体でこの医療費というもの、国保というものについて協議できるような場ができればありがたいと、そう思っているところでございます。

○**8番議員（新宮領進）** それでは、ふれあいプラザなのはな館についてお尋ねをいたします。昨日も、その前の日ですね、前之園議員からこのことについては質問がされておりましたけれども、なのはな館はすべての建物が耐震設計で建設をされてるのでしょうか。

○**総務部長（邊見重英）**なのはな館につきましては、平成7年に設計がされまして、平成8年から平成10年にかけて建設工事が行われております。これは建築基準法に基づく新耐震基準が導入されました昭和56年6月以降でございますことから、現行の耐震基準を満たしていると県の方から聞いております。

○**8番議員（新宮領進）** それから、県との協議が随時行われているというようなご答弁もされておりましたけれども、県との話し合いがなぜ進まないんですか。どうなんですか。

○**総務部長（邊見重英）** 市としましては施設を有効に活用していただける事業者を公募により選定するため、これまでの間、2回目の公募の実施につきまして、県に要請をしたところでございますけれども、県の方は2回目の公募に際しては、応募いただける事業者がいるかどうかを見極める必要があると考えているということから、現在公募の実施には至っていないところでございます。また、仮に市が施設の譲渡を受けた場合、後年度における市の財政負担が懸念されておりますことから、市が譲渡を受けた後の市の財政負担に対する県からの支援につきましても、これまでの間、継続して県に要請しているところでございますが、こちらについても協議の進展がないというような状況でございます。

○**8番議員（新宮領進）** 県が市に対して、譲渡の協議を県から受けた際に、どのような利活用の方策があるのか幅広く検討を行い、市による直接的な運営は難しいと判断をしたということでした。その利活用の方策をどのような検討がなされたのか、手短かにご答弁いただきたいと思います。

○**総務部長（邊見重英）** 当時、県から施設の譲渡に対する協議を受けた際、市の方ではふれあいプラザなのはな館利活用検討委員会というのを設置いたしまして、この作業部会であるワーキンググループを置きまして、利活用方策について市が直接運営した場合を中心に幅広く検討を重ねておりました。その中で主に、スポーツ健康関連施設または観光関連施設として利用した場合を想定して、試算等を行ったところでございます。その検討の結果、収益を上げることのできるような利活用方策が当時見いだせず、また、既存の施設のまま譲渡を受けた場合は市の財政負担に対する大きな懸念がありましたことから、市で直接運営することは困難であると、その段階では判断したところでございます。

○**8番議員（新宮領進）** 県に本市のプランを提示をしているというふうにも聞いておりますけれども、中身はどうかということとはちょっと時間の都合で問いません。県が突然閉館を発表した3年6か月、暫定利用はできているものの、もう既に閉館して2年6か月が経過をしているんです。県民も市民も、あれだけ大きな財源を投じて造ったなのはな館が、今後、どうなるんだとかという、そういう気持ちであろうと思いますし、もう、ぼちぼち結論を出してほしいよと、市民は特にそういうふうに使っているんじゃないですかね。私はいろいろとこれまでの経緯等を、見てみまして、公募と言ってもなかなか厳しいと思います、貸し付け条件や、あるいは審査基準、これをクリアする企業というのは、ほぼないのではないかといいふうに私は思っております。だから、なのはな館を建設したのは県です。これにも責任があります。誘致したのは指宿市。これにも責任があるんです。私はそう思っています。公募に対して応募がなければ、ある程度譲渡を前提に、様々な欠点などころはあります。そのほか、補修をしたりとか一部解体をしないといけない部分も出てくるかもしれませんけれども、県と協議をしたことあるんですか、そういう話を。どうなんですか。

○**総務部長（邊見重英）** 県に対しましては、施設の特種な構造などによる瑕疵があった場合の大規模な修繕費用など、市が県から施設の譲渡を受け、市で活用した場合、市の財政負担に対する県からの支援については、これまでの間、継続して要請を行ってきております。市といたしましても、1回目の公募から約2年半という月日が経過していることや、これまでのなのはな館に興味を示した事業者等の意見、施設の規模、構造などを考慮しますと、今後、公募の見通しが立つ可能性は低いであろうという認識を持っているところでございます。したがって、県と市でそれぞれの立場はございますけれども、双方が協力して何らかの落としどころと言いますか、そういうものを見つけなければ、無駄な施設の象徴として活用されないまま廃墟となり、今後も放置され続けることが推測されます。現在、市の公共施設の在り方に関する内部検討委員会を起ち上げ、市の施設の整理・改修等に関する協議を始めたところでございますので、なのはな館につきましては、市民の方々の意向等を考慮しながら、市での活用もあらゆる可能性の一つとして、どのように活用ができるかについて検討してまいりたいと思っております。多額の税金が投入された施設でございますので、市民や県民の方々が納得できるような形で解決が図られていければよいと、そういうふうに使っているところでございます。

○**8番議員（新宮領進）** 先般も、内部検討委員会を設置して、これに対処していくというふうなお話がありましたけれども、合併後、その評価委員会とか、何々委員会とか、ずっとこう設置をされて、結果、すべてそこに丸投げというか、責任をですね、そういうのが非常に多いんじゃないかと思えますし、こういうことのないように、なのはな館のことについては職員の皆さん方も、市長を始め、2年半も一生懸命考えてきたわけですから、自分自身感じたこととか、こうすればいいのとか、そういうことはしっかりとその議論を交わして、指宿の中で頑張っていたきたいな、やっていたきたいなというふうに思っております。たまたま、耐震化でできている施設ですので、本市の公的な施設というのはかなり古くなっているところもあります。耐震化をして、古いのをまた活用していくのか、その辺を考えると、少し無理な建物もあるようですので、そういうことも真剣に議論を交わしながら、最善の結果を早急に出していただくように、お願いをしていきたいというふうに思います。ちょっと時間もあまりございません。5分で終わるつもりでお話をしましたけれども、少し我慢をしていただきたいなというふうに思います。

南海トラフの巨大地震については、大分認識をされているようでございますし、先ほどの答弁の中で、基本計画の見直しや、あるいは自主防災組織のこと等も、もうすでに答弁をいただきまして、そういうことかなと思いますけれども。日本は、今、地震の活動期に入っていると言われるんです。大震災がありました2011年、これは、震度1の地震が1万485回発生しております。翌2012年は3,140回、今年も7月末までに1,653回発生してるんだそうでございます。昨日も震度5が発生をして、いろいろと心配しているところでございますけれども、非常に、この問題は大事な問題であろうというふうに思います。想定外を想定内として、やはり、食糧の備蓄、そういうことは欠かせない重要なことであろうというふうに思いますし、もう一つ、警報が必ずしも住民の迅速な避難に繋がっていないというふうにされてるんですよ。だから、この避難等や伝達方法をもっと研究して、取り組んでいくべきじゃないかなというふうに思いますけれども、手短かに、よろしくお願いします。

○**総務部長（邊見重英）** 災害時の避難、誘導等の市民への伝達方法につきましては、皆さんもご存じのとおり、現在市内全域を対象としたデジタル防災行政無線の整備というのを、年次的に行っております。基本的にはこの防災無線を活用して、市民の方々を誘導していくということになろうかと思えますけれども、そのほかにも、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートでありますとか、携帯電話等に配信する緊急速報メール、あるいは地元消防団等による広報等により迅速な情報伝達ということに努めてまいりたいと思っております。

○**8番議員（新宮領進）** その防災計画の見直しについてもご答弁をいただきましたけれども、22年に改訂版が作成をされておりますけれども、この後に、東日本やら和歌山の集中豪雨、もちろん、南海トラフは政府から発表がありましたし、この8月31日には特別警報が設置をされているんです。当然のことながらこの見直しは、もっと早くすべきじゃないか。国の計画、県の計画というのはあるんでしょうけど、それを土台にして市の防災計画は作っていくと思えますけれども、県とか国は、もちろん、大事なんだろうけど、指宿市独自の、そういう

ものをどんどんこの計画には、盛り込んでいかなければならないと思いますよ。修正をしたら、当然のことながら、これは市民に周知していかなければならないんです。是非、先ほどの答弁で修正していくということでございましたので、その辺はしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。災害が大きくなればなるほど、行政や消防の公助は受けられない。もちろん、そのときに活躍していただかねばならないのが、自助・共助であります。その中心になるのが自主防災組織ということでございましたけれども、本市には87団体あると聞いておりますけれども、この活動もあまりできていないような感じがするんですけれども、しっかりと、周知をしていただきたいというふうに思います。それから、まず逃げろ、まず避難、行政に頼らず早めの判断、避難ができるように危機能力を身につけるということで、児童・生徒の防災教育というのは極めて重要だろうと私は思っています。その教育についてはどうなのでしょう。

○**教育長（池田昭夫）** すべての学校で、学校安全計画が策定されて、それに基づき計画的に防災教育が行われております。学校では、年間を通して計画的に、火災、地震と津波、不審者対応の避難訓練を行っております。特に津波に対しましてはすべての学校で津波対応マニュアルを作成し、各学校の実態に応じた避難訓練を関係機関と連携しながら実施しているところ です。

○**8番議員（新宮領進）** それから先頭に立って児童・生徒を守る立場の教師の防災教育、当然これもあろうと思いますけれども、どう考えますか。

○**教育長（池田昭夫）** 児童・生徒への防災教育を充実させるためには、やはり、教職員の防災意識が高くないといけないのではないかなと思っております。特に、東日本大震災以降は、釜石の奇跡と言われる事例から、教職員の防災意識の高さが子供たちの命を守ることが立証されております。そのことを踏まえまして、各学校では危機管理マニュアルを見直し、津波対応マニュアルを新たに作成するなどして、防災体制の整備に努めております。また、校内の職員研修では、避難訓練の在り方、危機管理マニュアルの共通理解など安全に関する研修を深めております。そのほか、各学校には気象庁・消防庁・文部科学省などが作成した防災に関するDVDやワークシートなどの教材が配布されております。それらの活用の仕方も、職員研修等で取り組むことによって、さらに教職員の防災意識の高揚を図っているところで す。

○**8番議員（新宮領進）** 学校ではそういう防災教育はしっかりできているようですし、大変安心したところでございますけれども、防災意識の一番薄いのが地域住民、ここの防災教育、これが一番大事なのかなと思いますけれども、そのことについては今後どういう取り組みをなさっていくのか、お答えいただきたいと思います。

○**総務部長（邊見重英）** 市民への防災教育ということにつきましては、自主防災組織を通じた防災訓練、あるいは講習会等の支援を行うとともに、例年実施しております総合防災訓練等防災訓練への市民への積極的な参加というのを呼び掛けてまいりたいと思います。また、地域防災力の強化を図るということから、地域防災推進員養成講座等を積極的に受講していた

だき、地域防災リーダーを育成するとともに、地域の防災力というのを少しでも高めていただけるよう、市も一体となって支援していきたいと思います。

○8番議員（新宮領進） はい、終わります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時18分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

○5番議員（田中健一） 5番、田中です。9月議会、一般質問、最後の質問者となりました。よろしく願いいたします。

2020年開催、スポーツの祭典東京オリンピック・パラリンピックが決定をされました。開催に向けて東京だけでなく、日本全体が様々な取り組みをされていくのだろーと思ひます。現在、指宿市中学生夢育スポーツ教室と題しまして、発起人の方々が市内のすべての中学生に、スポーツ選手の講演を聴いていただいて、テーマに「本物を見ると本気になれる」を掲げ、自分の意識を高めていただき、必ずアスリート誕生との強い思いで北中保護者会が中心に、すべての保護者・地域のご理解の下、トップアスリート講演会、実技指導、今年度は野球・サッカーを計画をいたしております。計画を実施に向けて取り組んで、一生懸命、今、会議を進めております。市内の子供たちが本物の環境を学べる、大変よい機会であると思ひますので、いろいろなお立場があろうと思ひますが、市内すべての子供を愛する方々の絶大なるご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告してました2点について、質問をさせていただきますが、その前に、6月議会に指摘をさせていただきました、先日も広域農道岩本・開聞線の交差点の話がありましたが、よく通行される方からのご指摘もありました。横転事故も発生をしたそうです。本当に、人命に支障がなかったのが幸い。100人が100人、この交差点は本当、いつ大きな事故があってもおかしくないという認識をいたしておりますので、早期の改善をさらにお願ひしておきます。

まず、環境美化作業等、今後の対策についてであります。現在、市内においては市民主体の様々な環境美化作業が行われていると思ひますが、その大部分が多くボランティア活動に依存していると思ひます。現在の取組状況とこれまでの成果・課題について伺ひます。また、美化作業は主体的に各地域自治会が行っていただいていると理解していますが、自治会では、自治会加入者とそうでない方々がいると思ひます。住民主体の環境美化作業の取り組みに関する平等性について、どのように考えているのか伺ひます。

2点目に、指宿中央家畜市場統廃合による市内関係者への影響についてであります。以前から、市場再編の計画が問題視されてはいましたが、統廃合に至る理由について把握されているか伺ひて、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 市内の環境美化活動の取組状況や成果・課題と、そしてまた活動における

自治体加入者と未加入者の平等性等についてのご質問をいただきました。市内で取り組まれている美化活動の代表的なものとしては、クリーン指宿を始め、農地・水保全管理支払交付金事業等がございます。まず、クリーン指宿の取り組みについては、クリーン指宿市民会議が主体となって、春と秋の年2回実施されているところでございます。各地区でそれぞれ作業を行っていただいているため、具体的な参加人数等につきましては把握はできておりませんが、区長や公民館長等を中心に、多くの市民の方々に参加していただき、市内の環境美化及び環境保全に大きく寄与していただいていると思っております。

次に、農地・水保全管理支払交付金事業の取り組みについてでございますが、本事業では市内に計20地区の環境整備会がございます。年間で延べ約1万人が活動しているところでございます。そしてそれぞれの地域の方々が、それぞれの地域内の農道・水路等を維持管理することで、農村環境保全、水害等の未然防止のほか、地域内住民同士の交流促進が図られているものと思っております。またこれらの取り組み以外にも、数多くの自治会やボランティア団体等による自主的・主体的環境美化活動が存在しており、まさに市民全体で協働のまちづくりが年間を通じて実施されているものと思っております。

次に、環境美化活動における自治会加入者と未加入者の平等性についてでございますが、本市といたしましては、地域での環境美化活動のほか、様々な地域活動への市民参加を促進していくことで、地域コミュニティの活性化を図り、分権型社会に必要とされている協働の取り組みを推進していきたいと考えております。したがって、現在、できるだけ多くの市民が、それぞれの居住する地域活動に参加していただけるよう、自治公民館連絡協議会や環境衛生協力会、市政事務嘱託員会等と連携して、自治会加入促進の取り組みを一層進めなければならないと思っております。

次に、指宿中央家畜市場の統廃合についてでございます。以前、旧指宿市郡内には、旧山川町・旧開聞町・旧頴娃町の3か所に家畜市場があり、それぞれ仔牛の競り市業務が行われておりました。しかしながら、施設の老朽化や仔牛の上場頭数の減少などにより、旧山川町と旧頴娃町にあった家畜市場を、昭和50年度に閉鎖し、指宿中央家畜市場として旧開聞町の家畜市場に統合いたしました。その後、平成2年度には、県経済連により今まで使用していた施設の老朽化を更新する家畜市場再編整備事業で施設の整備を行い、現在の場所に移転し、競り市を行っているところでございます。現在の施設も、建設後23年ほどが経過しており、競り機の老朽化等により競り市開催中に度々故障し、競り市が一時中断することもあります。競り機についてはメーカーのメンテナンス契約も終了しており、部品も製造中止となっていることから、仔牛競り市が開催できない状況も心配されております。また、市内の畜産農家の高齢化や配合飼料価格の高止まり等により、畜産経営を廃業する農家も年々増加していることから、仔牛の出荷頭数が減少の傾向にあること、2か月に1回の競り市開催のため、仔牛にばらつきが見られることなど、有利販売ができない状況になってきております。このようなことから、JAいぶすきによる仔牛競り市再編プロジェクト会議が開催をされ、今までの経緯や今後のスケジュール等について説明がなされましたが、現在のところ具体的な話は進

んでいないところでございます。

○**5番議員（田中健一）** 環境美化作業について、2回目に入ります。クリーン指宿、参加人数については把握をされていないということではありますが、多分、ひとくくりに大勢のと言えは失礼に当たるかと思いますが、市民の方々が大半、出られない方々はそういう気持ちで、気持ちだけはきれいな指宿を想像していると思います。また、農地・農道・農業施設の管理については、1万人ほどという数字を聞いて、本当にびっくりしております。皆様方の本当ご協力に感謝を申し上げたいと思っております。こういう作業を年間通じて活動されていますが、更に全体的な、自治会加入も含めて、こういうボランティアというのはどんどん、更に進めていただきたいと思います。市内の環境美化作業は住環境における病虫害発生を抑止策、犯罪の未然防止策の効果はもちろんのこと、観光地指宿として多くの観光客を迎え入れるための景観づくりでもあります。そういう意味においても、今後も継続していかなければならない重要な取り組みであると考えます。そこでお伺いいたしますが、現在、市民の皆さんが行っていただいている環境美化作業ボランティア活動を、公共工事等で見積もっていけばどれぐらいの額になるのでしょうか、お伺いをいたします。

○**市民生活部長（谷口強美）** 先ほど、環境美化活動の代表例としてクリーン指宿市民会議の取り組みについて申し上げましたが、春と秋の2日間の美化作業に、市内約5割の世帯から1人ずつ参加していると仮定しますと、約2万人の市民の皆さんがクリーン指宿の中で作業をいただいているということになります。そして、この作業につきまして1日1人当たりの作業時間を1時間とし、諸費用を除いた単純労務費だけで試算しますと、約2,700万円の費用がかかるということになります。先ほども申し上げましたとおり、春・秋のクリーン指宿、錦江湾クリーンアップ作戦、知林ヶ島クリーンアップ作戦、それから病虫害防除対策の草払い・草焼き作業など、市内には年間を通じて多くの環境美化活動が実施されていることから、これらすべてに係る費用を積算しますと相当な金額になるのではないかと考えます。

○**5番議員（田中健一）** 計算をできないぐらいの、多分、効果を見いだしているということで捉えます。環境美化作業を行政が直接維持管理をしていくには、もう本当、想像できない額を想像するわけですが、やはり、このような活動は今後も引き続き、市民協働の観点から市民の皆さんの協力をいただいて取り組んでいくことが肝要であろうと考えます。ご承知のとおり、先日の答弁でも報告がなされていますが、我が指宿も高齢化率40%を超える集落も全体の半分ほど、また、限界集落についても20集落あるという報告でありました。このように高齢化社会が進んでいます。先日、とても痛ましい事件がありましたが、皆様も報道をお聞きであろうと思いますが、山口県周南市で起きた連続殺人放火事件です。犠牲者につきましてはお悔やみを申し上げたいと思います。当初、ご両親の介護のために郷里に帰り、報道関係も美談として多く取り上げられています。しかし、親孝行、地域孝行であった方が変わり果て、止めどなく転落していったというようなこともありました。超高齢化社会が進む一方で、地域の担い手となる若い方々の数は限られています。よって、高齢者を支え地域を守っていかなければならない担い手の力にも限界があると思います。このような状況が想定される中、市

としてはどのような対策をとっていかれるのかお伺いいたします。

○**市民生活部長（谷口強美）** 議員ご指摘のとおり、高齢化社会を支えていくためには、どうしても地域の担い手が必要になってまいります。しかしながら、一方では人口減少、少子化の影響で、将来的な担い手不足が深刻な問題となっていくのも事実でございます。したがって、そのような社会を支えていくためには、これまでにない新たな公共の仕組みづくり、いわゆる協働の仕組みづくりがとても重要になってくるのではないかと考えております。そういった観点から、市といたしましては協働のまちづくり指針に基づく、様々な取り組みを推進してきているところでありますが、今後は特にそういった少子高齢化社会に対応した、新たな担い手、いわゆる新たな地域コミュニティづくりについての研究や取り組みを関係団体等と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

○**5番議員（田中健一）** 少子高齢化に向けた新しい取り組みということしかなかったわけですが、今後、まだ指宿はそういうところまではいってないのかなという捉え方をされているのかなということで、理解させていただきます。いろんな美化作業の中で、今年度も緊急搬送されたというのも聞いていますが、熱中症の報告なんかは把握をされていますか。あったかなかったかでいいですよ。

○**市民生活部長（谷口強美）** 作業中の熱中症があったかどうかについては、人数までは把握しておりません。

○**5番議員（田中健一）** 人数までは把握をされていないということではありますが、あったということで理解します。このように大変過酷な、寡黙な環境整備ではありますが、市民の方々のご協力に感謝を更にしてまいりたいと思います。高齢化が進む中、環境美化作業における人海戦術には限界があると考えます。特に、農山村部、農地周辺部の施設維持作業等には危険箇所もあり、相当な労力を必要とすることから、今後、このような活動の際、ここにパンフレットをいただいたんですが、今、現在指宿の方では山川支所の方にバックホー付きの草を刈る機械があると思います。ピンキリで何十万単位、こちらは150万するそうです。大きなものに付けて、人間の何倍・何十倍も、多分人間は疲れたということを発すると思いますが、機械は油さえあれば疲れたとは言いませんので、また、こちらは農業者が持っているトラクターに付ける法面の除草作業に使うときの機械等も、いろいろ開発もされております。このようなバックホーやトラクターのアタッチメント装置など、機械力活用で作業等の軽減を、高齢者が負担をするところ、また危険な場所、若者の少ないところをカバーするために、私はこのような機械整備を年次的に進めていくべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○**農政部長（池増広行）** 農地・水保全管理支払交付金事業実施に伴い、各地区に環境整備会が立ち上げられ、農道・水路の保全管理を行っていただいております。ただ、これから高齢化社会が進む中では、作業のやり方として、人力での作業に併せて機械を併用せざるを得ない状況が想定されているところでございます。当事業では、機械のリースや業者委託も可能でありますので、予算の制約がある中ではありますが、伐採機械等の有効活用を図り、今後と

も保安全管理に努めていただきたいと思っているところでございます。また、市の所有する草払い付きのバックホーの貸し出しが行えるよう、今、考えておりますので、今後、環境整備会等へ周知してまいりたいと考えております。また、先ほどお示しのモア、畜産業の中で使用されているケースが多いわけですが、今、20の整備会が活動されておりますが、その中で畜産農家の方のボランティアによりまして、中にはそういう機械で作業していただいているところもあります。本当に今、感謝を申し上げるところでございます。今後の導入等につきましては、20の環境整備会で、それぞれまた地域事情もありますし、整備体制も同一ではございませんので、本市といたしましては、現在、開聞・山川・指宿地域、3地域に分けて担当を1人ずつ張りつけております。今後、いろいろ会議、また作業等にこの担当等も関わってまいっておりますので、地域の声を聞きながら、整備会のまた、その作業の内容等を十分に把握しながら、今後、検討していきたいと考えているところでございます。

○5番議員（田中健一） 貸し出し等も考えていただいているようですので、操縦者の資格とか、いろんな決まり事とか、あろうかと思っておりますので、どんどん機械力も使いながら管理をしていただきたいと思っております。私も美化作業について、参加をするわけなんですが、私が担当させていただいているところに、大きな排水路がありまして、流末なんですね、高さが多分大人の身長ぐらい、幅も1m50以上なんだろうかな、そこに法面から落ちてきた草をまた、中に入って道まで拾い上げてというような、大変難儀、苦勞をしていただいている場所もあります。そういうところは市民の皆さんから、暗渠にできないものかなというような相談事もありますので、特に危険な場所等については作業軽減を考えていただきたいと思います。また、2年前でしたかね、雨がちょっと大降りなやつが降り出しまして、集落長さんが、もう、ここは増水をして足をさらわれたらいけないから、今回はもうやめてくださいということで、そこだけは撤収をしていただきました。その後、想像すれば分かりますとおり、対岸の道路まで草木が被さってきて、大変環境衛生にも悪いということで、区の役員の方々が何がしかの事業を使ってきれいにやっていただきました。こういうのも含めて、やはり、危険な場所等については、しっかりと計画をしていただいて、改善をお願いしたいと思っております。

あと、公道の法面、土手ですね、ここに皆さんご存じの唐船峡そうめん流しに行く市道の周りでもあります。桜が植えたときには多分私より低い樹木でしょうから、大きくなったときの想像は誰もしないと思うんですね。その上には電話線、電線等があり、その線よりも2m3m、もう風がなびけば電線・電話線、もう、擦ってます。こういうのも、今のところ大きな台風等は来てはおりませんが、やはり、計画の時点で大きくなったらどうなるだろうというような想像をしていただきたいと思います。また、これは通告には書いてありませんのでお聞き入れをいただければありがたいんですが、開聞中学校、開聞支所より登山口を登っていけば、歩道部分に、これも開聞岳に登る方々の景観づくりとして桜も植樹をされております。これが、多分もう20年、30年経ってるんじゃないかなと思っておりますが、根が歩道部分の舗装を持ち上げて、歩行をするのも大変な状況等も多分把握をされていると思っております。私も以前言ったような記憶もありますので、そういうのも含めて、今、開聞岳は文化遺産富

土山に並ぶ山であります。登山者も多分増えていくだろうと思っております。こういうところにも、本当、気を配っていただいて、生徒のスクールゾーンだけでなく、やはり、開聞岳の顔ということでご指摘をさせていただきたいと思います。

2点目に移ります。家畜市場の統廃合については、至る原因について様々なことを把握されているようですが、競り機のメンテナンス契約の終了など、これも新しく交換をすれば、2,500万から3,000万ということをご指摘をされております。今現在、指宿市場に上場されている頭数が、25年度の計画で2,160頭、今、仔牛の相場が大変よろしいというか、肥育農家はその分逼迫しているわけなんです。正直言って2,500万から3,000万と聞けば、大変負担をしづらい額だろうとは思いますが、ですが、この山川・開聞・穎娃、あった市場を統廃合をし、その結果、現在のように更に統合をして、頭数がどんどん減ってきております。私が、市町村合併もしかり、合併については前向きであります。ですが、やり方を間違えば失敗をしてしまうんじゃないかなということを考えています。市場の合併については失敗の連続ではないのかなということを考えています。今、鹿児島県内に、と場、お肉を生成する工場であります。県内に12か所というと場の数がありますが、鹿児島県はこういうものがあるから肥育農家さんが近場であって、大変経営的にやりやすい環境をつくってきたと申されております。その反面、仔牛市場については、県内6か所しかありません。離島を含めば、更に倍以上になっていくんだろうとは思いますが、上場頭数の減が私は問題ではなく、こういう統廃合が問題ではなかったのかなということを感じております。指宿中央家畜市場が近隣の家畜市場と合併した場合、市内の農家への影響について、どのように想定をされているのかお伺いいたします。

○**農政部長（池増広行）** 指宿中央家畜市場が近隣の家畜市場と統合された場合の影響についてでございますが、J A いぶすきによりますと、メリットとして考えられることは、一つ目に、現在2か月に1回開催されている仔牛競り市が毎月開催されることにより、仔牛の適正出荷が可能となることから、仔牛の商品性向上や有利販売に繋がることで、畜産農家の所得向上が期待できるということ、二つ目に、購買者が増加することにより、適正な競り価格が期待されるということ、三つ目に、多頭農家におきましては、毎月開催されることで資金繰りが容易になることが考えられているところでございます。デメリットといたしまして、開催市場までの距離が長くなり利便性が低下することや、運搬費用が増加すること、積み込み開始時間が現行より早くなること等が考えられ、農家の負担が増えることも予想されているところでございます。

○**議長（森時徳）** 質問内容をちょっと短めにお願いできたらと思います。内容を。

○**5番議員（田中健一）** 様々な影響があることは理解をいたしました。メリット・デメリットご提示をいただきましたが、このようなデメリットがある中で合併した場合、農家に対してどのような対策が必要か、また合併しなかった場合、どのような対策をとられていくのか、両面の対策についてお伺いいたします。

○**農政部長（池増広行）** 市場が合併した場合は、先ほども申し上げましたとおり、市場が遠方

になることで、仔牛の搬入にかかる運搬費用等の諸経費が増加することが予想されますが、仔牛の商品性向上や有利販売等のメリットも考えられます。また、市場を存続させるためには、施設の更新や仔牛出荷頭数の増頭対策など、購買者のニーズに合った市場づくりが必要となってくると考えられます。いずれにいたしましても、市場の統廃合に関わらず、畜産農家においては他地区の仔牛と比較しても見劣りしない、購買者の求める商品性の高い仔牛作りを心がけて仔牛育成をしていただくことが重要ですので、今後とも技術指導、経営指導等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○**5番議員（田中健一）** 技術指導、経営指導をしっかりと手綱を取っていただきたいと思っています。指宿農協畜産部において合併に対するアンケート調査を生産農家・肥育農家に対して行っているが、集計結果についてどのような結果となっているか、お聞かせください。

○**農政部長（池増広行）** 指宿農協畜産部が行ったアンケート調査の結果についてですが、仔牛を生産する農家に行ったアンケートにつきましては、83件の回答がありました。合併した方がよいと答えた農家は27件で32.5%、合併は困ると答えた農家は37件で44.5%の結果が出ております。合併は困ると答えた農家で最も多い理由は、市場が遠くなるというものであります。飼養規模で見えますと、20頭未満の農家は合併は困る、と答え、20頭以上の多頭農家につきましては、合併した方がよいとの回答が得られております。仔牛を購入する肥育農家及び購買者に対してのアンケート調査の結果につきましては、回答数が19件と少ないですが、合併した方がよいと答えた方は4件で、合併は困ると答えた方は7件となっております。そのほかに、仔牛の購買者から家畜市場への要望等についても伺っておりますが、一番多かった要望が、出荷頭数の増加というものであります。

○**5番議員（田中健一）** 困る農家については、多分高齢世帯の農家であろうと思います。やはり、元気な老人、生涯現役で私もぼっくり逝きたいと考えていますが、やはり、元気な高齢者をつくるには、やはり農業、それも動物を飼って楽しく生活をしていただければ、この市場も存続に繋がっていくのではないかなと考えています。私が指宿市場の、平成20年度仔牛上場頭数が今年度の計画は2,160頭でありましたが、平成20年度、ここが直近で一番マックス、2,569頭の上場でありました。やはり、簡単計算をしても400頭以上の頭数が減ってきていると考えます。ここの市場を、増頭をしていくというのが一番存続に向けて対策が必要ではないかなということを考えますが、参考までに宮崎県の西諸、小林・えびの管内であります。ここの市場も全国的に繁殖頭数、繁殖農家の戸数が減少になっているのは目に見えていますが、西諸市場のマックスが直近は、平成14年度2万719頭、それが24年の末には1万9,417頭であります。曾於郡・肝付市場も我々というか私が牛飼いを始めたころ、1週間500頭上場ですと続いておりました。この間が一番短かったときで、曾於市場が3日間というのがあったそうであります。ここをもう感じれば、半分になったわけです。鹿児島県は和牛繁殖の日本一という看板を背負ってはおりますが、この当指宿も繁殖は微々たる頭数であります。肥育。

○**議長（森時徳）** 簡潔に、簡潔にしてもらって、ちょっと。

○**5番議員（田中健一）** はい。肥育農家数、あとは肥育頭数については、もう本当、膨大な頭数

を抱えております。仔牛の増頭対策について、隣接する鹿児島市や南九州市における家畜導入の対策事業があると思うんですが、どのような対策を講じられているのか、お示しをいただきたいと思います。

○**農政部長（池増広行）** 鹿児島市や南九州市における家畜導入対策については、繁殖元牛導入に関わる導入補助や貸し付け事業などが行われております。また、本市においても家畜購入資金貸付事業や肉用牝牛特別導入事業が行われており、これも本市におきましても上手く活用されているところでございます。

○**5番議員（田中健一）** 同類の支援策等もありますが、やはり、購買をする上で補助事業同士の戦いになっていくのは私はどうかなとは思いますが、今、購買力を言えば、指宿市内の農家さんは大変低下をしております。私も一般質問の中で何回かお願いをしておりますが、やはり、畜産農家の方々は大変恵まれているじゃないかということを常々言われる方々もいるようではありますが、そういう手厚い手当を受けながら、じゃあ減っていくのはなぜだろうということを皆さん考えていただきたいと思います。以前は環境美化もしていなかった市内だと思っております。それは畜産農家が多く頭数も多く、草も足らず、土手の草も奪い合いの状況できれいに畜産農家が刈ってくれていたものだと私は考えております。先日、開催されました指宿中央家畜市場において、JAいぶすきの松元常務が冒頭のご挨拶の中で、肥育農家のアンケート調査を理解をされたものだと思っておりますが、合併を行わず指宿中央市場での継続をとの発言をされました。市長も指宿市農業のリーダーシップを執っていただいて、現在、抱えている諸問題等について解決をしていただきたいという要望をして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○**議長（森時徳）** これにて、一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時09分
再開	午後	1時08分

○**議長（森時徳）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議会活性化等調査特別委員会調査結果報告(委員長報告、質疑)

○**議長（森時徳）** 次は、日程第3、議会活性化等調査特別委員会調査結果報告を議題といたします。

議会活性化等調査特別委員長の報告を求めます。

○**議会活性化等調査特別委員長（新川床金春）** 議会活性化等調査特別委員会の調査結果の最終報告に当たり、約1年にわたり各委員の皆様には多大なご協力いただきました。心より感謝申し上げます。

それでは、調査結果の報告をいたします。皆様に配布してございます、報告書の1ページをお開きください。

1、はじめに、地方分権の進展や地方自治体による独自の行財政改革の推進により、地方自

治体の自己決定権が拡大される中、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割と責任の重要さはますます増大しております。また、市議会は市民の代表機関として、施策の意志決定を行う議決機関であるほか、執行機関を監視・評価する機関として、市民の意思が市政に反映されるよう、審議を充実させ、議会機能の強化や議会改革に努め、市民の負託にこたえていかなければなりません。こういう中で、指宿市議会は、自らの立場を再検証し、市議会の活性化及び合理的運営に資することを目的に、平成24年9月26日に、9人の委員をもって構成する議会活性化等調査特別委員会を設置したところです。この特別委員会では、これまで本市議会が進めてきた議会改革の取り組みを踏まえた上で、本市議会が抱えている諸課題の改善・解決を目指し、さらなる議会の活性化につながる取り組みについて、15回にわたり鋭意検討を重ねてまいりました。特に、市民の意見を議会改革に反映させることを目的として、「指宿市議会に関する市民アンケート調査」を実施しましたが、このアンケート調査結果は、今後の本市議会の活性化策等を協議する上で、市民の意識を把握する貴重な資料となったところです。このたび、本特別委員会が調査した本市議会の活性化につながる取り組み等について、その調査結果をここに報告いたします。

次に、2、「議会活性化等調査特別委員会」については、設置目的、調査期間・方法、調査の経過、特別委員会の構成について報告してありますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

次に、7ページの3、指宿市議会に関する市民アンケート調査結果についてですが、調査を行う市議会の活性化策等について、本特別委員会では市議会に対する市民の率直な意見、要望を把握する必要があると判断し、併せて今後の議会改革のための資料として活用するとともに、市民の意見を議会改革に反映させることを目的として、「指宿市議会に関する市民アンケート調査」を実施いたしました。なお、アンケート調査結果は11ページからの「指宿市議会に関する市民アンケート調査結果」をご参照ください。

次に、4、議会活性化のための提言について報告いたします。

(1) 議会の活性化につながる取り組みについて

《実施について提言する取り組み》

①市民の声を反映できる「懇談会」・「議会報告会」の開催

市民の声を聴き、開催された議会のことを報告することは議会議員の責務であることから、実施すべきと決定しました。なお、実施にあたっては、平成26年2月の改選後の議会において、開催の時期・方法・回数・開催の場所等について検討を進めていただくよう提言するものです。

②「議会のインターネット配信」について

インターネット配信の効果は、議場に行かなくても議会の審査の状況や質問・答弁の内容などを知ることができることとなります。また、市民に開かれた議会という観点からも、実施することは議会の情報公開に繋がるものであることから、早急な実施の必要があると判断いたしました。実施については、必要事項について先進地の調査研究を行

い、本市に適応したインターネット配信の形態を構じることを提言し、併せて執行部には予算について格段の配慮をしていただくよう提言いたします。また、配信にあたっては、映像を悪用されないシステムの導入について検討をする必要があるとの意見がありました。

③一般質問の改善について

現行の一般質問については、答弁を含めて1時間の時間制限がありますが、一般質問の実施効果向上のために、質問時間の在り方等に改善を行う余地があると判断されます。よって改選後の議会において、改善を行うよう提言いたします。また、事前取材の適切な在り方について協議するよう申し添えます。

④議案に対する議員別賛否の公開について

議員として市民から負託を受けた以上、議案賛否の公開は実施すべきです。公開の実施にあたっては、会議規則との整合性や議員別賛否の確認の方法等について検討すべき事項が数多くあることから、改選後の議会において早急に検討を行い、実施するよう提言いたします。

⑤所管事務調査の見直しについて

本市議会の近年における所管事務調査は、調査先及び調査項目の範囲が狭くなっている傾向にあります。これは所管事務調査に要する経費に制限があるためです。現下の厳しい財政状況にあっては、経費の節減として一定の理解はできるところですが、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、多岐にわたる調査の実施は市政発展と市民福祉の向上につながるものであります。よって改選後の議会において、より効果のある所管事務調査の実施について検討を行うよう提言いたします。

《実施について、今後の検討を要する取り組み》

⑥反問権の付与について

反問権は、市民の議会の興味や理解度を増大させる効果がある反面、議員の権限として与えられた一般質問に対し反問権の乱用など、一般質問を制限する恐れがあることから、付与については慎重な議論が必要です。反問権を付与している自治体を見れば、その行使は質問内容の確認に使われるところが主であります。フリーの逆質問を行っている議会は数少ないところです。本市議会において、質問内容の確認は反問権の行使によらず行われているのが実態です。したがって、現時点においては特に反問権の必要性を感じないことから、実施については必要性に応じては今後、協議していくことに決定しました。

⑦党派制の導入について

党派制の導入については、及ぼす効果や影響等について、今後の議会において検討を行うよう提言いたします。

⑧休日や夜間議会開催について

合併前の旧指宿市で実施した実績や効果、他自治体の先例等を踏まえ、市民との懇談

会等における休日や夜間議会開催の市民の声を調査した上で、実施の有無について検討すべきと決定しました。

⑨議会だよりについて

議会だよりについて、一般質問に充てる文字数の増大や写真の掲載について協議を行いました。議員1人当たりの文字数を300文字から600文字に変更して間がないこと、また、市民から文字数の増や写真掲載について多くの要望が上がっていないことから、改選後の議会に委ねることに決定しました。

(2) 議員定数について

議員定数は議会の根幹に関わる大きな問題であることから、本特別委員会では議員及び議会の果たすべき役割と、多様な時代背景を踏まえた中での議員定数ということの一つのテーマとし、4回にわたり委員会を開催し調査研究を行いました。その過程において、議員及び議会の活動状況をはじめ、議員報酬と定数の関係、民意に支障を及ぼさない定数削減、将来の議員となる人材確保など様々な課題について活発な意見が交わされました。また、定数減とする場合、その適用時期は平成26年2月の本市議会改選時とすることに決定しました。結論を出すに当たり、まず、議員定数を減とするのか現状維持とするのかについて、意見が分かれたため、採決により決することにしましたが、その協議の中では次のような意見が出されました。

市民アンケートの調査結果に議員定数の削減を望む声が半数近くあるが、この結果は尊重しなければならない。議員定数は近隣市議会の状況を考慮し減とすべきである。議会の活性化は議員数の減という手段ではなく、活性化策の実施と議員個々の資質の向上をもって行うべきである。定数減になれば市民の声が届きにくくなるのではないか。これらの意見を踏まえて議員定数を減とするのか現状のままとするのかの意見があったため、減とすることについて採決を行った結果、起立多数でした。

次に、減員数について採決を行ったが、その協議の中では次のような意見が出されました。近隣市の南九州市、南さつま市の状況を考慮して、2人減とすべきである。現員数21人から1人を減じ、定数を20人とし、減になった1人分を他の20人の議員が議会の活性化を行う中で補い、市民の負託にこたえていくことが必要である。議員定数は民意の反映に支障をきたさない定数減、また常任委員会などの議会運営に支障をきたさない定数減を考慮し決定しなければならない。これらの意見を踏まえ、定数2人減とすることについて採決を行った結果、定数2人減が起立多数でした。

最後に、5、むすびとして。議会活性化は住民の負託にこたえるべく、議会と議員が常にその役割と責任を認識し行う自己改革です。この報告書では、本市議会の活性化につながる取り組みとして、「実施について提言する取り組み」、「実施について今後の検討を要する取り組み」及び「議員定数について」として、議会活性化に向けた提言を行っています。この提言は議会の自主性や独自性を発揮する中で、市民の声を聴きながら日常的に進めていく必要があると考えています。実施に当たっては、議会運営委員会や全員協議会など、具体的な協議

によりその詳細を取り決めるとともに、受入体制や予算化などについて市執行部との協議が必要であります。また今般、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中にあっては、議会運営にも迅速かつ主導的な対応が求められることから、提言する項目についてはスピード感のある議会改革の取り組みとして進めることを切望するものです。併せて、今後、この提言に基づく議会活性化策を実行していく中で、更に議会活性化策の効果や課題などを把握し、検証していく必要が出てくることも考えられますので、今後とも議会改革が着実に進められるよう望むものです。以上、議会活性化等調査特別委員会の最終報告といたします。ありがとうございました。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 六反園弘議員。

○16番議員（六反園弘） 何点か質問をします。定数2減となった理由ですが、市民アンケートをどう捉えたのか。それから自公連の要求していた4減というのについては、どういうふうにかけて対処されたのか、お聞きいたします。

○議会活性化等調査特別委員長（新川床金春） 定数減については、委員の中からはアンケート調査の半分以上が、減ということだったということがありまして、市民アンケートは、やっぱり必要だよねということで、市民の声を聴くということでやりました。それで自公連については、当委員会として意見交換会をした中で、いろいろなことを聞きました。その中で、4減はどうか、市民の声を聴いてほしいという声がありましたので、委員として自公連の皆様のご意向は、議員が市民の声を聴いていただきたいと、ということが強かったということで、2減にすることにしました。

○16番議員（六反園弘） 2減というのが強く出ているようですが、ほかに、その4減とかいうような意見は、委員の中からはなかったわけですか。

○議会活性化等調査特別委員長（新川床金春） 特別委員会を開催した当初はそういう声がありました。ですけど、自公連の11名の方との意見交換会の中で、やっぱり市民の声を大事に聴くべきだということがありまして、定数減のときには2減から4減という順番があったんですけども、2減を採決したときに多数でした。それでもう決めました。

○16番議員（六反園弘） もう一つだけお尋ねしますが、質問時間の改善というのが出ておりますけれども、質問時間の在り方について改善の余地があるとだけ述べてありますけれども、どのような改善の余地があるという意見が出されたんですか。

○議会活性化等調査特別委員長（新川床金春） 一般質問の時間が1時間ありますけれども、答弁の時間が長くて議員の質問時間が制約されているんじゃないかという話もありまして、いろ

んなところの書類を見た中で、質問時間を30分とか、40分とかありましたので、そのことは、今後、協議していただきたいということで、要するに質問時間を調整する余地はあるよなということで、提言してありますので、時間は次の改選の議会でもらいたいということで、なっております。

○議長（森時徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、議会活性化等調査特別委員会の調査は終了いたしました。

△ 陳情の取下げについて

○議長（森時徳） 次は、日程第4、陳情の取下げについてを議題といたします。

陳情第4号は、お手元に配布してあります写しのとおり、陳情者からこれを取り下げる旨の文書が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、取下げを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号の取下げについては、承認することに決定いたしました。

△ 散 会

○議長（森時徳） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 前 原 六 則

議 員 福 永 徳 郎

第3回指宿市議会定例会会議録

開議 平成25年9月26日午前10時00分

〜〜

1. 議事日程

- | | | |
|--------|-----------------------------|--|
| ○日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| ○日程第2 | 議案第68号 | 指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について |
| ○日程第3 | 議案第69号 | 指宿市介護保険条例の一部改正について |
| ○日程第4 | 議案第70号 | 指宿市重度心身障害者医療費助成条例及び指宿市障害認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について |
| ○日程第5 | 議案第71号 | 指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例等の一部改正について |
| ○日程第6 | 議案第72号 | 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について |
| ○日程第7 | 議案第78号 | 平成25年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について |
| ○日程第8 | 議案第73号 | 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| ○日程第9 | 議案第74号 | 平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| ○日程第10 | 議案第75号 | 平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について |
| ○日程第11 | 議案第76号 | 平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について |
| ○日程第12 | 議案第77号 | 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| ○日程第13 | 審査を終了した陳情（陳情第5号） | |
| ○日程第14 | 閉会中の継続審査について（議案第60号～議案第67号） | |
| ○日程第15 | 報告第3号 | 指宿市の平成24年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について |
| ○日程第16 | 報告第4号 | 指宿市の平成24年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について |
| ○日程第17 | 議案第79号 | 指宿市議会議員定数条例の一部改正について |
| ○日程第18 | 意見書案第2号 | 山川高校の存続を求める意見書（案） |
| ○日程第19 | 意見書案第3号 | ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書（案） |

○日程第20 意見書案第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

○日程第21 発言取消申出の件

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 チヨ子	8 番議員	新宮領 進
9 番議員	下川床 泉	10番議員	中 村 洋 幸
11番議員	前之園 正 和	12番議員	物 袋 昭 弘
13番議員	前 原 六 則	14番議員	福 永 徳 郎
15番議員	新川床 金 春	16番議員	六反園 弘
17番議員	前 田 猛	18番議員	大 保 三 郎
19番議員	下柳田 賢 次	21番議員	松 下 喜久雄
22番議員	森 時 徳		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美
健康福祉部長	野 口 義 幸	産業振興部長	高 野 重 夫
農 政 部 長	池 増 広 行	建 設 部 長	三 窪 義 孝
教 育 部 長	濱 田 悟	山 川 支 所 長	森 健 一
開 聞 支 所 長	下 吉 耕 一	建 設 部 参 与	上 谷 修
総 務 課 長	廣 森 敏 幸	財 政 課 長	中 村 孝
長寿介護課長	大久保 成 人	農 政 課 長	宮 崎 英 世

水 道 課 長 永 吉 道 博

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 福 山 一 幸
主幹兼調査管理係長 鮎 川 富 男

次長兼議事係長 岩 下 勝 美
議 事 係 主 査 濱 上 和 也

△ 開 議

- 議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

- 議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び六反園弘議員を指名いたします。

△ 議案第68号（委員長報告、質疑、討論、表決）

- 議長（森時徳） 次は、日程第2、議案第68号、指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

- 総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ付託されました議案第68号、指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

これまで職員を派遣する根拠となっていたものは、公益目的ということだったと思うが、今回、一般財団になるということで、公益性についてどうなるのかとの質疑に対し、財団法人の関連3法に基づいて、新たに区分されるのが、公益財団法人、非営利型の一般財団法人、営利型の一般財団法人の3種類に分けられる。名称としては、公益財団法人と一般財団法人の2種類だが、税法上の取扱いには3種類になる。指宿温泉まちづくり公社については、非営利型の一般財団法人と認定されているので、一般財団法人であっても、非営利型の財団法人と認識しているとの答弁でした。

第三者が見て、明確に非営利型である、営利型である区別は確認できないのかとの質疑に対し、名称については、非営利型という区分はなく、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社ということで、非営利型というのは出ていない。税法上の取扱いで、指宿税務署から非営利型の一般財団法人と認定を受けているとの答弁でした。

非営利型、営利型の区別をするのは、公益目的としている財団と同等の税控除が受けられ

る団体ということで区別ができるということかとの質疑に対し、そのように考えているとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第69号～議案第71号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第69号、指宿市介護保険条例の一部改正について、から、日程第5、議案第71号、指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例等の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ付託されました議案第69号、指宿市介護保険条例の一部改正について、及び議案第70号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例及び指宿市障害認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について、並びに議案第71号、指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例等の一部改正について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第69号について。年度によって違うのですが、大体何名くらいの人に関わ

ることですかと質疑に対し、平成24年度の介護保険特別会計の延滞金は、36件で8万9,100円でしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第71号について。延滞金の端数は、どのような処理をするのですかと質疑に対し、延滞金につきましては、100円未満を切り捨てとなっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第70号は、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第69号から議案第71号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第71号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第72号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第6、議案第72号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会に分割付託となりました議案第72号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、財政課所管分について。公共施設整備基金へ8,500万円という根拠はとの質疑に対し、公共又は公用施設の整備費用に充てるために積立っているが、老朽化が進んで耐震補強工事が必要となっている施設もある。建替えや大規模補修又は解体ということになれば、多額の費用を必要とするので、その財源を基金に積立っているとの答弁でした。

公共施設整備基金は、幾らまでは積立てていくという目標が考えられているのかとの質疑に対し、年次的な整備計画を立てれば、公共施設整備基金が幾らぐらいというのは出て来るかと思うとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。山川高校支援活性化対策協議会への補助金が71万2千円出ているが、この協議会の全体予算は71万2千円になるのかとの質疑に対し、全体予算が71万2千円であるとの答弁でした。

活性化協議会の組織自体は、JA、同窓会、PTAというところから、少しずつでもお金を集めるとかはなかったのかとの質疑に対し、いろいろな事業をしています、JAからは特産作物栽培技術共同実証事業のために必要な資材、山川水産加工業組合からは鰹節の提供とか、OB・OG会からは農産物の販売所の共同運営に協力をしていただいているとの答弁でした。

先進地に行く事業を計画しているが、どういうところに行く予定かとの質疑に対し、行き先については高校と協議中だか、日帰り研修を計画しており、九州管内、熊本・宮崎の先進的な農業を行っている場所とか、熊本県立農業高校の就農率が非常に高いので、そこを研修とか、これから協議をしていきたいとの答弁でした。

通学可能な生徒へパンフレット等を配布するということだが、山川高校内に学生寮を設置するとかいうことは検討されていないのかとの質疑に対し、学生寮建設の話はないが、下宿ができるようなところはないかといった意見交換はあったとの答弁でした。

この予算が募集停止をかけさせないために、県教委に対しての強い力となり得るのか。何か情報が入って、こういう予算付けをされたのかとの質疑に対し、教育委員会の方で最終的な結論という形になると思うが、一定の努力というのは見ていると思っている。9月末に県の文教委員会があるので、その後に発表されるのではないかとと思っているとの答弁でした。

意見として、時間的余裕がない中で、中学校3年生も進学先を二者面談、三者面談等をして決める時期になってくるかと思うので、パンフレット等の作成準備をして、早い段階で配布できるような形にしてほしい。今年度がないと来年度もないので、今年度継続ができた場合には、来年度以降、新年度からこういう対応策も取っていくような形を考えていただきたいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について。市道区画線塗替工事383万7千円は、何メートルぐらいの区画線が引ける金額かとの質疑に対し、約8,700mを計画しているとの答弁でした。

指宿南九州消防組合に自動心マッサージ器導入の負担が出ているが、どういうものかとの

質疑に対し、救急車に配備するもので、これまで救急隊員が人力で心臓マッサージをしながら病院に搬送していたが、この機械を導入することにより、自動的にマッサージができるので、狭いところでも搬送が楽になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第72号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。山川小学校の水道管の取替えは、今まではそれほど問題ないと考えていたが、濁りがひどくなったから替えようと。全体的な取替えはなかなかできないので3か所をするということですが、ほかのところはどうするのですかと質疑に対し、とりあえず、子供たちの水飲み場を確保しようということで、その後については、今後、再編等も勘案しながら、年次的にしていこうと考えているところですよとの答弁でした。

校務用のパソコンをウインドウズX Pからウインドウズ7にアップグレードするということですが、周辺機器やその他関連ソフトなどがウインドウズ7に対応するのですかと質疑に対し、平成22年3月に設置していますが、ウインドウズX Pからウインドウズ7へアップグレードしても対応すると聞いていますとの答弁でした。

特別支援教育支援委員の配置については、授業日数が足りていないということとの関係だと思いますが、学校に出校したときの対応ですか、それとも自宅療養、病院での療養にも出向いて対応するのですかと質疑に対し、保護者、本人、学校の教育委員会も入り、8月28日に支援についての話し合いを行い、本人からは、みんなと一緒に勉強したいという希望がありました。特定の教科を受けずに個別に授業をすると、その教科をまた受けられないということになるので、教育委員会としては、午前中体調が悪くても、昼から体調が良くなった場合には、自宅を訪問して自宅での支援を行うという旅費も計上していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について。今回は215万円増額したことによって、市内全体のLED化の進捗は何%ですかとの質疑に対し、昨年8月現在で、安全灯が3,760灯あり、今回の補正分を含めると、全体の33.3%がLED灯に替わりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。廃棄物指導員は、緊急雇用対策事業の一環としてスタートしたと思いますが、指導員が巡回して成果が上がっているので継続していますが、いつぐらいまで指導員を雇用しようという考えなのかとの質疑に対し、平成22年度には2名から始まった事業ですが、ステーションで直接市民と対話することが正しいごみ出しにつながることから、今年度も後半は、山川・開聞・指宿、それぞれ1名でと考えていましたが、資源混入率がまだ高いということから、来年度も3名は引き続き配置して、巡回指導に当たって行きたいと考えていますとの答弁でした。

工事の間、ごみの搬出については、現場持ち込みができないことがあるのかとの質疑に対し、63年炉の解体が始まると、工事車両の通行やバリケード等が設置されますが、通常のごみ処理につきましては、平成10年炉への出入りということになりますので、そこは特に問題はないと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。賦課徴収費の105万円は、延滞金の変更に伴うものかということですが、延滞金は何%という設定だけだとすれば、そんなに複雑なものなのかとの質疑の対し、今回の改正は、その数値だけを扱うものだけではなく、基礎となる特例基準割合の中身を変更しますので、計算のプログラム作成が必要なことから、軽微なものでなく、全国的にどのようなシステムでも改修が必要になっているとのことです。県内10市町がこのシステムを使っており、負担金のランクが3段階に分かれていて、Aが鹿児島市、Bが薩摩川内市、残り8市町が指宿と同様105万円ということです。指宿市と同じ105万円の市町村にも確認して、同額であることと、9月議会で補正をするということを確認していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。虐待防止ということですが、市内で虐待にあっている児童は何名ぐらいいるのかとの質疑に対し、虐待あるいはそれに関する相談が、平成24年度は440件、平成23年度は308件となっています。平成25年4月から7月までは、108件で64名の児童に関して相談があったところです。虐待の通報や相談があった場合、市には家庭児童相談員を2名常時配置しており、その方々と職員と出向いて相談を受けます。その内容には、いろいろなケースがあり、鹿児島県の児童中央相談所、あるいは警察、学校、民生委員など、いろいろな方々と相談をしながら、その子供たちに一番適した処遇を取っているところです。どうしても親と子供を離さないといけない場合は、児童相談所へ送致しているところだと答弁でした。

保育士等処遇改善臨時特例事業は、具体的にはこういった事業になるのかとの質疑に対し、今年度始まったところですが、保育士の給与等が安いということで、その給与を上げる目的で、国・県からの補助金により給与を支給するという内容です。14か所の私立保育所の非常勤、常勤の保育士、それから調理をされる方々を対象に支給されるものですが、園長先生等の経営の方々には支給されません。金額で割れば平均1人当たり月額8,800円程度、年間で約10万円程度が支給されますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、長寿介護課及び健康増進課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、学校給食センター所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正でするので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会に分割付託されました議案第72号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農業委員会所管分について。耕作放棄地の面積はどれぐらいで、耕作放棄地解消推進事業の対象となる区域は何 ha かの質疑に対し、耕作放棄地の面積は、平成24年度末138ha で、今回の予定は、概ね20ha ですとの答弁でした。

機械も大型化している。畑かん事業のような事業を持って来て、沼地を畑地にすることなど考えなかったのかとの質疑に対し、基盤整備を実施するにしても、同意率が100%近くないと難しいので、地権者の意向を確認したいということもあり、県にお願いしたとの答弁でした。

意向調査によって基盤整備のことも出て来るのではないか。また、河川に係った問題もあるのではないかと質疑に対し、耕地林務課とどういうアンケートを取るか調整し、結果に基づいて、関係部署で検討していきたいとの答弁でした。

意向調査は、今年から来年にかけて行うということになるのかとの質疑に対し、意向調査は今年で終わり、貸し手と借り手が出て来た場合は、調整まで含めて来年度までの2か年事

業ですとの答弁でした。

耕作放棄地が開闢のあたりは非常に目立つ。どのようにやっていくつもりかとの質疑に対し、年に2回作付け調査を実施している。その中で、耕作放棄地が出れば指導通知を行いたい。そこで貸したいという地権者がいた場合は、利用権まで結んでいただくような誘導をしていきたい。特に農業委員の方には、日頃からの活動として認識を持っていただくようお願いをしていきたいとの答弁でした。

意見として、市内に138haの耕作放棄地があるので、その解消に向けて頑張っていたきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について。かごしま園芸産地整備事業は、いぶすき農協への補助ということだが、これまではなかったのかとの質疑に対し、事業としてはこれまでもあった。J Aが新たに予冷库を1機増設するものですとの答弁でした。

予冷库はどこに造る予定かとの質疑に対し、山川地域の小川に設置する予定ですとの答弁でした。

中心経営体の施設整備への事業費は、農機などに対する補助金ということだが、対象農家は何人ぐらいいるのかとの質疑に対し、要望のあった9件を申請して内示をいただいたとの答弁でした。

補助率はどの質疑に対し、自己負担の部分に対して助成する制度で、補助率は3割ですとの答弁でした。

人・農地プラン作成事業の事務費交付金の主たる目的はどの質疑に対し、農村地域の高齢化が進むことにより、耕作放棄地が増えることで、人の問題、後継者をどうするか、農地の問題、耕作放棄地等をどうするかという課題を地域で話し合い、将来に対するプランを描く計画書ですとの答弁でした。

耕作をしている方であれば、年齢を問わず全員が対象になっているのかとの質疑に対し、10 a以上の耕作をされている方々にすべてアンケートを行ったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。高性能林業機械は、1台の単価は幾らで、どのようなものかとの質疑に対し、ザウルスロボが903万円、グラップル付トラックが2,143万8千円です。ザウルスロボは林道を造るときなど、使用するユンボの先に爪がついた機械です。グラップル付トラックは、ユニック車の先に爪がついており、間伐等で搬出した木を積載して運ぶ機会、22 tを入れる予定ですとの答弁でした。

補助率はどの質疑に対し、事業主体が森林組合で、県から50%の補助が森林組合に流されるが、1回、市の会計に入れて、市から50%を補助するという形になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。伊能忠敬のフロア展は、事業主体はどこで、総額どの程度の予算かとの質疑に対し、事業主体は、伊能図フロア展 in 指宿実行委員会で、事務局は観光協会が担っており、事業予算は480万円ですとの答弁でした。

事業主体はどのような団体で構成されているのかとの質疑に対し、構成団体は、琉球・山川港交流の会、鹿児島県土地家屋調査士会、観光協会、指宿市、伊能図フロア全国フロア展中央実行委員会ですとの答弁でした。

公園管理費の施設維持費でフェンスの問題が出たが、どういう状況だったのかとの質疑に対し、玉利地区の水源地近くの公園で、フェンスが設置されているが、フェンスのブロックが外れて危険な状態です。子供たちが遊んでいるときにフェンスに寄りかかって倒れたりすると、公園とその下の畑とが約2mの段差があり、転落等を防止するために、今回、フェンス工事を行うものですとの答弁でした。

魚見岳のハングライダー跡地も危険だと思うが、どのように捉えているのかとの質疑に対し、魚見岳のハングライダーのリリース台には、現在、フェンスを設け、鍵をして立ち入らないように注意喚起をしているが、現場を確認して必要な部分があれば安全対策のために補強などしていききたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。弥次ヶ湯通り線のどこになるのかとの質疑に対し、指宿庁舎と消防署の間の通りになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。崖地近接等移転事業に伴う利子補給の補助金の対象は何世帯かとの質疑に対し、開聞地区の1件ですとの答弁でした。

市内にはもうないのかとの質疑に対し、平成24年12月時点で調査した結果、市内には162戸の危険住宅があるとの答弁でした。

162戸に対しては指導などされているのかとの質疑に対し、昨年度も県の指導に基づき広報等を行っているとの答弁でした。

意見として、崖地対象件数が162件あるので、今後とも取り組んでいっていただきたいというものがありません。

なお、都市整備課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、商工水産課所管分、建設監理課所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第78号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第7、議案第78号、平成25年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ付託されました議案第78号、平成25年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第73号及び議案第74号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○**議長（森時徳）** 次は、日程第8、議案第73号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、及び日程第9、議案第74号、平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○**文教厚生委員長（田中健一）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第73号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、及び議案第74号、平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な質疑、意見について申し上げます。

議案第73号について。繰上充用が少なく済んだというのは、出納閉鎖後の努力によるものか、全体としての収入が当初見込んだより多くなったのか、支出が減ったということなのか、その点はどうですかとの質疑に対し、歳入については、当初計画より若干の額が増額されていましたが、最終的に1,534万円の内訳については、税務課職員の徴収に係るものが大きいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第74号は、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○**議長（森時徳）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（森時徳）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（森時徳）** 別にありませんので、討論を終結いたします。
これより、議案第73号及び議案第74号の2議案を一括して採決いたします。
2議案に対する委員長の報告は可決であります。
2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（森時徳）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号及び議案第74号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△議案第75号～議案第77号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第10、議案第75号、平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、から、日程第12、議案第77号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会に付託されました議案第75号、平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第76号、平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、並びに議案第77号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月9日と18日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第75号及び議案第76号並びに議案第77号は、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第75号から議案第77号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第77号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第13、審査を終了した陳情1件を議題といたします。

陳情第5号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会に付託になりました陳情第5号、山川高校の存続を求める陳情について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、県の教育委員会から54名以上集めないと、という依頼が来ていますが、現在のところ47名で7名不足しています。山川高校という学校は、私たち指宿市民にとってはなくてはならない学校だと思います。地元に着した、地元に着した高校でありますので、この陳情書は採択すべきだと思いますという意見と、山川高校は、従来、イモのバイオ苗を作り、山川地域を中心に配布し、イモの品質向上に役立ってきています。また、農業振興にも寄与しています。花の苗や野菜の苗も販売しており、地域に着した学校だと考えています。現在のところ定員に満たない状況ですが、是非、山川高校の存続という形を取っていただきたいという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

△ 閉会中の継続審査について

○議長（森時徳） 次は、日程第14、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

決算特別委員長から目下審査中の議案第60号から議案第67号までの8議案について、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査

の申出がありました。

お諮りいたします。

決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 報告第3号及び報告第4号一括上程

○議長（森時徳） 次は、日程第15、報告第3号、指宿市の平成24年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び日程第16、報告第4号、指宿市の平成24年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたしました案件は、財政の健全化判断比率に関する報告案件1件、公営企業の資金不足比率に関する報告案件1件の計2件であります。それではご説明申し上げます。

まず、報告第3号、指宿市の平成24年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び報告第4号、指宿市の平成24年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

この2議案は、本市の平成24年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

報告第3号、指宿市の平成24年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、四つの指標である、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を、それぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の平成24年度決算に基づく財政の健全化判断比率である四つの指標についてご説明申し上げます。

一つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため、数値なしとなりました。二つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額合計が赤字でないため、数値なしとなりました。三つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、11.0%となりました。四つ目の将来負担比率ですが、負債債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等の損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、59.0%となりました。早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、提出議案の2ページをお開きください。

報告第4号、指宿市の平成24年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第3号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の資金不足率と併せて、経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは報告第3号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の平成24年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率についてご説明申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。

次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計、公共下水道事業特別会計については、いずれの会計も資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を議会の議決を受けて策定の上、計画実施の推進を図るため財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 報告第3号及び報告第4号（質疑）

○議長（森時徳） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号及び報告第4号は終了いたしました。

△ 議案第79号上程

○議長（森時徳） 次は、日程第17、議案第79号、指宿市議会議員定数条例の一部改正について、
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○15番議員（新川床金春） おはようございます。議案第79号、指宿市議会議員定数条例の一部改正について、地方自治法第112条及び指宿市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたしました。

提出議案をご覧ください。改正の内容は、指宿市議会議員定数条例本則中、議員定数22人を20人に改めようとするものです。行政改革が進められ、全国及び近隣各市の議員定数が削減される中、議会活性化等調査特別委員会の最終報告を尊重するとともに、本市の厳しい財政状況を踏まえ、議員自らが姿勢を示すべきと総合的に判断し、この条例の所要の改正をしようとするものです。提出者は、指宿市議会議員、新川床金春ほか6名です。賛成者は、指宿市議会議員、高橋三樹ほか8名です。

以上の提案説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時31分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第79号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（森時徳） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 5点ほど通告をさせていただきましたので順次伺います。

まず、市民の中に議員定数を削減すべきだという声があるのは、私もそのように承知しているわけですが、その市民の中にある議員定数削減の声の意味するところ、その根底にあるものですね、何だと考えられるか、まず伺います。

次に、定数削減は、人数が減るわけですので、市民の声を市政に届けるパイプが少なくなるというのは事実ですが、そのことについてどのように考えるか伺います。

次に、同じく、定数削減は数が減るわけですので、執行部へのチェック機能の低下につながると思いますが、これについてはどのように考えられるか伺います。

また4番目に、全体として、定数削減は議会の活性化に逆行すると思いますが、その点についてはどう考えるか伺います。

最後に、この間、合併前は52名だったのが合併時26名、その後22名ということで、削減が繰り返されている状況なわけですが、そういう中で、20名にするというのが内容でありますので、この20名というのはベストというふうに考えていらっしゃるのかどうか、その点を伺います。

○15番議員（新川床金春） お答えいたします。市民の中にある議員削減の声のことについてですが、アンケート調査を実施しました。その中で、指宿市の財政が苦しいと聞いているということから、議員定数も削減し、全体的に経費を減らすべきであると。議会も国・県の動向を見ながら一緒に行動していただきたい。そして、その中で入ったのが、議員一人が本当に改革、その他いろいろな住民のために働いてくれればと思う中で定数削減ということだと思います。

2番目の定数削減が市民の声を市政に届けるパイプが少なくなるんじゃないかということですけど、特別委員会の中でも現数が21名ですので、1人を減らし、減った分は一人一人がですね、議会活性化のために取り組んで、市民の負託にこたえるべきだということがありました。

3番目の定数削減は執行部へのチェック機能の低下につながると思うがということですけども、これも一緒ですね、20人で一生懸命市民のために働くという認識を持ってですね、議会を活性化していけば補えるということですよ。

4番目の定数削減は議会の活性化に逆行すると思うがということですけど、議員個々の質向上を図りながら、活性化を進めることが議員の努めであると理解しています。ですから、逆行であるとは思いません。

5番目の繰り返される定数削減の下で、20人はベストかということですけども、15回の委員会の中で、いろいろ協議した中で、自治公民館連絡協議会の理事の方とも意見交換をしました。その中で出たのは、議員を削減すべきだということもありましたし、市民の声を十分吸い上げてほしいということもありました。ですから、20名がベストということで、私は思っております。

○11番議員（前之園正和） 議員定数削減の声の意味するところということに関しての答弁の中で、財政のことも言われましたが、一人一人の働き、議員としての働きが十分でないと、そういったことから減らせというようなことにつながっているというようなことも出されました。また、パイプが少なくなるということについては、一人一人がカバーし合えばいいということでした。それから、チェック機能の低下についてもですね、20人で一生懸命やればいいんじゃないかというようなことでした。議会の活性化に逆行するのではないかということについてもですね、それぞれの議員が質の向上を目指すということで対応ということだったんじゃないかというふうに思います。すべて総じて言えばですね、私は議員定数削減が議会の活性化に逆行するのではないかと、チェック機能の低下につながるんじゃないかと。減らすことによって、そういう動きになるんじゃないかということを問うてはいるわけですが、答弁の内容は、そこには触れず、議員それぞれの努力をすべきだというようなことを言っているわけです。それはですね、議員削減を求める理由にならないと思うんですね。議会活性化のために別に本来すべきことを言っているわけであって、削減の必要性を答えたことにならないというふうに思うんです。そこで、引き続き伺いますが、定数削減を求める声が市民の中にあるとするならば、それは議会の活性化を望む声が屈折した形で現れたものだと思います。そこで伺いますが、定数削減によって議会の活性化につながるかどうかということを私は聞いているんですね。別に、議会の活性化の努力をするということでもって削減の理由にならない。ですから、定数削減によって議会の活性化につながるかどうかと、そこを聞いているわけですので、改めて明確にしていきたいというふうに思います。

それから、議員定数の削減を繰り返されてきたということ言えば、合併前52が26になり、22になりということで、20名がベストということでした。20名がベストということになれば、以後の削減は、提出者としては、現時点では考えていないということなのかどうか。大きく2点伺います。

○15番議員（新川床金春） はい、お答えします。今までいろいろ特別委員会の中で協議した中でですね、市民の声を聞くことが少なかったということで、懇談会とか、議会報告会を今度開催していくということをしてしながら、議会の活性化に取り組んでいくということです。そうしながらですね、先ほども委員からは財政のことを言うてはおかしいがということですけども、やっぱり議員自らが率先し、財政改革のために身を切るということも必要だと私は思いましたので、この部分は、市民の模範となる議員であり、そしてその分、自分たちが今まで以上に議会活性化するために取り組んでいくということが求められているので、私はいいと思います。

それと、定数20がベストかということですけども、いろいろ議論がありました。私は当初4減でした。ですけど、先ほど言いましたように、自公連の理事の方と協議する中で、4減はあまりだなと。ですから、20名でいこうということで決めましたので、間違いないと思っています。

○11番議員（前之園正和） 繰り返しますが、私は、議員定数削減によって議会の活性化に逆行

するんじゃないかということを言っているわけです。ですから、議員定数削減によって、こちらの論理としてはですね、どのように議会活性化につながるのかなと、私は、削減は停滞につながるというふうに思うわけですので、削減が議会の活性化になるのか、ならないのか、そこを聞いているんです。私は、別に議会の活性化のために努力すべきだと、それは当然のことです。それは、現状の人数においてもやらなきゃならないことであって、削減が議会の活性化になるのか、ならないのかと、そこを聞いているわけです。削減をすると、活性化と逆行するので、より議員の努力が必要だということを言っていられっしやるのかどうか。それとも、議員の削減が活性化ということなのか、そこを聞いているわけです。

○15番議員（新川床金春） 提出者の下柳田さんによろしくをお願いします。

○議長（森時徳） 提出者であります下柳田議員の発言を許可いたします。交替をお願いします。

○19番議員（下柳田賢次） 提出者の一人として答弁をしたいと思います。前之園議員から出されました、減らすことによって議会の活性化になるかという質疑でございますが、この議論は非常に難しいところでございます。増やしたから活性化になるのか、現状が活性化になるのか、減らして活性化になるのか、これはそれぞれ難しい問題を含んでいると思います。そういった中で、先ほど来ありました、今の定数22を20に減らして取り組みたいという条例提案でございます。ここについては、特別委員会の中での様々な議論もあったわけですが、やはりアンケート等を調査した結果、市民の声の中に過半数以上、定数削減の声がありました。これは市民の声がそうだからということではございません。ここの中に含まれている大きな意味は、やはり議会も、少数精鋭で市民の負託にこたえてくれという思いがあるのではないかと。我々議員も、当然その観点からいけば、そういうことであるということが正しい判断ではないかということでございます。そして、22を20にということでございますが、現状、欠員1で21人でこの数年間を対応してまいりました。実質1減の20ということであれば、その1人分の減に対する不足分は、来年の2月に改選される20名であろう、20名の議員でそこはカバーしながら市民の負託にこたえていくべきということで、そのように思います。

それから、20がベストかということでございますが、この議員定数のベスト案というのは、これはそう簡単に今の指宿の現状、あるいは今後の社会現象等を踏まえて、幾人がベストだという答えは、今の現状では出ないと思います。この20人がベストだという判断は、あくまでも今の現状にかんがみた結果が、この20人がベストであろうという判断ということでございます。

それから、市民の中にある議員削減の声の意味するところということがありますが、これは、やはり議員各位の資質の向上であり、そういうものであり、ですから、これがその、減らしてでもその負託にこたえるべく数であれば、減らしたからパイプが少なくなるとか、あるいはチェック機能が劣るとかいうことはカバーできるというふうに思います。

それから、活性化に逆行するのではないかとということでもございましたが、これは、今、冒頭申しましたとおり、そういうふうにならないように我々議員が、個々が、あるいは議会として対応すべきものということだということでございます。

○議長（森時徳） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を順次許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 議案第79号に反対の討論を行います。

地方議会は、それぞれの地方自治体における地域住民の意思を代表する機能、自治立法権に基づく立法機能、執行機関に対する批判・監視機能という基本的機能を担っています。議員定数は合併前、合計で52名でしたが、合併当時26人となり、現在22名であります。更なる議員定数の削減は、これらの議会の持つ基本的機能をますます弱めるものであります。住民の中に、特に区長や公民館長などの中に、議員定数を削減を求める声があるのは事実です。しかし、その理由を聞いてみれば、議員の姿が見えない、住民の声が市政に反映されていないなど、議会としての、あるいは議員としての活動が期待するほどなされていないという批判から、それなら議員を減らしてしまえというものがその主な内容であります。議員定数の削減は、市民の中にある議会や議員への批判に正面からこたえないばかりか、ますます市民の期待と信頼を裏切ることになると言わざるを得ません。そもそも議員が働かないから減らせということに合理性はありません。働く、働かないを誰が評価するかはともかく、選挙ともなれば働く人が当選をし、働かない人が落選するというものではありません。むしろ議員としての資質よりも、別の力によって左右されるところが懸念されます。先ほど少数精鋭という話も出ましたが、定数を少なくすれば、精鋭の方が残るという保証もありません。もちろん誰が評価するかは別の問題であります。定数減は、全体としての働き手を減らすことになり、働かないから更に減らせという泥沼に入ることになります。まさに議会の自殺行為です。議会として、あるいは議員としての活動が見えないから定数を減らせと言われたときに、そのときに必要なのは、私も含めて、それぞれの議員が、自らの活動を振り返り、市民の代表としてのあるべき姿を更に追及するきっかけにすることではないでしょうか。活動が見えないから減らせに定数減でこたえるということは、活動の不十分さを自ら認め、さらには、改善の方向に足を進めないことだと指摘されても仕方がないのではないのでしょうか。真に市民の期待と信頼にこたえるためには、議会としての、あるいは議員としての活動の活性化を

お互いが図ることであります。また、市民と市政のパイプ、つまり、議員定数を一定数確保することであり、これ以上の定数減はすべきではありません。議会は特定の考えの集団で構成されてはならず、少数意見や地域的に見れば、小さい地域や集落の代表も排除されないものでなければなりません。また、幅広い階層や諸分野への代表も含めて構成されることが望まれ、住民の多様な民意を反映するものでなければなりません。議員定数の削減は、行政に対するチェック機能を弱め、議論を停滞させ、住民参加を阻害することにつながります。議員定数削減の理由の一つとして、行財政改革や財政状況が言われたりします。しかし、地方自治と議会制民主主義を維持するにあたり、一定の議会経費は当然必要であります。現状の議会経費は議員歳費だけでなく、議会費全体で見ても、当初予算全体の1%にもなりません。経費削減を言うならば、定数削減という議会としての自殺行為を行うのではなく、議会としての執行部へのチェック機能を強化し、その中で健全な行政運営、財政計画と執行のための任を強化すべきです。

以上、反対理由の一部を述べましたが、議員定数の削減をもって議会の活性化につながることはなく、住民意思の反映も衰退をし、立法機能の低下、執行機関に対する批判・監視機能の後退など、どの面から見ても、合理的必要性がないばかりか、あるべき姿に逆行することになります。よって、議員定数削減を内容とする本議案に反対をいたします。

○議長（森時徳） 次は、西森三義議員。

○2番議員（西森三義） 議案第79号に賛同する立場から討論いたします。

私は、議会活性化等調査特別委員会の一員として、議員及び議会の果たすべき役割と多様な時代背景を踏まえた中での議員定数ということで、テーマとし、調査、研究を行ってまいりました。その中で、議員定数は、議会の根幹に関わる重大な問題であることから、地域の声を市政に反映させるための適正な議員数、将来の議会を担うべき人材確保等、様々な問題について考察し、議員定数を削減すべきでないと主張しました。しかしながら、改めて広く市民の意見を聴取し、併せて本市の財政状況、近隣市の状況等を再検証した結果、本議案に対しての反対理由を見出すことができないものとの結論に至りました。よって、議案第79号に賛同申し上げますとともに、今後、議員としての資質向上と、更なる議会改革を推進し、市民の負託にこたえられるよう議会づくりにまい進することをお誓い申し上げて、討論を終わります。

○議長（森時徳） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第79号を採決いたします。

この採決については、会議規則第71条第1項の規定により、新川床金春議員ほか2人から記名投票によられたいとの要求がありますので、記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（森時徳） ただいまの出席議員は、20人であります。

投票札を配布いたします。

〔投票札配布〕

○議長（森時徳） 投票札の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（森時徳） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を、職員の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

〔点呼、投票〕

○議長（森時徳） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔閉鎖解除〕

○議長（森時徳） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、大保三郎議員、下柳田賢次議員、松下喜久雄議員を指名いたします。

よって、立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開票立会人開票席に着く〕

〔開票〕

○議長（森時徳） 投票結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

〔記名投票結果〕

・賛成（白票）を投じた議員

1 番 井元 伸明, 2 番 西森 三義, 3 番 浜田 藤幸, 4 番 高橋 三樹,
5 番 田中 健一, 6 番 木原 繁昭, 7 番 高田チヨ子, 8 番 新宮領 進,
9 番 下川床 泉, 10 番 中村 洋幸, 12 番 物袋 昭弘, 13 番 前原 六則,
14 番 福永 徳郎, 15 番 新川床金春, 16 番 六反園 弘, 17 番 前田 猛,

18番 大保 三郎, 19番 下柳田賢次, 21番 松下喜久雄

・反対（青票）を投じた議員

11番 前之園正和

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時58分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 意見書案第2号及び意見書案第3号一括上程

○議長（森時徳） 次は、日程第18、意見書案第2号、山川高校の存続を求める意見書案、及び日程第19、意見書案第3号、ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書案、の2意見書案を一括議題といたします。

△ 意見書案第2号及び意見書案第3号（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（森時徳） お諮りいたします。

2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第2号及び意見書案第3号の2意見書案を一括して採決いたします。

2意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号及び意見書案第3号の2意見書案は、原案のとおり可決されました。

△ 意見書案第4号上程

○議長（森時徳） 次は、日程第20、意見書案第4号、地方税財源の充実確保を求める意見書案、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○13番議員（前原六則） それでは、地方税財源の充実確保を求める意見書案について、意見書

を読み上げて提案に代えさせていただきます。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。よって、国においては、下記事項を実現されるよう、強く要望いたします。

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政事情を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるように増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について。

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を5対5とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (3) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99号の規定により意見書を提出いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時06分
再開	午後	1時14分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 意見書案第4号（質疑，委員付託省略，討論，表決）

○議長（森時徳） これより，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 地方消費税の充実などとあるが，具体的にどういうことかということとで通告をさせてもらいましたが，少し説明をさせてもらいたいと思います。

地方税財源の充実確保を求めることは，当然必要なことでありますが，問題はその方法，中身であります。意見書案によりますと，地方税源の充実確保の一つとして，地方消費税の充実などとありますが，具体的にどういうことなのか伺いますが，伺いたいことは大きく2点あります。まず一つは，地方消費税の充実とは，消費税のうち，地方分と国の分の按分比率を変えるということなのか，それとも，消費税そのものを増やす，つまり消費税率を上げ，財源として充実しろということなのか，あるいはその両方を指すのか伺います。

もう1点は，地方消費税の充実などとありますが，このなどとは，提出者として何があると考えているのか，それとも消費税以外は考えられないのか，その点を伺います。

○13番議員（前原六則） この地方消費税の充実などということについては，地方消費税が現行より減ることないよう配慮していただきたいということでございます。

それから，そのほかということですが，そのほかには揮発油税とか，いろいろ消費に関わるもの，いろいろあるわけなんですけども，相続税とか，贈与税とかですね，そのような国税の中で，地方に配分されるもの等のことを考えて，それも含めてということでございます。特に，地方消費税につきましては，偏在率がほかのものと比べて，非常に小さいわけですので，代表と言いますか，特に具体的に取り上げたものでございます。以上です。

議長。以後の答弁につきましては，同じ提出者でございます下柳田議員と代わりたと思いますが，ご許可をお願いいたします。

○議長（森時徳） 提出者であります下柳田議員の発言を許可いたします。

○19番議員（下柳田賢次） 質疑の内容2点あったかと思いますが。消費税そのものを上げるということか，あるいは，消費税の5%の中の地方分1%を上げろということかということに，まず1点目があったと思いますが，今現在，消費税5%の中の1%は，ご承知のとおり地方分として各都道府県，市町村に振り分けられているわけでございます。本市においても，24年度の，あるいは25年度3.7億円という地方消費税分が入っているわけでございます。当然，これを下げることなく，充実していくということについての地方側から国への要望ということでは，これは当然のことであるし，こういう地方側が要望していくということについては，当然のことだと，前之園議員も申したとおり，そういうことでございます。消費税を上げるのかということについては，これはあくまでも今，国の方で，政府与党の方で議論をしている話でもあります。近々，10月1日に総理自体が何らかの記者会見をするということではありますが，今の現時点では，何も決まっていない話でありますので，消費税を上げるということかとい

うことについては、今の段階で、この地方の立場でどうこう言える問題ではございません。あくまでも、この意見書にあります地方税財源の充実確保ということで、要望を出すということでございます。

それと2点目の、などはということでしたが、これは地方交付税の充実などですから、当然、拡充、アップ、そういうことを含んでいるということということでございます。

○11番議員（前之園正和） 前段の質疑に対しては、地方分と国の分の比率の問題での地方分を増やせということだということとして、消費税そのものを上げるということは含んで、現時点では含んでないということだったのではないかと思うんですが、そのことを一つ、もう一回確認したいということとですね、現時点では含んでないということなんですが、それは消費税の充実ということからすれば、明確に地方分と国の分の比率の問題は明確に含まれると。その消費税そのものについては、否定をすることになるのか、積極的な肯定は含まれていないという程度なのかですね、そこについて伺いたいというふうに思います。

それからですね、充実などのなどについては、充実などということであって、消費税の枠内でのなどだというふうに答弁は聞こえたんですが、消費税その他、先ほどの前原議員の方は、贈与税がどうか、相続がどうかという言葉もありましたけど、消費税以外にその他がなどということと表現されたのではなくて、今の下柳田議員の方は、消費税その中の充実その他という、ないたるものに聞こえたんですが、それがどちらなのかですね、伺いたいと思います。

○19番議員（下柳田賢次） この意見書が、消費税自体のアップを否定するのか、あるいは緩やかに肯定するのかという質疑でございましたが、この今、地方から出すこの意見書としてですね、消費税のそれを肯定する、否定する、そういう内容は含んでいないというふうに思います。

それと2点目のですね、充実などの部分が、消費税以外の課税客体税目に関係するのかということですが、その後に税源の偏在性が小さい、税収が安定的なものということからいけばですね、そういう意味合いも感じ取られるのかもしれませんが、私はあくまでも、この地方消費税というものが税源の偏在性が少なく、安定的な地方の税財源であるという観点から充実、これはあくまでも下げないという意味を含めた充実、あるいは地方消費税分の比率のアップ、これも可能であれば、それは当然、地方側としては要求すべきのもだと思いますし、5%のうちの今1%になっておりますが、仮に、これを1.2%にするとか、あるいは1.3%にするというようなことであれば、これは当然、そのなどの中に含まれるということでございます。

○11番議員（前之園正和） この消費税の充実ということの中にですね、その地方分と国の分の按分比率の問題が入ることはもうはっきりしているんですが、その消費税そのものについてどうなのかという点ではですね、今一つ、はっきりしないわけなんですが、提出者がどういう意図であろうとですね、本意見書案は意見書として可決になれば、その文書によってその意味合いが決定づけられるということになると思うんですね。そういうことからすれば、地

方消費税の充実という形になっておりますので、それは消費税の増税を求める形になっているというのが解釈であります。消費税増税は消費の停滞、景気の落ち込みをもたらし、とりわけ所得の少ない人にとっては生活そのものを脅かすことになります。この意見書の中の消費税の充実ということの中に、消費税増税が私はこの文章をそのまま解釈すれば、当然、消費税アップを望む立場というふうに思うんですが、そこについて、再度、消費税増税についてのですね、提出者としての見解と言いましょうか、を伺いたいと思いますし、もっとずばり聞けば、消費税増税を求める、文章からも求める立場というふうに解釈するんですが、提出者の現時点における解釈、意思としてはですね、消費税増税を求める立場なのかどうか、その点を最後に伺います。

○19番議員（下柳田賢次） 先ほども申しましたが、消費税の増税ということについては、この意見書の中で言及するものではないと。これはあくまでも国の所管の部分でありますし、地方が上げて、その上げた分を地方消費税としてアップしてくれと言えるようなそういう議論のものでもないということでございます。あくまでも、今の前之園議員の方では、地方消費税の充実を消費税をアップするという、消費税増税論と関連して議論をしようというふうに聞こえるわけですが、ここで言う地方消費税の充実というのは、本市が今現在、受けている年間の、本年度の当初予算で言う3.7億円、ここを国の方でそれを下げることなく、あるいは今言いましたように、これは非常に地方にとっては重要な財源でございますので、これを充実させてくれという切なる願いと言いますか、地方側からすれば当然こういう要望を出す、国に要望を出すということは、当然の行動であるし、当然、それを肯定する意見書であるというふうに思います。以上です。

○議長（森時徳） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第4号は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 反対の討論を行います。

地方財源が苦しくなった根本原因は、歴代自民党政権、とりわけ、近年で言えば三位一体改革によって、あるいは大筋においてそれを継承した民主党政権も含めて、政府の責任によ

るところが大であります。地方交付税の大幅削減などによって、地方の疲弊と住民生活の悪化をもたらしてきたことは明白です。今、行うべきは、地方交付税の復元、増額であり、交付税率の引上げに踏み出すことです。意見書案にある社会保障関係費の増など、地方の財源需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保するなど、当然必要なことであり、賛同するものであります。しかしながら、意見書案では、地方財源の充実確保を図るため、地方消費税の充実を求めるとしています。消費税法では、地方消費税の税率は国の消費税率の25%とされています。国の消費税率は4%ですから、地方消費税は消費税率に換算すると1%に相当し、国の消費税と地方消費税を合わせて5%となっています。地方消費税を充実させるとの主張は、消費税の地方分と国の分の按分比率を変えるということにとどまらず、地方が国に対して消費税そのものの増額を迫るものであります。我が党は、来年4月からの増税の中止を求めています。消費税は所得の少ない人に重くのしかかる最悪の不公平税制であり、国民の購買力を奪い、現在の深刻な地方経済の回復をも阻害するものであります。地方経済の落ち込みは、地方財源の充実確保にも大きく影響を及ぼします。財政危機の打開は消費税増税に頼らず行うことができます。むだ遣いをやめて、不公平な税制を改める。社会保障は国民みんなでその力に応じて支える。暮らしと権利を守るルールをつくり、国民生活を安定させて健全な経済成長を図る。そして、地方への財源圧迫をやめ、憲法に基づく地方自治が成り立つような地方交付税の在り方に改めさせるなどであります。

以上のような理由により、私は、真に地方税財源の充実確保を求める立場から、本意見書案に反対をいたします。

○議長（森時徳） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので討論を終結いたします。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

△ 発言取消申出の件

○議長（森時徳） 次は、日程第21、発言取消申出の件、を議題といたします。

市長より、お手元に配布いたしました申出書のとおり、総務部長の発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

市長の申出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、市長の申出を許可することに決定いたしました。

なお、前之園議員の引用発言についても、同様な処置になることをご報告申し上げます。
ご報告申し上げます。

教育長より、お手元に配布いたしました申出書のとおり、教育部長の発言訂正の申出があり、議長において許可いたしましたので報告いたします。

△ 閉議及び閉会

○議長（森時徳） 以上で、本会議に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、平成25年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 新川床 金 春

議 員 六反園 弘

山川高校の存続を求める意見書

鹿児島県教育委員会は、平成24年3月13日の文教警察委員会の中で、高校のあり方として、画一的基準を設けず・地元と協議しながら検討するなど答弁しています。しかし、山川高校については、7月に行う中学生進学希望調査の結果次第で、早ければ来年度からの募集停止を検討していることが新聞報道され、さらに、定員80人に対し、3分の2の54人以上を集めないと先が見えないとも報道がありました。画一的な基準は設けないとしながら、山川高校に対して、具体的な数字を提示した意図をはかりかねます。地域の農業と強く結びついた高校であり、定員充足率だけで存続を議論すべきではありません。

また、高校の統廃合や募集停止をめぐる地元との協議を、他地区においては6か月・1年半程度の期間をかけて実施してきたという先例がある中で、山川高校については、短期間で結論付けられようとしています。山川高校支援活性化対策協議会をはじめ、山川高校同窓会、JAいぶすきのアグリスクール、生徒と卒業生がそれぞれ出品、共同販売する「花野果市場」など、山川高校の活性化に向けて地域をあげて取り組んでいます。

以上のようなことから、以下の事項について強く要望いたします。

記

- 1 鹿児島県教育委員会は、山川高校の存続について、山川高校支援活性化対策協議会など地元関係機関と協議し、決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月26日

指宿市議会議長 森 時 徳

鹿児島県知事 殿

鹿児島県教育長 殿

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっています。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する、防災・減災対策を早急に進めていく必要があります。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館等の建築物で、床面積5千平方メートル以上の大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられました。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつありますが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要であります。

地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っている地方自治体もありますが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠であります。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとより、広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要であります。

よって、国は、ホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の充実を図るとともに、当該法の施行に当たっては、地方公共団体や当該建築物の所有者の実情等を十分踏まえ、必要な財政支援措置が確立されるまでは施行期限を延長すること及び耐震診断結果の公表の弾力化など、特段の配慮がなされるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月26日

指宿市議会議員 森 時 徳

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿

内 閣 総 理 大 臣 殿

観 光 庁 長 官 殿

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう、強く要望いたします。

記

- 1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
 - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
 - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
 - (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成 25 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
- 2 地方税源の充実確保等について
 - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
 - (2) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
 - (3) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
 - (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
 - (5) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 25 年 9 月 26 日

指宿市議会議長 森 時 徳

内 閣 総 理 大 臣 殿

財 務 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 殿